

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する
国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究
(H29-政策-一般-002)

平成29年度 総括研究報告書

研究代表者 中嶋 邦夫
ニッセイ基礎研究所
保険研究部 兼 年金総合リサーチセンター
主任研究員

平成30(2018)年5月

目次

I. 総括研究報告	1
ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫	
II. 分担研究	
テーマ1：退職給付の普及・継続の要因分析	
第1章 コーポレート・ファイナンスから見た企業年金と投資決定	15
東京理科大学 柳瀬 典由	
第2章 米国における私的年金（引退貯蓄）の普及施策について	23
みずほ信託銀行 小野 正昭	
第3章 次年度の企業アンケートに向けたヒアリング調査の結果と示唆	49
ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫・北村 智紀*	
テーマ2：個人型年金の普及・継続の要因分析	
第4章 個人年金加入に関する年齢・時代・世代(APC)分析	59
ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫	
第5章 金融や生命保険に関するリテラシーと生活設計や経済的準備の状況	85
ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫・北村 智紀*	
第6章 金融・税制リテラシーの多様性と老後準備や金融商品購入との関係	111
ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫・北村 智紀*	
テーマ3：受給方法選択の要因分析	
第7章 男性現役世代の据置年金への選好：選択型実験法を利用した検証	145
ニッセイ基礎研究所 北村 智紀*・中嶋 邦夫	
第8章 私的年金への税制優遇は公的年金の繰り下げ受給を促進するか？： サーベイ調査を利用した検証	167
ニッセイ基礎研究所 北村 智紀*・中嶋 邦夫	
テーマ4：公私年金の連携に注目した総合的な検討	
第9章 高齢者の所得保障制度	189
神奈川県立保健福祉大学 西村 淳	
第10章 目標とする老後の生活水準を設定するための家計アプローチ	209
年金総合研究所 佐野 邦明	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	243

* 北村の現在の所属は東北学院大学経営学部。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

平成29年度 総括研究報告書

公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する
国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究
(H29-政策-一般-002)

研究代表者 中嶋 邦夫
ニッセイ基礎研究所
保険研究部 兼 年金総合リサーチセンター
主任研究員

研究要旨

研究目的は、私的年金の普及と持続に影響する要因の解明と、さらなる普及に向けた政策提言である。具体的には、諸外国の制度や状況と比較分析して日本の課題を精査し、エビデンスに基づく政策検討のために実証分析を行う。社会保障制度改革国民会議は、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応の支援の検討を求めている。

研究方法は、(1)退職給付、(2)個人型年金、(3)受給方法、の各テーマを進めつつ、横断的に(4)公私年金の連携に注目して総合的に政策提言を検討する。3年計画の1年目(今年度)は、文献調査やヒアリング等を通じて現状や課題を確認した。テーマ2と3では、老後準備商品の利用状況や、公的年金の繰下げと私的年金の組み合わせの選好、主観的時間選好率等の行動経済学的要素、金融や税制優遇の理解度、等を計測する実験経済学を応用した個人アンケート調査を実施した。

研究結果は次のとおり。テーマ1(退職給付)では、(1)企業財務と企業年金の関係については、企業年金財政を起点にした経路と企業の投資決定を起点とした経路の両者が研究されていた、(2)米国における私的年金(引退貯蓄)の普及施策では、同国の専門家は2006年年金保護法を高評価し、課題として小規模企業での普及を指摘した。連邦政府は様々な簡易型制度を導入して導入や運営の敷居を下げた、(3)労使団体からは、近年は退職給付への関心が薄いこと、業種や規模などでは傾向がつかめないこと、などの情報を得た。研究者からは、アンケート調査の意義や実施時の注意点などの情報を得た、である。テーマ2(個人型年金)では、(4)個人年金保険加入率の年齢効果は50代後半から下降し、世代効果は概ね横ばいだった、(5)金融について全般的に不明と回答する人は主観的にも「詳しくない」と自覚しているが、預金以外について誤答している人等はリテラシーの低さを自覚していない傾向があった、(6)

金融や税制に全般的に正答する人は老後準備に積極的だが、不明と回答する人は消極的だった、である。テーマ3（受給方法）では、(7) 75歳支払い開始の据置終身年金の主観的評価額はフェアバリューと有意な差がなく、85歳開始のものは相当割安に評価されていた、(8) 私的年金額への税制優遇や有用な情報提供が、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向がある、である。テーマ4（総合検討）では、(9) 高齢者世帯の支出構造は若年世帯と、雇用収入の割合は年齢や世帯で、大きく異なる。所得保障制度を通してみると、従前は高齢者を保護の対象と考え、生活保護基準を基礎とした年金額を非課税で保障する体系であった、(10) オーストラリアでは、老後の所得保障水準に3段階の指標を設定し、公的年金・企業年金・個人貯蓄それぞれの達成すべき範囲を明確化して国民と共有している、である。

結論や示唆は次のとおり。テーマ1（退職給付）では、(1) 企業財務と企業年金の関係には様々な研究があり、アンケートによる意思決定の直接的な調査が期待される、(2) 必ずしも手本ではないかもしれないが、米国の現状や問題意識、問題解決への着眼点には学ぶべき点があり、米国の拠出建て制度の変化を踏まえた議論は極めて有意義、(3) 退職給付のあり方は多様でアンケート調査は有益だが、調査票の設計や調査対象の検討が重要になる、である。テーマ2（個人型年金）では、(4) 年齢効果と世代効果の非合理的な傾向は、公的年金の縮減傾向に対する理解が広まること等を通じた是正を期待したい、(5) 全般的に不明と答える人は経済的準備の前に生活設計の助言が、誤答が多い人は誤った生活設計や準備になっている可能性について助言が、必要な可能性がある、(6) 金融・税制リテラシーの高さと老後準備行動の2極化が進まないよう、リテラシーを高める方策や老後準備を促進するなどの介入が必要となる、である。テーマ3（受給方法）では、(7) 受給開始が高齢となる据置終身年金を市場に導入するには政策的なインセンティブが必要である、(8) 公的年金の繰り下げ受給を促進するには、私的年金への相対的な優遇や有用な情報提供を行うべき、である。テーマ4（総合検討）では、(9) 多様で能動的な高齢者像を想定し、若年時の就労に基づく年金を基本としつつ、就労継続や社会参加を支援する所得保障制度が求められる、(10) 日本でも、基礎年金・厚生年金・公的年金以外でそれぞれ賄うべき部分といったモデル家計支出・充分性指標を決定すべき、である。

研究分担者氏名・所属研究機関名及び所属研究機関における職名

- 中嶋 邦夫 ニッセイ基礎研究所・保険研究部 兼 年金総合リサーチセンター・主任研究員
- 上村 敏之 関西学院大学・経済学部・教授
- 北村 智紀 ニッセイ基礎研究所・金融研究部・主任研究員¹
- 佐々木 隆文 東京理科大学・経営学部・教授²
- 西久保 浩二 山梨大学・大学院総合研究部・教授
- 西村 淳 神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・教授
- 柳瀬 典由 東京理科大学・経営学部・准教授³

研究協力者氏名・所属研究機関名及び所属研究機関における職名

- 臼杵 政治 名古屋市立大学・大学院経済学研究科・教授
- 小野 正昭 みずほ信託銀行・年金研究所・主席研究員
- 坂本 純一 JS アクチュアリー事務所・代表
- 佐野 邦明 年金総合研究所・国際比較研究会・主席研究員

(厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課)⁴

¹ 平成 30 年度からは東北学院大学・経営学部・教授。
² 平成 30 年度からは中央大学・総合政策学部・教授。
³ 平成 30 年度からは東京理科大学・経営学部・教授。
⁴ 研究会に参加。

A. 研究目的

研究目的は、私的年金の普及と持続に影響する要因を明らかにし、さらなる普及に向けた政策提言を行うことである。具体的には、諸外国の制度や普及状況と比較分析して日本の制度の課題を精査し、エビデンスに基づく政策検討のために実証分析も行って、政策提言を行う。

私的年金の普及と持続は、わが国の高齢期の所得保障政策にとって重要な課題である。公的年金の所得代替率がマクロ経済スライドにより低下していくため、社会保障制度改革国民会議(2013)は、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応の支援も検討を求めている。また、中小企業を中心に退職給付(企業年金や退職一時金)の実施率が低下しており、自助努力の重要性が高まっている。加えて、退職給付では確定給付型が縮小して確定拠出型が拡大しており、運用や受取での個人の意思決定が重要になっている。

当研究の特色は5つある。(1)企業の財務戦略と人的資源管理を融合させ、退職給付制度を導入・継続するインセンティブを分析する。従来は財務面が注目されたが、近年は企業財務と人的資源管理を融合した企業分析が行われており、これを退職給付に応用する。(2)主観的割引率や心の会計等の行動経済学の観点で個人型年金を分析する。英国を始めとする近年の諸外国の私的年金政策では、個人の意思決定の歪みが考慮されている。この視点を日本に応用して研究する。(3)受給段階も研究する。私的年金が高齢期の所得保障となるには年金での受給が重要だ

が、現実には一時金での受給が多い。米国等の制度的対応策と、行動経済学等に基づく個人の認知行動バイアスを分析する。(4)エビデンスに基づく政策検討のため、情報収集に加え実証分析も行う。(5)広範かつ中立な産学官横断体制で研究する。

以上の全体的な問題意識のもと、個別の研究目的は以下のように設定した。

◆テーマ1：退職給付の普及・継続の要因分析

退職給付制度は労使合意により成立するが、企業の意味決定が普及や継続に影響する。そこで、企業の財務戦略と人的資源管理を融合させ、企業が退職給付制度を行うインセンティブを分析する。

1年目（今年度）の個別の研究目的は以下のように設定した。

○第1章 コーポレート・ファイナンスから見た企業年金と投資決定

本研究プロジェクトの中核的テーマは、公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性の検証である。公的年金と異なり、私的年金の中核をなす企業年金は、その設立と運営を担う事業主（母体企業）の持続的な存続がその前提となる。そして、（母体）企業の持続的発展の基礎となるのは、将来のキャッシュフローを創出するための投資である。このような投資には、設備投資のような有形財への投資もあれば、研究開発支出のような無形財への投資もある。そこで、本章では、コーポレート・ファイナンスの研究分野で論じられてきた、企業年金と母体企業の投資決定の関係性について要約する。

○第2章 米国における私的年金（引退貯蓄）の普及施策について

私的年金の存在、あるいは税制優遇の正当性の根拠は、現役の被保険者が公的年金保険等の社会保険を通じて再分配政策に参加していることに求めることが妥当と考えられ、正当性の確保のためには私的年金が相当程度普及していることが必要である。米国は日本と同様、私的年金の導入や加入が企業および個人の任意とされる国である。企業年金の場合、両国とも小規模企業にとって給付建て制度の維持は厳しくなりつつあり、勢い、制度普及への期待は拠出建て制度に集まる。本稿では、拠出建て制度を中心に、米国政府の私的年金普及施策を概観する。

○第3章 次年度の企業アンケートに向けたヒアリング調査の結果と示唆

当研究では、次年度（3年計画の2年目）に企業アンケートを計画している。アンケート調査を行う理由は、既存の退職給付と企業に関する実証分析は外形的な財務データ等に基づいており、企業内部で財務面と人的資源管理面をどう考慮しているかが明らかでないためである。次年度の企業アンケートを効率的・効果的に実施するため、今年度（3年計画の1年目）の1～3月に、関係する労使団体と多数の企業アンケート実施歴のある研究者にヒアリングを実施した。

◆テーマ2：個人型年金の普及・継続の要因分析

退職給付制度の実施率低下や非正規雇用の増加に伴って自助努力の重要性が増し、退職給付制度でのDC拡大もあり、個人の意思決定の重要度が増している。そ

ここで、自助努力等に関する個人の意思決定の要因を分析する。どのような政策が、老後準備への拠出や分散投資を促進できるか検討する。

1年目（今年度）の個別の研究目的は以下のように設定した。

○第4章 個人年金加入に関する年齢・時代・世代(APC)分析

今後、公的年金の実質的な給付水準が低下していくため、社会保障制度改革国民会議は、私的年金での対応への支援を課題として取り上げた。公私年金を合わせた総合的な老後所得保障を考える上では、企業の判断で実施される企業年金に加えて、個人が自らの判断で加入する個人型の年金も重要である。個人型年金への加入動機には、老後が近づくと関心が増すという年齢効果や、金利や税制などの時代効果、公的年金の見直しによる世代効果が想定される。そこで、1980年代から普及している個人年金保険等に関する個票データを利用して、年齢・時代・世代の影響を分析した。

○第5章 金融や生命保険に関するリテラシーと生活設計や経済的準備の状況

金融リテラシーの向上が、社会的な課題となっている。日本においては、各種の金融自由化や「貯蓄から投資へ」の動きが進むにつれて個人が多様な金融サービスに接触する機会が増え、金融リテラシーの向上が社会的な課題となってきた。さらに、2008年のリーマン・ショックを契機に、健全な金融システムの維持には利用者である個人の適切な行動が重要であり、G20等の場でも金融経済教育の重要性について議論されるようになった。本稿では、リテラシー計測設問の結果を、

正答か非正答かではなく正答・誤答・不明に区分して分析を実施し、人々のリテラシーのパターンを分類した。

○第6章 金融・税制リテラシーの多様性と老後準備や金融商品購入との関係

マクロ経済スライドによる公的年金の縮小に対応して、確定拠出年金などの個人の判断で加入する老後準備制度に対する税制優遇が拡大している。しかし、個人の判断で老後準備制度に加入するには、金融や税制に関するリテラシーが必要となる。そこで、日本では例が少ない税制リテラシーの計測を含む独自のアンケートを実施し、老後準備や金融商品購入などとの関係を分析した。

◆テーマ3：受給方法選択の要因分析

私的年金が高齢期の所得保障として機能するためには受給段階の意思決定も重要である。日本では一時金での受給が多く、米国などでも年金受給への誘導が課題となっている。そこで、受給段階における個人と年金提供者の態度を分析する。どのような政策が、家計の長寿リスクの認識を高め、公的年金と連携したリスクヘッジが可能となるか検討する。

1年目（今年度）の個別の研究目的は以下のように設定した。

○第7章 男性現役世代の据置年金への選好：選択型実験法を利用した検証

本稿は、家計の終身年金や据置年金への選好を分析する。公的年金の給付水準の低下が予測されるなか、家計の自助努力の促進は重要な政策課題である、公的年金を補う金融商品として、終身年金や据置年金が考えられる。そこで本稿では、長寿年金や据置年金への選好について、

選択型実験法を利用して分析する。

○第8章 私的年金への税制優遇は公的年金の繰り下げ受給を促進するか? : サーベイ調査を利用した検証

公的年金の給付水準が低下する見込みになっている。公的年金はできる限り受給を延期（繰り下げ）し、受給額を増やせば、自分が想定した以上に長生きした際に、金融資産が枯渇しても、生活水準の低下を抑制できる可能性である。本稿では、私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げを促進することが可能か検証する。また、ライフプラン設計に必要な追加的情報を提供することにより、公的年金の繰り下げと私的年金への加入が有利であることがわかり、繰り下げを促進するか検証した。

◆テーマ4：公私年金の連携に注目した総合的な検討

テーマ1～3の研究を踏まえ、公私年金の連携に注目した上で、諸外国との比較分析や日本への示唆の検討を行政と連携して総合的に行う。制度としてのメリットやデメリットにとどまらず、諸外国で諸施策施行後に明らかになった実施上の問題なども考慮する。

1年目（今年度）の個別の研究目的は以下のように設定した。

○第9章 高齢者の所得保障制度

本稿では、高齢者の経済実態を踏まえ、年金のみならず高齢者の所得保障の課題を抽出し、「高齢者特有の課題」に着目しながら、生活保護、公的年金、私的年金、雇用と所得保障、税制といった高齢者に係る所得保障制度を、法学の見地から総合的に検討する。

○第10章 目標とする老後の生活水準を設定するための家計アプローチ

個人が引退後に向けた資産形成を検討する際、さらに政府がその奨励策を検討する際には「目標とする老後の生活水準の設定」が重要な要素となる。OECDやILO等の国際機関は引退後の生活水準の指標として「所得代替率」を用いており、日本でも公的年金の給付水準等を検討する際にも利用されている。しかし、私的年金制度の必要性を具体的に検討する際には、様々な生活水準を想定した家計支出に基づく分析が必須となる。そこで、オーストラリアで活用されている家計アプローチの開発・発展過程を俯瞰し、日本で検討する際の課題等について考察した。

B. 研究方法

テーマ1～3の研究を進めつつ、4でテーマを横断して総合的に検討し、制度設計に資する政策提言を行う。

本研究は3年計画である。1年目は文献調査やヒアリング、個人アンケート等を通じて日本や諸外国の現状や課題を確認した。2年目は企業アンケート等の実施と、学会報告等で情報整理と分析を深める。3年目は中間成果を各方面で発表・議論し、諸外国の有識者を招聘し、意見を反映して研究のまとめと政策提言を行う。

以上の方針のもと、1年目（今年度）の個別の研究目的は以下のように設定した。

◆テーマ1：退職給付の普及・継続の要因分析

1年目（今年度）は、文献調査やヒア

リングと討議を行った。

○第1章 コーポレート・ファイナンスから見た企業年金と投資決定

本章では、コーポレート・ファイナンスの研究分野で論じられてきた、企業年金と母体企業の投資決定の関係性について、先行研究をサーベイし、要約した。具体的には、企業年金財政の悪化が資金制約となって母体企業の設備投資意欲を阻害する可能性（過少投資問題）、退職給付会計の影響、現役および退職従業員の退職後所得に対する責任（レガシーコスト）の影響、企業の投資決定に対する経営者の考え方が企業年金財政や年金資産運用に与える影響、等について確認した。

○第2章 米国における私的年金（引退貯蓄）の普及施策について

本稿では、拠出建て制度を中心に、米国政府の私的年金普及施策を概観した。まず、労働省の Bureau of Labor Statistics の情報をもとに、私的年金の普及状況を確認した。次に、米国の私的年金の歴史を、拠出建て制度を中心に概観した。また、拠出建て制度を中心とした制度普及に関連して、米国の専門家が評価する法制面のエポックについて整理した。さらに、労働省や内国歳入庁のサイトにもとづき、小規模企業にとっての私的年金（引退貯蓄）制度の候補を紹介した。また、制度設計基準の簡素化に加えて、米国政府が実施または検討している支援策について概観した。

○第3章 次年度の企業アンケートに向けたヒアリング調査の結果と示唆

今年度（3年計画の1年目）の1～3月に、関係する労使団体と多数の企業アンケート実施歴のある研究者にヒアリン

グを実施した。ヒアリングにご協力頂いた労使団体は次の4団体である。

- ・日本商工会議所/東京商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・日本経済団体連合会
- ・日本労働組合総連合会

また、ヒアリングを依頼した研究者は以下のとおりである。

- ・芹田敏夫 青山学院大学経済学部 教授

◆テーマ2：個人型年金の普及・継続の要因分析

1年目（今年度）は、研究会でのヒアリング結果等を踏まえて検討し、テーマ3（受給方法）と合同で、各種の老後準備金融商品の利用状況や利用意向、マクロ経済スライドを考慮した公的年金の繰り下げと私的年金・就労の組み合わせの選好、主観的時間選好率や主観的余命等の行動経済学的要素、金融や税制優遇の理解度、先行研究で有意となった諸要素、等を計測する実験経済学を応用した個人アンケート調査を実施した。また、アンケート結果の分析に先立ち、生命保険文化センターから個票データを借用し、分析した。

○第4章 個人年金加入に関する年齢・時代・世代(APC)分析

（公財）生命保険文化センターが3年おきに実施している「生命保険に関する全国実態調査」の個票データ（1988年調査から2015年調査までの10回分）を利用して、個人年金保険等への加入に対する年齢・時代・世代の影響を分析した。年齢・時代・世代(APC)分析にはいくつかの手法が提案されているが、本稿ではIEを用いた。

○第5章 金融や生命保険に関するリテラシーと生活設計や経済的準備の状況

本稿では、(公財) 生命保険文化センターが実施した「生活保障に関する調査」(2016年調査)の金融・生命保険リテラシー計測設問の結果を、正答か非正答かではなく正答・誤答・不明に区分して潜在クラス分析を実施し、人々の金融・生命保険リテラシーのパターンを分類した。

○第6章 金融・税制リテラシーの多様性と老後準備や金融商品購入との関係

本稿では、独自に実施したアンケートデータである。アンケートは、マイボイスコム株式会社に登録したモニター会員を対象に実施した。この調査には、客観的な金融リテラシーを計測するための設問4つと、客観的な税制優遇に関する税制リテラシーを計測するための設問3つを盛り込んだ。その結果を、第5章で得た金融リテラシーの多様性を考慮し、同稿と同様に潜在クラス分析を用いて分析した。

◆テーマ3：受給方法選択の要因分析

1年目(今年度)は、研究会でのヒアリング結果等を踏まえ、テーマ2(個人型年金)と合同で個人アンケート調査を予定通りに実施した。

○第7章 男性現役世代の据置年金への選好：選択型実験法を利用した検証

一般に金融商品には、ある特徴を得るためには、別の特徴をあきらめる必要があるというトレード・オフがある。このようなトレード・オフを考慮して、どのような特徴を持つ金融商品を選好するか検証することは、単純なアンケート調査では難しい。本稿では「選好表明法」の

なかの一種である「選択型実験法」を利用し、保険料の支払いと年金の受給にトレード・オフがあることを前提に、回答者が終身年金や長寿年金を選好するのか検証した。

○第8章 私的年金への税制優遇は公的年金の繰り下げ受給を促進するか?：サーベイ調査を利用した検証

本稿は、60代後半の年金受給開始時期の家計を対象とした私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げを促進できるか、また、ライフプランに必要な情報を提供することにより、公的年金の繰り下げを促進するか、独自のサーベイ調査を利用して実証的に検証した。優遇措置として、①私的年金の保険料に対する税制優遇、②私的年金の年金額に対する税制優遇、③退職金への課税を想定した私的年金への相対的な優遇を検討した。また、ライフプランに必要な情報として、80歳時点で予測される金融資産額を提供した。

◆テーマ4：公私年金の連携に注目した総合的な検討

1年目(今年度)は研究会でヒアリングや討議を行い、高齢者の所得保障制度の全体像における私的年金のあり方や、公私年金を合計した目標とする老後の生活水準を設定するための家計アプローチについて議論した。また、私的年金は公的年金の補足(上乘せ)だけでなく繰り下げ受給との組み合わせも重要であること等を議論し、テーマ3に関する個人アンケートの設計に役立てた。

○第9章 高齢者の所得保障制度

本稿では、高齢者の経済実態を踏まえ、年金のみならず高齢者の所得保障の課題

を抽出し、高齢者に係る所得保障制度を、法学の見地から総合的に検討する。その際、高齢者の所得保障における「高齢者特有の課題」は何かに着目する。検討する所得保障の各制度は、生活保護制度、年金制度、雇用と所得保障、高齢者に関わる税制、である。

○第10章 目標とする老後の生活水準を設定するための家計アプローチ

オーストラリアで活用されている家計アプローチの開発・発展過程を俯瞰し、日本で検討する際の課題等について考察した。具体的には、まずオーストラリアの年金制度と年金の給付水準と家計支出の対応関係を確認した。次に、家計アプローチの開発・発展過程を、当初の1998年版から最新の2018年版まで、約5年ごとの改定過程に沿って確認した。

(倫理面への配慮)

アンケート調査の実施をプライバシーマーク取得済企業に委託するなど、社内規定に基づいて人権擁護や情報保護に十分配慮し情報漏洩などが無いよう適正な管理に努めた。また、研究公表時にはデータのクロス集計等により、集計結果が少数例(3以下とする)で、生活状況および社会経済的状況等の項目から個人が特定されてしまうような場合は、秘匿処置としてそのデータは公表しないこととした(該当事例はなかった)。

C. 研究結果

上記の研究方法により、次のような結果を得た。

◆テーマ1：退職給付の普及・継続の要

因分析

○第1章 コーポレート・ファイナンスから見た企業年金と投資決定

先行研究を大雑把に要約すれば、企業財務における投資決定と企業年金の関係については、企業年金財政の悪化が資金制約となって母体企業の設備投資意欲を阻害するという企業年金財政を起点にした経路と、その逆に、企業の投資決定に対する経営者の考え方が会計上の操作やDB年金への拠出行動を通じて企業年金財政や年金資産運用に影響を及ぼすという企業の投資決定を起点とした経路、との両者が研究されている。

○第2章 米国における私的年金(引退貯蓄)の普及施策について

同国の専門家は、加入者の引退貯蓄を最も支援した制度改正として2006年年金保護法を挙げ、今後の課題として小規模企業の従業員に対する普及を指摘している。連邦政府の施策を見ると、様々な簡易型制度を導入することにより、小規模企業の事業主の導入や運営の敷居を下げる動きが見られる。

○第3章 次年度の企業アンケートに向けたヒアリング調査の結果と示唆

労使団体からは、人的資源管理(労務)の面では近年は賃金が話題の中心で退職給付への関心が薄いこと、各企業の退職給付のあり方は多様で業種や規模などでは傾向がつかめないこと、などの情報を得た。研究者からは、アンケート調査は意思決定の動機などを聞ける点で有用なこと、分析や回答負荷を想定して調査票を設計すべきこと、非匿名回答では外部の財務データと紐付けできること、大企業の方が回答率が高いこと、などの情報

を得た。

◆テーマ2：個人型年金の普及・継続の要因分析

○第4章 個人年金加入に関する年齢・時代・世代(APC)分析

個人年金保険の年齢効果は 53 歳をピークとする山型で、老後準備への関心が 50 代に向けて高まることとは整合的だが、今回のデータでは受給中も加入中とみなすことを考えれば、50 代後半から加入率が下降する傾向は理解し難かった。まだ、公的年金が段階的に縮減されるにもかかわらず、世代効果は概ね横ばいだった。

○第5章 金融や生命保険に関するリテラシーと生活設計や経済的準備の状況

人々の金融・生命保険リテラシーは、全般的に正答したかに加え、金融と生命保険のそれぞれについて不明と回答したか誤答したかで、分類された。金融について全般的に不明と回答する人は主観的にも「詳しくない」と自覚しているが、預金以外について誤答している人や生命保険についてだけ不明と回答する人は、リテラシーの低さをそれほど自覚していない傾向があった。

○第6章 金融・税制リテラシーの多様性と老後準備や金融商品購入との関係

所得控除の効果を計算する設問を2つの枠組みで質問したところ、各問の正答率は 35%前後だったが両問に正答した割合は全体の 18%だった。iDeCo の税制優遇の知識を問う設問も加えた3問すべてに正答したのは全体の 8%で、正答数がゼロだったのは全体の 41%を占めた。このうち、3問すべてに不明と回答した

のが全体の 22%であった。潜在クラスモデルを用いて金融と税制のリテラシーの保有状況を5つのクラスに分類したところ、全般的に正答するクラスでは老後準備や金融商品の購入に積極的だったが、不明と回答するクラスでは消極的だった。

◆テーマ3：受給方法選択の要因分析

○第7章 男性現役世代の据置年金への選好:選択型実験法を利用した検証

分析の結果、65歳受給開始の終身年金、65歳受給開始の10年満期の有期年金、同20年満期有期年金の家計の主観的評価額はフェアバリューよりも高く、選好される傾向があった。75歳支払い開始の据置終身年金の主観的評価額は、フェアバリューと比較して有意な差がなく、85歳支払い開始の据置終身年金の主観的評価額は、相当程度、割安に評価されており、選好されていない商品であった。

○第8章 私的年金への税制優遇は公的年金の繰り下げ受給を促進するか?:サーベイ調査を利用した検証

調査結果を分析した結果、私的年金額への税制優遇が、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向があること確認された。一方、繰り下げを選択した人にデータを限定すると、公的年金の保険料への税制優遇の効果があった。ライフプランに有用な情報提供により、私的年金への優遇が容易に把握できるようになり、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向があること確認された。しかし、情報に内容や分析の方法により、情報を示す有利性が確認されない場合もあった。

◆テーマ4：公私年金の連携に注目した総合的な検討

○第9章 高齢者の所得保障制度

消費支出を見ると、高齢者世帯の支出構造は若年世帯とは大きく異なっている。所得については、68.0%の世帯において公的年金・恩給の総所得に占める割合が80%以上で、収入における雇用収入の割合は年齢や世帯によって大きく異なっている。また、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有しているが、ただしこれも格差が大きいものと見るべきである。各制度を通してみると、従前は高齢者を保護の対象と考え、生活保護基準を基礎とした年金額を非課税で保障するという制度体系であった。

○第10章 目標とする老後の生活水準を設定するための家計アプローチ

オーストラリアでは、老後の所得保障水準に「最低限の社会生活が可能な生活水準」「標準的な社会活動が可能な生活水準」「余暇などを満喫することが可能な生活水準」といった指標を設定し、公的年金・企業年金・個人貯蓄それぞれの達成すべき範囲を明確化して、広く国民で共有する仕組みが構築されている。

D. 考察・結論・示唆

上記の研究結果をもとに、次のように考察し結論や示唆を得た。

◆テーマ1：退職給付の普及・継続の要因分析

○第1章 コーポレート・ファイナンスから見た企業年金と投資決定

企業財務における投資決定と企業年金の関係については、様々な見方の研究が

ある。当研究プロジェクトで次年度に予定している企業アンケートによって、企業財務における投資決定と企業年金の関係について、企業の意思決定の内容を直接調査できることが期待される。

○第2章 米国における私的年金(引退貯蓄)の普及施策について

米国の制度は必ずしも日本が追随すべき手本ではないかもしれないが、米国の現状や問題意識、ならびに問題解決への着眼点には、学ぶべき点が豊富にある。米国の拠出建て制度は、わが国が企業年金法を検討した1990年代後半の状況とは様変わりしている。これを踏まえて政策を議論することは、極めて有意義と考える。

○第3章 次年度の企業アンケートに向けたヒアリング調査の結果と示唆

ヒアリングから得た示唆は、企業における退職給付のあり方は多様であるためアンケート調査は有益だと思われる、一方で近年の企業は退職給付に関心を持っていないため調査票の設計が重要になる、退職給付の整備状況や財務データの利用可否等から大企業と中小企業で調査を分けるべき、などである。これらの情報や示唆を次年度の企業アンケートに活用したい。

◆テーマ2：個人型年金の普及・継続の要因分析

○第4章 個人年金加入に関する年齢・時代・世代(APC)分析

今回の結果で事前の予想に反していたのは、今回のデータでは受給中の場合も加入中とみなすにもかかわらず、50代後半から個人年金保険や年金型金融商品の

加入率が下降していた点と、公的年金が段階的に縮減されていくにもかかわらず、世代効果は概ね横ばいであった点である。公的年金の縮減傾向に対する理解が広まること等を通して、これらの傾向が是正されることを期待したい。

○第5章 金融や生命保険に関するリテラシーと生活設計や経済的準備の状況

全般的に不明と答える人は、預金で経済的準備を行っていない割合も多いことから、経済的準備の前に生活設計の助言が必要な可能性がある。また、誤答が多い人は、それなりに生活設計や経済的準備を行っているが、誤解が原因で誤った生活設計や準備になっている可能性があるため、その点について助言が必要な可能性がある。

○第6章 金融・税制リテラシーの多様性と老後準備や金融商品購入との関係

金融や税制に関する客観的なリテラシーが高い人は、老後準備や金融商品に対して積極的な傾向があった。また、金融や税制に関する設問に分からないと回答する人は、老後準備や金融商品に対して消極的な傾向があった。金融と税制のリテラシーの高さと老後準備や金融商品の購入との相互の効果が想定されることを考えれば、好循環と悪循環によって2極化が進まないよう、リテラシーを高める方策や老後準備や金融商品の購入を促進する方策などの介入が必要となるだろう。

◆テーマ3：受給方法選択の要因分析

○第7章 男性現役世代の据置年金への選好：選択型実験法を利用した検証

本稿の分析では特に、受給開始年齢が高い長寿年金を家計は選好していないこ

とがわかった。そのため、このような商品を実質させたとしても、加入者・受給者が自ら長寿リスクをヘッジできる商品を選択する可能性は低いものと考えられる。そのため、長寿リスクをヘッジする金融商品保有に関する政策的なインセンティブの導入を検討する必要がある。

○第8章 私的年金への税制優遇は公的年金の繰り下げ受給を促進するか？：サーベイ調査を利用した検証

本稿の結果は、私的年金への相対的な優遇により、公的年金の繰り下げ受給を促進できる可能性があることを示しており、公的年金の実質的な支給開始年齢の引き上げが可能であることを示唆している。また、ライフプラン設計に有用な情報を提供することにより、公的年金の繰り下げ受給をさらに促進できる可能性がある、ねんきんネット等を通じたライフプラン設計を充実していく方向性が示唆できる。

◆テーマ4：公私年金の連携に注目した総合的な検討

○第9章 高齢者の所得保障制度

多くの高齢者が健康で経済的にも必ずしも弱者とは言えなくなっていることを踏まえると、多様で能動的な高齢者像を想定し、若年時の就労に基づく年金を基本としつつ、就労継続や社会参加を支援する所得保障制度が求められる。高齢者には老後に向けての長い準備期間があることが特徴であり、長い人生による蓄積を評価するとともに、格差があることに着目した低・中高所得者への対応が必要である。雇用支援の観点からは、高齢者雇用継続給付と在職老齢年金を存

続するとともに、年金税制は総合課税を徹底すべきである。

○第10章 目標とする老後の生活水準を設定するための家計アプローチ

公的年金や企業年金等によって確保される引退後の生活水準は国民にとって重要な情報である。日本でも、「基礎年金で賄うべき部分」「厚生年金で賄うべき部分」「公的年金以外で賄うべき部分」といったモデル家計支出・充分性指標を、統計資料の分析と専門家等の議論を経て最終決定し、国民的合意を得る必要があると思われる。

E. 健康危険情報

なし。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

なし。

なお、次年度の報告に向けて、5件を今年度中に申請した。次年度の申請も予定している。

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし。

(資料) 研究会の実施状況

回数	開催日	開催時間	主な内容 (報告者)
第1回	5月15日	12:00～15:00	・具体的な研究の進め方 (中嶋)
第2回	6月26日	13:00～15:00	・公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性について (厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課) ・個人型年金アンケートのイメージ (中嶋)
第3回	7月24日	10:00～12:00	・中小企業従業員の老後所得保障 (小野) ・年金受給段階での金融商品の選択—据置年金の例による分析 (北村)
第4回	8月15日	10:30～14:30	・年金に関する個人アンケート分析の例 (北村) ・終身年金バイアスと公的年金満足度・金融資産保有への態度 (中嶋)
第5回	9月4日	13:00～16:10	・中小企業の退職給付について (小野) ・企業ファイナンスの観点からみた企業年金—背景と研究動向— (柳瀬)
第6回	9月11日	10:30～15:30	・高齢者に係る所得保障制度の総合的検討—高齢者法の観点から— (西村) ・国際比較から見る日本の年金制度等の課題 (佐野) ・オーストラリアの年金制度とBudget Standards (佐野)
第7回	9月19日	10:30～15:30	・退職給付債務と株式資本コスト (佐々木) ・企業年金とその税制について—公的年金および退職金との関連で (宮島氏※)
第8回	11月13日	10:00～12:00	・老後の所得保障体系と企業年金税制の考え方 (坂本)
第9回	11月27日	10:00～12:00	・誰が退職給付を選択するのか (大久保氏※) ・退職給付の離職と採用における効果～先行研究のサーベイ～ (大久保氏※)
第10回	12月25日	10:00～12:00	・個人向けアンケートの案 (中嶋)
第11回	2月13日	13:30～15:30	・高齢者と資産管理 (大庭氏※)
第12回	3月5日	10:00～15:30	・退職給付の現状と課題 (臼杵) ・企業向けのアンケートを実施する際の留意点について (芹田氏※)

※は下記の招聘講師。他は研究組織のメンバー(研究分担者、研究協力者)。

- ・ 宮島洋氏：東京大学名誉教授
- ・ 大久保信一氏：名古屋市立大学大学院 経済学研究科 博士後期課程
- ・ 大庭昭彦氏：野村証券 金融工学研究センターエグゼクティブディレクター
- ・ 芹田敏夫氏：青山学院大学 経済学部 教授

第1章

コーポレート・ファイナンスから見た企業年金と投資決定*

東京理科大学経営学部 柳瀬典由

要旨

本研究プロジェクトの中核的テーマは、公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性の検証である。公的年金と異なり、私的年金の中核をなす企業年金は、その設立と運営を担う事業主（母体企業）の持続的な存続がその前提となる。そして、（母体）企業の持続的発展の基礎となるのは、将来のキャッシュフローを創出するための投資である。このような投資には、設備投資のような有形財への投資もあれば、研究開発支出のよう無形財への投資もある。そこで、本章では、コーポレート・ファイナンスの研究分野で論じられてきた、企業年金と母体企業の投資決定の関係性について要約する。

キーワード：企業年金財政、投資決定、コーポレート・ファイナンス

* 本研究は、平成29年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」（H29-政策-一般-002）の一環として実施した。

1 コーポレート・ファイナンスから見た企業年金

1. 1 企業年金財政と母体企業の投資決定

コーポレート・ファイナンスの研究分野では、企業年金財政の悪化が資金制約となつて、母体企業の設備投資意欲を阻害する可能性、すなわち過少投資問題がたびたび指摘されてきた。

すなわち、将来のキャッシュフローの源泉でもある設備投資や研究開発投資等に必要な資金の一部を、DB 年金への拠出に回さざるを得ない事態が発生した場合、とりわけ厳しい資金制約に直面する企業にとって、DB 年金への追加的な資金拠出は深刻な過少投資の可能性が生じる。

このように、企業年金財政と母体企業の投資決定の関係については、会計上の積立不足や追加拠出の可能性といった企業年金財政上の問題が、母体企業の投資決定上の資金制約となる可能性が議論されてきたのだが、近年の研究では、逆の因果関係の可能性も指摘されている。

すなわち、企業の投資決定に対する経営者の考え方が、会計上の操作や DB 年金への拠出行動を通じて、企業年金財政や年金資産運用に影響を及ぼすという考え方である。たとえば、Chaudhry et al. (2017) は、米国企業と英国企業を対象に、母体企業の経営者が意図的に DB 年金を積立不足状態にする可能性を論じている。

Chaudhry et al. (2017) によれば、意図的な積立不足の理由として、母体企業の新規投資のための財務的な余裕 (Financial Slack) を確保することをあげている。さらに、Chaudhry et al. (2017) は、そうした新規投資、とりわけ研究開発投資が、必ずしも母体企業の市場価値を高めているわけではなく、むしろ、経営者による非効率な投資を誘発している可能性を指摘している。この議論は、企業年金財政と過大投資問題を論じたものであり、Rauh (2006) をはじめとする、企業年金財政と過少投資問題との関連性を論じた研究とは対照的である。

1. 2 退職給付会計の影響

基本的な考え方として、退職給付債務から年金資産を控除した額がマイナスで

ある場合（以下、会計上の積立不足）の場合には、原則として、その金額を母体企業の負債に計上することが求められるので、企業財務の観点からは、それは大きな重荷になる。このような制度的背景もまた、企業年金財政と母体企業の投資決定が直接的な関係性をもつことになる理由である。

2000年4月以降、日本企業に対して適用が開始された退職給付会計基準では、退職給付債務から年金資産を控除した額が会計上の調整を経て、母体企業の貸借対照表に退職給付負債として計上されることになり、それまでは認識されなかった巨額の隠れ債務が顕在化することになった。

退職給付会計基準導入以前は、企業年金に関しては、企業が掛金として実際に拠出した金額を各会計年度の費用として計上するだけで、貸借対照表上に負債認識する必要はなかった。また、退職一時金に関しても、每期、退職給与引当金繰入額が費用認識されるとともに、その相手勘定項目として貸借対照表に退職給与引当金が負債計上されていただけであり、その金額は将来の退職一時金支払い額の割引現在価値とは異なるものであった。

したがって、退職給付会計基準の導入により、母体企業の財務と企業年金財政とが明示的に結合されることになり、その結果、企業年金の財政状態が母体企業の株主価値や信用リスク、資本コストの評価に重要な影響を及ぼす可能性が顕在化した。

2 企業年金財政の悪化が母体企業の投資に与える影響

2. 1 レガシーコスト

DB 年金を有する企業は、現役および退職従業員の退職後所得に対する責任がある。これは一般に、「レガシーコスト」と呼ばれるもので、その大幅な負担増は、母体企業の将来の利益やキャッシュフローといったファンダメンタルズに対して、好ましくない影響をもたらす可能性がある。

母体企業の投資決定が、いわゆる「レガシーコスト」に引きずられ、研究開発や新しい人員雇用などの「将来に向けての投資」に負の影響を及ぼし企業業績を

低下させているのであれば、それは企業本来の活動を阻害しうる要因だといえる。将来に向けての投資にとって必要な資金の一部を、企業年金への拠出に回さざるを得ない事態が発生するならば、それはその企業の将来の利益を食いつぶすことになりかねない。

2. 2 既存研究

最近の研究では、Rauh (2006) や佐々木 (2006)、Campbell et al. (2012) らが、DB 年金への追加拠出の可能性が、母体企業の投資行動に与える影響について実証的に検討している。さらに、Franzoni and Marín (2006) や柳瀬・後藤 (2011) らは、こうした追加拠出の投資行動への負の影響が母体企業の株主価値に与える影響について論じている。

追加拠出が投資行動に与える影響については、たとえば、Rauh (2006) が、米国企業と企業年金制度の大規模データを用いて、強制拠出 1 ドルに対して、0.6 ドルから 0.7 ドルの設備投資の低下がみられることを明らかにしている。こうした実証的証拠にもとづき、Rauh (2006)は、設備投資に必要な資金の一部を DB 年金への拠出に回さざるを得ない事態が発生するならば、とりわけ厳しい資金制約に直面する企業にとって、DB 年金への追加的な資金拠出が深刻な過少投資問題を誘発する可能性があることを論じている。

さらに、Campbell et al. (2012) は、強制拠出の増加に伴って、母体企業の資本コストが上昇することにより、企業の投資が減衰することを実証的に検討している。同様の問題意識のもと、佐々木 (2006) は、退職給付債務による投資抑制効果について、2002 年度の東証一部上場の一般事業会社を対象に実証的に検討している。その結果、退職給付債務から年金資産を控除したネットの退職給付債務には、投資機会の純現在価値 (NPV) がプラスの投資を抑制する効果、すなわち過少投資効果があることを確認している。

3 企業の投資決定に対する経営者の考え方の影響

3.1 近年の研究

企業年金財政と母体企業の投資決定の関係については、会計上の積立不足や追加拠出の可能性といった企業年金財政上の問題が、母体企業の投資決定上の資金制約になりうるという因果関係が論じられてきた。その一方で、近年の研究によれば、逆の因果関係の可能性も指摘されている。すなわち、企業の投資決定に対する経営者の考え方が、会計上の操作や DB 年金への拠出行動を通じて、企業年金財政や年金資産運用に影響を及ぼすという経路である

Chaudhry et al. (2017) は、母体企業の経営者が意図的に DB 年金を積立不足状態にする可能性について、米国企業と英国企業を対象とした実証分析を行っている。彼らは、新規投資を目的として、母体企業が財務的な余裕を確保するために、意図的な積立不足を選好する可能性があることを論じている。そのうえで、Chaudhry et al. (2017) は、こうした新規投資、とりわけ研究開発投資が、必ずしも母体企業の市場価値を高めているわけではなく、むしろ、経営者による非効率な投資を誘発している可能性を指摘している。

この議論は、過大投資問題の関係性を論じたものであり、企業年金財政が過少投資問題を誘発するという議論を展開する Rauh (2006) をはじめとする既存研究とは対照的であり、興味深い。それではなぜ、意図的な積立不足が、経営者による過大投資問題を引き起こすのだろうか。

3.2 内部資金的な性格をもつ資金調達

コーポレート・ファイナンスでは、経営者にとって、借入金や株式発行のような外部資金よりも内部資金のほうが使い勝手が良いという議論がある。というのも、外部資金のような資金提供者、例えば株式市場からのモニタリング圧力が存在しないからである。このことは、経営者が、株主価値を毀損するような非効率な投資を行ってしまうという、いわゆる、過大投資問題を誘発することになる。

ここで、DB 年金の積立不足という状態は、従業員からの長期継続的に低コス

トでの資金調達を許容している状態と解釈することができる（Ippolito (1985) ほか）。そして、DB 年金の加入者たる従業員は一般に長期継続的な勤務を前提としており、かつ、企業年金ガバナンスが未成熟な状況下においては、従業員からの経営者へのモニタリング圧力も脆弱である。その意味において、積立不足という状態は、内部資金的な性格をもつ資金調達であると考えられ、経営者による過大投資問題を誘発する可能性がある。

3. 3 経営者の私的情報の市場価値

なお、企業の投資決定に対する経営者の考え方が企業年金政策を介して企業年金財政に影響を及ぼすという経路については、経営者の私的情報の市場価値という観点から検討した研究もある。たとえば、Goto and Yanase (2016) は、母体企業の経営者が抱く将来の成長機会への見込み、すなわち私的情報が、企業年金政策に反映し、その結果、企業年金財政に影響を与えている可能性を論じている。彼らは、年金資産の積立率が、将来の経営状態に対する経営者の私的情報を反映し、その結果、ファンダメンタルズや株式リターンに影響を及ぼす可能性を指摘している。というのも、積立率は、年金資産の価格変動や金利変動のみならず、経営者の自発的な抛出行動の影響を受けるからである。

要するに、DB 年金の積立ルールの範囲内で、積立政策に関する経営者の自由裁量が働く余地があるため、積立率そのものが経営者の有する企業の将来の収益性に関する私的情報をシグナルする可能性があることを論じている。

4 結語

本研究プロジェクトの中核的テーマは、公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性の検証である。公的年金と異なり、私的年金の中核をなす企業年金は、その設立と運営を担う事業主（母体企業）の持続的な存続がその前提となる。そして、（母体）企業の持続的発展の基礎となるのは、将来のキャッシュフローを創出するための投資である。このような投資には、設備投資のような有形

財への投資もあれば、研究開発支出のよう無形財への投資もある。そこで、本章では、コーポレート・ファイナンスの研究分野で論じられてきた、企業年金と母体企業の投資決定の関係性について要約した。

参考文献

- [1]. Campbell, J.L., D.S. Dhaliwal, and W.C. Schwartz, Financing Constraints and the Cost of Capital: Evidence from the Funding of Corporate Pension Plans, *Review of Financial Studies* 25(3), pp.868-912, 2012.
- [2]. Chaudhry, N, H.H. Au Yong, and C. Veld, How does the Funding Status of Defined Benefit Pension Plans Affect Investment Decisions of Firms in the United States?, *Journal of Business Finance and Accounting* 44(1-2), pp.196-235, 2017.
- [3]. Franzoni, F., and J. Marín, Pension Plan Funding and Stock Market Efficiency, *Journal of Finance* 61(2), pp.921-956, 2006.
- [4]. Goto S., and N. Yanase, The Information Content of Corporate Pension Funding Status in Japan, *Journal of Business Finance and Accounting* 43 (7-8), pp.903-949, 2016.
- [5]. Ippolito, R.A., The Labor Contract and True Economic Pension Liabilities, *American Economic Review* 75(5), pp.1031-1043, 1985.
- [6]. Rauh, J.D., Investment and Financing Constraints: Evidence from the Funding of Corporate Pension Plans, *Journal of Finance* 61(1), pp.33-71, 2006.
- [7]. 佐々木隆文「退職給付債務と企業の投資行動」『金融経済研究』No. 23, pp. 65-85, 2006年.
- [8]. 柳瀬典由・後藤晋吾「企業年金財政と株式リターン」『現代ファイナンス』No. 30, pp.3-26, 2011年.

第2章

米国における私的年金（引退貯蓄）の普及施策について*

みずほ信託銀行 小野 正昭**

要旨

私的年金の存在、あるいは税制優遇の正当性の根拠は、現役の被保険者が公的年金保険等の社会保険を通じて再分配政策に参加していることに求めることが妥当と考えられ、正当性の確保のためには私的年金が相当程度普及していることが必要である。米国は日本と同様、私的年金の導入や加入が企業および個人の任意とされる国である。企業年金の場合、両国とも小規模企業にとって給付建て制度の維持は厳しくなりつつあり、勢い、制度普及への期待は拠出建て制度に集まる。本稿では、拠出建て制度を中心に、米国政府の私的年金普及施策を概観した。同国の専門家は、加入者の引退貯蓄を最も支援した制度改正として2006年年金保護法を挙げ、今後の課題として小規模企業の従業員に対する普及を指摘している。連邦政府の施策を見ると、様々な簡易型制度を導入することにより、小規模企業の事業主の導入や運営の敷居を下げる動きが見られる。米国の制度は必ずしも日本が追随すべき手本ではないかもしれないが、米国の現状や問題意識、ならびに問題解決への着眼点には、学ぶべき点が豊富にある。米国の拠出建て制度は、わが国が企業年金法を検討した1990年代後半の状況とは様変わりしている。これを踏まえて政策を議論することは、極めて有意義と考える。

キーワード：私的年金(引退貯蓄)の普及施策、拠出建て制度、小規模企業

* 本研究は、平成29年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」（H29-政策-一般-002）の一環として実施した。

** 本稿は筆者個人の見解に基づいており、筆者が関係する如何なる団体の意見も代表しない。

1 問題意識

年金制度とは現役期間中に保険料ないし掛金を拠出することにより、引退後等の所得喪失期間の生計の需要を満たすための請求権を確保する手段と考えられる。公的年金保険は、主として賦課方式による再分配という方法で請求権を実現する。保険料と給付との間には牽連性が確保されている一方で、給付額の算定式には世代内の再分配機能が含まれることが多い。これに対して、多くの私的年金における請求権は、金融資産の蓄積および処分を通じて実現される。

私的年金の存在、あるいは税制優遇の正当性の根拠は、現役の被保険者が公的年金保険等の社会保険を通じて再分配政策に参加していることに求めることが妥当と考えられる。正当性の確保のためには、私的年金が相当程度普及していることが必要であり、私的年金が一部の集団に限って利用されることは、政策上好ましいことではない。

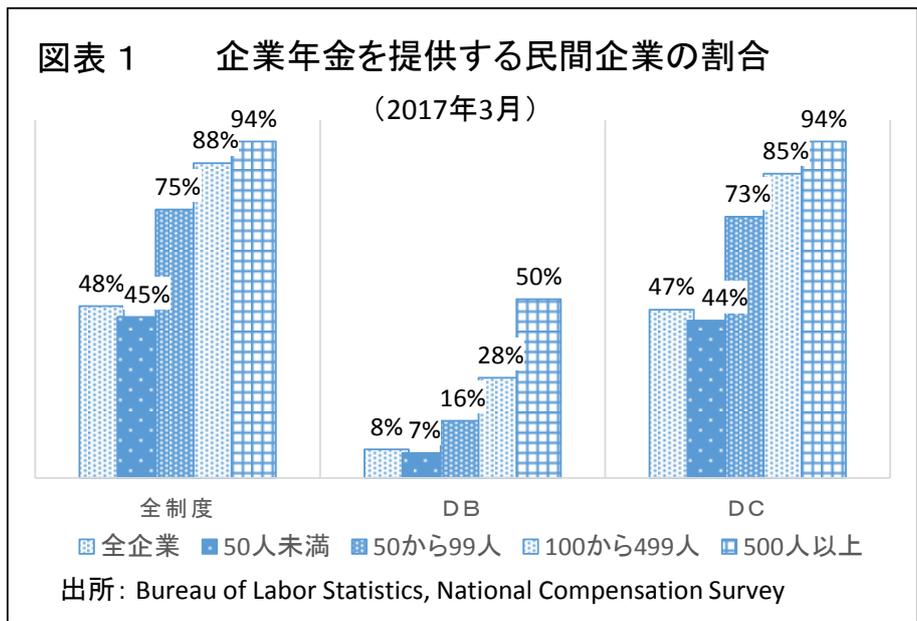
米国は日本と同様、私的年金の導入や加入が企業および個人の任意とされる国である。このため、企業の規模や個人の就業形態および収入の多寡により、私的年金の利用状況に差異がある。企業年金の場合、両国とも小規模企業にとって給付建て制度の維持は厳しくなりつつあり、勢い、制度普及への期待は拠出建て制度に集まる。本稿では、拠出建て制度を中心に、米国政府の私的年金普及施策を概観する。

2 労働者への私的年金の普及状況

まずは、労働省の Bureau of Labor Statistics の情報をもとに、私的年金の普及状況を確認する。定期的に実施される National Compensation Survey から、2017年3月時点の結果を確認すると、以下のとおりである。

2.1 民間企業による企業年金の提供現状

民間部門の企業による企業年金の提供状況は、図表1のとおりである。



いくつかの切り口が考えられるが、ここでは企業規模別に給付建て制度（DB）と拠出建て制度（DC）の採用状況を確認した。全体として、企業年金を提供する企業の割合は企業規模が小さいほど低下する。特に、給付建て制度を単独で実施することは困難という状況が推測される。

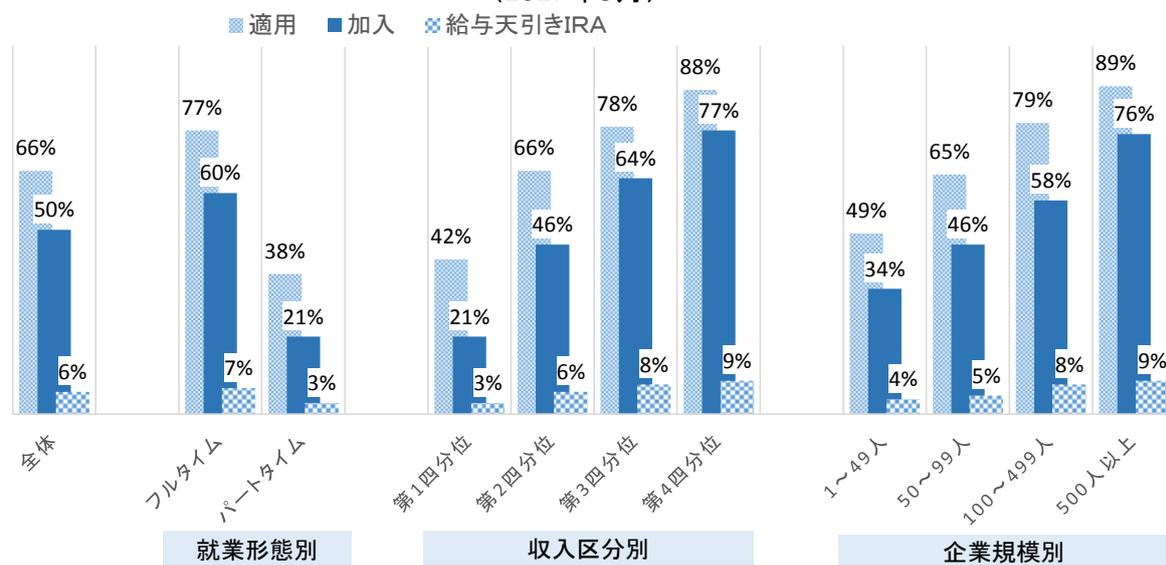
一方で、拠出建て制度に関しては、同様の傾向を示しているとはいえ、小規模企業にも一定程度普及していることがわかる。拠出建て制度の利便性を高め、事業主にとって採用や維持が容易な制度としていくことが、有効な対応策と考えられる。

2. 2 民間部門労働者の企業年金の利用状況

次に、民間企業の労働者の視点で、事業主が提供する私的年金制度の利用状況を確認する。図表 2 は、労働者の就業形態別、収入区分別、および企業規模別に企業年金への適用および加入の状況、および労働者が企業を通じて拠出する「給与天引き IRA（Payroll Deduction IRA）」の利用状況を示したものである¹。

¹ National Compensation Surveyでは、給与天引きIRAはRetirement Benefitsではなく、カフェテリア・プラン、ストックオプションとともにFinancial Benefitsに仕訳けられている。Financial Benefitsには、事業主掛金のない401(k)制度などが「事業主掛金のない貯蓄制度」に仕訳けられているが、Retirement BenefitsにおけるDC制度との関係が確認できなかったので、掲載していない。

図表2 民間部門労働者の引退貯蓄制度への適用率・加入率
(2017年3月)



出所: Bureau of Labor Statistics, National Compensation Survey

労働者のベースでみても企業規模による格差は確認できるが、加えて、パートタイム労働者²や収入の低い労働者への対処が、私的年金を普及するうえで課題と考えられる。

3 拠出建て制度の歴史

前記のとおり、私的年金（引退貯蓄）の普及のためには、まずは拠出建て制度を中心とした法制面の対応により、その利便性を高めることが重要と考えられる。そこで、米国の私的年金の歴史を、拠出建て制度を中心に概観してみる。

3.1 拠出建て制度にかかわる法制の展開³

1921年歳入法にて、利益分配制度と株式賞与制度の利息収入は直ちには課税されないこととされた。また、年金信託への掛金は払出しまで課税されないこととされた。

² 通常の週当たり勤務時間が35時間以上をフルタイム、35時間未満をパートタイムとしている。

³ 以下の記述は、主にEBRI (2015) にもとづいている。

1938年歳入法にて流用禁止規則が設定され、年金信託は取消不能となった。年金信託は従業員および受給者に対する給付以外の目的で使用できないとした場合、課税を免除されることとなった。

1940年投資顧問業法により、投資の責任は同法による登録業者、銀行、および保険会社にのみ委任できるとされた。

1962年自営業者退職年金法により、自営業者等が適格年金制度（Keogh制度）を利用できることとなった。

1974年は、エリサ法が成立した年である。同年には、年金制度の適用を受けない者に対する個人引退勘定（IRA）が導入された。また、内国歳入法にて、従業員持株制度（ESOP）の法的地位が確立、株式賞与制度が法文化された。

1978年は、拠出建て制度にとって重要な年である。それは、1978年歳入法にて適格繰延報酬制度（第401条(k)項）が設定され、従業員は収入の一部を即時に受け取る代わりに繰延報酬とすることを選択すれば、引き出すまでは課税されないこととなったからである。同時に、簡素化された従業員年金（SEP）も創設された。歳入法（Act）は内国歳入法（Code）の改正を規定しており、第401条(k)項は1980年に施行されている。

1981年経済回復税法（Economic Recovery Tax Act）により、IRAの適用範囲が事業主の年金制度の適用を受ける者にも拡大された。

1983年の社会保障法の改正は標準的支給開始年齢の引上げ等の大幅な改正で有名だが、この改正にて、給与減額を伴う制度における減額分（例：401(k)制度の従業員拠出分）が社会保障における賃金税の課税対象報酬に含まれることが明定された。

1986年税制改正法では、401(k)制度の給与減額掛金の制限、非差別規則の厳格化が規定された。事業主が提供する年金制度に加入する高収入の個人のIRAへの非課税掛金を制限した。また、59.5歳より前に受領した一時金支給額には取得税（excise tax）を課すこととした。従業員25人以下の企業に対して、SEPに給与天引きの選択肢を設けた。また、1986年包括予算調整法では、事業主に対して、65

歳以降勤務する従業員のための給付発生（DB）や割当（DC）を提供することを求めた。

1992年失業補償改正法では、適格個人勘定に移換されない一時金支給額に20%の源泉課税の義務を課すとともに、移換の規則を緩和した。また、制度提供者に対して、加入者の要請にもとづき適格給付を他の適格制度に直接移管する義務を課した。

1996年小規模企業業務保護法（Small Business Job Protection Act）により、小規模企業のためにSIMPLE（IRA）が創設された。また、新たに非差別のセーフハーバー基準が創設された。就労する者が要件を満たす場合、就労していないその配偶者が\$2,000を上限に拠出することを可能とした。

1997年SAVER法（Savings Are Vital to Everyone's Retirement）は、引退貯蓄政策、制度のタイプ、税制、法的要件を解説する公的教育プログラム（個人が要貯蓄額を計算するインターネットサイトを含む）の創設を労働省に求めた。合わせて、大衆の認知度引上げ、問題の特定、勧告の開発のため、大統領に全国サミットの召集を要請した。このサミットは、1998年、2002年、2006年の計3回実施されている。さらに、1997年納税者救済法により、所得控除可能なIRAが拡大されるとともに、課税後所得によるRoth IRAが創設された。

2001年EGTRRA（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act）により、401(k)制度、403(b)制度、457制度、およびIRAの拠出限度を引き上げるとともに、50歳以上の個人に対するキャッチアップ掛金の追加拠出が可能となった。合わせて、小規模企業の年金制度導入を支援するために税額控除が設けられた。

2006年は、年金保護法（Pension Protection Act）の成立が特筆される。この法律は給付建て制度の運営を大幅に変更したが、拠出建て制度においても、401(k)制度における自動登録を促進し、制度提供者による加入者に対する投資助言を容易にした。

2012年米国納税者救済法は内国歳入法を改正し、個人の選択により課税前収入による引退制度をRoth勘定に移換することを可能とした。なお、Roth制度は課

税後収入による制度であるため、移換の際には移換金が課税対象になる。

3. 2 米国の私的年金政策の評価

拠出建て制度を中心に私的年金にかかわる法制の経緯を概観したところで、米国においてこれらの施策がどのように評価されているかを確認してみたい。前記の経緯を見てもわかるとおり、拠出建て制度には様々なタイプが存在するが、制度普及という課題を踏まえた各種制度の解説は次節に譲ることとする。ここでは、拠出建て制度を中心とした制度普及に関連して、米国の専門家が評価する法制面のエポックについて整理してみたい。

Plan Sponsor 誌は、2014年9月号にて特集「エリサ法の40年(40 Years of ERISA)」を掲載している。同誌は Ann Combs 氏 (Vanguard Government Relations の長、元労働省従業員給付補償局 (EBSA) 次官補)、Robert L. Reynolds 氏 (Great-West Financial の社長兼 CEO)、Dallas Salisbury (従業員給付研究所 (EBRI) 理事長) の3名にインタビューを行っている。

「加入者の引退貯蓄を最も支援したエリサ法の改定は何か？」という質問に対して、Combs 氏は、2006年年金保護法 (PPA) の自動登録と加入者掛金の自動引上げ、および適格デフォルトファンドの奨励規定が画期的と答えている。同法は行動経済学の原則に依拠しており、行動の慣性を従業員の利益に向けたと指摘している。同様に Reynolds 氏も PPA を挙げている。彼は、長期的には低収益の選択肢よりはるかに優れているライフサイクルファンドのような適格デフォルト投資を選択した事業主に、受託者のリスクに対する保護を提供した点を指摘している。加えて、以前の法律で創設されたものの終了が予定されていたキャッチアップ掛金と Roth 401(k)を恒久化したことを挙げている。Salisbury 氏は、1978年の Section 125 (カフェテリア・プラン) および 401(k)制度の追加がエリサ法の最も重要な変更であるとしている⁴。この変更は、1986年の受給権賦与期間の5年へ

⁴ 401(k)は内国歳入法の条項であるが、事業主が制度を提供する場合、適用要件等々の税制適格要件は内国歳入法とともにエリサ法にも規定される。その意味で、エリサ法の改定と考えられる。

の短縮や一時金受給の際の 10 年平均課税やキャピタルゲインの取扱いの終了した改定、および PPA の自動化の規定で完成したと指摘している。

一方、課題としては、特に小規模企業の従業員に対するカバレッジが指摘されており、Combs 氏は小規模企業が集まって複数事業主制度を構築することにより規模の経済が働き、制度提供のコストが抑えられることに期待を寄せている。小規模企業の事業主は、受認者としての信認義務に伴うリスクに懸念を示す傾向があることにも、留意が必要と思われる。

筆者の印象としては、米国では 1990 年代に私的年金（引退貯蓄）の不足やカバレッジの格差が強く意識されるようになり、様々な引退貯蓄制度の創設や改良が行われ、また 1997 年 SAVER 法にもとづく国家的なプロジェクトにつながったように思われる。

また、昨今は、課税前所得から拠出して引退貯蓄を形成するタイプの制度と共に、課税後所得を拠出する Roth タイプの制度が注目されており、「Rothification」という言葉も登場している。従来は、引退後の所得の限界税率が現役期間中よりも低いことから、課税前所得からの拠出が有利と考えられていたが、運用収益率が利子率を上回る場合や、限界税率が低く投資期間が長い若年層を中心に、Roth タイプの制度の価値が見直されているように思われる。

4 小規模企業のための私的年金（引退貯蓄）制度

労働省では、小規模企業が私的年金（引退貯蓄）制度を導入するために、同省のサイト上で「Small Business Retirement Savings Advisor」というツールを提供している⁵。また、冊子「Choosing a Retirement Solution for your Small Business」を公開するとともに、内国歳入庁と共同で小規模企業のための各種制度の解説書を公開し、制度導入の助言を行っている。ここでは、主に前記冊子および内国歳入庁のサイトにおける「Types of Retirement Plan⁶」にもとづき、小規模企業にとって

⁵ <http://webapps.dol.gov/elaws/ebssaplan.htm> このサイトは、事業主の属性や私的年金（引退貯蓄）制度への意向を選択することで、相応しい制度の選択肢をしぼって提示する機能がある。

⁶ <https://www.irs.gov/retirement-plans/plan-sponsor/types-of-retirement-plans>

の私的年金（引退貯蓄）制度の候補を紹介する。紹介する各制度の制定経緯については、すべてが前記の法制の展開から判明しているわけではないことをお断りしておく。制度は、大きく分けると IRA タイプの制度と、職域の DC タイプの制度とに整理できる。ただし、IRA タイプの制度でも事業主拠出がある場合等は事業主が提供する制度と看做され、エリサ法の適用を受ける。以下、順を追って説明する。

4. 1 IRAタイプの制度

①給与天引き IRA（Payroll Deduction IRAs）

事業主が引退制度を提供したくない場合でも、事業主は従業員に給与天引きを通じて IRA に拠出することができ、従業員が簡単かつ直接的に貯蓄する方法を提供することができる。このタイプの協定は、従業員が伝統的 IRA または Roth IRA の勘定を金融機関に設定し、勘定への拠出のための給与天引きを事業主に許可することで成立する。従業員は IRA への拠出の是非、時期、額について常に判断できる。拠出限度額は年 5,500 ドル（2018 年）、ただし 50 歳以上の場合は年 6,500 ドルとなる。IRA に拠出する資格のある個人は、それだけでは計画的な貯蓄ができるとは限らない。給与天引きは、従業員が少額の貯蓄を事前に計画することを可能とする。伝統的 IRA への給与天引き掛金は、他の IRA 掛金と同様に課税控除可能である。

②簡素化された従業員年金（SEPs=Simplified Employee Pensions）

SEP 制度では、事業主は従業員のために設定された伝統的 IRA（SEP-IRA）に拠出を行う。事業主は、一般的に各従業員の給与の一定割合を拠出する必要があるが、毎年拠出する必要はない。拠出限度額は、給与⁷の 25%か 55,000 ドル（2018 年）⁸のいずれか小さい額とされている。自営業者を含むほとんどの事業主は、SEP 制度を設定することができる。

⁷ 2018年は275,000ドルが上限。

⁸ 今後の金額は、生計費調整に従う。

SEP は導入と運営の費用が安く、2 ページからなる様式 5305-SEP を使用して制度を設定でき、事業主には年次の報告義務は課されない。事業主は毎年 SEP に拠出する金額を決めることができるため、事業の変動に対する柔軟性が確保できる。

③SIMPLE IRA (Savings Incentive Match Plans for Employees IRA) 制度

SIMPLE IRA 制度は、100 人以下の従業員を持つ事業主のための貯蓄の選択肢である。この制度により、従業員は給与の一定割合を拠出し、また事業主の拠出を求めることができる。

SIMPLE IRA 制度のもとでは、従業員は給与天引きにより、\$12,500 (50 歳以上は 15,500 ドル：2018 年)⁹まで貯蓄することができる。事業主は、従業員の報酬の 3%まで 1 : 1 のマッチング拠出を行うか、従業員の拠出の有無にかかわらず全適格従業員に報酬の 2%の固定掛金を拠出する必要がある。この制度を提供する場合、従業員に SIMPLE IRA に給与天引きで拠出しないこと、または異なる額で拠出することの選択を認めていれば、従業員を自動登録することも可能である。

従業員が自ら選んだ金融機関に自身の SIMPLE IRA を設定させることも、事業主が選択した唯一の金融機関にすべての SIMPLE IRA を維持させることもできる。また、従業員は資金の投資先を決定でき、転職しても SIMPLE IRA を保持することができる。

SIMPLE IRA 制度は簡単に設定できる。事業主は、制度を設定するために簡略様式を提出し、各従業員に対して SIMPLE IRA が設立されたことを周知する。設定後は、多くの書類を金融機関が作成でき、管理費用が安い。

4. 2 職域のDCタイプの制度

①利益分配制度

利益配分制度への事業主の拠出額は、裁量的に決定できることが特徴的である。制度条項によるが、事業主が毎年拠出する必要がある一定の金額が存在しないことも多い。拠出を行う場合、拠出者が制度加入者に拠出金を配分する方法を決定

⁹ 今後の金額は、生計費調整に従う。

するための算定式が必要となり、配分された資金は各従業員の勘定に分別して処理される。配分の算定式として標準的なものとしては、制度全体の拠出額を決めた上で、各従業員への配分額は全体の給与に対する当該従業員の給与の割合を乗じる方法がある。拠出限度額は、給与の 25%か 55,000 ドル（2018 年）¹⁰のいずれか小さい額とされている。

利益配分制度は、複雑さにおいて多様である。多くの金融機関は、個々の事業主の管理負担を軽減できる雛形の利益分配制度を提供している。また、様式 5500 を毎年提出する必要がある。

②401(k)制度（伝統的 401(k)制度）

401(k)制度は、中小企業向けに広く受け入れられた引退貯蓄手段である。推定 5,500 万人の米国労働者が約 5 兆ドルの総資産を有する 401(k)制度に加入している。

基調となる制度は、利益分配制度、株式賞与制度、エリサ法前のマネーパークェス年金制度等である。一般的に、繰延賃金（選択的繰延）は繰延時点で連邦源泉所得税の課税対象とはならず、従業員の納税申告書における課税所得として報告されない。したがって、今日の給与で当該金額を受け取る代わりに、従業員はその金額を事業主が提供する 401(k)制度に拠出することができる。これらの繰延額は、従業員毎に分別して会計処理される。繰延は課税前ベースで行われるが、制度が認める場合、従業員は課税後（Roth）ベースを選ぶことができる。

事業主には、全従業員のために掛金を拠出する、従業員の選択的繰延にもとづくマッチング掛金を拠出する、もしくはその両方を拠出するという選択肢がある。これらの事業主掛金は、一定期間後に事業主掛金に対する従業員の権利が没収不能となることを規定する受給権賦与計画に従うか、即時に受給権が賦与されることになる。

401(k)制度に関する規則は、制度の下で拠出された掛金が特定の非差別要件に適合することを求める。制度が当該要件に適合することを保証するため、事業主は、

¹⁰ 今後の金額は、生計費調整に従う。

繰延賃金と事業主マッチング掛金が高給従業員を優遇する差別をしていないことを検証するために実際繰延割合および実際掛金割合試験として知られる非差別テストを毎年実施しなければならない。事業主掛金と課税前繰延額（収益を加えたもの）は、分配されるまで課税されない。

ほとんどの利益配分制度と同様に、401(k)制度は複雑さにおいて多様である。また、毎年様式 5500 を提出する必要がある。しかし、多くの金融機関は、内国歳入庁が事前承認した 401(k)制度を提供しており、同制度の設立と運営の管理負担を大幅に軽減できる。

毎年の勘定への追加額には上限がある。これらの追加額には、キャッチアップ掛金を除く選択的繰延額、事業主掛金、および没収による分配額が含まれる。上限は、加入者の給与¹¹の 100%または 55,000 ドル（2018 年）¹²のいずれか低い額である。しかし、拠出建て制度への掛金に対する事業主の控除額は、加入者の報酬総額の 25%に制限されている。従業員の選択的繰延額は、18,500 ドル¹³である。これに加えて、50 歳以上の加入者には、6,000 ドルのキャッチアップ掛金（選択的繰延額）の追加枠が用意されている。

③セーフハーバー401(k)制度

セーフハーバー401(k)制度は 401(k)制度の一種だが、一般従業員の制度加入促進と、伝統的 401(k)制度で通常適用される非差別テストを除去することで管理上の負担を緩和することを意図している。この制度は、伝統的 401(k)制度では掛金が制限される報酬の高い従業員がいる企業に最適とされている。セーフハーバー 401(k)制度は、従業員に給与の一定割合の拠出を認め、事業主に拠出を求める。セーフハーバー401(k)制度では、義務的な事業主掛金は拠出時に 100%の受給権が賦与される。拠出限度額は、伝統的 401(k)制度と同様の定めに従う。

④自動登録（Automatic Enrollment）401(k)制度

自動登録 401(k)制度も 401(k)制度の一種であり、一般従業員の制度加入を増や

¹¹ 2018年は275,000ドルが上限。

¹² 今後の金額は、生計費調整に従う。

¹³ 今後の金額は、生計費調整に従う。

し、伝統的 401(k)制度で通常必要とされるテストに適合する可能性を高める。一部の自動登録 401(k)制度は、テストを免除されている。このタイプの制度は、高水準の加入を望む事業主であり、また、伝統的な 401(k)制度の下で拠出額が制限される可能性のある高給従業員を雇用している事業主向けとされる。

従業員は制度に自動的に登録され、拠出を選択しない場合を除き、掛金は給与から差し引かれ個人勘定に拠出される。従業員は異なる額を選択できるものの、デフォルト掛金率があり、それは最初の数年間は段階的に増加することもある。拠出限度額は、伝統的 401(k)制度と同様の定めに従う。

⑤SIMPLE 401(k)制度

SIMPLE 401(k)制度は、小規模企業が従業員に引退給付を提供するための効果的かつコスト効率的な方法を得られるように創設された制度である。SIMPLE 401(k)制度には、伝統的 401(k)制度に適用される毎年の非差別テストが課されることはない。セーフハーバー401(k)制度と同様に、事業主は事業主掛金について拠出時に全額受給権賦与することを求められる。このタイプの 401(k)制度は、前暦年で \$5,000 以上の報酬を受けた従業員が 100 人以下である事業主が利用できる。SIMPLE 401(k)制度へ加入適格な従業員は、当該事業主の他の制度の下での掛金や給付発生を受領することができない。

SIMPLE 401(k)制度の下では、事業主は従業員の給与の 3%までのマッチング掛金か、各適格従業員の給与の 2%の掛金を拠出しなければならないし、これ以外の掛金を拠出することができない。

拠出限度額は、従業員掛金について 12,500 ドル¹⁴である。50 歳以上の加入者には、キャッチアップ掛金として 3,000 ドルが加算される。事業主掛金は、上記の額を控除することになる。

¹⁴ 今後の金額は、生計費調整に従う。

図表3 小規模企業のための私的年金制度の一覧¹⁵

	個人引退勘定 (IRA) にもとづく制度			拠出建て制度				給付建て制度
	給与天引き IRA	SEP	SIMPLE IRA	利益分配	Safe Harbor 401(k)	自動登録 401(k)	伝統的 401(k)	
重要な利点	設立・維持が容易	設立・維持が容易	若干の書類業務を伴う給与天引き制度	事業主が従業員のために多額の拠出をすることが可能	従業員による高水準の給与繰延が毎年非差別テストなしに可能	従業員による高水準の加入と高水準の給与繰延を提供。デフォルト投資に対するセーフハーバー救済も。	従業員による高水準の給与繰延が可能	従業員のために固定され、予め設定された給付を提供
事業主の適格性	従業員のいる全事業主	従業員のいる全事業主	他の引退制度を持たない従業員 100 人以下の事業主	従業員のいる全事業主	従業員のいる全事業主	従業員のいる全事業主	従業員のいる全事業主	従業員のいる全事業主
事業主の役割	従業員のために給与天引き拠出を用意。個人引退勘定に掛金を送金。事業主には毎年の申告義務が課されない。	設立時に歳入庁様式 5305-SEP を使用。事業主には毎年の申告義務が課されない。	設立時に歳入庁様式 5304-SIMPLE または 5305-SIMPLE を使用。事業主には毎年の申告義務が課されない。銀行ないし金融機関がほとんどの書類業務を担当。	制度設立に雛形様式はない。金融機関ないし従業員給付アドバイザーの助言を受けることも。毎年様式 5500 による申告要。	制度設立に雛形様式はない。金融機関ないし従業員給付アドバイザーの助言を受けることも。最低限の事業主掛金が必要。毎年様式 5500 による申告要。	制度設立に雛形様式はない。金融機関ないし従業員給付アドバイザーの助言を受けることも。高給従業員を優遇する差別がないことを保証するため毎年の非差別テストが必要な場合あり。毎年様式 5500 による申告要。	制度設立に雛形様式はない。金融機関ないし従業員給付アドバイザーの助言を受けることも。高給従業員を優遇する差別がないことを保証するため毎年の非差別テストが必要。毎年様式 5500 による申告要。	制度設立に雛形様式はない。金融機関ないし従業員給付アドバイザーの助言が必要か。毎年様式 5500 による申告要。アクチュアリーが毎年の拠出額を決定。
制度への拠出者	給与天引きで送金される従業員掛金	事業主掛金のみ	従業員の給与天引き掛金+事業主掛金	毎年の事業主掛金は裁量的	従業員の給与天引き掛金+事業主掛金	従業員の給与天引き掛金(+事業主掛金)	従業員の給与天引き掛金(+事業主掛金)	主に事業主が拠出
年間掛金の上限 (加入者あたり)	\$5,500(2018 年)。50 歳以上の加入者は \$1,000 まで追加拠出可能。	報酬 ¹⁶ の 25%と \$55,000(2018 年)の低い額。	従業員: \$12,500 (2018 年)。50 歳以上の加入者は \$3,000(2018 年)まで追加拠出可能。事業主: 報酬の最初の 3%までの従業員掛金に 100% マッチ(5 年のうち 2 年は 1%に低減可能)、または各適格従業員の報酬 ¹ の 2%を拠出。	報酬 ¹⁶ の 100%と \$55,000(2018 年)の低い額。事業主は全加入者の報酬総額の 25%を超えない額を控除可能。	従業員: \$18,500 (2018 年)。50 歳以上の加入者は \$6,000(2018 年)まで追加拠出可能。事業主/従業員統合: 報酬 ¹⁶ の 100%と \$55,000(2018 年)の低い額。事業主は (1)全加入者の報酬総額の 25%を超えない額と(2)給与天引き掛金の全額を控除可能。	従業員: \$18,500 (2018 年)。50 歳以上の加入者は \$6,000(2018 年)まで追加拠出可能。事業主/従業員統合: 報酬 ¹⁶ の 100%と \$55,000(2018 年)の低い額。事業主は(1)全加入者の報酬総額の 25%を超えない額と(2)給与天引き掛金の全額を控除可能。	従業員: \$18,500 (2018 年)。50 歳以上の加入者は \$6,000(2018 年)まで追加拠出可能。事業主/従業員統合: 報酬 ¹⁶ の 100%と \$55,000(2018 年)の低い額。事業主は(1)全加入者の報酬総額の 25%を超えない額と(2)給与天引き掛金の全額を控除可能。	毎年決定される掛金。

¹⁵ 出所: “CHOOSING A RETIREMENT SOLUTION FOR YOUR SMALL BUSINESS (Publication 4222)”, US DOL & IRS

¹⁶ 2018年は\$275,000を上限とする。

	個人引退勘定 (IRA) にもとづく制度			拠出建て制度				給付建て制度
	給与天引き IRA	SEP	SIMPLE IRA	利益分配	Safe Harbor 401(k)	自動登録 401(k)	伝統的 401(k)	
拠出者の選択肢	従業員は随時拠出額を決定可能。	事業主は毎年拠出の是非を決定可能。	従業員は拠出額を決定可能。事業主にはマッチング掛金か各従業員の報酬の 2% の額の拠出義務。	事業主が制度条項で設定された掛金を拠出。	従業員は給与天引き協定にもとづき拠出額を決定可能。事業主はマッチング掛金か全加入者の 3% 掛金を拠出する義務がある。	従業員は他を選択しない限り事業主が特定した給与天引き掛金を拠出。事業主は制度条項で設定されたマッチング掛金を含む追加の拠出が可能。	従業員は給与天引き協定にもとづき拠出額を決定可能。事業主は制度条項で設定されたマッチング掛金を含む追加の拠出が可能。	一般的に事業主は制度条項で設定された掛金の拠出義務がある。
最低適用範囲要件	無。全従業員が利用可能にできる。	21 歳以上かつ直近 5 年のうち 3 年の雇用実績があり \$600 の報酬 (2018 年) のある全従業員に提供義務。	過去 2 年間は最低 \$5,000 の報酬があり当年も \$5,000 以上の報酬が合理的に見込まれる全従業員に提供義務。	一般的に 21 歳以上で前年に 1,000 時間以上勤務した全従業員に提供義務。	一般的に 21 歳以上で前年に 1,000 時間以上勤務した全従業員に提供義務。			
引出し、ローン、支給	引出しは随時可能だが連邦所得税が課税、早期引出しは追加課税 (Roth IRA には特別規則を適用)。加入者ローンは不可。	引出しは随時可能だが連邦所得税が課税、早期引出しは追加課税。加入者は SEP-IRA からは借入れ不可。	引出しは随時可能だが連邦所得税が課税、早期引出しは追加課税。加入者は SIMPLE IRA からは借入れ不可。	引出しは特定事象 (引退、制度終了等) 発生後に可能だが連邦所得税が課税。制度はローンや困窮引出しを可とする場合ありだが、早期引出しは追加課税。	引出しは特定事象 (引退、制度終了等) 発生後に可能だが連邦所得税が課税。制度はローンや困窮引出しを可とする場合ありだが、早期引出しは追加課税。	引出しは特定事象 (引退、制度終了等) 発生後に可能だが連邦所得税が課税。制度はローンや困窮引出しを可とする場合ありだが、早期引出しは追加課税。	引出しは特定事象 (引退、制度終了等) 発生後に可能だが連邦所得税が課税。制度はローンや困窮引出しを可とする場合ありだが、早期引出しは追加課税。	給付は特定事象 (引退、制度終了等) 発生後に支給。制度はローンを可とする場合あり。早期引出しは追加課税。
受給権賦与	掛金は即時 100% 受給権賦与。	掛金は即時 100% 受給権賦与。	すべての掛金は即時 100% 受給権賦与。	制度条項に従い時間をかけて賦与可能。	従業員の天引き掛金と事業主のセーフハーバー掛金は即時 100% 受給権賦与。一部の事業主掛金は制度条項に従い時間をかけて賦与可能。	従業員の天引き掛金は即時 100% 受給権賦与。事業主掛金は制度条項に従い時間をかけて賦与可能。	従業員の天引き掛金は即時 100% 受給権賦与。事業主掛金は制度条項に従い時間をかけて賦与可能。	制度条項に従い時間をかけて賦与可能。

5 小規模企業の私的年金（引退貯蓄）制度導入のための支援策

一般論として、税制適格要件を満たすための設計基準や非差別テストの実施、さらには制度提供企業としての信認義務等、米国の職域拠出建て制度は制度提供事業主に様々な基準を課し、結果として特に小規模企業の事業主にとって導入や運営が困難な面がある。前節で見てきたように、小規模企業を意識して様々な簡易型制度を導入することにより、その敷居を低くすることが、連邦政府の施策と考えられる。本節では、制度設計基準の簡素化に加えて、米国政府が実施または検討している支援策について概観する。

5. 1 税制上の支援策

①税制優遇措置

事業主掛金は事業主の収入から課税控除可能であり、（Roth 掛金を除く）従業員掛金は拠出時には課税されず、制度資産の収益は非課税、課税は本人への分配時まで繰り延べられる。ただし、社会保障制度における掛金算出上の課税対象所得の定義上、従業員掛金は所得に含められる。Roth 掛金に関しては拠出時には課税されるが、その後は 59.5 歳到達前に引き出さない限り、運用収益を含めて課税されない。

②小規模事業主に対する税額控除

SEP、SIMPLE、または特定の引退制度を開始するために通常必要となる費用の一部に対して、小規模事業主が税額控除（Tax Credit）を請求できる。クレジットは、当初の 3 年間、制度の開始および維持のための費用の 50%で、上限額は\$500 である。

③私的年金（引退貯蓄）への拠出に対する税額控除（Saver's Credit）

フルタイムの学生でなく、他者の還付の際の被扶養者でない 18 歳以上の者に対して、私的年金（引退貯蓄）への掛金と所得（修整総所得：総所得から IRA への拠出や離婚扶養料等、一定の連邦所得控除の対象となる金額を差し引いたもの）に応じて、税額控除を受けられる。

金額は、引退制度または IRA への自身の掛金 50%、20%または 10%（修整総所得に依存して決定）で、\$2,000（夫婦合算申告の場合は\$4,000）が上限額となる。2018 年の金額は、図表 4 のとおりである。

図表 4 2018 年の Saver's Credit

控除率	夫婦合算申告	世帯主	その他申告*
掛金の 50%	修整総所得\$38,000 以下	修整総所得\$28,500 以下	修整総所得\$19,000 以下
掛金の 20%	\$38,001～\$41,000	\$28,501～\$30,750	\$19,001～\$20,500
掛金の 10%	\$41,001～\$63,000	\$30,751～\$47,250	\$20,501～\$31,500
掛金の 0%	\$63,000 超	\$47,250 超	\$31,500 超

* 単身、個別申告の夫婦、適格寡婦（寡夫）が該当

Saver's Credit は、伝統的または Roth IRA、401(k)、SIMPLE IRA、SARSEP¹⁷、403(b)、501(c)(18)、政府の 457(b)制度への自身の掛金、および適格引退制度と 403(b)制度への任意掛金に対して適用できる。なお、ロールオーバー掛金は対象外である。また、対象となる掛金の算出の際、制度からの引出し額を控除される場合がある。

5. 2 小規模企業を中心とした支援策の議論

米国における小規模企業や低所得者に対する私的年金（引退貯蓄）の奨励策について、やや古い資料であるが、1997 年 SAVER 法にもとづき 2006 年に開催された第 3 回ナショナル・サミットの報告書¹⁸から、提案を確認してみたい。

①小規模企業への対策

小規模企業の事業主は引退制度を提供しない理由として、事業収益の不確実性、引退制度の費用負担、複雑な受認者の役割、および従業員は引退制度を評価していないという認識を挙げるが、それは正確な理解がないからであるという指摘が

¹⁷ Salary Reduction Simplified Employee Pension の略。IRA に対して給与天引きの従業員掛金と事業主掛金を拠出する制度で 1997 年より前に設立されたものと説明されている。

¹⁸ この回は、低所得者、小規模企業、新規採用者に対する奨励策が議題であった。

あった。実際、EGTRRAによる諸施策により、管理コストはかなり抑えられている。従業員が評価しないという認識も間違いであり、従業員が引退制度を評価し、生産性を上昇させ、退職率が低下したとの経験も報告されている。

また、従業員は「Do-it-for-me 制度」、つまり自動登録、デフォルト掛金率、自動掛金引上げ、デフォルト投資ポートフォリオ、および定期的リバランスを備える制度が従業員にとって単純な制度であり、従業員の75%は誰かが自分のために管理してくれることを好むと指摘されている。

小規模企業にとっては、複数の事業主が共同して引退制度を提供することで、規模の経済の恩恵を受けることの重要性が示された。これらを踏まえて、いくつかの提案がなされているが、この中には既に実行に移されたものもある。総じて、コスト効率性の確保、事業主の信認義務の回避、税制による支援といったところが論点になると考えられる。

ア. 自動 IRA 制度

この制度は、事業主に信認義務を課さず、事業主は一元化された IRA プロバイダーに対する媒介機関の役割を果たすのみである。自動登録、自動掛金引上げ、デフォルト投資ポートフォリオを提供することで、従業員にとっての加入のハードルを下げる。

イ. 小規模企業適用のための共同制度

複数事業主制度を開発して、関連性のない小規模企業（業種ないし地域内）が結束することでコスト効率性とポータビリティのために規模の利益を享受することができるようにすることが提案されている。これは、団体協約を持たない多数事業主制度でも可能性がある。小規模企業にとっての懸念である管理および受認者の義務は、金融機関が負う。DC 制度の下では単純な投資を提供することを可能とする。

ウ. 税制措置等

小規模企業のために税額控除による制度導入支援、EGTRRAによる各種の措置の恒久化、セーフハーバーとされる特定のデフォルト投資について信認義務のり

スクの例外とする等の提案である。

②低所得者への対策

低所得者は往々にしてその日暮らしであり、貯蓄はそもそも難しい。持ち家がなく、借金を抱えて、金融知識が乏しい。引退制度の対象となり難く、なったとしても加入しない。離職も頻繁で、離職の際に引退貯蓄の勘定を保有していたとしても現金化してしまうといった問題がある。現金化に関しては、社会扶助を受給する際の要件として考慮される保有資産に引退貯蓄制度の勘定が含まれていることが、現金化の一因であるとの指摘もある。低所得者への対策は、税制または連邦および地方政府による支援といった施策が中心にならざるを得ないと考えられる。

例えば、前述の Saver's Credit の充実が提案されている。この中では、Saver's Credit は税額控除であるために納税額が少ない者にはメリットがなくなることが指摘されている。対応策として、給付金付税額控除とすることが提案されている。この「給付金」を勘定に追加するマッチング掛金とすることも、代替案とされている。

引退貯蓄勘定を保有する者が社会扶助の対象に残れるように、引退貯蓄勘定を資産テストの対象から除外する提案もなされている。現状では、拠出建て制度の勘定は資産テストの対象となるが、給付建て制度の受給権は除外されているようである。

また、私的年金（引退貯蓄）制度を提供していない従業員 10 人以上の企業に、税額控除を提供する代わりに給与天引きの引退貯蓄制度の策定を求める提案もある。

6 考察

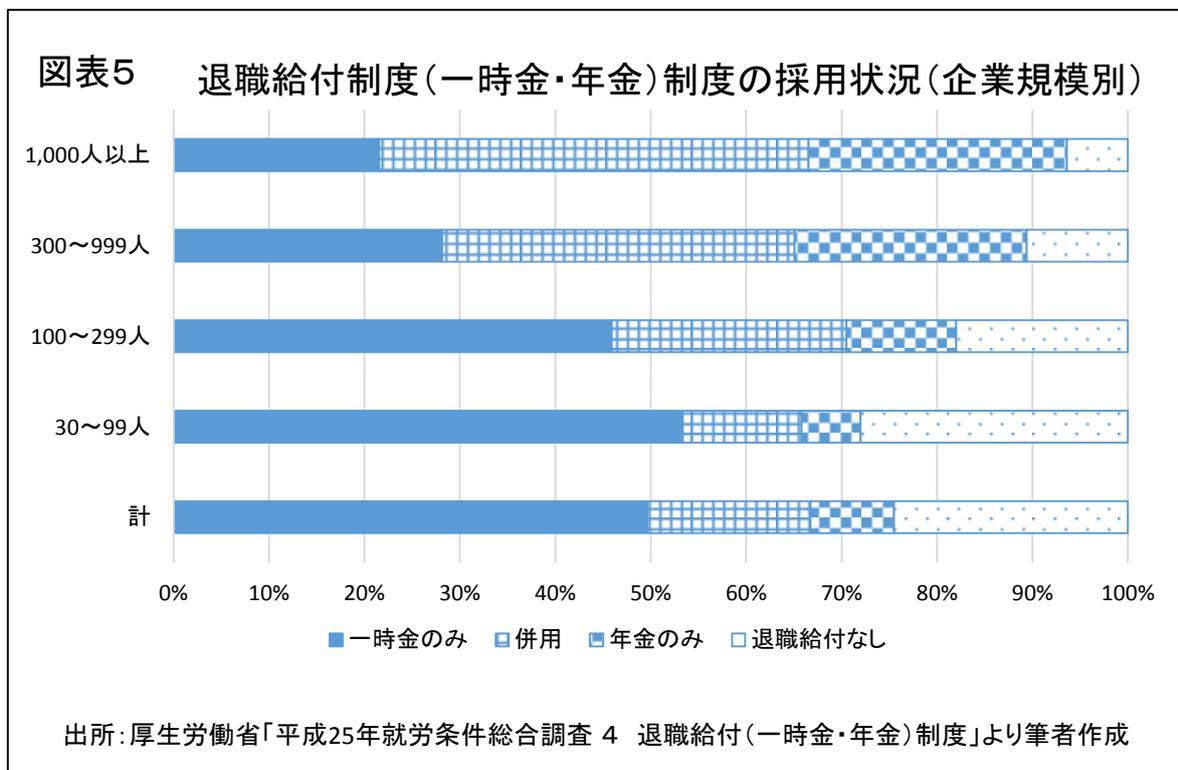
以上、米国の私的年金（引退貯蓄）制度の現状や同制度の奨励策を概観したが、日本との関連において、施策のあり方を検討してみたい。

6. 1 日本の退職給付制度の適用状況

日本の退職給付制度に関して、「平成 25 年 就労条件総合調査」と「平成 26 年 就業形態の多様化に関する総合実態調査」にもとづき確認する。

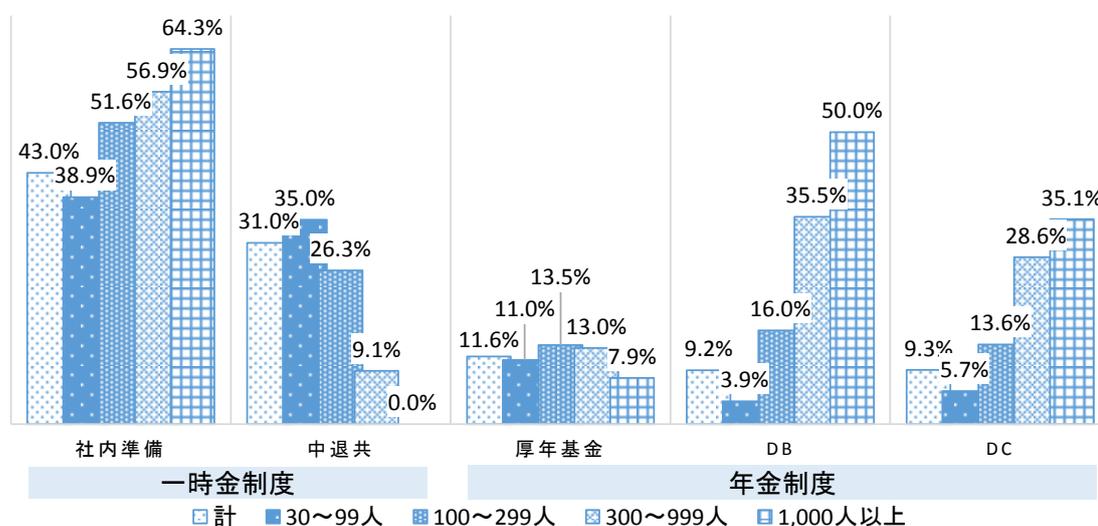
①企業による退職給付制度の採用状況

図表 5 は、企業規模別にみた退職給付制度の実施状況である。退職給付制度は一時金のみ、併用、年金のみに分かれているが、併用を含む年金の実施割合は、企業規模が小さくなるにつれて顕著に低下する。一方、一時金を含む退職給付制度の実施率は、30～99 名の規模でも 70% を超えている。



次に一時金、年金の支払準備に用いる制度の利用率をみたものが図表 6 である。数値は、制度未実施の企業を含む全調査対象企業に対する割合となるように、参照元の数値を加工している。

図表6 各種支払準備制度の採用状況(企業規模別)



出所:厚生労働省「平成25年就労条件総合調査 4 退職給付(一時金・年金)制度」より筆者作成

一時金の場合、社内準備の利用率が高く、また特に中小企業で中退共（中小企業退職金共済制度）の利用が進んでいる実態がある。

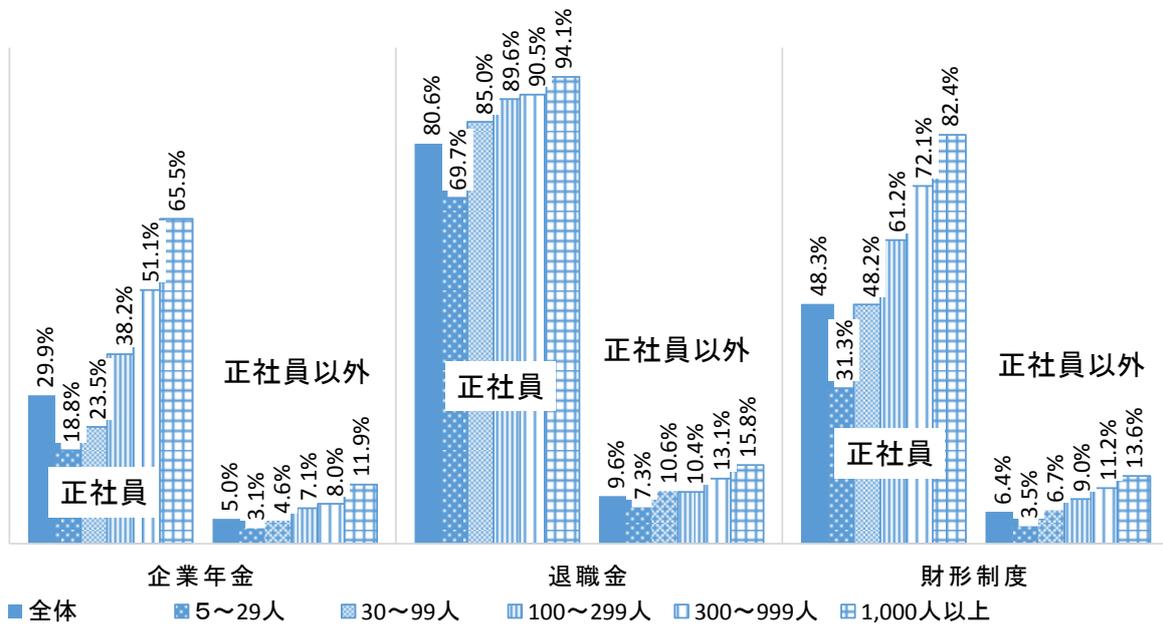
一方、年金に関しては、DB（確定給付企業年金）、DC（確定拠出年金 企業型）ともに規模による実施率の格差が大きい。厚生年金基金は規模による格差が小さいが、そもそも実施率が低い。この資料は、厚生年金基金の将来的な廃止を踏まえた「健全化法」の施行前であり、健全化法施行後の同制度の後退を踏まえると、期待はできない。

②各種制度の労働者への適用状況

次に、情報は限られるが、各種制度の労働者への適用状況を就労形態別、企業規模別に確認したのが図表7である。対象制度は、企業年金（DB、DC、厚生年金基金の内訳は不明）、退職金（社内準備、中退共等の内訳は不明）、および財形（一般、年金、住宅）である。就労形態は、正社員と正社員以外に仕分けられている。正社員以外には様々な就労形態が含まれているので、細目毎には、大きな格差が予想される。

図表7

各種制度への適用状況(就業形態・企業規模別)



出所:厚生労働省「平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

まず目に付くのは、正社員と正社員以外との適用状況の格差である。正社員以外にはフルタイムの労働者も含まれるため、米国のパートタイム労働者の加入率約21%と比較しても、正社員以外への待遇格差は大きいと考えられる。

退職金と企業年金への適用率は、企業の採用状況と同様のことが言える。また、財形制度は近年後退しているとはいえ、課税後収入による資産形成手段としては、2018年に導入された積み立てNISA(職場積み立てNISA)とともに、期待される。

6. 2 私的年金(引退貯蓄)制度に関する法制の射程

以上のとおり、日本の私的年金(引退貯蓄)制度のあり方や制度の普及を考えた場合、政策としては以下のことが言えると考えられる。

①一時金制度と年金制度の両方を射程に入れる

日本の企業年金制度は、退職金制度からの移行による場合が多いとは、よく言われるところであり、退職金制度と企業年金制度とは同根である。また、企業年金のような外部積立型の制度は、現在のところDC制度を含めても普及状況と企

業規模間の格差に難点がある。私的年金（引退貯蓄）制度のあり方を考える場合には、退職金制度、すなわち社内準備と中退共を含む一時金制度を射程に入れ、そのうえで統一的な税制措置を目指すことが、私的制度の正当性を訴えるためにも得策と考える。

米国は（終身）年金としての受給を奨励している面はあるものの、401(k)制度を中心とする拠出建ての制度は、必ずしも「年金」支給を要件としない。また、近年はDB制度においても、キャッシュバランス制度やペンションエクイティ制度の普及とともに一時金受給が想定される時代になっている。まずは、引退時点における資産の確保を可能な限り多くの者が目指す環境を作ることが、政策目的に適うと思われる。

②職域・個人および課税前・課税後の制度を射程に入れる

労働市場の流動化を踏まえると、私的年金（引退貯蓄）の積立てに関しても、転職に伴うポータビリティの確保が欠かせないことは言うまでもない。しかし、一時金（社内準備・中退共）と年金（DB、DC等）との間のポータビリティは、現状、十分に確保されているとは言い難い。例えば、転職に伴って企業から受け取った退職金は、企業年金には移管できない。また、転職に伴う中退共からの給付も企業年金に持ち込むことはできない。これらの例に対応したポータビリティの確保を充実させないと、労働者には転職に伴う受け皿が提供されていないことになる。

加えて、労働者が離職する際、離職後に切れ目なく再就職することを常に想定することは現実的でない。この場合、当該受け皿は企業年金等の職域制度とともに、就労にかかわらない制度も用意する必要がある。一時金や年金であれば、受け皿を国民年金基金連合会、企業年金連合会等の全国組織に設定することが考えられる。

一方、年金財形や住宅財形にも受け皿が必要と考えられる。積立てNISAは、個人の制度である一方で、米国の給与天引き（Roth）IRAのように、職場積立てNISAとして職域で設定できる。職場積立てNISAの勘定は離職後でも維持可能であり、

財形よりも利便性において優れているという評価もできる。このように、課税前、課税後を問わず、就労を伴わない引退勘定を金融機関に設定することが考えられる。

米国において Roth 掛金が注目されている現状を踏まえると、私的年金（引退貯蓄）制度の法制は、職域制度を超え、かつ課税前・課税後の両方の制度を射程に入れることが必要と考える。

6. 3 社会保険制度の対応

米国との比較では、まず、私的年金（引退貯蓄）制度に対する本人負担掛金の社会保険上の取扱いを整理する必要があると考える。米国の歴史をみると、401(k)制度が導入された後、しばらくしてから本人負担掛金は社会保障制度の課税対象賃金（社会保険料の賦課対象）に含めることが明確化されたように見える。

日本の現状は、この点が十分に整理されていないように思われる。例えば、企業型 DC を導入する際に、従来の給与を減額して減額部分を事業主掛金として拠出する「給与減額型」の制度が存在するといわれる。この場合、事業主は減額部分の給与に対応する社会保険料の事業主負担分を節約することができる。

この問題は、究極的には「繰延報酬」とされる退職金や企業年金等の私的制度と社会保険制度とのあり方の問題に通じるかもしれない。現在は、退職金や企業年金に関する費用には社会保険料が賦課されない。一方、従業員がこれに替わる「前払い」を選択して給与として受領すれば、前払い額は賦課対象となる。このように、「繰延報酬」といわれる制度は、究極的には引退所得を提供する制度を「公」と「私」のいずれに求めるかの裁定機会を、事業主や個人に提供しているようにも見える。

6. 4 おわりに

筆者は、米国の制度について、必ずしも日本が追随すべき手本とは思っていない。しかしながら、本稿で確認したような、日本では必ずしも知られていないか

もしれない、米国の現状や問題意識、ならびに問題解決への着眼点には、学ぶべき点が豊富にあると思われる。少なくとも、米国の拠出建て制度は、わが国が企業年金法を検討した 1990 年代後半の状況とは様変わりしている。これを踏まえて政策を議論することは、極めて有意義と考える。

【参考文献】

1. Bureau of Labor Statistics, “National Compensation Survey”, March 2017
2. EBRI, “Appendix E: Legislative History”, in EBRI Databook on Employee Benefits, UPDATED OCTOBER 2015
3. Plan Sponsor Magazine, “40 Years of ERISA”, September 2014
4. US DOL & IRS, “CHOOSING A RETIREMENT SOLUTION FOR YOUR SMALL BUSINESS (Publication 4222)”
5. US DOL & IRS, “Automatic Enrollment 401(k) Plans for Small Businesses (Publication 4674)”
6. US DOL & IRS, “Payroll Deduction IRAs for Small Businesses (Publication 4587)”
7. US DOL & IRS , “Profit Sharing Plans for Small Businesses (Publication 4806)”
8. US DOL & IRS , “SEP Retirement Plans for Small Businesses (Publication 4333)”
9. US DOL & IRS, “SIMPLE IRA Plans for Small Businesses (Publication 4334)”
10. IRS “Types of Retirement Plan”
<https://www.irs.gov/retirement-plans/plan-sponsor/types-of-retirement-plans>
11. The 2006 National Summit on Retirement Saving, “Saving For Your Golden Years: Trends, Challenges, and Opportunities – Final Report”,

March 2006

12. 厚生労働省「平成 25 年就労条件総合調査」

13. 厚生労働省「平成 26 年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

第3章

次年度の企業アンケートに向けたヒアリング調査の結果と示唆*

ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫・北村 智紀**

要旨

次年度の企業アンケート¹を効率的・効果的に実施するため、関係する労使団体と、多数の企業アンケート実施歴のある研究者にヒアリング調査を実施した。労使団体からは、人的資源管理では近年は賃金が話題の中心で退職給付への関心が薄いこと、各企業の退職給付のあり方は多様で業種や規模などでは傾向がつかめないこと、などの情報を得た。研究者からは、アンケート調査は意思決定の動機などを聞ける点で有用なこと、分析や回答負荷を想定して調査票を設計すべきこと、非匿名回答では外部の財務データと紐付けできること、大企業の方が回答率が高いこと、などの情報を得た。これらから得た示唆は、企業における退職給付のあり方は多様であるためアンケート調査は有益だと思われる、一方で近年の企業は退職給付に相対的に関心が薄いため調査票の設計が重要になる、退職給付の整備状況や財務データの利用可否等から大企業と中小企業で調査を分けるべき、などである。これらの情報や示唆を次年度の企業アンケートに活用したい。

キーワード：退職給付、企業アンケート

* 本稿は当研究組織が実施したヒアリング調査の結果をまとめたものである。ご協力頂いたヒアリング先の皆様に心から感謝申し上げます。労使団体へのヒアリングにおいては、各団体としてのご見解に加え、ご担当者個人のご意見として親切なご助言を頂いた。本稿では、当報告書がインターネットで公表されることを踏まえ、ヒアリング結果の抜粋・要約を筆者の責任で取りまとめた。本稿に記載しなかった情報についても研究組織内部で活用し、次年度のアンケート実施を効率的・効果的なものとした。また本稿の作成にあたり野坂晃子氏(ニッセイ基礎研究所)の協力を得た。この場を借りてお礼申し上げます。

** 北村の現在の所属は東北学院大学経営学部。本稿は筆者個人の見解に基づいており、筆者が関係する如何なる団体の意見も代表しない。

¹ 企業(経営者側)に対するアンケートを中心に考えているが、余力や機会があれば従業員に対するアンケートも検討する。

1 次年度の企業アンケートに向けたヒアリング調査の概要

当研究では、次年度（3年計画の2年目）に企業アンケートを計画している。アンケート調査を行う理由は、既存の退職給付と企業に関する実証分析は外形的な財務データ等に基づいており、企業内部で財務面と人的資源管理面をどう考慮しているかが明らかでないためである。

次年度の企業アンケートを効率的・効果的に実施するため、今年度（3年計画の1年目）の1～3月に、関係する労使団体と多数の企業アンケート実施歴のある研究者にヒアリングを実施した。

ヒアリングにご協力頂いた労使団体は次の4団体である（カッコ内は実施日）。

- ・日本商工会議所/東京商工会議所（日商/東商）（1月22日）
- ・全国中小企業団体中央会（全国中央会）（2月14日）
- ・日本経済団体連合会（経団連）（3月1日）
- ・日本労働組合総連合会（連合）（3月1日）

労使団体への主なヒアリング項目は、以下の内容である。

- ・退職給付(企業年金・退職一時金)に関する状況把握や意見集約の状況
（団体組織内のアンケート調査や委員会活動等の状況、など）
- ・退職給付に関する現状認識や見解
（退職給付に関する現状評価、課題認識、意見、提言、など）
- ・来年度に予定している当方のアンケート調査への協力について
（どのような形であれば、協力をお願いできるか）

また、ヒアリングを依頼した研究者は以下のとおりである。

- ・芹田敏夫 青山学院大学 経済学部 教授（3月5日）

研究者への主なヒアリング項目は、以下の内容である。

- ・調査票の設計において工夫や注意すべき点（質問の量、回答の形式など）
- ・調査の実施において工夫や注意すべき点（送付・回収の方法や時期など）

以下では、ヒアリング結果を要約し、来年度の実施に向けた示唆を整理する。

2 労使団体へのヒアリング結果の概要

2. 1 退職給付に関する状況把握や意見集約の状況

(組織内のアンケート調査や委員会活動等の状況、など)

○退職給付に関連するアンケート調査

- ・経団連では、退職給付に特化した調査が隔年で実施されている。
- ・連合では、春闘に向けて、賃金を含む労働条件調査が毎年実施されている。
- ・全国中央会では、全国大会に向けて総合的な調査が毎年実施されている。退職給付関連の質問は、2008年の適格退職年金の移行先関連以降、含まれていない。

○退職給付に関連する委員会活動等

- ・多くの団体では、社会保障などの政策提言等を担当する部署や委員会と、労働条件としての退職給付の実態把握等を担当する部署や委員会との、二元的な体制で行われている。

2. 2 退職給付(企業年金・退職一時金)に関する現状認識や見解

(退職給付に関する現状評価、課題認識、意見、提言、など)

○退職給付に関する団体内での議論の状況

- ・いずれの団体でも、近年は足下の賃金が話題の中心、とのことだった。
- ・近年もっとも話題となっていたのは、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた「同一労働同一賃金」であった。特に経営者団体ではこの実現に向けた対応が議論の中心となり、退職給付などに関心や議論が向く余地が狭められた。
- ・また、企業においては人手不足が近年の大きな課題となっており、人材を確保するために当面の賃金や雇用延長などが関心の中心となっていた。

○各企業における退職給付のあり方に対するご担当者の所見

【退職給付のあり方の多様性】

- ・多くの団体の担当者から聞かれたのは、各企業における退職給付のあり方は各企業の過去からの経営方針などに依存したものであり、業種や規模などの単純な客観的な指標では傾向がつかめない、という意見だった。
- ・具体例としては、DBとDCのイコールフットィングを巡る議論の際に、DBを重視するか、DCを重視するか企業間の考えの違いが明らかになったことや、退職給付の設計はその企業の退職給付の導入経緯や位置づけによって変わってくる、などが挙げられた。
- ・また、同一労働同一賃金の退職給付との関係や、雇用延長と退職給付との関係が今後の課題であるが、これも各企業における退職給付の位置づけなどによって異なってくるだろう、という指摘もあった。

【退職給付のある程度固定的な傾向】

- ・退職給付のあり方は多様である、という指摘の一方で、ある程度固定的な傾向も指摘された。
- ・経団連の調査によれば、上述した近年の賃金に関心が集まる状況が起こる以前（2000年代前半）からポイント制の導入が進んでおり、退職給付においても年功的な要素が薄まって個人の貢献に報いた形になる傾向が見られる。
- ・また小規模企業においては、将来の退職給付よりも当面の経営や賃金の優先度が高く、退職給付を準備するとしても中退共や特退共などの制度に掛金を拠出する形になり、それ以上の制度整備は経営資源（金銭や労力）の制約からハードルが高い、という見解も共通して聞かれた。
- ・この点で、先日導入が決まった小規模企業向けの簡易型DC制度は、小規模企業のニーズに沿ったものだという指摘があった。ただ、現時点ではほとんど認知されておらず、またDCの性質が経営方針と合わない場合もあるため、普及は未知数であるとの指摘もあった。

2. 3 来年度に予定している当方のアンケート調査への協力について

(どのような形であれば、協力をお願いできるか)

- ・各団体の会員等への調査票の送付を依頼したり送付先のリストを頂くことは、できないとのことだった。また、地域や業界ごとの組織の連合体の場合は個々の企業との直接のつながりは基本的にない、とのことだった。
- ・ただ、各団体からは可能な範囲でのご協力をご検討頂けるとのお答えを頂いた。具体的な内容は、個別の事情を含み、さらに検討が必要であるため、本稿への記載は割愛する。

3 研究者へのヒアリング結果の概要

3. 1 アンケート調査の意義(長所)と問題点(短所)

○意義(長所)

- ・企業の意志決定者の考え方や意識を問い、従来とは別方向から検証可能。
- ・経営者の動機が理論と異なるかや目標が現実と離れているかを確認可能。

○問題点(短所)

- ・大企業は回答率が高く、回答が母集団を代表していない可能性。
- ・回答者と意志決定者のズレで、回答した考えと実際の行動が異なる可能性。
- ・正直に回答しない可能性（ただし、これまでの経験では正直に回答しているという印象とのこと）。
- ・質問内容を誤解して回答される可能性。

3. 2 調査方法の工夫

○調査票の送付・回収方法

- ・これまでの調査は郵送で行っている。送付と回収以外に、8割ほどの対象者に

督促状を送っている。結果のフィードバックはネットが中心。

- ・企業の住所は分かるので郵送が容易。メールはアドレスが分からない。
- ・多くの調査では、調査票をほぼすべての上場企業に送付。非匿名で回答してもらい、公開されている財務データと紐付けして分析。
- ・実施時期は企業の繁忙期を避ける必要。8月が最も良く、1月もありうる。
- ・フィードバックの方法として報告会を開いたこともある。出席者との情報交換は有意義だった。

○調査票の設計

- ・やり直しが利かないので、慎重に吟味する必要がある。
- ・分析を想定して、分析できるような質問や回答形式にする。
- ・要因を検証する場合、想定される要因を漏らさないようにする必要。
- ・ただ、回答数が多いと回答率が下がったり、いい加減な回答が増えたりする。
- ・数値の記入は、さんさんたる結果だった。選択肢（幅）で聞く必要がある。
- ・複数回答よりは単純回答が回答しやすい。1つの質問に5段階で回答する形。
- ・先行研究と同じ質問を入れ、比較可能にする。
- ・表紙に、調査内容の概要や希望部署、学術目的であること、個別企業の回答は公表しないこと、問合せ先、などを明記。
- ・公的機関との関係が明示されていれば、回答率が高くなる傾向。

4 ヒアリング調査の概括と示唆の考察

労使団体へのヒアリングでは、近年は賃金が話題の中心で退職給付への関心が相対的に薄いこと、企業における退職給付のあり方は多様で業種や規模などの単純な指標では傾向がつかめないこと、大企業では年功的な要素が薄まっていること、小規模企業には経営資源の問題があること、などが分かった。

研究者へのヒアリングでは、アンケート調査は意思決定の動機などを聞ける点で有用であること、分析を想定して調査票を設計する必要があること、非匿名回答の場合は外部の財務データと紐付けできること、回答負荷を考慮して調査票を設計すべきこと、大企業の方が回答率が高いこと、などが分かった。

これらの結果を考察し、次年度の企業アンケートに向けて次のような示唆を得た。

- ・各企業における退職給付のあり方は多様で、退職給付に詳しい労使団体の担当者でも業種や規模などの単純な客観的な指標では傾向がつかめないことから、意思決定の要因を聞き出すアンケート調査は、非常に有益だと思われる。
- ・その一方で、近年の企業は退職給付への関心が相対的に薄く、企業における現在の担当者は意思決定を行っていない可能性が高い。そのため、退職給付に関心が集まっている時期と比べてより慎重に、調査票の設計を検討する必要がある。
- ・大企業（主に上場企業）と中小企業（特に小規模企業）においては、退職給付制度の整備状況やアンケートへの回答余力、外部の財務データの利用可否などが異なると考えられることから、調査実施においては大企業（上場企業）向けと中小企業向けに分けて実施することも検討すべきと思われる。また、中小企業においては大企業に近い中堅企業と個人事業所に近い小規模事業者まで幅があるため、事前に何をどう分析するかを十分に検討して調査の対象を絞り込むことも、調査の効率や効果を高めるために必要だと思われる。

上記は現時点のアイデアであり具体的な検討は次年度に行うが、ヒアリングで得た情報や示唆を活用して、次年度の企業アンケートを実施したい。

参考1:退職給付制度に関する主な統計調査 (2017年 3月現在)

統計調査名	実施主体	調査対象	実施頻度 (直近の時期)	直近の 標本数 (回収率)
就労条件総合調査 (退職金制度・支給実態統計)	厚生労働省 (大臣官房統計情報部)	常用労働者30人以上の民営 企業から抽出	5年毎 (2013年)	4,211 (68.5%)
賃金事情等総合調査 (退職金・年金及び定年制事情調査)	中央労働委員会	資本金5億円以上、従業員 1,000人以上の企業から独自 に選定	隔年 (2015年)	230 (60.5%)
退職金・年金に関する実態調査	日本経済団体連合会	日本経団連企業会員 東京経営者協会会員企業	隔年 (2014年)	257 (13.5%)
民間企業退職給付調査	人事院(職員福祉局)	常勤従業員50人以上の企業か ら抽出	5年毎 (2011年)	3,614 (57.2%)
民間企業における退職給付制度の実 態に関する調査	内閣官房(内閣人事局)	常勤従業員数50人以上の民 間企業から抽出	年次 (2015年)	1,573 (26.2%)
中小企業の賃金・退職金事情	東京都(産業労働局)	都内の常用雇用者300人未満 の企業から抽出	隔年 (2016年)	995 (28.4%)

(出所) 各種統計調査を基に、りそな年金研究所作成。

(注1) 経団連は2017年6月に2016年の調査結果を公表している。2016年の調査結果の標本数は283、回収率は14.7%となっている。

(出典) りそな年金研究所(2017)「統計でみる退職金・企業年金の実態(2017年版)～大企業および中堅・中小企業の動向～」『りそな年金研究所 企業年金ノート』No.587, p.1.
(<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201703.pdf>)

参考2: 芹田先生からご紹介頂いた参考文献

Graham, J., and C. Harvey (2001). The theory and practice of corporate finance:

Evidence from the field. *Journal of Financial Economics*, 60(2-3), 187-243.

花枝英樹(2014). 「企業財務に対するサーベイ・アプローチー日本企業へのサーベイ調査の経験を踏まえてー」『関西学院大学商学論究』61(4), 1-23.

花枝英樹・芹田敏夫(2008). 「日本企業の配当政策・自社株買いーサーベイ・データによる検証ー」『現代ファイナンス』24, 129-160.

花枝英樹・芹田敏夫(2009). 「ペイアウト政策のサーベイ調査：日米比較を中心に」『証券アナリストジャーナル』47(8), 11-22.

花枝英樹・芹田敏夫(2013). 「財務意思決定の権限委譲と投資資金配分ーサーベイ調査による分析ー」『現代ファイナンス』34, 53-82.

Hanaeda, H., and T. Serita (2014). Capital budgeting practice: Evidence from Japan,
Social Science Research Network eLibrary, <http://ssrn.com/abstract=2312264>.

佐々木隆文・佐々木寿記・胥鵬・花枝英樹(2016). 「日本企業の現金保有と流動性
管理－サーベイ調査による分析－」『現代ファイナンス』 37, 19-48.

佐々木隆文・花枝英樹(2014). 「従業員処遇と資本構成」『現代ファイナンス』 35,
63-86.

佐々木寿記・鈴木健嗣・花枝英樹(2015). 「企業の資本構成と資金調達－日本企業
へのサーベイ調査による分析－」『日本ファイナンス学会第 23 回大会予稿集』.

芹田敏夫・花枝英樹・佐々木隆文[2011] 「日本企業のペイアウト政策と株式分割
－機関投資家へのサーベイ調査による実証分析－」経営財務研究, vol.31,No.1,
2-34, 2011 年 6 月.

芹田敏夫・花枝英樹[2015] 「サーベイ調査から見た日本企業の財務政策」 組織
科学, vol.49, no.1, 32-44.

第4章 個人年金加入に関する年齢・時代・世代(APC)分析*

ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫**

要旨

今後、公的年金の実質的な給付水準が低下していくため、社会保障制度改革国民会議は、私的年金での対応への支援を課題として取り上げた。公私年金を合わせた総合的な老後所得保障を考える上では、企業の判断で実施される企業年金に加えて、個人が自らの判断で加入する個人型の年金も重要である。個人型年金に対する年齢・時代・世代の影響を分析するためには、1980年代から普及している個人年金保険等の分析が有益である。そこで、(公財)生命保険文化センターが3年おきに実施している「生命保険に関する全国実態調査」の個票データ10回分を利用して、個人年金保険等への加入に対する年齢・時代・世代の影響を分析した。その結果、個人年金保険の年齢効果は53歳をピークとする山型で、老後準備への関心が50代に向けて高まることとは整合的だが、今回のデータでは受給中も加入中とみなすことを考えれば、50代後半から加入率が下降する傾向は理解し難かった。まだ、公的年金が段階的に縮減されるにもかかわらず、世代効果は概ね横ばいだった。公的年金の縮減に関する理解が広まること等を通して、これらの傾向が是正されることを期待したい。

キーワード：個人年金、年齢・時代・世代(APC)分析、繰り返しクロスセクションデータ

* 本研究は、平成29年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」(H29-政策-一般-002)の一環として実施した。また、本稿では(公財)生命保険文化センターより借用した個票データを利用し、作成にあたり岩崎敬子氏(ニッセイ基礎研究所)の協力を得た。この場を借りてお礼申し上げる。

** 本稿は筆者個人の見解に基づいており、筆者が関係する如何なる団体の意見も代表しない。連絡先：nakasima@nli-research.co.jp

1 問題意識

今後、マクロ経済スライドによって公的年金の実質的な給付水準が低下していく見通しになっている。これを受けて、社会保障・税一体改革関連法の成立後に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書（2013年8月6日）は、私的年金での対応への支援を課題として取り上げた¹。

公的年金が縮減され私的年金の位置づけが以前より重くなるこのような傾向は、最近になって始まったわけではなく、少子高齢化傾向が明らかになった1980年代から続いている。公的年金と私的年金を合わせた総合的な老後所得保障政策を考える上では、企業の判断で実施される企業年金に加えて、個人が自らの判断で加入する個人型の年金も重要である。個人型の年金では、2018年1月に加入者の対象が拡大された個人型確定拠出年金（iDeCo）に大きな税制優遇が付されており今後の動向が注目されるが、個人型年金への加入動機には、老後が近づくと関心が増すという年齢効果や、金利や税制などの時代効果、公的年金の見直しによる世代効果が想定される。年齢・時代・世代をまたぐ個人型年金に対する個人の長期的な意思決定動向を掴むためには、1980年代から普及している個人年金保険等の分析が有益である。

そこで本稿では、個人年金をめぐる制度や環境の変化などを概観した上で、（公財）生命保険文化センターが3年おきに実施している「生命保険に関する全国実態調査」の個票データ（1988年調査から2015年調査までの10回分）を利用して、個人年金保険等への加入に関する年齢・時代・世代の影響を分析する。

2 背景：個人年金をめぐる制度や環境の変化と販売動向等の推移

生命保険会社の個人年金保険は、1960年（昭和35年）に初めて本格的なものが発売され、その後数社が販売を開始した。しかし、インフレの進展もあり、昭

¹ 具体的には、次の表現になっている。

「基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下する懸念に対し、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も合わせた検討が求められる。」

和 40 年代に入ると各社とも目立った販売実績は残せず、販売を停止する会社も現れた。その後、長寿化の進展や公的年金財政への懸念から老後に向けた自助努力ニーズが高まり、1979 年以降、各社から相次いで新種個人年金が発売された²。

1980 年代に入ると、年金種類の充実や 1984 年の個人年金保険料控除制度（図表 1）の創設により、個人年金の販売は大幅に進展した（図表 2、図表 3）。1990 年代初頭も、1990 年に個人年金保険料控除制度がさらに拡大され、自助努力ニーズの高まりもあって、バブル経済の直後にもかかわらず販売は比較的堅調に推移した。

しかし、1990 年代半ばからは販売が低迷し、さらに 1990 年代の終盤は生命保険会社の経営不安を契機に解約が増加して、保有契約高が減少に転じた（図表 1-2 右）。この時期に販売が低迷した原因の 1 つには金利が考えられる。当時の個人年金保険の多くを占める定額型の個人年金保険では、契約時に予定利率と呼ばれる金利が設定され、契約期間にわたってその水準が固定される。予定利率に応じて年金額が確定するが、予定利率が低いと同じ年金額を確保するために高い保険料が必要になるため、低金利下では売れ行きが鈍化する。長期金利の推移を見ると、1980 年代終盤から再び上昇したものの、バブル経済の崩壊を受けて 1990 年代には低下を続けた（図表 4）。この時期には予定利率の引き下げが数度にわたって実施され、引き下げ直前の駆け込み需要で一時的に増加することはあっても、長期的には販売の減少傾向が続いた。

2000 年代に入ると、2002 年 10 月に銀行窓口での個人年金保険販売が解禁され、銀行になじみやすい商品として個人年金保険が注目されて販売が伸びた。銀行の窓口で販売された個人年金保険の多くは、それまで販売されてきた個人年金保険とは異なり、変額型や一時払保険料での加入が多かった（図表 5、図表 6）。変額型とは、定額型と異なり、年金額が受け取り開始時までの運用成績により変動するタイプの商品で、契約時に保険料を一時払保険料として一括で支払うものが中

² この段落は、生命保険協会(2009)『生命保険講座：生命保険商品と営業』pp.63-79をもとにまとめた。

心である³。定額型でも銀行窓口で扱われる商品は一時払型が多いとされ、その結果、個人年金保険全体で見ても、銀行窓口での販売が始まった2002年から一時払保険料による加入が急速に増加し、2003年度から2010年度にかけては新規契約の5割以上を占めていた。また、2000年代には新規加入者の年齢層にも変化が見られる。年齢階層別新規契約数の推移を見ると、銀行窓口での販売が始まった2002年から、60歳以上や50歳代の新規契約が増加していた（図表7）。退職金や老後のために蓄えた資金などを使って、銀行窓口で一時払型の個人年金保険に加入していた傾向がうかがわれる。2010年代に入ると、このような一時払型や60歳以上の新規契約が多い状況が収束している。

3 個人年金加入の年齢・時代・世代(APC)分析

3.1 問題意識

このように個人年金の加入に対しては、金利や税制、販売規制などの影響がある。これらの要因は、ある時点に特有の影響があり、また、その時点に存在する人すべてに影響がある。このようにすべての年齢階層に共通した変化は時代効果と呼ばれる。

これ以外に個人年金の加入率に影響する要素としては、老後の収入に対する不安も挙げられる。老後の主な収入である公的年金は、少子高齢化の影響で1985年改正から給付の削減が続いている。また、それらの改正には段階的に実施されるものが多いため、改正の影響は世代によって異なる。くわえて1990年代後半には、支払った保険料と受け取る給付のバランスが世代ごとに異なるという世代間格差が人々に意識されるようになった。このため、老後の収入に対する不安は世代ごとに異なる可能性がある。このような世代による影響は世代効果と呼ばれる。

また、個人年金など老後に向けた準備に対しては、年齢が上がり老後に近くなると関心が増すことが考えられる。このような年齢による影響は年齢効果と呼ば

³ 個人年金保険料控除は保険料の払込期間が10年以上のものが対象であるため、一時払で加入した場合には生命保険料控除の対象となる。

れる。

3. 2 利用したデータ

通常行われる単発の調査では、その時点の年齢による影響を見ることはできるが、それが前述した年齢効果なのか世代効果なのかは判別できない。年齢効果と世代効果を区別するためには、複数の世代の人を継続して調査する必要がある。このようなパネル調査（もしくは縦断調査）は日本においてもいくつか実施されているが、本稿の目的に沿った調査は存在しない。

代替的な手段として、継続的に実施される調査のデータ（繰り返しクロスセクションデータ）を用いて分析する方法がある。本稿では、（公財）生命保険文化センターが3年おきに実施している「生命保険に関する全国実態調査」の個票データ（1988年調査から2015年調査までの10回分）を利用する。同調査（1988年調査以降）は、層化2段無作為抽出法によりサンプルを抽出し、属性に対して毎回厳密な管理を行っているため、繰り返しクロスセクションデータとして利用可能と考えられる（図表8）。また、約30年間という長期にわたる年齢を限定していないデータを蓄積しており、年齢・時代・世代(APC)分析に適している。ただし、調査対象が世帯員2人以上の世帯に限定されている点には留意が必要である。

同調査は3年おきに実施されているため、対象者の年齢（世帯主の年齢）を3歳ずつにまとめて（3歳分を同じ年齢とみなして）分析した。このように、調査年（時代）の間隔と年齢の間隔（すなわち世代の間隔）が揃っているデータを、標準コウホート表という。

なお今回は、ある調査年の3歳ごとのサンプル数が一定数を確保できるよう、対象者の年齢（世帯主の年齢）を26歳以上79歳以下、3歳ごとの刻みでいえば、「26～28歳（以下では26歳とする）」～「77～79歳（以下では77歳とする）」に限定した。各調査年で同じ年齢範囲を対象にしたが、調査設計上のサンプル数全体の減少（1988年調査の回収数は6500、2015年調査の回収数は4020）に加えて、近年の晩婚化や未婚化の影響を受けて、20代のサンプル数は次第に少なくなって

いる。その一方で、高齢化や長寿化に伴い、60代以上のサンプル数は次第に増加している（図表9）。

3.3 加入率の概観

同調査の報告書に掲載されている集計データによれば、個人型の年金への世帯加入率は、1997年まで上昇した後、2006年まで下降し、それ以降はほぼ横ばいで推移している（図表10）。ここでいう加入率は、ある時点で加入している割合であるため、前述した販売統計の新契約ではなく保有契約の状況を示したものになる。ただし、図表3が契約総数であるのに対し、ここで扱う加入率はある世帯で複数件の契約があっても加入率の分子としては1にとどまるため、図表3のような現在も増加を続けるような状況にはなっていない。

3歳刻みの加入率（図表11。なお、図が複雑になるため9歳ごとに掲載）の時系列の動きをみると、個人年金保険では全体として図表10に似た傾向が見られるが、年齢群団によって動きは異なる。また、税制の違いを考慮して個人年金保険以外の年金型金融商品を分けて見たところ、そもそも個人年金保険よりも加入率が低いが、その中でも個人年金保険より低下度合いが大きい傾向が見られた。なお、比較対象として参考までに生命保険の加入率を見たところ⁴、そもそも加入率が非常に高く、中核層である30代から60代に掛けては大きな変化は見られなかった。

また、3歳刻みの加入率と年齢との関係を見ると、個人年金保険は44～56歳に加入率のピークが集中しているが、年金型金融商品は概ね47～56歳に加入率のピークがあるが、一部の調査年では29歳や77歳にピークがあった⁵。生命保険は、30代後半から60代前半にかけて9割台の加入率がある中で、44～56歳にピークがある年が多かった。老後が近づくにつれて加入率が高まる傾向は当然と言える

⁴ 本来は、個人年金保険と同様に積立要素が強い養老保険や終身保険に限定すべきだが、ここでは定期保険も含めた何らかの生命保険に加入している割合を見ている。

⁵ これは、そもそも加入率が低いため、偶発的に特異なサンプルが入ることでピークがずれた可能性が考えられる。

が、今回のデータでは受給中の場合も加入中とみなすことを考えれば、50代後半から加入率が下降する傾向は理解が難しい。また、20代では加入率が下降している一方で、70代では加入率が上昇している。これは、20代では子どもを有する世帯が減っていることや、高齢者では自らの寿命が延びたり若齢の子どもと同居する世帯が増えているなど、世代と結びついた動きと考えられる。

3. 4 年齢・時代・世代(APC)分析の推計方法

年齢・時代・世代(APC)分析とは、ある値が変化する要因を年齢効果・時代効果・世代効果の3つに分解する分析手法である。しかし、年齢と時代(調査年)を固定すると世代は一意に決まってしまうため、この3つの効果を理論的に分離できない(これは識別問題と呼ばれている)。そこで、識別問題を緩和する複数の分析手法が開発されている(田中ほか, 2007)。本稿では、本稿と同様に標準コーホート表(年齢・時代・世代の間隔が同じデータ形式)のデータを扱っている林(2017)を参考に、推計方法としてIEを用いた⁶。

なお、推計の被説明変数は、加入時に1、非加入時に0となる二値変数であるため、logit変換して推計することが考えられるが、本稿では推計結果の解釈の容易性を重視して、logit変換せずに推計した⁷。

3. 5 年齢・時代・世代(APC)分析の推計結果

推計結果を図表12に、係数を図示したものを図表13に載せた。今回はlogit変換せずに推計し、かつ各説明変数はダミー変数であるため、係数の値は加入率への影響を直接表している(例えば、係数がマイナス0.05であれば、その要素が加入率をマイナス0.5%変化させることを意味する)。ただし、年齢効果、時代効果、世代効果のそれぞれで、係数の合計がゼロになるように推計されている点には留意が必要である。

⁶ 実際の推計は、林(2017)と同じく、Stataのapc_ieアドオンを利用した。

⁷ STATAには推計後に限界効果を推計するmarginsコマンドがあるが、apc_ieアドオンでは利用できなかったため、logit変換せずに推計した結果を掲載した。

所得税の個人年金保険料控除や生命保険料控除の対象に該当する可能性がある個人年金保険での推計結果を見ると、年齢効果は53歳まで上昇して53歳以降に下降する結果となった。これは3歳刻みの集計表（図表11）でみた傾向と似ている。前述したとおり、老後が近づくにつれて加入率が高まる傾向は当然と言えるが、今回のデータでは受給中の場合も加入中とみなすことを考えれば、50代後半から加入率が下降する傾向は理解が難しい。時代効果は、1997年まで急激に上昇した後、2006年まで緩やかに下降し、以降はほぼ横ばいで推移している。この動きは、調査年ごとの集計表（図表10）の傾向と同じである。世代効果は、サンプル数が少ない生まれ年が古い世代（1920年以前生まれ）や新しい世代（1983年以降生まれ）で誤差が大きくなっているが、サンプル数が確保できている中核の世代では、1923年生まれの世代から1938年生まれの世代に掛けて上昇してプラスに転じた後に、+0.03近傍でほぼ横ばいに推移し、1974年生まれの世代から再び下降傾向にある。

所得税の個人年金保険料控除や生命保険料控除の対象に該当しない年金型金融商品での推計結果は、そもそもの加入率が低い点には留意する必要があるが、年齢効果は50歳前後をピークにした山型に近い形になっている。時代効果は、1994年まで上昇した後、下降傾向が続いている。世代効果は、ほとんどが統計的に有意でない（ゼロに近いとみなせる）水準になっており、概ね横ばいであったと言える。

生命保険での推計結果を見ると、年齢効果は26歳と70歳以上で5%以上のマイナスとなっており、それ以外の年齢では、41歳と47歳で前後より低下している以外は概ね、44歳をピークとした山型になっている。時代効果は、1994年まで上昇した後、2006年まで下降し、2009年に急上昇して横ばいで推移している。世代効果は、サンプル数が充実している1926年生まれから1968年生まれでは1935年生まれまで緩やかに上昇した後ほぼ横ばいで推移し、1968年生まれから1971年生まれにかけて下降した後、1980年生まれまでほぼ横ばいで推移している。

4 考察と示唆

これまで見てきた点をまとめると、個人型年金の加入率の年齢効果・時代効果・世代効果について、次のことが言える。所得税の個人年金保険料控除や生命保険料控除の対象に該当する可能性がある個人年金保険の年齢効果は、53歳をピークとする山型になっていた。この傾向は、年金型金融商品と似ていたが、生命保険では山のピークが44歳であった。このことから、老後準備への関心は50代に向けて高まっていくことが読み取れる。この点は事前の想定と傾向が一致する。しかし、今回のデータでは受給中の場合も加入中とみなすことを考えれば、50代後半から加入率が下降する傾向は理解が難しい。また、個人年金保険の時代効果は、1997年がピークとなっており、1994年にピークがある年金型金融商品や生命保険と似た傾向であった。この点は、1990年代前半の金利動向が影響している可能性がある。その一方で2006年以降は、年金型金融商品は下降傾向が続いたのに対し、個人年金保険は横ばい、生命保険は上昇、と異なった。個人年金保険と年金型金融商品で違いが見られたことから、この時期には公的年金制度の改正よりも所得税の個人年金保険料控除の見直しが影響したことが考えられるが、直接的な影響は明らかではない。世代効果は、個人年金保険と生命保険で1930年代後半生まれの世代に掛けて上昇する傾向が見られたが、概ね横ばいの傾向であった。事前には、公的年金の段階的な縮減にあわせて生まれ年が新しい世代ほど個人年金保険や年金型金融商品の加入率が高まっていることが想定されたが、実際にはそのような動きは見られなかった。この背景には、約30年間にわたるデータとは言え1970年代以降生まれの世代は加入率が高い50歳代に達していない影響や、公的年金の段階的な縮減が生まれ年が新しい世代に与える影響がまだあまり認識されていないことなどが想定されるが、明らかではない。

今回の結果で事前の予想に反していたのは、今回のデータでは受給中の場合も加入中とみなすにもかかわらず、50代後半から個人年金保険や年金型金融商品の加入率が下降していた点と、公的年金が段階的に縮減されていくにもかかわらず、世代効果は概ね横ばいであった点である。これらの傾向の要因の追求は本稿の範

困を超えるが、公的年金の縮減傾向に対する理解が広まること等を通して、これらの傾向が是正されることを期待したい。

参照文献

- 田中正光・三枝義清・森宏・川口雅正 (2007) 「コウホート分析における『識別問題』の克服：中村・IEモデルの比較検討」『専修経済学論集』42(1), 1-44.
- 林宇一・永田信・立花敏林 (2017) 「林業作業者数変化の年齢・時代・コウホート効果への分解に関する試論」『林業経済研究』63(3), 65-73.

図表 1 個人年金保険料控除の推移

制度改正年	1984年 (創設)	1990年	2012年
控除額の上限(所得税)	5,000円	50,000円	40,000円
生命保険料控除との関係	加算	独立	独立

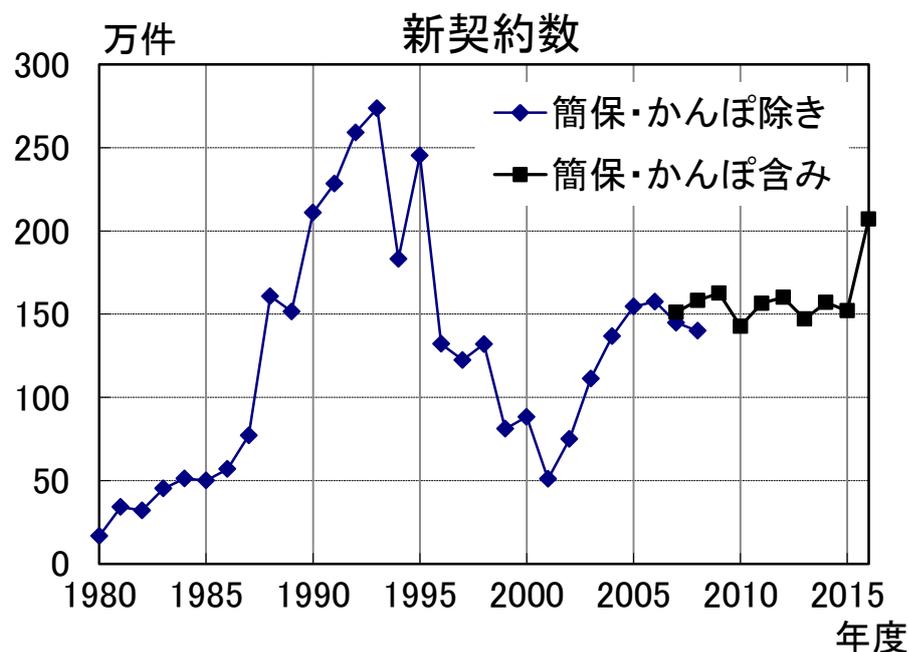
(注1) 1984年の制度では、個人年金保険料が年間5,000円以上の場合に生命保険料控除の上限が5,000円加算される仕組み(生命保険料と個人年金保険料の合計で55,000円が上限)。

1990年以降の制度では生命保険料控除と別枠であり、個人年金保険料が控除額の上限を超えた場合でも、超過分に対して生命保険料控除は適用されない。

(注2) 2012年の改正は2012年1月1日以降に契約したものが対象。それ以前に契約したのものには従来の制度が適用される。

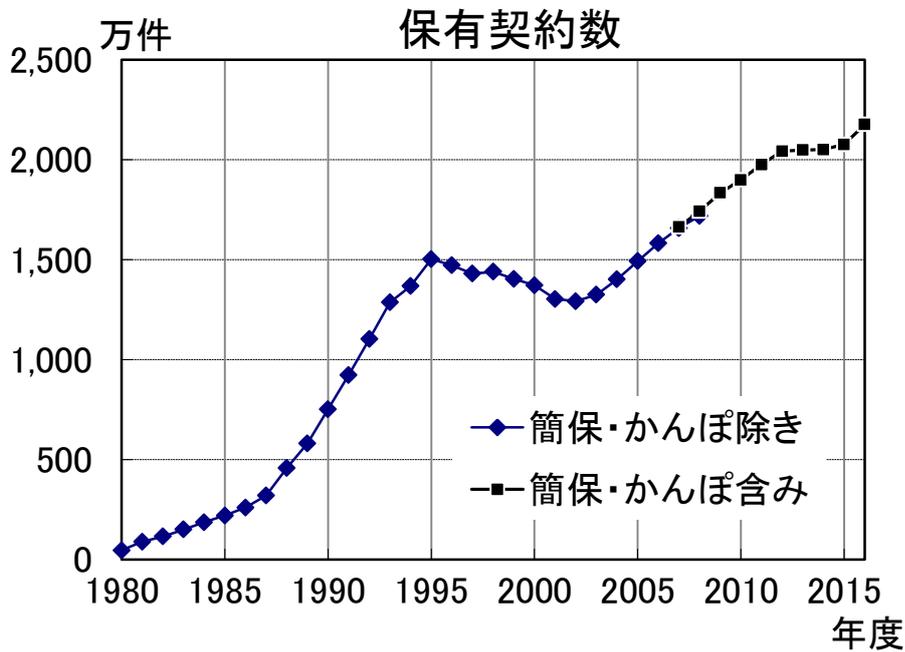
(資料) 生命保険文化センター『生命保険ファクトブック』(1984年版、1991年版)、ニッセイ基礎研究所(2011)『日本の生命保険』日本経済新聞社。

図表 2 個人年金保険の新規契約数の推移



(資料) 生命保険協会『生命保険事業概況』(各年)。

図表3 個人年金保険の保有契約数の推移



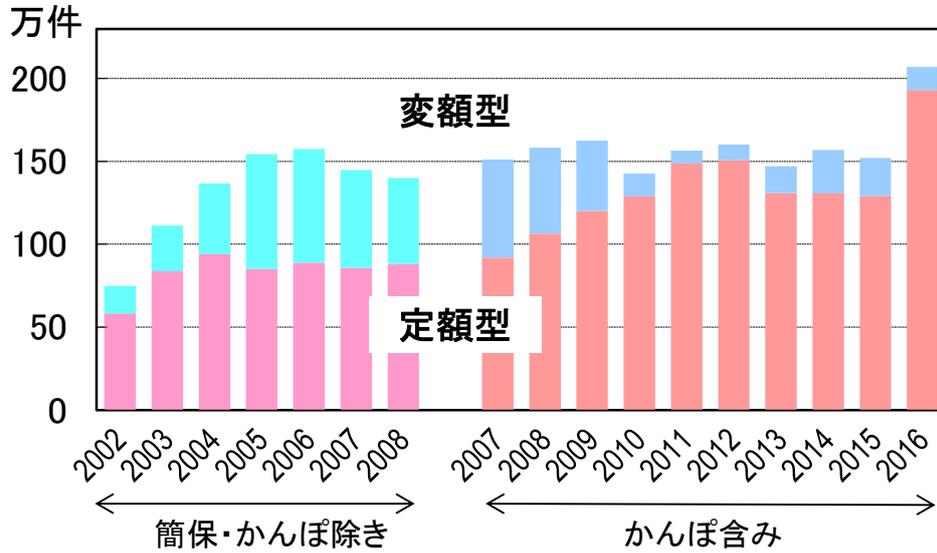
(注1) 保有契約数とは保険会社が顧客と結んでいる契約の総数。新規の契約などによって累積していくが、解約や保険期間の満了などで減少する。
 (資料) 生命保険協会『生命保険事業概況』(各年)。

図表4 長期金利の推移

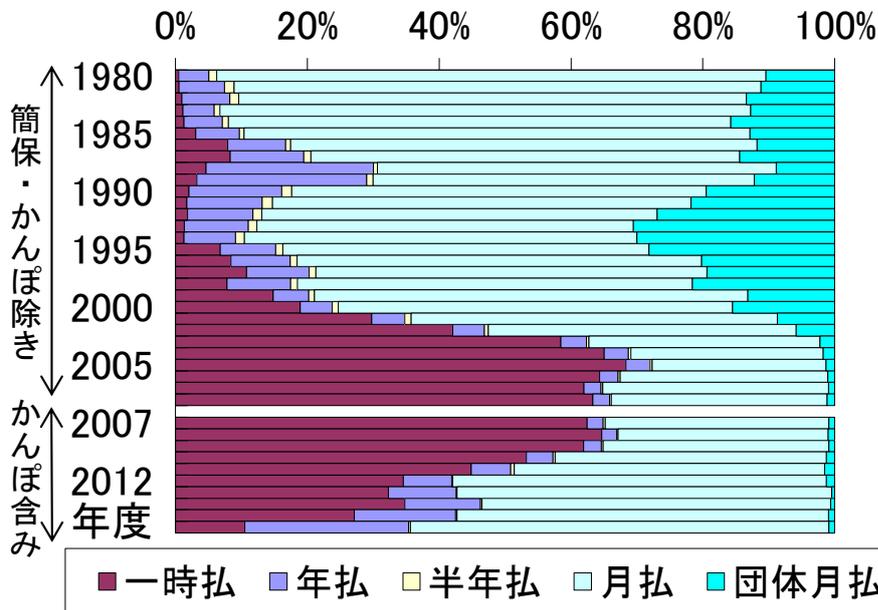


(資料) 日経NEEDS Financial Quest

図表 5 定額型/変額型別新規契約数

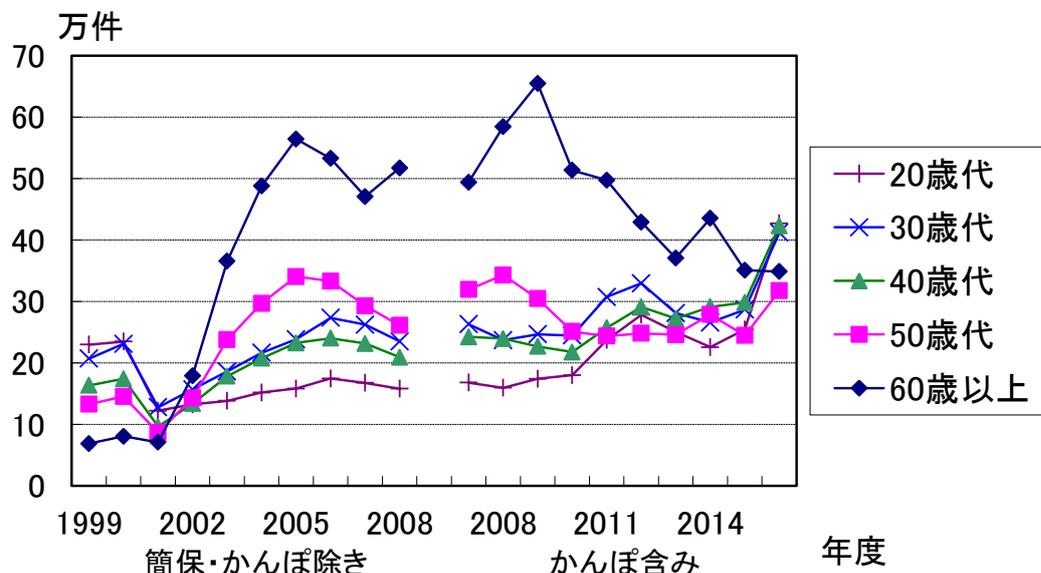


図表 6 新規契約数の払方別比率の推移



(注1) 2001年以前については、定額型/変額型別新規契約数が資料に掲載されていない。
 (資料) 生命保険協会『生命保険事業概況』(各年)。

図表 7 年齢階層別新規契約数の推移



(注 1) 1998年以前については、年齢階層別新規契約数が資料に掲載されていない。
 (注 2) 2009年度については、かんぽ生命を除く計数が把握できなかった。
 (資料) 生命保険協会『生命保険事業概況』(各年)。

図表 8 生命保険文化センター『平成 27 年度 生命保険に関する全国実態調査』の調査設計

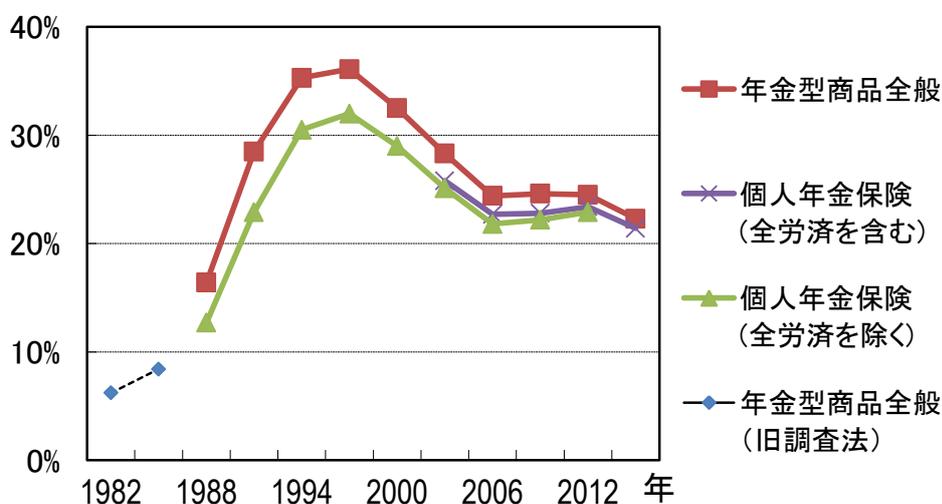
項目	内容
調査地域	全国 (436 地点)
調査対象	世帯員 2 人以上の一般世帯
抽出方法	層化 2 段無作為抽出
調査方法	留置調査 (訪問留置、訪問回収法)
調査時期	2015 年 4 月 2 日～5 月 17 日
調査機関	(一社) 新情報センター
回収数	4,020

図表 9 分析に用いたサンプルの数(世帯数)

世代\調査年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	計
1911	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
1914	68	50	0	0	0	0	0	0	0	0	118
1917	109	69	42	0	0	0	0	0	0	0	220
1920	146	98	48	44	0	0	0	0	0	0	336
1923	205	152	85	84	64	0	0	0	0	0	590
1926	248	220	195	111	95	97	0	0	0	0	966
1929	313	301	257	207	144	128	113	0	0	0	1463
1932	371	334	313	264	256	175	146	127	0	0	1986
1935	374	353	319	308	315	263	187	194	133	0	2446
1938	406	352	345	314	328	337	266	239	219	173	2979
1941	367	371	327	303	348	352	303	275	246	225	3117
1944	347	400	394	361	332	352	301	319	300	273	3379
1947	322	347	358	350	301	322	245	291	254	244	3034
1950	497	431	464	452	449	386	352	360	356	391	4138
1953	349	390	391	367	324	340	291	257	286	293	3288
1956	278	330	322	307	282	268	239	255	258	269	2808
1959	192	232	266	325	266	270	203	215	210	219	2398
1962	127	187	220	272	274	271	190	201	228	228	2198
1965	0	106	184	224	262	296	202	224	181	192	1871
1968	0	0	91	170	227	274	189	207	233	185	1576
1971	0	0	0	97	177	200	201	198	227	218	1318
1974	0	0	0	0	120	177	149	224	252	215	1137
1977	0	0	0	0	0	97	109	152	196	225	779
1980	0	0	0	0	0	0	65	92	135	147	439
1983	0	0	0	0	0	0	0	36	84	124	244
1986	0	0	0	0	0	0	0	0	41	74	115
1989	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	41
計	4765	4723	4621	4560	4564	4605	3751	3866	3839	3736	43030

調査年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	計
26歳	127	106	91	97	120	97	65	36	41	41	821
29歳	192	187	184	170	177	177	109	92	84	74	1446
32歳	278	232	220	224	227	200	149	152	135	124	1941
35歳	349	330	266	272	262	274	201	224	196	147	2521
38歳	497	390	322	325	274	296	189	198	252	225	2968
41歳	322	431	391	307	266	271	202	207	227	215	2839
44歳	347	347	464	367	282	270	190	224	233	218	2942
47歳	367	400	358	452	324	268	203	201	181	185	2939
50歳	406	371	394	350	449	340	239	215	228	192	3184
53歳	374	352	327	361	301	386	291	255	210	228	3085
56歳	371	353	345	303	332	322	352	257	258	219	3112
59歳	313	334	319	314	348	352	245	360	286	269	3140
62歳	248	301	313	308	328	352	301	291	356	293	3091
65歳	205	220	257	264	315	337	303	319	254	391	2865
68歳	146	152	195	207	256	263	266	275	300	244	2304
71歳	109	98	85	111	144	175	187	239	246	273	1667
74歳	68	69	48	84	95	128	146	194	219	225	1276
77歳	46	50	42	44	64	97	113	127	133	173	889
計	4765	4723	4621	4560	4564	4605	3751	3866	3839	3736	43030

図表 10 個人型年金の世帯加入率の推移(全体)

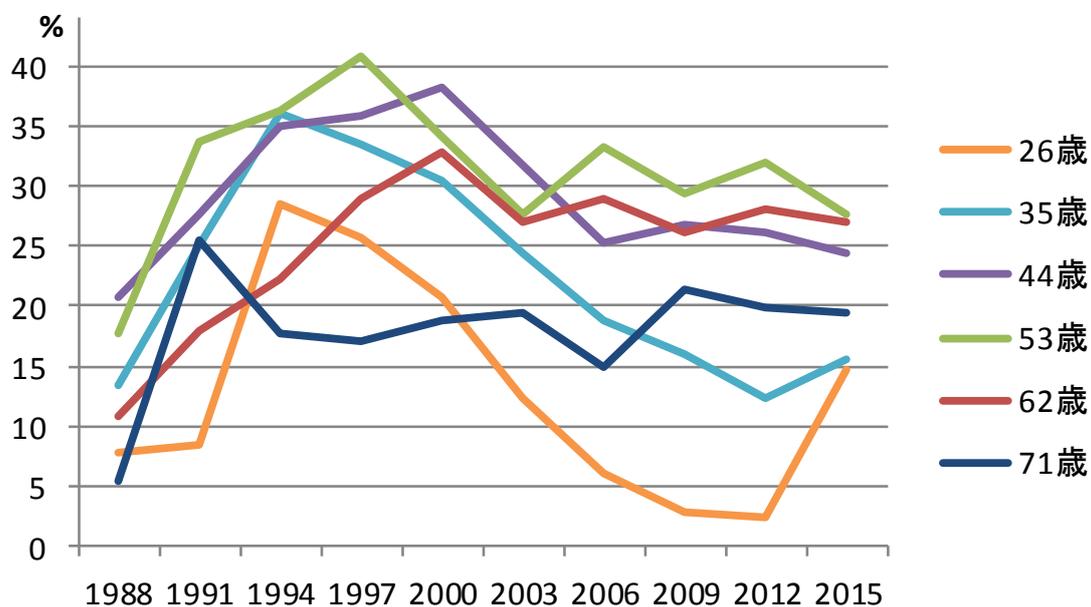


- (注1) 1985年以前の加入率は調査法が現在のものと異なるため(1985年以前は調査員による面接調査、1988年以降は留置調査)連続性はなく、参考として掲載した。
- (注2) 年金型商品全般とは、(公財)生命保険文化センター『生命保険に関する全国実態調査』(1997年以降)における「年金型商品」(1994年調査以前の「個人年金」に相当)を指したものの。生命保険会社の個人年金保険やかんぽ生命(旧簡易保険)の年金保険、JA共済の年金共済、損害保険会社の個人年金、銀行や信託銀行の年金型預金、証券会社の個人年金プラン、全労済のねんきん共済などの個人契約の年金型商品の総称。企業年金や財形年金は含まない。以下同じ。
- (注3) 個人年金保険とは、生命保険会社の個人年金保険やかんぽ生命(旧簡易保険)の年金保険、JA共済の年金共済、全労済のねんきん共済の総称。所得税の個人年金保険料控除や生命保険料控除の対象に相当。
- (資料) 生命保険文化センター『生命保険に関する全国実態調査』報告書(各年)。

図表 11 3歳刻みでみた個人型年金の世帯加入率の推移

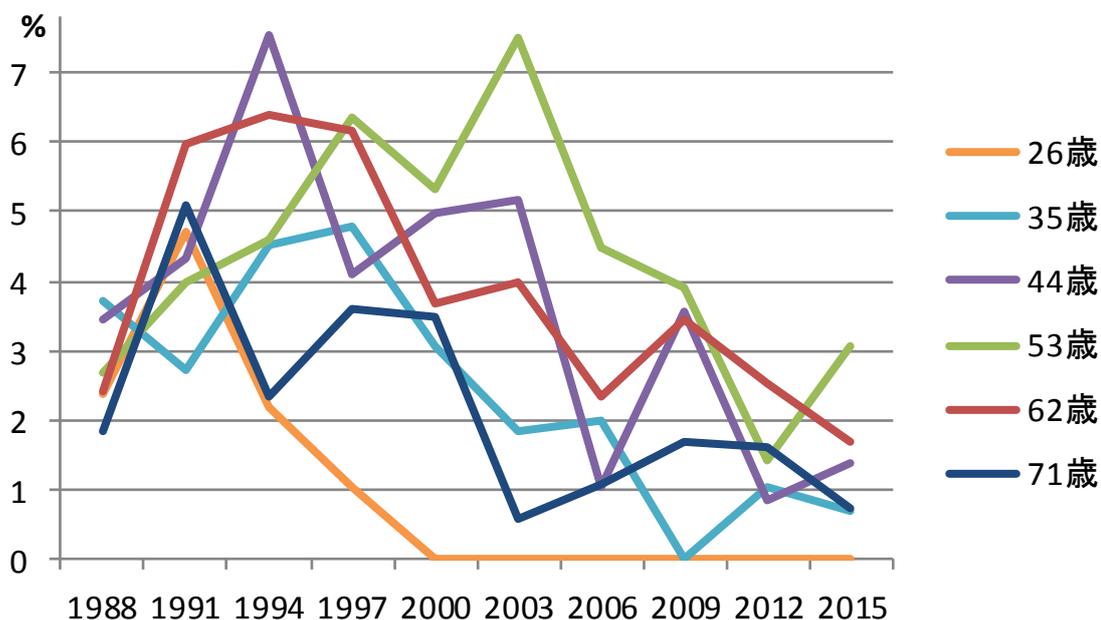
○個人年金保険(生保・JA共済・全労済)

	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
26歳	7.9	8.5	28.6	25.8	20.8	12.4	6.2	2.8	2.4	14.6
29歳	12.5	18.7	27.2	29.4	20.3	14.7	12.8	7.6	15.5	10.8
32歳	12.2	23.7	31.8	30.4	27.8	28.0	18.1	14.5	17.0	13.7
35歳	13.5	25.2	36.1	33.5	30.5	24.5	18.9	16.1	12.2	15.6
38歳	17.5	26.7	33.5	35.4	32.1	30.1	23.3	26.3	22.6	18.2
41歳	15.5	29.7	32.7	34.9	33.5	25.8	27.7	26.6	28.2	22.8
44歳	20.7	27.7	34.9	36.0	38.3	31.9	25.3	26.8	26.2	24.3
47歳	16.1	30.5	37.2	37.4	35.2	34.7	22.2	25.4	25.4	25.9
50歳	17.5	32.1	36.3	40.0	31.0	28.5	28.0	30.2	31.6	27.6
53歳	17.6	33.8	36.4	40.7	34.2	27.7	33.3	29.4	31.9	27.6
56歳	15.1	25.2	35.9	35.6	30.4	29.5	29.5	30.4	31.4	25.6
59歳	11.8	20.1	35.1	37.9	31.9	28.7	29.8	26.4	27.3	31.6
62歳	10.9	17.9	22.4	28.9	32.9	27.0	28.9	26.1	28.1	27.0
65歳	11.7	17.3	24.5	26.5	31.4	27.9	25.4	23.2	24.0	24.8
68歳	7.5	19.1	24.6	22.2	25.8	21.7	25.6	18.5	22.3	22.1
71歳	5.5	25.5	17.6	17.1	18.8	19.4	15.0	21.3	19.9	19.4
74歳	4.4	11.6	12.5	21.4	18.9	15.6	17.8	20.6	16.4	12.9
77歳	6.5	16.0	14.3	13.6	9.4	8.2	14.2	10.2	15.8	11.6



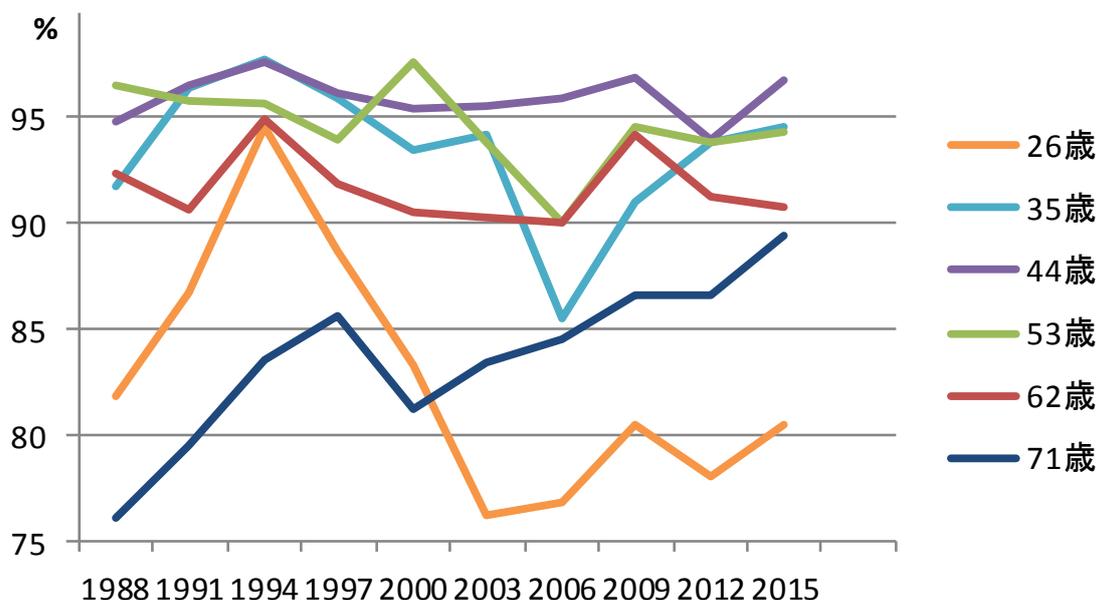
○個人年金保険以外の年金型金融商品(銀行・損保・証券・その他)

	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
26歳	2.4	4.7	2.2	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
29歳	4.7	3.2	2.7	3.5	0.6	1.7	0.0	2.2	0.0	1.4
32歳	1.1	1.7	1.8	5.4	0.9	0.5	1.3	0.0	0.0	0.8
35歳	3.7	2.7	4.5	4.8	3.1	1.8	2.0	0.0	1.0	0.7
38歳	3.0	1.8	5.0	6.2	4.0	2.0	0.5	0.5	0.4	0.4
41歳	1.6	3.2	8.4	5.9	3.0	3.3	3.0	1.4	0.4	0.0
44歳	3.5	4.3	7.5	4.1	5.0	5.2	1.1	3.6	0.9	1.4
47歳	3.3	7.8	7.3	8.4	6.8	4.1	5.9	4.0	0.0	1.1
50歳	2.0	5.7	5.1	6.0	3.3	4.7	4.2	2.3	1.8	0.5
53歳	2.7	4.0	4.6	6.4	5.3	7.5	4.5	3.9	1.4	3.1
56歳	3.8	7.1	7.2	5.0	5.7	5.3	4.3	3.9	3.9	1.4
59歳	2.2	6.9	4.7	3.5	5.7	5.1	1.6	3.9	1.4	2.2
62歳	2.4	6.0	6.4	6.2	3.7	4.0	2.3	3.4	2.5	1.7
65歳	3.4	3.6	5.1	2.7	4.1	2.4	3.3	1.9	2.8	2.0
68歳	2.1	2.0	2.1	4.3	4.7	3.4	2.6	1.1	2.3	1.2
71歳	1.8	5.1	2.4	3.6	3.5	0.6	1.1	1.7	1.6	0.7
74歳	1.5	5.8	8.3	3.6	1.1	1.6	0.7	2.1	1.8	1.3
77歳	0.0	4.0	9.5	0.0	1.6	2.1	0.9	1.6	0.0	1.2



[参考] 生命保険

	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
26歳	81.9	86.8	94.5	88.7	83.3	76.3	76.8	80.6	78.0	80.5
29歳	92.7	95.2	95.7	92.9	89.8	80.2	90.2	83.7	83.3	82.4
32歳	92.8	94.0	98.6	91.5	93.4	92.5	90.2	87.5	91.9	87.9
35歳	91.7	96.4	97.7	96.0	93.5	94.2	85.5	91.1	93.9	94.6
38歳	95.6	96.2	95.7	97.8	92.0	93.2	93.2	93.4	93.7	91.6
41歳	94.4	96.3	97.2	92.8	95.5	93.0	92.7	92.3	91.2	90.7
44歳	94.8	96.5	97.6	96.2	95.4	95.6	95.9	96.9	94.0	96.8
47歳	95.1	94.5	95.5	95.1	93.8	94.0	88.3	94.5	95.0	93.0
50歳	91.6	98.1	94.9	95.7	94.7	93.8	91.9	97.2	96.5	92.7
53歳	96.5	95.7	95.7	93.9	97.7	93.8	90.0	94.5	93.8	94.3
56歳	93.5	94.6	95.4	96.0	96.4	93.2	90.9	93.0	97.7	95.0
59歳	93.6	93.7	97.2	93.3	93.1	90.9	89.6	94.7	93.4	93.7
62歳	92.3	90.7	94.9	91.9	90.5	90.3	90.1	94.2	91.3	90.8
65歳	90.2	93.2	92.2	90.5	89.8	91.7	86.8	93.4	94.1	91.6
68歳	87.0	87.5	91.8	89.9	91.0	84.4	86.9	90.5	89.3	89.8
71歳	76.1	79.6	83.5	85.6	81.3	83.4	84.5	86.6	86.6	89.4
74歳	77.9	75.4	87.5	84.5	82.1	83.6	83.4	85.1	87.7	85.3
77歳	63.0	72.0	81.0	68.2	78.1	66.0	75.8	71.7	81.2	76.3



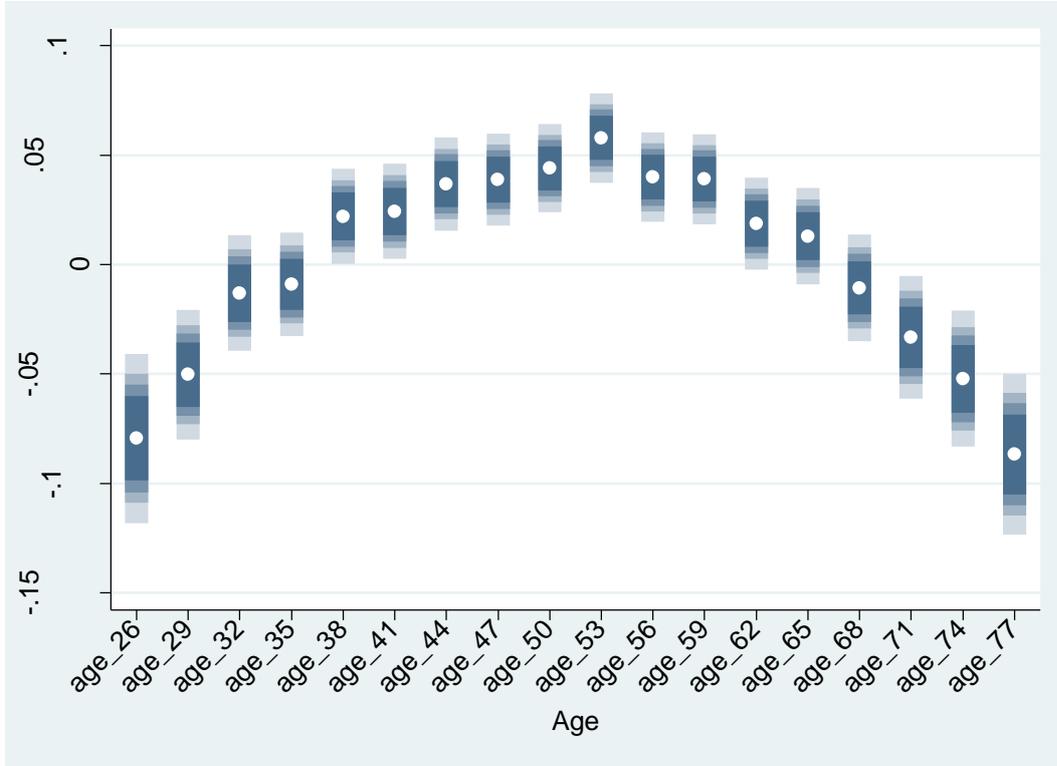
- (注1) 26～28歳の群団を26歳、以降順に適用し、77～79歳の群団を77歳と表記している。
(注2) 加入率の表の水色のセルは、分析対象期間のすべてに存在する世代の中で最も若齢の世代（1972年生まれ群団）と最も高齢の世代（1938年生まれ群団）を示している。同じくオレンジ色のセルは、ある調査年で最も高い加入率を示している。
(注3) グラフは、複雑になるのを避けるため、年齢群団を間引いて作成した。
(注4) 個人型年金の種類は、所得税の個人年金保険料控除や生命保険料控除の対象に該当する可能性があるか否かで区分した。詳しくは図表10の注を参照。

図表 12 年齢・時代・世代(APC)分析の推計結果

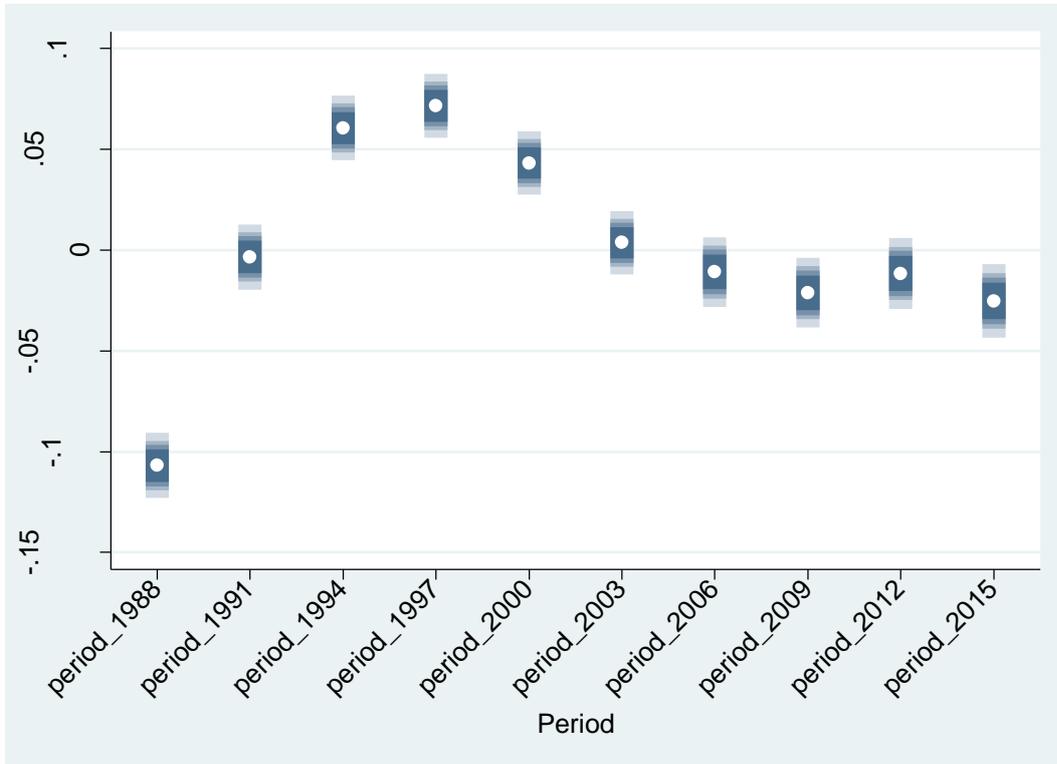
	個人年金保険 b (se)	年金型金融商品 (参考) b (se)	生命保険 (参考) b (se)	(つづき)	個人年金保険 b (se)	年金型金融商品 (参考) b (se)	生命保険 (参考) b (se)
年齢(Age)効果				世代(Cohort)効果(生まれ年)			
26	-0.0794 *** (0.0150)	-0.0140 ** (0.0063)	-0.0531 *** (0.0092)	1911	0.0339 (0.0578)	-0.0134 (0.0243)	-0.1074 *** (0.0356)
29	-0.0503 *** (0.0115)	-0.0055 (0.0048)	0.0028 (0.0071)	1914	-0.0018 (0.0371)	0.0022 (0.0156)	-0.0414 * (0.0229)
32	-0.0130 (0.0102)	-0.0133 *** (0.0043)	0.0247 *** (0.0063)	1917	-0.0421 (0.0282)	0.0204 * (0.0118)	-0.0534 *** (0.0174)
35	-0.0090 (0.0091)	-0.0022 (0.0038)	0.0322 *** (0.0056)	1920	-0.0194 (0.0235)	0.0074 (0.0099)	-0.0182 (0.0145)
38	0.0220 *** (0.0084)	-0.0042 (0.0036)	0.0381 *** (0.0052)	1923	-0.0346 * (0.0186)	-0.0045 (0.0078)	0.0065 (0.0115)
41	0.0243 *** (0.0085)	0.0016 (0.0036)	0.0286 *** (0.0052)	1926	-0.0461 *** (0.0153)	-0.0096 (0.0064)	0.0154 (0.0094)
44	0.0368 *** (0.0082)	0.0063 * (0.0035)	0.0453 *** (0.0051)	1929	-0.0444 *** (0.0131)	0.0013 (0.0055)	0.0160 ** (0.0081)
47	0.0387 *** (0.0082)	0.0189 *** (0.0034)	0.0257 *** (0.0050)	1932	-0.0297 ** (0.0117)	0.0024 (0.0049)	0.0210 *** (0.0072)
50	0.0440 *** (0.0078)	0.0024 (0.0033)	0.0325 *** (0.0048)	1935	0.0068 (0.0108)	0.0025 (0.0045)	0.0261 *** (0.0066)
53	0.0579 *** (0.0079)	0.0105 *** (0.0033)	0.0332 *** (0.0049)	1938	0.0347 *** (0.0099)	-0.0023 (0.0042)	-0.0221 *** (0.0061)
56	0.0399 *** (0.0079)	0.0147 *** (0.0033)	0.0320 *** (0.0049)	1941	0.0172 * (0.0097)	0.0017 (0.0041)	0.0287 *** (0.0060)
59	0.0390 *** (0.0080)	0.0050 (0.0034)	0.0218 *** (0.0049)	1944	0.0325 *** (0.0094)	0.0061 (0.0040)	0.0266 *** (0.0058)
62	0.0187 ** (0.0081)	0.0066 * (0.0034)	0.0059 (0.0050)	1947	0.0315 *** (0.0096)	0.0029 (0.0040)	0.0323 *** (0.0059)
65	0.0129 (0.0085)	-0.0003 (0.0036)	0.0038 (0.0052)	1950	0.0286 *** (0.0086)	0.0099 *** (0.0036)	0.0283 *** (0.0053)
68	-0.0106 (0.0095)	-0.0035 (0.0040)	-0.0174 *** (0.0058)	1953	0.0328 *** (0.0091)	0.0054 (0.0038)	0.0205 *** (0.0056)
71	-0.0333 *** (0.0109)	-0.0096 ** (0.0046)	-0.0533 *** (0.0067)	1956	0.0459 *** (0.0095)	0.0038 (0.0040)	0.0261 *** (0.0058)
74	-0.0521 *** (0.0121)	-0.0047 (0.0051)	-0.0563 *** (0.0074)	1959	0.0402 *** (0.0099)	0.0037 (0.0042)	0.0325 *** (0.0061)
77	-0.0866 *** (0.0142)	-0.0087 (0.0060)	-0.1465 *** (0.0087)	1962	0.0279 *** (0.0101)	-0.0006 (0.0043)	0.0305 *** (0.0062)
時代(Period)効果				1965	0.0282 *** (0.0109)	-0.0025 (0.0046)	0.0240 *** (0.0067)
1988	-0.1069 *** (0.0063)	-0.0076 *** (0.0026)	-0.0025 (0.0039)	1968	0.0262 ** (0.0117)	-0.0125 ** (0.0049)	0.0263 *** (0.0072)
1991	-0.0034 (0.0063)	0.0099 *** (0.0026)	0.0111 *** (0.0039)	1971	0.0228 * (0.0125)	-0.0119 ** (0.0053)	0.0089 (0.0077)
1994	0.0606 *** (0.0062)	0.0199 *** (0.0026)	0.0235 *** (0.0038)	1974	-0.0133 (0.0133)	-0.0111 ** (0.0056)	-0.0113 (0.0082)
1997	0.0716 *** (0.0062)	0.0168 *** (0.0026)	0.0044 (0.0038)	1977	-0.0490 *** (0.0156)	-0.0077 (0.0066)	-0.0086 (0.0096)
2000	0.0432 *** (0.0061)	0.0064 ** (0.0026)	-0.0017 (0.0038)	1980	-0.0476 ** (0.0200)	-0.0012 (0.0084)	-0.0094 (0.0123)
2003	0.0037 (0.0061)	0.0036 (0.0026)	-0.0181 *** (0.0038)	1983	-0.0421 (0.0261)	0.0009 (0.0110)	-0.0446 *** (0.0161)
2006	-0.0108 (0.0067)	-0.0067 ** (0.0028)	-0.0294 *** (0.0040)	1986	-0.0654 * (0.0368)	0.0047 (0.0155)	-0.0658 *** (0.0227)
2009	-0.0212 *** (0.0067)	-0.0084 *** (0.0028)	0.0015 (0.0041)	1989	0.0263 (0.0666)	0.0022 (0.0280)	-0.0318 (0.0410)
2012	-0.0116 * (0.0068)	-0.0159 *** (0.0029)	0.0082 * (0.0042)	_cons	0.2248 *** (0.0049)	0.0298 *** (0.0020)	0.8868 *** (0.0030)
2015	-0.0253 *** (0.0071)	-0.0180 *** (0.0030)	0.0029 (0.0044)	N	43030	43030	43229
(つづ)				chi2	1286.24	425.90	1238.34
				p	0.0000	0.0000	0.0000

図表 13 年齢・時代・世代(APC)分析の推計結果(係数の図示)

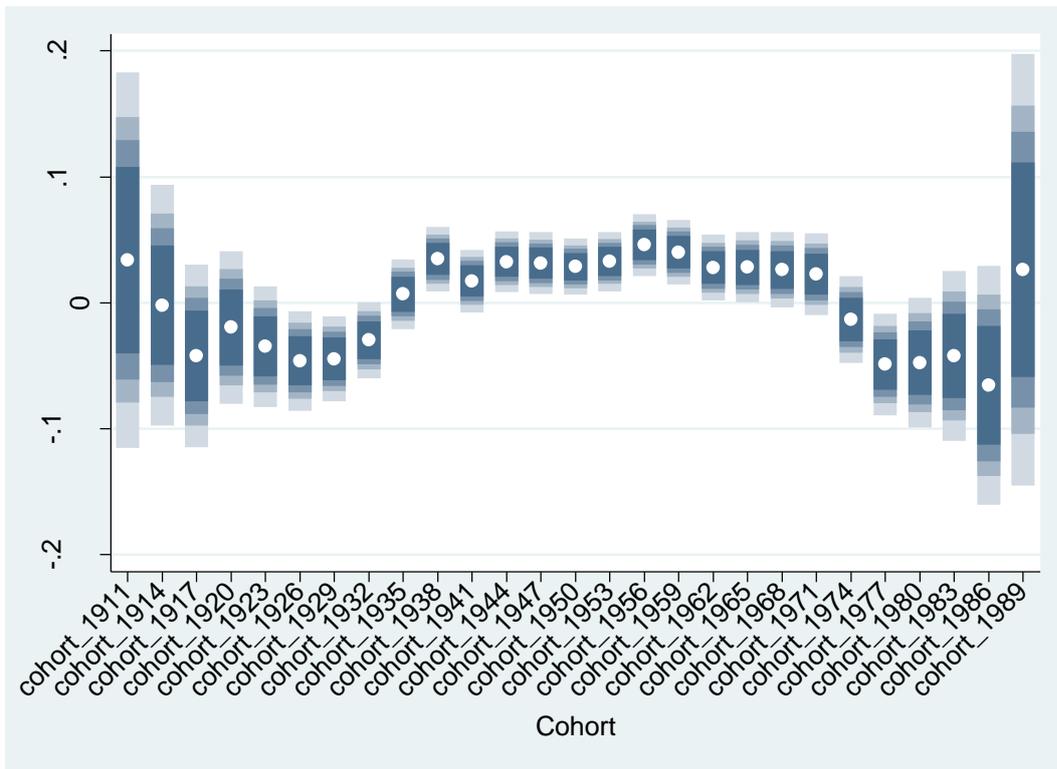
- 個人年金保険
- ・ 年齢効果



- ・ 時代効果

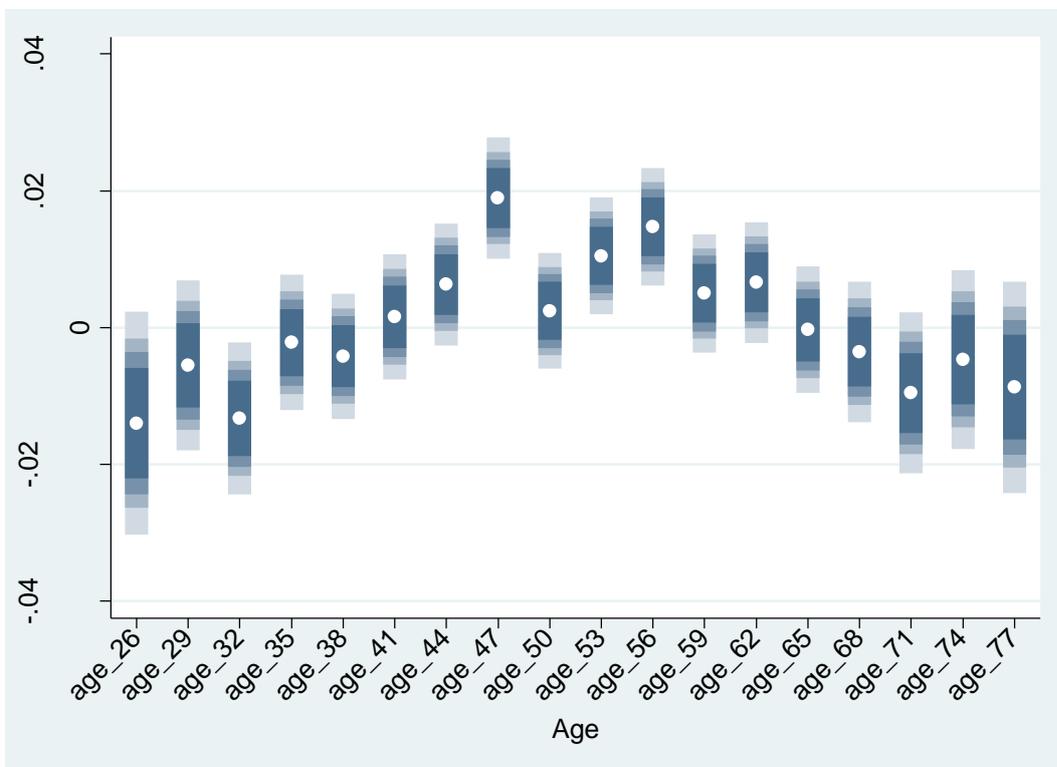


• 世代効果

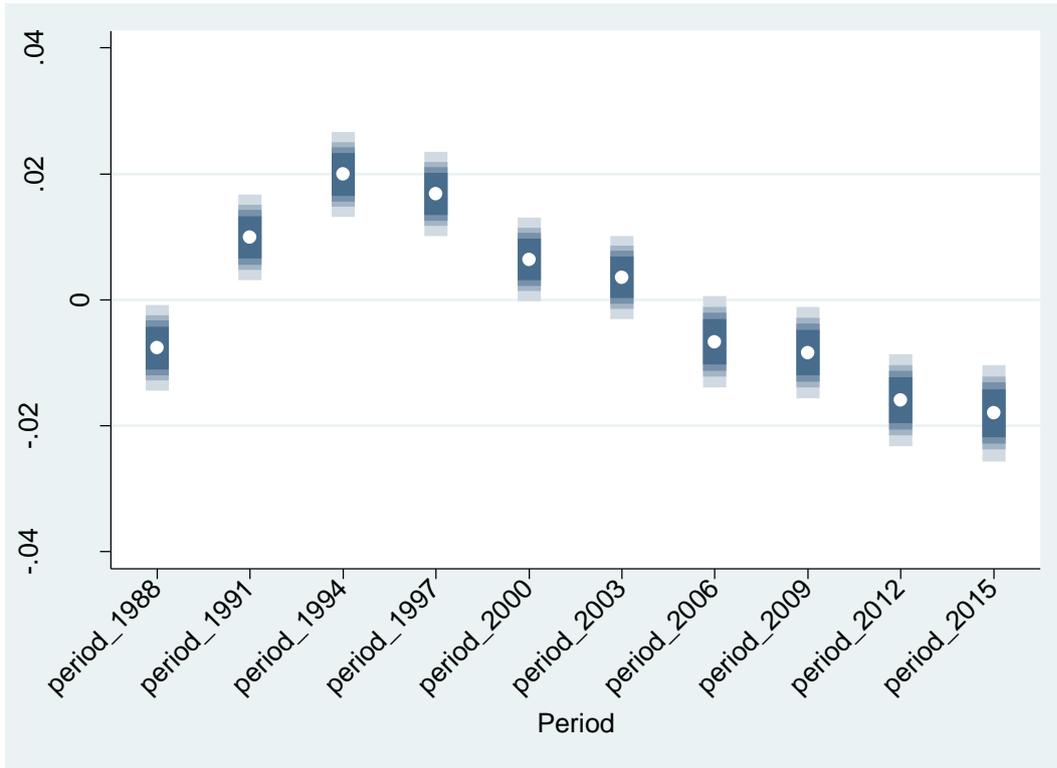


○ 年金型金融商品

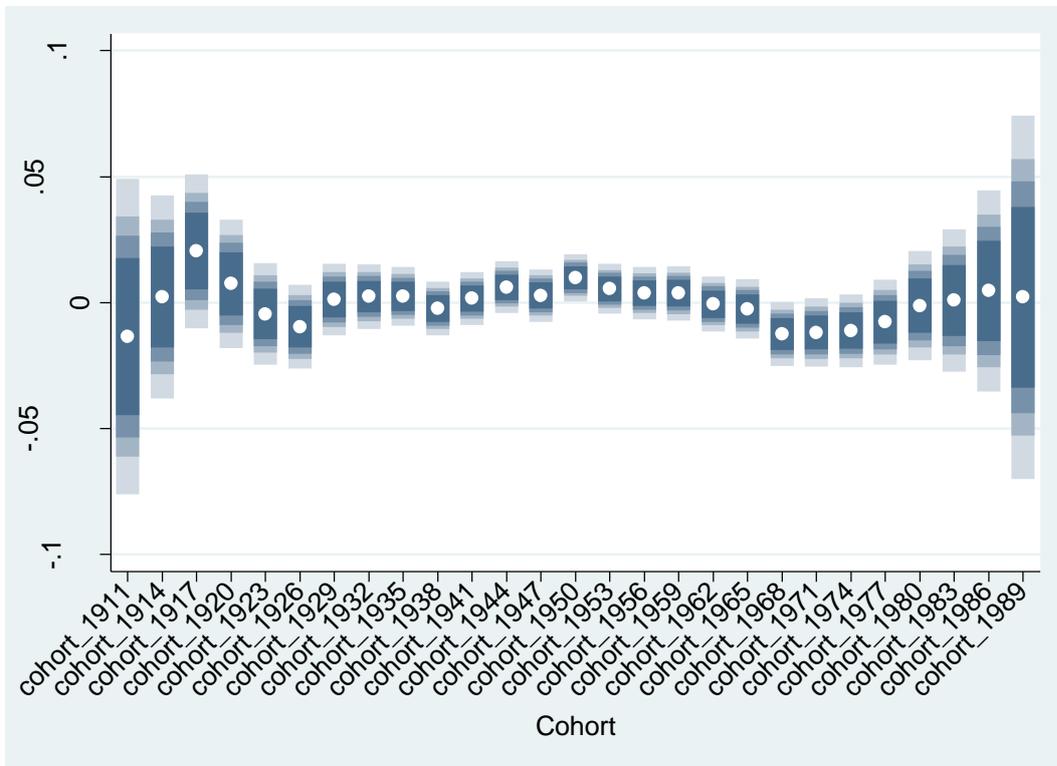
• 年齢効果



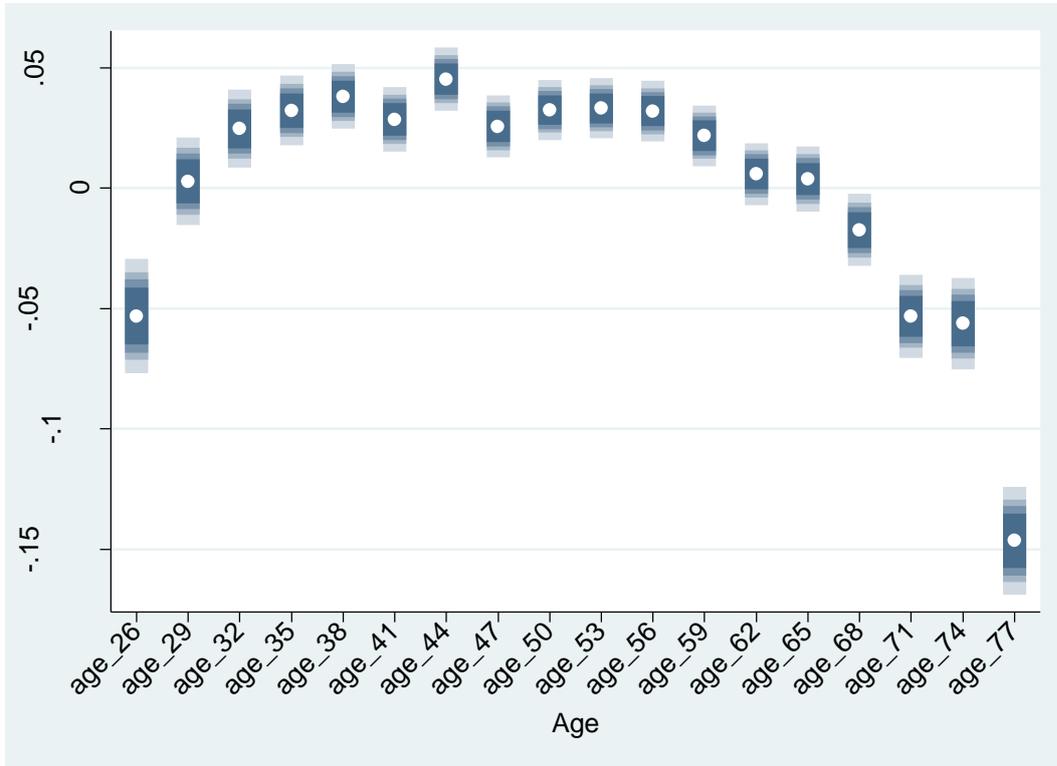
• 時代効果



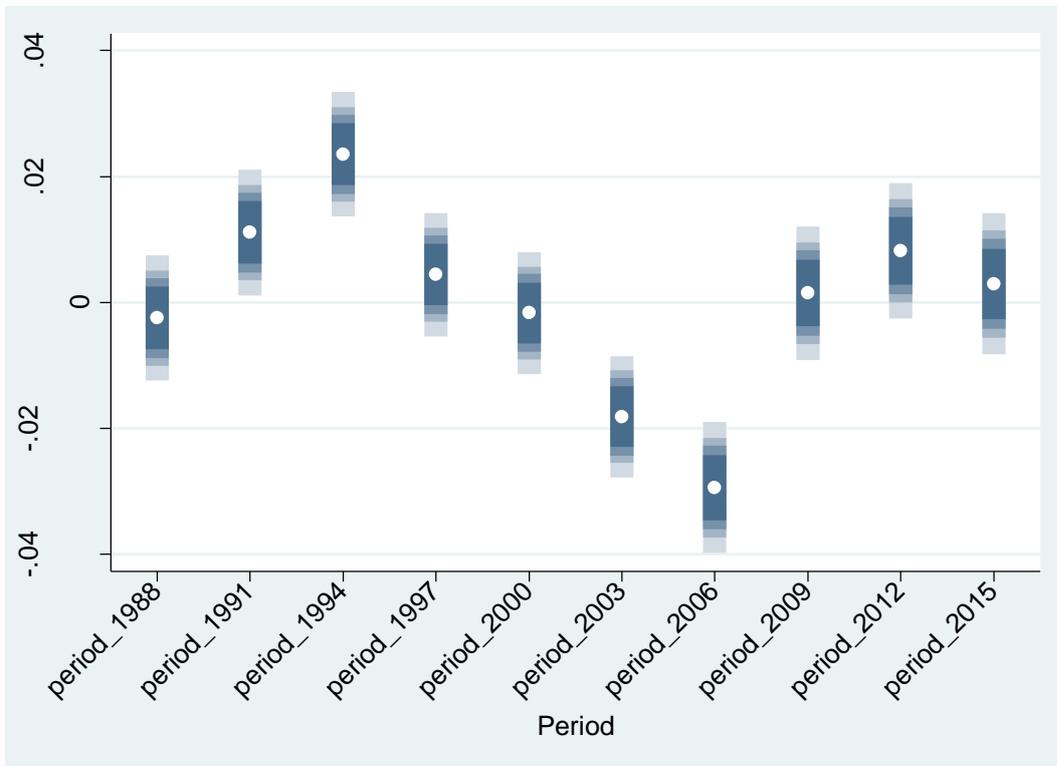
• 世代効果



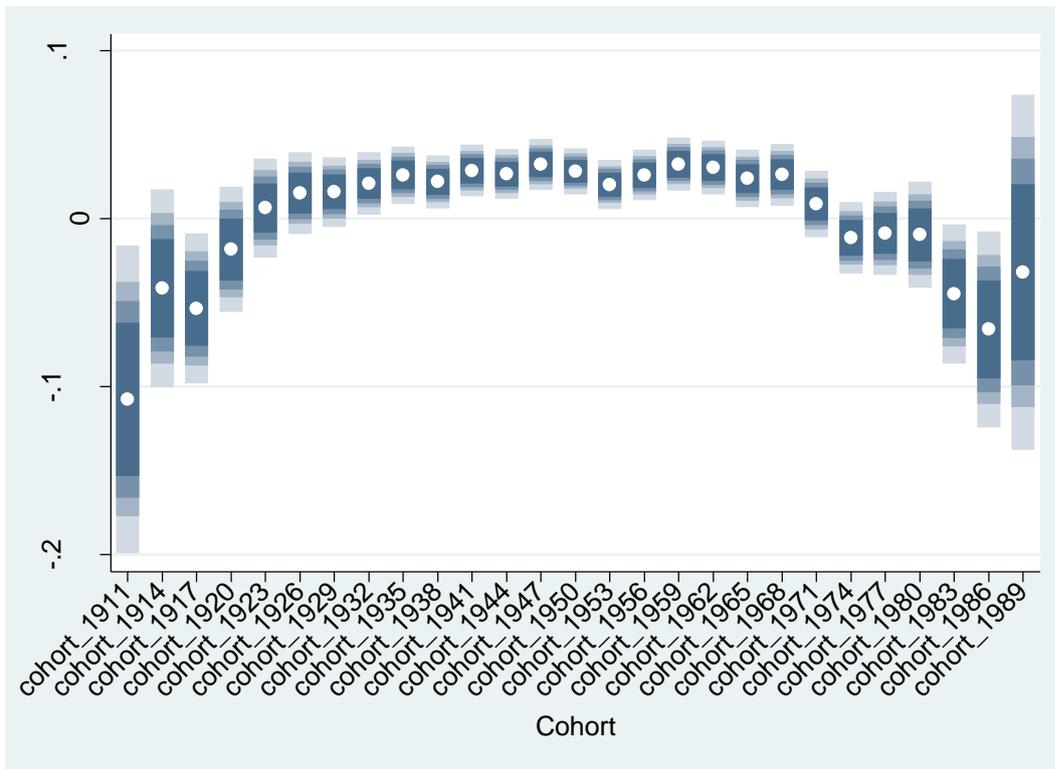
- (参考)生命保険
- 年齢効果



- 時代効果



・世代効果



(注1) 白抜き丸が推計された係数を示し、上下に延びる帯が信頼区間を示している。信頼区間は、グラデーションの色が濃い方(内側)から順に、99%、95%、90%、80%の水準を示している。

第5章

金融や生命保険に関するリテラシーと生活設計や経済的準備の状況*

ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫・北村 智紀**

要旨

金融リテラシーの向上が、社会的な課題となっている。本稿では、(公財)生命保険文化センターが実施した「生活保障に関する調査」の金融・生命保険リテラシー計測設問の結果を、正答か非正答かではなく正答・誤答・不明に区分して潜在クラス分析を実施し、人々の金融・生命保険リテラシーのパターンを分類した。その結果、人々の金融・生命保険リテラシーは、全般的に正答したかに加え、金融と生命保険のそれぞれについて不明と回答したか誤答したかで、分類された。金融について全般的に不明と回答する人は主観的にも「詳しくない」と自覚しているが、預金以外について誤答している人や生命保険についてだけ不明と回答する人は、リテラシーの低さをそれほど自覚していない傾向があった。全般的に不明と答える人は、預金で経済的準備を行っていない割合も多いことから、経済的準備の前に生活設計の助言が必要な可能性がある。また、誤答が多い人は、それなりに生活設計や経済的準備を行っているが、誤解が原因で誤った生活設計や準備になっている可能性があるため、その点について助言が必要な可能性がある。

キーワード：金融リテラシー、生命保険リテラシー、潜在クラス分析

* 本研究は、平成29年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」（H29-政策-一般-002）の一環として実施した。また、本稿では（公財）生命保険文化センターより借用した個票データを利用した。この場を借りてお礼申し上げる。なお本稿は、途中経過として公表したもの（中嶋邦夫(2018)「「勘違い」と「わからない」の違いー金融と生命保険に関するリテラシーの多様性を考慮した分析ー」『基礎研レポート』（ニッセイ基礎研究所），2018-03-28, <http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=58263>）に加筆したものである。

** 北村の現在の所属は東北学院大学経営学部。本稿は筆者個人の見解に基づいており、筆者が関係する如何なる団体の意見も代表しない。本稿の作成にあたり、岩崎敬子氏（ニッセイ基礎研究所）の協力を得た。この場を借りてお礼申し上げる。

1 問題意識

1. 1 社会的な課題

金融リテラシーの向上が、社会的な課題となっている。

リテラシー (literacy) とは、もともとは読み書きができる能力を指す言葉である。近年は、「〇〇リテラシー」という形で、主に日常生活に関係する各分野の基礎的な能力を指すのに使われるようになってきている。本稿で取り上げる「金融リテラシー」(financial literacy) は、貯蓄や投資、さらには家計管理や生活設計などの「お金」にまつわる基礎的な能力を指す概念である¹。

日本においては、各種の金融自由化や「貯蓄から投資へ」の動きが進むにつれて個人が多様な金融サービスに接触する機会が増え、金融リテラシーの向上が社会的な課題となってきた。さらに、2008年のリーマン・ショックを契機に、健全な金融システムの維持には利用者である個人の適切な行動が重要であり、G20等の場でも金融経済教育の重要性について議論されるようになった。それらを受けて、特に2013年以降は、金融経済教育の推進という表現で、金融リテラシーの向上に向けた取り組みが政策的な課題にもなっている(図表1)。

【ここに図表1を挿入】

また、家森(2017a)や柳瀬(2017)が指摘するように、2014年に改正された保険業法では、保険会社等に情報提供義務や意向把握義務が課されることになった。そのため、前述した「貯蓄から投資へ」に関連するリテラシーに加えて、保

¹ 2013年4月に取りまとめられた金融経済教育研究会の報告書の冒頭には、次の灰色部分が注として付されている。

本報告書においては、「金融リテラシー」について、OECD金融教育に関する国際ネットワーク(INFE International Network on Financial Education)の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則(平成24年(2012年)6月)」における定義(「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし(well-being)を達成するために必要な金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」と同様の意味で用いている。なお、OECDによれば、米英では、ほぼ同じ内容について、「金融ケイパビリティ」という用語を用いている。

2014年6月に公表された「金融リテラシー・マップ」の表紙では、金融リテラシーという文言の上に「(お金の知識・判断力)」というルビが付いている。

険に関連するリテラシーも重要になってくる²。

1. 2 研究上の課題（先行研究の概観と本稿の位置づけ）

金融リテラシーの向上にむけて、金融リテラシーの測定や現状把握、経済や金融に関する行動との関連の解明、教育効果の測定などの研究が進められている。

金融リテラシーの測定については、多数の先行研究がある³。経済学の分野では、Lusardi and Mitchell が米国で著名な個人調査である The Health and Retirement Study (HRS) の 2004 年調査に盛り込んだ、複利効果、実質価値、分散投資、の 3 つに関する設問を使った計測がよく行われている (Lusardi and Mitchell, 2011)。これらの設問は、大阪大学が 2010 年に実施した「くらしの好みと満足度についてのアンケート調査」にも取り込まれ、その結果は Sekita (2011) が分析し、国際比較で引用されている。

他方、保険に関するリテラシーを計測している研究は、限られている模様である。筆者が確認した範囲では、まず、栗林・井上 (2008) が独自のアンケート調査で生命保険に関するリテラシーを計測している。また、家森 (2017b) は、数少ない試みの 1 つとして Tennyson (2011) とこれを日本語化した浅井 (2017) とを挙げ、加えて、自身が座長を務めた研究会で(公財)生命保険文化センターが 2016 年に実施する「生活保障に関する調査」に金融保険リテラシーを計測する設問を提案し、調査が実施された。その結果は、家森 (2017b) のほか、柳瀬 (2017) と上原 (2017) で分析されている。

しかし、金融リテラシーに関する Sekita (2011) などではどの設問に正答したかや「わからない」と回答したかについて確認されているのに対して、保険に関するリテラシーを計測している上記の研究では、設問のうち何問に正答したかが

² 前述した金融リテラシー・マップは、保険も対象にしている。

³ 神谷(2017)は心理学の観点から金融リテラシーの計測に関する先行研究を整理しており、心理尺度の開発で行われる妥当性や信頼性の検証が、金融リテラシーの計測では不十分であることを指摘している。また、計測される金融リテラシーを整理し、どの程度知っているかや理解しているかを回答者が主観的に答える主観的知識と、回答者が正しく理解しているかをクイズ形式などで計測する客観的知識に大別され、さらに客観的知識を、主に言語的に表現可能な事実や出来事に関する知識である宣言的知識と、(宣言的知識を踏まえた上で)その「やり方」に関する知識である手続き的知識とに分類している。

注目され、どの設問に正答したかや「わからない」については分析されていない⁴。そこで本稿では、(公財)生命保険文化センターが2016年に実施した「生活保障に関する調査」の個票データを利用して、金融と生命保険に関するリテラシーを計測する設問について、どの設問に正答したかや、誤答（勘違い）と不明（「わからない」という回答）を区別するといった多様性を考慮して分析する⁵。

以下、本稿では、分析に利用するデータを概観した後、分析結果を紹介し、最後に今後の研究課題を述べる。

2 データの概観と分析方法の概要

2.1 サンプル設計

本稿が利用するデータは、(公財)生命保険文化センターが2016年に実施した「生活保障に関する調査」の個票データである（図表2）。

近年は、金融広報中央委員会が実施した「金融リテラシー調査」のように調査会社のインターネット調査のモニター会員を対象とした調査が多いが、「生活保障に関する調査」は層化無作為抽出法によりサンプルを抽出し、かつ面接聴取法（一部の設問では留置聴取法）で調査している。そのため、サンプルの代表性や回答の信頼性が高いと考えられる。

【ここに図表2を挿入】

2.2 リテラシーを計測する設問

「生活保障に関する調査」では、生命保険と金融に関する正誤問題を各3問、計6問を出題し、金融・保険リテラシーを計測している（図表3）。

⁴ 柳瀬（2017）は「わからない」の処理に注目し、(1)「わからない」を誤答と扱うケースと、(2)1つでも「わからない」と答えた人をサンプルから除外して分析するケース、の両方で分析している。ただし、Sekita（2011）のように「わからない」自体に注目した分析は行っていない。

⁵ 他方、栗林・井上（2008）、家森（2017b）、上原（2017）は、客観的なリテラシー（設問への正答状況）に加えて主観的なリテラシー（自身のリテラシーに対する主観的な自己評価）も考慮して、主観的なリテラシーの度合いが客観的なリテラシーの度合いを上回る自信過剰などの状況についても分析している。

生命保険に関する3問のうち2問（定期保険に関する問題とがん保険に関する問題）は、栗林・井上（2008）の8問中の2問とほぼ同じ内容になっている⁶。なお、家森（2017b）は、保険分野での知識を計測する質問としてコンセンサスが得られたものではなく、今回の3問は研究会での議論を経て採択されたものであるが様々な制約の下で決定されたものであり、他の質問の可能性を排除するものではない、と述べている⁷。

金融に関する3問のうち1問（株式の分散投資に関する問題）は、Lusardi and Mitchell が2004年のHRSに盛り込んだものと同様である。HRSに盛り込まれていた複利効果と実質価値（インフレ）に関する問題が今回は採用されなかった理由として、家森（2017b）は、面接聴取法における調査担当者の負荷を考慮したと述べている。なお、残る2問（預金と債券）は、金融広報中央委員会が実施した「金融リテラシー調査」で類似した問題が出題されている。

【ここに図表3を挿入】

2. 3 各設問への回答状況

各設問への回答状況を見ると、「わからない」（以下および図表では不明と記載）と回答した割合が一定程度を占めている（図表4）。

不明の割合は、生命保険に関する設問ではいずれも2割程度だが、金融に関する設問では3～4割程度となっている。例えば、(2)定期保険と(6)債券価格、(3)がん保険と(4)株式投資では、それぞれ正答率が同程度（約2割と約4割）だが、誤答と不明の割合は大きく異なっている。

⁶ 「生活保障に関する調査」の金融・保険リテラシー計測設問の作成に関わった家森（2017b）、柳瀬（2017）、上原（2017）では、栗林・井上（2008）との関連は触れられていない。栗林・井上（2008）では、がん保険に関する問題（「ガン保険加入後3か月間は保険金が受取れない」の正誤を問う問題）の正答率が30.2%で最も悪く、定期保険に関する問題（「定期保険は満了時に満期金を受け取れる」の正誤を問う問題）の正答率は57.3%で悪い方から3番目であった。なお、正答率が悪い方から2番目は「医療保険は女性特有疾病の備えにならない」の正誤を問う問題であった。

⁷ 例えば、金融広報中央委員会が実施した「金融リテラシー調査」では、保険の基本的な働き（リスクの発生頻度(起りやすさ)と発生した場合の損失の大きさの組み合わせと保険の有効性の関係、Q25)や、子どもが独立した場合の生命保険（死亡保障）の見直し（Q26）などについて質問している。

【ここに図表 4 を挿入】

2. 4 設問間の相関関係

柳瀬（2017）は、各設問の正答率の間には特に相関の高い組み合わせが見当たらず、さらに、1つでも不明と答えた人をサンプルから除外した場合には金融リテラシーと(生命)保険リテラシーの間に相関がないことを示している。ただ、この結果は、各設問への不明という回答には相関があることを想起させる。そこで確認してみると、確かに不明には相関関係が見られた（図表 5）。このことは、ある設問に不明とした場合には他の設問にも不明と回答している可能性があることを示している。

【ここに図表 5 を挿入】

2. 5 回答パターンによるグループ分け（分類）

そこで以降では、正答・誤答・不明を区別した上で、6 設問の回答からサンプルをグループ分け（分類）して、各グループの傾向を見ていく。

分類には、マーケティングで消費者を分類する際などに使われる、潜在クラスモデルを用いる⁸。具体的には、各サンプルのリテラシーを計測する 6 設問の回答パターンを、観測できない潜在変数を仮定して、いくつかのグループ（クラス）に集約して分類する分析手法である⁹。あるサンプルを特定の 1 グループに分類するのではなく、各グループに属する確率で分類するのが、この手法の 1 つの特徴である。いくつかのグループに分類するかは、分類数（クラス数）を順次増やしながら推計し、もっとも当てはまりが良いクラス数を採用する方法が採られる。当てはまりの良さの指標にはいくつかあるが、本稿では先行研究に倣ってモデルの

⁸ 潜在クラスモデル（潜在クラス分析）の説明は、本誌の性格を考慮し省く。概要は三輪(2009)などを参照されたい。

⁹ まったく集約しなければ今回の回答パターンは3の6乗（729）通りに分かれ、分類として使いにくい。

簡素さを加味するB I Cを使い、5クラスに分類した¹⁰。

3 分析結果

3.1 分類結果の特徴

前述した潜在クラスモデルで分類した結果から、各クラスの特徴を見ていく。

図表6のクラス1の列を縦に見ると、生命保険料の設問では正答が80%、誤答が19%、不明が1%を占めている。他の設問も同様に見ると、6問中4問で正答の割合が最も多くなっている。加えて全体（最右列）と比べると、どの設問でも全体よりクラス1で正答の割合が多い。以上のことから、クラス1の特徴は「一般的に正答」と考えられる。

同じ見方を他のクラスでも行う。クラス2は、生命保険に関する設問では概ね全体と似た回答パターンだが、金融に関する設問では不明の割合が多くなっている。そのため、クラス2の特徴は「金融が不明」と考えられる。クラス3は、預金に関する設問では正答の割合が多いが、他の設問では誤答の割合が多くなっている。そのため、クラス3の特徴は「預金は正答だが、他は誤答」と言える。クラス4は、金融に関する設問では概ね全体と似た回答パターンだが、生命保険に関する設問では不明の割合が多くなっている。そのため、クラス4の特徴は「生命保険が不明」と考えられる。クラス5は、いずれの設問でも不明の割合が多くなっている。そのため、クラス5の特徴は「生命保険も金融も不明」と考えられる。

以上のクラス分けを見ると、5クラスのうち3クラスは不明によってクラスが特徴付けられている。不明と誤答は同一視せず区分して考える必要性が示唆されている、と言えよう。また、今回の分析では生命保険に関する設問と金融に関する設問とを明示的に区別せず分析に投入したが、結果として「金融が不明」のクラス2と「生命保険が不明」のクラス4とに分かれた。今回の設問では、という条件付きの状況だが、金融と生命保険のリテラシーは異質である可能性が示唆さ

¹⁰ 適合度指標や他のクラス数で分類した結果は、補論を参照。

れている、と言えよう。

【ここに図表 6 を挿入】

3. 2 分類と正答数との関係

家森(2017b)などの先行研究では正答数を使った分析が行われている。そこで、当分析でも、ある正答数の人があるクラスに属する確率(帰属確率)を確認する。

図表 7 で、生命保険リテラシー、すなわち生命保険に関する設問に 3 問正答した人の行を見ると、78%がクラス 1 (全般的に正答)に、17%がクラス 2 (金融が不明)に属するという結果になっている。同様の見方をすると、生命保険に関する設問に 3 問正答した人のほか、金融に関する設問に 3 問正答した人やリテラシーに関する設問全体で 4 問以上正答した人は、大半がクラス 1 (全般的に正答)に属する結果となっている。「全般的に正答」という分類が、正答数からも裏付けられていると言えよう¹¹。

【ここに図表 7 を挿入】

一方、生命保険に関する設問で正答数がゼロの人を見ると、35%がクラス 5 (生命保険も金融も不明)に属し、クラス 2 ~ 4 に 2 割前後ずつ属するという結果になっている。これは、生命保険に関する設問では誤答が比較的多く(図表 8)、正答数がゼロの人には誤答が多い人と不明が多い人とが混在しているためである。金融に関する設問で正答数がゼロの人は大半が 3 問とも不明であり(図表 8)、生命保険に関する設問で不明が多いか否かでクラス 5 (生命保険も金融も不明)とクラス 2 (金融が不明)とに大きく分けられると考えられる。

¹¹ ただし、生命保険に関する 3 問に 3 問とも正答した人でも、クラス 4 (生命保険が不明)への帰属確率はゼロになっていない。これは、潜在クラスモデルが、ある回答者を特定の 1 つのグループに分類するのではなく、各グループに属する確率で分類するためである。クラス数を増やせばこのような現象はなくなるが、分類として使いにくいいため、本稿では B I C を基準にクラス数を決めている(他の研究でも B I C を基準にしたものが多い)。

【ここに図表 8 を挿入】

3. 3 分類と主観的なリテラシーとの関係

行動経済学では、自信過剰など、リテラシーに対する自己評価（主観的なリテラシー）とテストで計測される客観的なリテラシーとの差が注目されている。「生活保障に関する調査」でも図表 9 の設問で主観的なリテラシーを計測しており、家森（2017b）などでも利用されている。本稿では主観的なリテラシーを分析モデルに投入していないが¹²、事後的に各クラスとの関係を確認する。

【ここに図表 9 を挿入】

図表 10 のクラス 1（全般的に正答）の列を見ると、金融については「あまり詳しくない」が 39%で最も多く、「まったく詳しくない」(25%)、「どちらともいえない」(20%)と続き、「かなり詳しい」と「少し詳しい」を合計しても 15%にとどまる。しかし、全体（最右列）と比べると、「かなり詳しい」～「どちらともいえない」の各比率は有意に多く、「まったく詳しくない」は有意に少ない。この傾向は生命保険についても同様である。

他のクラスも同様に見ると、クラス 2（金融が不明）はクラス 1 とは逆に、「かなり詳しい」～「どちらともいえない」の各比率は有意に少なく、「まったく詳しくない」は有意に多い。また、クラス 5（生命保険も金融も不明）では、「まったく詳しくない」が約半数を占める。またクラス 3 と 4 は、全体と有意な違いが見られなかった。

この結果から、客観的なリテラシーを計測する設問で金融について不明と答える人（クラス 2 と 5）は、主観的にも金融や生命保険について詳しくないと自覚

¹² 主観的なリテラシーを投入する場合は、どのような潜在変数を仮定するかやどのような形で投入するかなどを検討する必要があるため、今回の分析では投入を見送った。今後の課題としたい。

している傾向が読み取れる。一方で、誤解している人（クラス3）はもちろん、金融については何らかの知識があるものの生命保険について不明と答える人（クラス4）も、生命保険に対するリテラシーの低さをそれほど自覚していない（全体と変わらない）傾向が見られる。

【ここに図表 10 を挿入】

3. 4 分類と客観的な属性との関係

金融・保険リテラシーは、年齢を重ねると経験を積む、学歴が高いと理解力がある、収入が高かったり子どもがいると資産形成や死亡保障を考えがち、という理由で高まる可能性がある。そこで、分類結果と客観的な属性との関係を見るために、各属性における各クラスの構成比と全体（最右列）の構成比とを見比べる。

図表 11 を全体的に眺めると、数字が灰色の箇所、つまり全体（最右列）の構成比と有意な差がない箇所が多いことが読み取れる。このことから、分類結果と客観的な属性とには、あまり強い関係が見られないことがうかがえる。

有意に差がある箇所を取り上げると、クラス5（生命保険も金融も不明）は、65～69歳の人や、最終学歴が高校の人、本人の年収を答えなかった人、未婚の人、が全体と比べて多い傾向が見られた¹³。クラス2（金融が不明）は、女性や65～69歳の人や全体と比べて多く、最終学歴が高校の人や本人の年収が100万円未満の人ややや多い傾向が見られた。一方、クラス1（全般的に正答）は、最終学歴が大学の人や本人の年収が700～1000万円の人が多い傾向が見られた。

この結果を見ると、金融・保険リテラシーが高い人では大学卒業者や年収が高い人が全体と比べて多い傾向や、不明が多い人では最終学歴が高校の人や未婚の人が全体と比べて多いという傾向は、事前の想定どおりだった。一方、想定に反して、年齢には強い傾向がなく、むしろ不明が多い人には65～69歳が多い傾向が見られた。

¹³ 18～19歳が多いなどの傾向も見られるが、全体での比率が少なめなので、割愛した。以下同じ。

【ここに図表 11 を挿入】

3. 5 分類と経済的な準備状況との関係

金融・保険リテラシーが高いと、住宅購入や子どもの教育などのライフイベントや死亡などの経済的不安に対して準備できる可能性がある。また逆に、ライフイベントや不安に向けて準備する際に、リテラシーを獲得することも考えられる。

クラス 1（全般的に正答）は、将来の具体的な生活設計を立てたり、ライフイベントや不安への経済的準備をある程度できている割合が、全体より多い。具体的行動としても、個人年金へ加入したりや有価証券で経済的リスクに備えている傾向が見られる。

一方、クラス 5（生命保険も金融も不明）は、具体的な生活設計に「わからない」、ライフイベントに「考えていることはない」、不安に「特に不安はない」と回答する割合が、全体より多い。具体的行動としても、生命保険への加入や預金での経済的リスクへの備えを行っていない割合が、全体より大幅に多い。

他のクラスでは、明確な関係はほとんど見られなかった。

以上の結果から、事前の想定どおり、金融・保険リテラシーの高さと経済的準備には関連があると言えよう。また、生命保険も金融も不明なことと経済的準備の意識や行動が不十分なこととの関連も見られる。他方、誤答している人（クラス 3）や、金融か生命保険の一方にだけ不明と答える人（クラス 2 と 4）は、全体との違いが見られなかった。

【ここに図表 12 を挿入】

4 総括と考察

4. 1 分析結果の総括と示唆

金融リテラシーの向上が社会的な課題となっていることを受け、本稿では、(公財)生命保険文化センターが2016年に実施した「生活保障に関する調査」の個票データを使って、金融と生命保険に関する客観的なリテラシーを分析した。先行研究では計測用の設問の正答数が注目されていたが、本稿では正答のほかに誤答と不明とを区分し、潜在クラス分析で人々のリテラシーのパターンを分類した。

分析の結果、次のことが明らかになった。人々の金融・保険リテラシーのパターンは、全般的に正答したかに加え、金融と生命保険のそれぞれについて不明(わからない)と回答したか誤答(勘違い)したかで、分類された。金融について全般的に不明と回答する人は主観的にも「詳しくない」と自覚しているが、預金以外について誤答(勘違い)している人や生命保険についてだけ不明と回答する人は、リテラシーの低さをそれほど自覚していない(自己評価の分布が全体と変わらない)傾向があった。全般的に正答している人には大学卒業者や収入が高い人が多く、将来の生活設計を立てたり経済的準備(金融資産の活用)を行っている傾向が見られた。一方、全般的に不明と回答している人には最終学歴が高校の人や未婚の人が多く、経済的準備を行っていない傾向が見られた。ただ、誤答が多い人や金融か生命保険の一方にだけ不明と答える人は、全体と比べて特段の特徴が見られなかった。

これらの結果から得られる示唆は、次のとおりである。まず、客観的なリテラシーの設問に対して全般的に「わからない」と答える人は、経済的なことを考えるのが苦手だったり苦手意識があるために、生活設計を行っていない可能性がある。自分のリテラシーに自信がないために経済的準備を行っていない可能性もあるが、預金で準備していない割合も多いことから、経済的準備の前に生活設計について助言が必要な可能性がある。また、誤答(勘違い)が多い人は、客観的にはリテラシーが低いものの、全般的に「わからない」と答える人とは異なり、それなりに生活設計や経済的準備を行っている。ただ、誤解が原因で誤った生活設計や準備になっている可能性があるため、その点について助言が必要な可能性がある。このように、客観的なリテラシー計測で正答が少ない原因が、誤答(勘違

い) なのかわからない) なのかわを区別し、それぞれに合った対応をとる必要がある可能性がある。

4. 2 本稿の留保すべき点と今後の研究課題

本稿の結果や示唆には留保すべき点があり、それらが今後の研究課題となる。まず、家森(2017b)が保険に関するリテラシーの計測方法にはコンセンサスがないと指摘している点である。金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」等も分析することで、計測方法の妥当性を確認する必要がある¹⁴。また、人々のリテラシーのパターンを分類する際に客観的なリテラシーに加えて主観的なリテラシーも同時に考慮したり、分類の背後にある潜在的な要因をどう想定するかについても、検討を深める必要がある。加えて、リテラシーのパターンと生活設計や経済的準備などとの関係を考慮する際には、生活設計や経済的準備などに影響するリテラシー以外の要素も考慮すべきである。

また、リテラシーと経済的な準備状況との関係については、リテラシーが経済的な準備に与える影響以外に、経済的な準備活動によってリテラシーを獲得するという影響も考えられる。両者の分別は難しいが、たとえば適切な操作変数を探索して操作変数法により影響を推計するなど、追加的な分析が必要となる。

さらに、人々の金融・保険リテラシーを高める方法や、実践に活かせるように高められるかについても、今後の大きな研究課題となろう。前者については、学校教育で早期に知識や意識を高める方法だけでなく、家庭教育や社会教育¹⁵、実際にリテラシーの活用が必要になったときに実践的に学習する方法などと、どのように組み合わせるかも、検討すべきであろう。後者については、個人の経済合理性の限界を考慮して、老後に向けた私的な準備を半強制的に行わせる仕組みが海外で導入されており、日本においても検討が必要な課題であろう。

¹⁴ ただし、同調査の個票データの利用は大学等非営利学術団体所属者に限られており、学術目的でかつ非営利の立場でかつ非営利の発表の場に用いる場合でも、民間企業に所属する研究者は利用できない。

¹⁵ 北野ほか(2015)は、大学生を対象に、学校教育と家庭教育(親との会話等)や社会教育(周囲の大人との会話等)の影響の分析を試みている。

補論：他のクラス数での分類結果

本論ではB I Cによってクラス数を5としたが、クラスが分化する過程も興味深いため、他のクラス数での分類結果を参考として記載する（図表 13、図表 14）。

概観すると、2クラスで「全体的に不明」、3クラスで「金融が不明」、4クラスで「預金以外で誤答」、5クラス（本論に掲載）で「保険が不明」、6クラスで「預金正答・債券誤答」、が新しいクラスとして細分化しており、預金以外で誤答か不明かで分類されている傾向が見られる。

参考文献

- Lusardi, Annamaria, and Mitchell, Olivia S. (2011) Financial literacy and planning: implications for retirement wellbeing. In Lusardi, Annamaria and Mitchell, Olivia S. (eds), *Financial Literacy: Implications for Retirement Security and the Financial Marketplace*. Oxford: Oxford University Press, pp. 17–49.
- Sekita, Shizuka (2011) “Financial Literacy and Retirement Planning in Japan” *Journal of Pension Economics and Finance*, vol. 10, pp. 637-656.
- Tennyson, Sharon (2011) “Consumers' Insurance Literacy: Evidence from Survey Data” *Financial Services Review*, 20 (3), pp.165-179.
- 浅井義裕 (2017) 「日本の大学生の保険知識の水準と決定要因」『生命保険論集』金融・保険リテラシー特別号, pp.75-142.
- 上原薫 (2017) 「保険市場におけるリテラシーと生活設計意識」『生命保険論集』金融・保険リテラシー特別号, pp.179-201.
- 神谷哲司 (2017)「ファイナンシャル・リテラシー尺度開発の現状と課題」『心理学研究』87(6),pp.651-668.
- 北野友士・小山内幸治・西尾圭一郎 (2015) 「大学生への金融リテラシー調査に基づく FP への示唆」, 日本 FP 協会ホームページ (https://www.jafp.or.jp/kojin/info/essay/essay06/files/essay06_1.pdf) .

- 栗林敦子・井上智紀 (2008) 「金融リテラシー計測に関する試論と考察：生命保険知識の分析から」『ニッセイ基礎研究所報』, vol.52, pp.23-54.
- 三輪哲 (2009) 「潜在クラスモデル入門」『理論と方法』, 24(2), pp.345-356.
- 柳瀬典由 (2017) 「死亡保障ニーズと金融・保険リテラシー」『生命保険論集』金融・保険リテラシー特別号, pp.161-178.
- 家森信善 (2017a) 「保険市場の質の向上を目指した金融・保険リテラシー研究の起点に：『金融・保険リテラシーと保険市場の質』研究会を終えて」『生命保険論集』金融・保険リテラシー特別号, pp.1-35.
- 家森信善 (2017b) 「わが国の生活者の金融・保険リテラシーと保険加入行動：2016年・生活保障に関する調査をもとに」『生命保険論集』金融・保険リテラシー特別号, pp.37-73.

図表 1 金融経済教育の推進や金融リテラシーの向上に向けた政府等の取り組み

時期	取り組み内容
2012年11月	金融庁金融研究センターが「金融経済教育研究会」を設置
2013年4月	金融経済教育研究会が報告書を取りまとめ、その中で「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」を提示
2013年6月	金融広報中央委員会(事務局:日本銀行情報サービス局)が「金融経済教育推進会議」を設置
2013年12月	金融庁の金融・資本市場活性化有識者会合が「金融・資本市場活性化に向けての提言」の中で金融経済教育の高度化を提言
2014年6月	金融経済教育推進会議が「金融リテラシー・マップ」を公表
2015年6月	金融経済教育推進会議が「金融リテラシー・マップ」を改定
2016年6月	金融広報中央委員会が「金融リテラシー調査」の結果を公表

(注1) 金融リテラシー・マップは、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したもの。

(注2) 金融リテラシー調査は、18歳以上の個人の金融リテラシー(お金の知識・判断力)の現状把握を目的とする、わが国初の大規模調査(調査会社のモニターに対するインターネット調査)。有効回答数は18～79歳の25,000人。直近である2010年の国勢調査の県別、年代(7区分)別、性別の構成比に基づいて回答者を割付けている。

図表 2 生命保険文化センター『平成 28 年度 生活保障に関する調査』の調査設計

項目	内容
調査地域	全国(400地点) (ただし、熊本県は地震の影響により、大半を隣接県に振り分けて調査を実施)
調査対象	18～69歳の男女個人
抽出方法	層化2段無作為抽出
調査方法	面接聴取法(ただし生命保険・個人年金保険加入状況部分は一部留置聴取法を併用)
調査時期	2016年4月2日～6月3日
調査機関	中央調査社
回収数	4,056

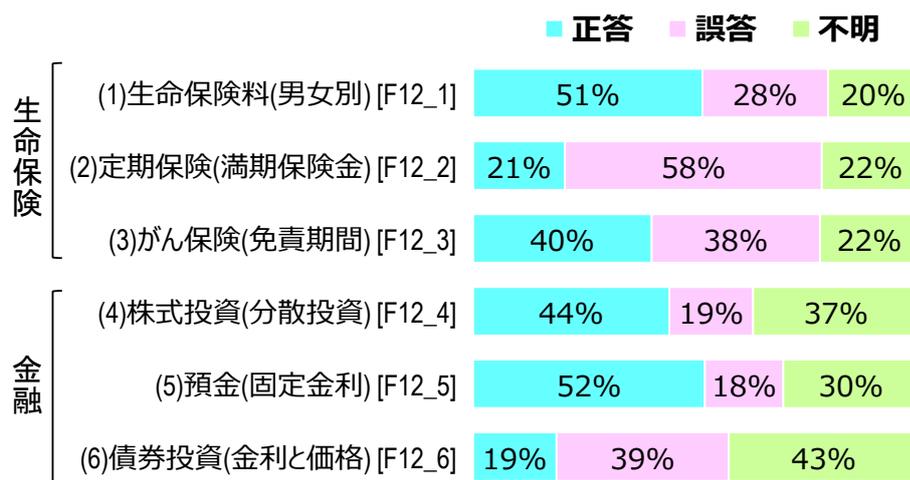
図表 3 「生活保障に関する調査」で出題された、金融・保険リテラシーを計測する設問

F 12 ここに挙げられている生命保険や金融に関する説明は正しいと思いますか。それとも間違っていると思いますか。

- (1) 生命保険の保険料は、同じ年齢で比較すると、男女間に差異はない
- (2) 定期保険は満期時に満期保険金を受け取れる
- (3) ガン保険加入後、一定期間内はガンにかかっても保険金は支払われない
- (4) 一般的に、1社の株式だけに投資する方が、多くの会社の株式に分散投資するよりも投資収益は安定する
- (5) お金を預ける場合、金利が下降傾向にあるときは固定金利の商品が望ましい
- (6) 一般に、利率が上昇すると債券価格も上昇する

※(1)～(6)のそれぞれに、「正しい」「誤り」「わからない」の中から1つを選んで回答。

図表 4 回答の分布



図表 5 各設問への回答の相関

		◆正答											
		F12_1	F12_2	F12_3	F12_4	F12_5	F12_6						
生命保険料(男女別) [F12_1]		-											
定期保険(満期保険金) [F12_2]		0.23	-										
がん保険(免責期間) [F12_3]		0.20	0.17	-									
株式投資(分散投資) [F12_4]		0.22	0.14	0.16	-								
預金(固定金利) [F12_5]		0.12	0.06	0.13	0.21	-							
債券投資(金利と価格) [F12_6]		0.12	0.16	0.09	0.26	0.07	-						
		◆誤答						◆不明					
		F12_1	F12_2	F12_3	F12_4	F12_5	F12_6	F12_1	F12_2	F12_3	F12_4	F12_5	F12_6
F12_1		-						-					
F12_2		0.21	-					0.46	-				
F12_3		0.14	0.20	-				0.51	0.49	-			
F12_4		0.16	0.12	0.07	-			0.41	0.39	0.46	-		
F12_5		0.01	0.03	0.07	0.01	-		0.43	0.41	0.47	0.62	-	
F12_6		0.12	0.20	0.11	0.22	0.05	-	0.38	0.39	0.43	0.62	0.63	-

(注1) 「正答」の相関係数は、正答したサンプルを1、他のサンプルを0として計算した相関係数。「誤答」「不明」も同様。

(注2) 文字が灰色の箇所は、有意な相関関係がない場所(有意水準5%)。

図表 6 潜在クラスモデルで5クラスに分類した結果

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	31%	22%	21%	14%	13%	(N=4056)
生命保険料(男女別) [F12_1]						
正答	80%	54%	38%	43%	9%	51%
誤答	19%	30%	59%	22%	3%	28%
不明	1%	16%	3%	35%	88%	20%
定期保険(満期保険金) [F12_2]						
正答	45%	19%	6%	9%	2%	21%
誤答	51%	63%	91%	57%	9%	58%
不明	4%	18%	2%	34%	89%	22%
がん保険(免責期間) [F12_3]						
正答	60%	39%	39%	33%	3%	40%
誤答	39%	39%	59%	33%	3%	38%
不明	1%	22%	2%	33%	94%	22%
株式投資(分散投資) [F12_4]						
正答	77%	15%	50%	49%	2%	44%
誤答	19%	6%	45%	18%	0%	19%
不明	4%	79%	6%	34%	98%	37%
預金(固定金利) [F12_5]						
正答	63%	27%	84%	66%	3%	52%
誤答	36%	4%	15%	20%	0%	18%
不明	1%	69%	1%	14%	97%	30%
債券投資(金利と価格) [F12_6]						
正答	42%	1%	17%	15%	0%	19%
誤答	48%	7%	78%	45%	0%	39%
不明	10%	92%	5%	40%	100%	43%
	↓	↓	↓	↓	↓	
クラスの特徴	全般的に正答	金融が不明	預金は正答、他は誤答	生命保険が不明	生命保険も金融も不明	

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 7 正答数ごとに見た各クラスへの帰属確率

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	31%	22%	21%	14%	13%	(N=4056)
クラスの特徴	全般的に正答	金融が不明	預金は正答、他は誤答	生命保険が不明	生命保険も金融も不明	
(客観的な)生命保険リテラシー [F12_1~3]						
3問正答	78%	17%	3%	3%	0%	100%
2問正答	53%	22%	14%	10%	0%	100%
1問正答	24%	26%	28%	17%	5%	100%
0問正答	5%	20%	24%	16%	35%	100%
(客観的な)金融リテラシー [F12_4~6]						
3問正答	73%	0%	19%	8%	0%	100%
2問正答	51%	3%	29%	16%	0%	100%
1問正答	27%	23%	29%	21%	2%	100%
0問正答	4%	46%	3%	6%	41%	100%
(客観的な)生命保険・金融リテラシー [F12_1~6]						
6問正答	98%	0%	1%	1%	0%	100%
5問正答	92%	1%	5%	3%	0%	100%
4問正答	70%	6%	15%	9%	0%	100%
3問正答	41%	15%	28%	17%	0%	100%
2問正答	16%	29%	35%	20%	1%	100%
1問正答	4%	42%	21%	21%	12%	100%
0問正答	0%	26%	3%	4%	67%	100%

(注1) ある正答数の人があるクラスに属する確率を示したものの。図表6と異なり、表の各行を(横方向に)合計すると100%になる。

(注2) 文字が赤色の箇所は、全体の値(この表の場合は上段にある「クラスのサイズ」と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 8 誤答数と不明数との関係

		生命保険_不明数					金融_不明数				
		0	1	2	3	計	0	1	2	3	計
生保誤答数	0	9%	4%	3%	10%	27%	8%	3%	3%	13%	27%
	1	21%	8%	5%	—	34%	17%	6%	5%	6%	34%
	2	23%	6%	—	—	29%	17%	4%	4%	4%	29%
	3	11%	—	—	—	11%	7%	2%	1%	1%	11%
	計	64%	18%	8%	10%	100%	49%	15%	12%	24%	100%
金融誤答数	0	21%	10%	6%	10%	46%	8%	5%	9%	24%	46%
	1	27%	6%	2%	0%	35%	23%	8%	3%	—	35%
	2	15%	2%	0%	0%	18%	17%	1%	—	—	18%
	3	1%	0%	0%	0%	2%	2%	—	—	—	2%
	計	64%	18%	8%	10%	100%	49%	15%	12%	24%	100%

(注1) 表中の割合は全体(4056人)に対する該当者の割合。太枠で囲まれた部分(4箇所)ごとに合計が100%になる。

(注2) 背景がピンクの箇所は、生命保険に関する設問と金融に関する設問のそれぞれで、正答数がゼロになる箇所。文字が灰色の箇所は値が10%未満の箇所。

図表 9 主観的なリテラシーを計測する設問(Q49)

Q49 あなたは、金融や保険に関する知識をどの程度お持ちですか。この中からあてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

- (1) 金融について
- (2) 保険について

※(1)と(2)のそれぞれに、「かなり詳しい」「少し詳しい」「どちらともいえない」「あまり詳しくない」「まったく詳しくない」「わからない」から1つを回答。

図表 10 クラスごとに見た、主観的なリテラシーの分布

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	31%	22%	21%	14%	13%	(N=4056)
クラスの特徴	全般的に正答	金融が不明	預金は正答、他は誤答	生命保険が不明	生命保険も金融も不明	
主観的な金融リテラシー [Q49_1]						
かなり詳しい	2%	0%	2%	2%	0%	1%
少し詳しい	13%	4%	8%	7%	3%	8%
どちらともいえない	20%	12%	17%	18%	10%	16%
あまり詳しくない	39%	44%	43%	44%	31%	41%
まったく詳しくない	25%	39%	30%	29%	48%	33%
わからない	0%	2%	0%	1%	7%	1%
主観的な生命保険リテラシー [Q49_2]						
かなり詳しい	3%	1%	1%	2%	0%	2%
少し詳しい	12%	5%	8%	6%	4%	8%
どちらともいえない	21%	13%	17%	17%	10%	16%
あまり詳しくない	41%	46%	46%	46%	33%	43%
まったく詳しくない	22%	35%	28%	28%	47%	30%
わからない	0%	1%	0%	1%	7%	2%

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 11 クラスごとに見た、客観的な属性の分布

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	31%	22%	21%	14%	13%	(N=4056)
クラスの特徴	全般的に正答	金融が不明	預金は正答、他は誤答	生命保険が不明	生命保険も金融も不明	
性別 [F1]						
男性	47%	31%	50%	43%	41%	43%
女性	53%	69%	50%	57%	59%	57%
年齢 [F2]						
18～19歳	1%	2%	3%	2%	5%	2%
20～24歳	4%	3%	6%	5%	6%	5%
25～29歳	5%	5%	6%	4%	7%	5%
30～34歳	9%	7%	9%	7%	7%	8%
35～39歳	10%	10%	9%	8%	8%	9%
40～44歳	15%	11%	12%	11%	9%	12%
45～49歳	12%	10%	11%	11%	7%	10%
50～54歳	11%	8%	10%	10%	6%	9%
55～59歳	11%	10%	11%	9%	8%	10%
60～64歳	10%	15%	10%	15%	15%	12%
65～69歳	12%	21%	13%	19%	22%	16%
最終学歴 [F4]						
小中学校	3%	8%	5%	6%	8%	6%
高等学校	36%	48%	42%	42%	55%	43%
短大・高専・専門	26%	27%	25%	25%	19%	25%
大学	31%	15%	25%	25%	14%	23%
大学院修士	3%	1%	1%	1%	1%	2%
大学院博士	1%	0%	0%	0%	0%	0%
無回答	1%	1%	1%	1%	3%	1%
本人年収(万円) [F5]						
収入はない	14%	17%	14%	15%	18%	15%
100未満	14%	22%	15%	18%	19%	17%
～200未満	13%	18%	14%	15%	16%	15%
～300未満	11%	12%	13%	13%	13%	12%
～500未満	19%	12%	18%	16%	9%	16%
～700未満	11%	5%	11%	8%	4%	9%
～1000未満	7%	2%	5%	4%	2%	4%
～1500未満	2%	0%	2%	1%	0%	1%
～2000未満	0%	0%	0%	0%	0%	0%
2000以上	0%	0%	0%	0%	0%	0%
無回答	7%	12%	7%	10%	19%	10%
末子のライフステージ [F6SQ2]						
未婚	20%	17%	24%	20%	29%	21%
子どもなし	7%	5%	7%	7%	6%	6%
未就学児	14%	12%	14%	10%	10%	13%
小学生	12%	9%	10%	10%	6%	10%
中高校生	11%	9%	9%	9%	5%	9%
短大-大学院	7%	4%	4%	4%	3%	5%
既卒(未婚)	18%	24%	19%	23%	23%	21%
既卒(既婚)	11%	19%	12%	15%	16%	14%
無回答	1%	1%	1%	1%	3%	1%

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 12 クラスごとに見た、経済的な準備状況の分布

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	31%	22%	21%	14%	13%	(N=4056)
クラスの特徴	全般的に正答	金融が不明	預金は正答、他は誤答	生命保険が不明	生命保険も金融も不明	
将来の具体的な生活設計 [Q02]						
立てている	46%	33%	39%	39%	25%	38%
立てていない	50%	57%	56%	54%	61%	55%
わからない	4%	10%	5%	7%	14%	7%
最重要ライフイベントの経済的準備 [Q03SQ2]						
順調に準備できている	5%	4%	6%	6%	4%	5%
ある程度準備できている	41%	32%	35%	35%	25%	35%
あまり準備できていない	38%	36%	39%	34%	30%	36%
まったく準備できていない	10%	15%	13%	13%	18%	13%
わからない	0%	1%	0%	1%	3%	1%
考えているライフイベントなし	5%	11%	7%	11%	19%	10%
最重要不安への経済的準備 [Q04SQ2]						
順調に準備できている	3%	1%	3%	3%	2%	2%
ある程度準備できている	31%	24%	28%	28%	17%	26%
あまり準備できていない	42%	40%	43%	38%	31%	40%
まったく準備できていない	20%	26%	20%	22%	31%	23%
わからない	1%	2%	1%	2%	4%	2%
不安に思っていることがない	4%	7%	5%	7%	15%	7%
生命保険への加入 [問1_1]						
加入	85%	82%	83%	81%	65%	81%
非加入	12%	15%	13%	15%	28%	15%
不明	3%	2%	4%	3%	7%	4%
個人年金への加入 [問1_2-3]						
加入	27%	19%	24%	20%	11%	21%
非加入	68%	74%	69%	74%	78%	72%
不明	5%	7%	7%	7%	11%	7%
預金で経済的リスク(※)に備えているか [Q09,Q15,Q25,Q30]						
備えている	64%	58%	62%	67%	47%	61%
備えていない	36%	42%	38%	33%	53%	40%
有価証券で経済的リスク(※)に備えているか [Q09,Q15,Q25,Q30]						
備えている	13%	5%	9%	11%	3%	9%
備えていない	87%	95%	91%	89%	97%	91%

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

(注2) ※の経済的リスクは、入院、老後、介護を受ける、死亡の4つ。このいずれかに預金で備えていると回答すれば「備えている」とした。有価証券も同様。家森(2017b)と同じ手法。

図表 13 5クラス以外で分類した結果

	1クラス	2クラス		3クラス			4クラス				6クラス					
	(全体)	クラス1	クラス2	クラス1	クラス2	クラス3	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	クラス6
クラスのサイズ	N=4056	65%	35%	55%	33%	12%	32%	31%	25%	12%	26%	22%	15%	13%	12%	11%
生命保険料(男女別) [F12_1]																
正答	51%	61%	34%	62%	50%	8%	80%	51%	37%	8%	84%	54%	44%	9%	41%	41%
誤答	28%	33%	19%	34%	28%	3%	19%	27%	53%	3%	15%	30%	53%	3%	22%	54%
不明	20%	6%	47%	4%	23%	89%	1%	22%	10%	89%	1%	16%	2%	88%	37%	5%
定期保険(満期保険金) [F12_2]																
正答	21%	26%	10%	27%	16%	2%	43%	16%	6%	2%	51%	19%	5%	2%	7%	10%
誤答	58%	67%	41%	67%	60%	8%	52%	60%	86%	8%	43%	63%	95%	9%	57%	85%
不明	22%	7%	49%	5%	24%	90%	5%	24%	8%	90%	5%	18%	0%	89%	36%	5%
がん保険(免責期間) [F12_3]																
正答	40%	49%	23%	50%	37%	3%	59%	37%	37%	3%	64%	39%	29%	3%	30%	52%
誤答	38%	46%	23%	46%	36%	2%	39%	36%	56%	2%	34%	39%	71%	3%	34%	43%
不明	22%	5%	54%	3%	27%	95%	2%	27%	7%	95%	2%	22%	0%	94%	36%	4%
株式投資(分散投資) [F12_4]																
正答	44%	62%	10%	66%	23%	1%	77%	22%	50%	1%	76%	15%	72%	2%	50%	32%
誤答	19%	27%	3%	29%	8%	0%	19%	7%	42%	0%	19%	6%	25%	0%	16%	59%
不明	37%	10%	87%	5%	69%	99%	4%	70%	8%	99%	5%	79%	3%	98%	35%	10%
預金(固定金利) [F12_5]																
正答	52%	70%	18%	72%	37%	2%	63%	35%	83%	3%	65%	27%	65%	3%	64%	98%
誤答	18%	25%	3%	27%	7%	0%	36%	7%	16%	0%	34%	4%	34%	0%	21%	0%
不明	30%	4%	79%	1%	56%	98%	1%	58%	1%	97%	2%	69%	1%	97%	15%	2%
債券投資(金利と価格) [F12_6]																
正答	19%	28%	1%	32%	4%	0%	42%	4%	17%	0%	41%	1%	38%	0%	16%	0%
誤答	39%	57%	6%	60%	16%	0%	49%	13%	76%	0%	48%	7%	57%	0%	42%	94%
不明	43%	15%	93%	8%	80%	100%	9%	83%	7%	100%	11%	92%	5%	100%	42%	6%
クラスの 特徴		不明以外	全般的に不明	不明以外	金融が不明	全般的に不明	全般的に正答	金融が不明	預金以外で誤答	全般的に不明	全般的に正答	金融が不明	預金以外で誤答	全般的に不明	生保が不明	預金正答、債券誤答

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 14 各クラス数での適合度指標

	1クラス	2クラス	3クラス	4クラス	5クラス	6クラス	7クラス	8クラス	9クラス	10クラス
L ²	8737.1	2297.3	1348.4	1068.8	878.3	790.1	720.6	694.9	657.6	637.5
df	716	703	690	677	664	651	638	625	612	599
p値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0001	0.0130	0.0270	0.0980	0.1300
BIC	2788.6	-3543.2	-4384.1	-4555.7	-4638.2	-4618.4	-4579.9	-4497.6	-4426.9	-4339.0
AIC	7305.1	891.3	-31.6	-285.2	-449.7	-511.9	-555.4	-555.1	-566.4	-560.5

(注1) 尤度比カイ2乗検定量(L²)を基準とすると9クラス以上でモデルが有意(p値が5%以上)となるが、本稿では解釈の容易さを優先してBICを基準としてクラス数を選択した。より適合度の高いモデルの構築は今後の課題としたい。

第6章

金融・税制リテラシーの多様性と老後準備や金融商品購入との関係*

ニッセイ基礎研究所 中嶋 邦夫・北村 智紀**

要旨

マクロ経済スライドによる公的年金の縮小に対応して、確定拠出年金などの個人の判断で加入する老後準備制度に対する税制優遇が拡大している。しかし、個人の判断で老後準備制度に加入するには、金融や税制に関するリテラシーが必要となる。そこで、日本では例が少ない税制リテラシーの計測を含む独自のアンケートを実施し、老後準備や金融商品購入などとの関係を分析した。所得控除の効果を計算する設問を2つの枠組みで質問したところ、各問の正答率は35%前後だったが両問に正答した割合は全体の18%だった。iDeCoの税制優遇の知識を問う設問も加えた3問すべてに正答したのは全体の8%で、正答数がゼロだったのは全体の41%を占めた。このうち、3問すべてに不明と回答したのが全体の22%であった。潜在クラスモデルを用いて金融と税制のリテラシーの保有状況を5つのクラスに分類したところ、全般的に正答するクラスでは老後準備や金融商品の購入に積極的だったが、不明と回答するクラスでは消極的だった。金融と税制のリテラシーの高さと老後準備や金融商品の購入との相互の効果を考えれば、2極化しないような対策が必要であろう。

キーワード：金融リテラシー、税制リテラシー、老後準備、潜在クラス分析

* 本研究は、平成29年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」（H29-政策-一般-002）の一環として実施した。

** 北村の現在の所属は東北学院大学経営学部。本稿は筆者個人の見解に基づいており、筆者が関係する如何なる団体の意見も代表しない。本稿の作成にあたり、岩崎敬子氏（ニッセイ基礎研究所）の協力を得た。この場を借りてお礼申し上げる。

1 問題意識

マクロ経済スライドによる公的年金給付の縮減が予定されている。これに対応する手段の1つとして、iDeCo（個人型確定拠出年金）や「つみたてNISA」などの、個人の判断で加入する老後準備制度に対する税制優遇が拡充されている（図表1）。しかし、税制優遇を活用しながら、公的年金の縮小に対応して個人の判断で老後準備制度に加入するには、金融や税制に関する基礎的な理解や理解力（リテラシー）が必要となる。

金融リテラシーと老後準備の関係については、日本においても Sekita (2011) を始めとしていくつかの先行研究がある。Sekita (2011) は、大阪大学 21 世紀 COE/ グローバル COE が実施した「くらしの好みと満足度についてアンケート」の 2010 年調査を利用して、日本の金融リテラシーは低く、特にリスク分散の理解が乏しかったり、全般的に「分からない」と回答する傾向が強いことを示した上で、金融リテラシーがあると老後準備を計画する傾向があることを示している。

他方で、税制リテラシーについては、その計測も十分に確立されているとはいえない。筆者が確認した範囲では、Sekita (2011) が利用した「くらしの好みと満足度についてアンケート」の 2010 年調査に、税制に関する知識を計測する設問がある。家森 (2014) は、このデータを用いて、税制に関する知識には地域間に有意な差があることと、Sekita (2011) が利用した老後準備の計画状況には地域間の差がなかったことを示しているが、税制に関する知識と老後準備の計画状況の関係は分析していない。また、この調査における税制の知識には、老後準備制度に見られる税制優遇に関する設問が含まれておらず、また金融リテラシーの設問に存在する「分からない」という選択肢が含まれていない（図表2）。

そこで本稿では、税制優遇に関する税制リテラシーの計測を含むアンケートを実施し、潜在クラス分析によって金融リテラシーや税制リテラシーの保有状況で調査対象者を分類し、老後準備や金融商品購入との関係を分析した。その際、中嶋 (2018) が指摘する金融リテラシーの多様性を考慮し、同稿と同様に潜在クラス分析を用いて分析した。

【ここに図表 1 と図表 2 を挿入】

2 アンケートの設計と税制リテラシーの保有状況

2. 1 サンプル設計

本稿が利用するデータは、本稿や他の研究のために独自に実施したアンケートデータである。アンケートは、マイボイスコム株式会社に登録したモニター会員を対象に実施した。

老後準備を検討する主体である現役世代の大半は給与労働者の世帯であることと、個人で老後準備のための貯蓄を行うためには一定程度以上の収入が必要であること、さらに、あまりに多額の収入がある場合には老後準備のための行動が異なること、が想定されたため、予備調査を利用して対象者の範囲を限定して行った（図表 3）。

【ここに図表 3 を挿入】

2. 2 リテラシーを計測する設問

この調査には、客観的な金融リテラシーを計測するための設問 4 つと、客観的な税制優遇に関する税制リテラシーを計測するための設問 3 つを盛り込んだ（図表 4）。

客観的な金融リテラシーを計測するための設問は、Sekita (2011) も参照している Lusardi and Mitchell (2011) と同様の「複利効果」「債券価格」「分散投資」に関する設問と、日本における長期的な分散投資の柱である海外投資に関する設問として「外国為替」についての設問を盛り込んだ。

客観的な税制優遇に関する税制リテラシーを計測するための設問は、米国の 401(k)制度に関連した Clark et al. (2014) と同様に所得控除の効果を計算する設問（図表 5）と、個人型確定拠出年金の税制優遇に関する知識の有無を確認する設

問とを盛り込んだ。なお、所得控除の効果を計算する設問は日本での先例が見当たらなかったため、慎重を期すために同じ主旨を2つの異なる枠組み（フレーミング）で質問することとし、その2問は間を開けて設置した。

これらに加えて、金融リテラシーや税制リテラシーに関する自信（いわゆる主観的なリテラシー）を計測する設問も、上述した客観的なリテラシーとは離れた場所に設置した（図表6）。

【ここに 図表4、図表5、図表6 を挿入】

2.3 客観的なリテラシーの全体的な状況

客観的なリテラシーを計測する各設問への回答結果を見ると、「わからない」（以下および図表では不明と記載）と回答した割合が一定程度を占めている（図表7）。

特に税制リテラシーの各設問では、不明と回答した割合が34～48%を占め、選択肢の中でほぼ最も大きな割合となっている¹。金融リテラシーに関する設問をみると、複利効果に関する設問では16%と小さいが、他の金融リテラシーに関する設問では26～44%を占めている。

金融リテラシーの設問では、誤答の割合も多い。特に金利変動と債券価格の関係を尋ねた設問（Q55）では、正答・誤答・不明の中で誤答の割合が最も大きくなっている。

【ここに図表7を挿入】

各設問への回答結果の相関を見ると、分散投資（Q57）と所得控除B（Q59）の正答の間にはある程度の強さの相関が見られたが（相関係数0.41）、他の正答間には弱い相関しか見られなかった（図表8上段）。他方、各設問への不明の間にはある程度の強さの相関が見られた。これらの傾向は、中嶋（2018）の金融・保険

¹ なお、Q49では、正答が34.1%、不明が33.7%である。

リテラシーと同様の傾向と言える。

【ここに図表 8 を挿入】

2. 4 税制リテラシーの保有状況

2. 4. 1 所得控除の効果を計算する設問への回答結果

次に、本稿に特有益制リテラシーを計測する各設問への回答結果を見る。

まず、税制リテラシーの設問のうち、設問の枠組み（フレーミング）が異なる所得控除の効果を計算する設問 2 題（Q54 と Q49）の回答結果をクロス集計で見た（図表 9 上段）。両問の正答率はそれぞれ 35%前後で同水準だが（図表 7）、両問ともに正答している割合は全体の 18%に過ぎなかった。見方を変えれば、Q54 に正答した者のうち Q49 にも正答した割合は 50%、逆に Q54 に正答した者のうち Q49 にも正答した割合は 54%と、ともに半数程度であった。各問の正答率が 35%前後であることを考えれば、一方に正解した場合に他方にも正解している確率は高くなっているが、それほど強い相関とは言いがたいだろう。アンケートの設問文に依存する結果ではあるが、この調査結果からは、所得控除の効果についてきちんと理解している割合は 2 割程度と言えよう。

また、両問ともに不明と回答した割合は、全体の 25%であった（図表 9 上段）。Q54 に不明と回答した者のうち Q49 にも不明と回答した割合は 62%、逆に Q54 に不明と回答した者のうち Q49 にも不明と回答した割合は 75%、であった。各問に不明と回答した割合が 34~41%であることを考えれば、一方に不明と回答した場合に他方にも不明と回答している確率は高くなっており、ある程度の強い相関があると言えよう。

なお、各問の誤答の割合は 23~32%と比較的高めであったため誤答の内容を確認したが、同じ値を回答しているなどの特徴的な傾向は見られなかった（図表 9 下段）。

【ここに図表 9 を挿入】

2. 4. 2 所得控除のリテラシーとiDeCo税制の知識との関係

次に、前述した所得控除に関するリテラシー（Q59 と Q49）と、個人型確定拠出年金（iDeCo）の税制優遇に関する知識の有無（Q58）との関係を見た（図表 10）。所得控除に関する設問（Q59 と Q49）は所得控除の効果を計算する内容で一種の数的思考能力（numeracy）の要素を含んでいるが、iDeCo の税制に関する設問（Q58）は単に知識の有無を確認する設問になっている。

クロス集計の結果を見ると、所得控除の設問（Q59 と Q49）のいずれかに正答し、かつ iDeCo の税制優遇に関する設問（Q58）に正答している割合は全体の 11～15%、所得控除の設問（Q59 と Q49）のいずれかに不明と回答し、かつ iDeCo の税制に関する設問（Q58）に不明と回答している割合は、全体の 25～34%となっている。

【ここに図表 10 を挿入】

さらに、所得控除に関するリテラシー（Q59 と Q49）と iDeCo の税制優遇に関する知識の有無（Q58）の計 3 問の回答結果を、正答数・誤答数・不明数として集計した（図表 11）。その結果、3 問すべてに正答したのは全体の 8%で、正答数がゼロだったのは全体の 41%を占めた。また、3 問すべてに誤答したのが全体の 4%、3 問すべてに不明と回答したのは全体の 22%、となっている。以上から、正答数がゼロだった者（全体の 41%）のうち約半数（全体の 41%に対する全体の 22%）が「3 問すべてに不明」であり、正答数だけでは単純に税制リテラシーを分類できないことが示唆される。

【ここに図表 11 を挿入】

3 金融・税制リテラシーに基づく分類と老後準備や金融商品購入との関係

3.1 リテラシーに関する回答パターンによるグループ分け（分類）

そこで以降では、中嶋（2018）と同様に、正答・誤答・不明を区別した上で、金融・税制リテラシーに関する7問の回答からサンプルをグループ分け（分類）して、各グループの傾向を見ていく。

分類には、マーケティングで消費者を分類する際などに使われる、潜在クラスモデルを用いる²。具体的には、各サンプルのリテラシーを計測する7問の回答パターンを、観測できない潜在変数を仮定して、いくつかのグループ（クラス）に集約して分類する分析手法である³。あるサンプルを特定の1グループに分類するのではなく、各グループに属する確率で分類するのが、この手法の1つの特徴である。いくつかのグループに分類するかは、分類数（クラス数）を順次増やしながらかつ推計し、もっとも当てはまりが良いクラス数を採用する方法が採られる。当てはまりの良さの指標にはいくつかあるが、本稿では先行研究に倣ってモデルの簡素さを加味するBICを使い、かつクラスのサイズが小さくなりすぎないことを考慮して、5クラスに分類した⁴。

3.2 分類結果の特徴

前述した潜在クラスモデルで分類した結果から、各クラスの特徴を見ていく。

図表12のクラス1の列を縦に見ると、複利効果の設問では正答が87%、誤答が13%、不明が0%を占めている。他の設問も同様に見ると、7問中すべてで正答の割合が最も多くなっている。加えて全体（最右列）と比べると、どの設問でも全体よりクラス1で正答の割合が多い。以上のことから、クラス1の特徴は「一般的に正答」と考えられる。

² 潜在クラスモデル（潜在クラス分析）の概要は、三輪(2009)などを参照されたい。

³ まったく集約しなければ今回の回答パターンは3の7乗（2187）通りに分かれ、分類として使いにくい。

⁴ BICは6クラスの場合に最小（-15445）となったが、6クラスの場合は最も小さなクラスの大きさが全体の4%となった。5クラスの場合のBICは-15434と6クラスの場合に近く、かつ最も小さなクラスの大きさが全体の13%であったため、5クラスを採用した。適合度指標や他のクラス数で分類した結果は、補論を参照。

同じ見方を他のクラスでも行う。クラス2は、7問中すべてで誤答の割合が最も多くなっている。そのため、クラス2の特徴は「全般的に誤答」と読み取れる。クラス3は、7問中すべてで誤答の割合が最も多くなっている。そのため、クラス3の特徴は「全般的に不明」と考えられる。クラス4は、Q57 分散投資、Q58 iDeCo 税制、Q59 所得控除 B の3問で、全体と比べて不明の割合が顕著に多くなっている。そこで、このクラスの特徴を「Q57-59 が不明」とした。クラス5は、金融リテラシーに関する設問の多くで全体よりも正答の割合が高く、税制リテラシーに関する設問の多くで全体よりも不明の割合が高い。そのため、このクラスの特徴を「金融正答、税不明」とした。

【ここに図表 12 を挿入】

3. 3 分類と正答数との関係

客観的なリテラシーを利用した先行研究では正答数を使った分析がよく行われている。そこで、当分析でも、ある正答数の人があるクラスに属する確率（帰属確率）を確認する。

図表 13 で、金融リテラシーの設問に4問正答した人の行を見ると、89%がクラス1（全般的に正答）に属するという結果になっている。同様の見方をすると、3問正答した人の場合は、62%がクラス1（全般的に正答）に、20%がクラス5（金融正答・税制不明）に、に属する結果となっている。以下、1～2問正答した人の行ではクラス2（全般的に誤答）に、ゼロ問正答の行ではクラス3（全般的に不明）に、属する確率が最も高くなっている。このような正答数と分類（クラス）との関係の特徴は、各クラスの正答数の分布を集計した図表 14 でも確認できる。

次に、図表 13 で税制リテラシーの正答数と分類（クラス）との関係を見ると、3問正答や2問正答の場合はクラス1（全般的に正答）が多くなっている。金融リテラシーと異なり、1問正答の場合はクラス3以外の4つのクラスに分かれて

いるが、ゼロ問正答の行では、金融リテラシーと同様にクラス3（全般的に不明）に属する確率が最も高くなっている。

金融リテラシーと税制リテラシーの正答数を合計した場合は、5～7問正答の場合はクラス1（全般的に正答）に属する確率が非常に高く、1～4問正答の場合は2～3のクラスに分かれ、ゼロ問正答の場合にはクラス3（全般的に不明）に属する確率が最も高くなっている。

以上の結果から、先行研究のように正答数で分析した場合は、正答数が多いとクラス1（全般的に正答）を、正答数がゼロだとクラス3（全般的に不明）を代表する傾向があるが、正答数が中程度から少なめに掛けては、誤答と不明とが混在した複数のクラスに分かれることが読み取れる。

【ここに図表 13 と図表 14 を挿入】

3. 4 分類と主観的なリテラシーとの関係

行動経済学では、自信過剰など、リテラシーに対する自己評価（主観的なリテラシー）とテストで計測される客観的なリテラシーとの差が注目されている。今回利用した調査でも図表 15 の設問で主観的なリテラシーを計測しており、各クラスとの関係を確認する。

【ここに図表 15 を挿入】

主観的な金融リテラシーについて図表 16 のクラス1（全般的に正答）の列を見ると、「自分は、お金を貯めるのが得意である」という設問に対して「どちらかといえば そう思う」が 31%で最も多く、全体（最右列）と比べて有意に高い比率だが、特段の差はない。クラス3の「どちらかといえば そう思わない」も全体（最右列）と比べて有意に高い比率だが特段の差はなく、主観的な金融リテラシーについて各クラスに特段の傾向は見られなかった。

主観的な税制リテラシーについて同様に見ると、クラス1（全般的に正答）では「どちらかといえば そう思わない」が最も多い（32%）ものの、「どちらかといえば そう思う」から「かなりそう思う」の比率が全体（最右列）と比べて特に高くなっている。他のクラスでは、全体と比べて有意な差があるものの、特段の差は見られなかった。

以上の結果から、クラス1（全般的に正答）では自己の税制リテラシーの高さについて自己を認識できているものの、クラス1の金融リテラシーや他のクラスのリテラシー全般については、あまり自己が認識されていない傾向が読み取れる。

そこで、自信過剰や自信過小と分類との関係を確認した。まず、自信過剰や自信過小を広く捉えた場合、クラス1は、客観的なリテラシーの設問に全般的に正答しているにもかかわらず自信がない人が存在するため、金融リテラシーと税制リテラシーの双方で、全体と比べて自身過小が特に多いという結果になった。逆に言えば、クラス1以外では自信過小に該当するほどの客観的なリテラシーを有している人が少なかったり（図表 14）、有していてもそれを認識していて自信過小になっていない、と言える。

他方、自信過剰についてみると、クラス3（全般的に不明）とクラス4（Q57-59が不明）で全体と比べて金融に関する自信過剰が多い、という結果になった。ただ、自信過剰や自信過小の定義から、「どちらかといえば そう思う（思わない）」を除外した狭い定義では、全体と比べてそれほど顕著な差はなかった。この結果から、クラス3（全般的に不明）とクラス4（Q57-59が不明）では、「どちらかといえば」リテラシーがあると思いながら、実際の設問に接すると「わからない」と答える傾向が読み取れる。クラス2（全般的に誤答）は、自信過剰の傾向があるかと予想されたが、実際にはその傾向が見られなかった。

【ここに図表 16 を挿入】

3. 5 分類と客観的な属性との関係

金融や税制に関するリテラシーは、年齢を重ねると経験を積む、学歴が高いと理解力がある、収入が高かったり子どもがいると資産形成や死亡保障を考えがち、という理由で高まる可能性がある。そこで、分類結果と客観的な属性との関係を見るために、各属性における各クラスの構成比と全体（最右列）の構成比とを見比べる。

人口統計学的（デモグラフィック）な属性を確認した図表 17 を全体的に眺めると、数字が灰色の箇所、つまり全体（最右列）の構成比と有意な差がない箇所が多い。このことから、分類結果と客観的な属性とには、あまり強い関係が見られないことがうかがえる。有意に差がある箇所を取り上げると、クラス 1（全般的に正答）には全体と比べて大学院卒が特に多く、男性や大卒、会社員、公務員が有意に多くなっている。これに対してクラス 4（Q57-59 が不明）は、扶養家族となっているパートやアルバイトが特に多く、女性や高校・専門・高専・短大卒、専業主婦(夫)が有意に多くなっているが、それほど大きな差はなかった。学歴についてはクラス 3（全般的に不明）でもクラス 4 と同様の傾向が見られるため、学歴とリテラシーの正答数や不明数との間には有意な関係がある可能性が想像される。

【ここに図表 17 を挿入】

経済的な状況を確認した図表 18 でも、数字が灰色の、数字が灰色の箇所、つまり全体（最右列）の構成比と有意な差がない箇所が多い。有意に差がある箇所を取り上げると、クラス 1（全般的に正答）には全体と比べて年収 900 万円以上 1,300 万円未満や世帯金融資産 5000 万円以上が特に多く、年収 500 万円以上 900 万円未満や家計金融資産 2000 万円以上 3,000 万円未満の比率も全体と比べて有意に大きい。また、クラス 3（全般的に不明）では、世帯金融資産がゼロの比率が全体と比べて特に高かったが、それ以外の世帯金融資産低額層の比率は有意に違わなかった。クラス 4 は、大きな違いではないものの、本人の年収がゼロ以上 130 万円

未満の比率が全体と比べて有意に高かった。

【ここに図表 18 を挿入】

3. 6 分類と経済的な準備状況との関係

金融や税制に関するリテラシーが高いと、税制優遇がある有利な貯蓄制度を利用したり、さまざまな金融商品を買うなどの、経済的な準備（資産形成）を行っている可能性がある。そこで、各分類における各種貯蓄制度の利用状況（利用率）や金融商品の購入経験（購入経験率）を、全体（最右列）と見比べる（図表 19）。

クラス 1（全般的に正答）は、調査したすべての貯蓄制度や金融商品で、全体と比べて利用率や購入経験率が高かった。特に、証券会社の取引口座の利用率は 50%、株式の購入経験率は 62%、投資信託の購入経験率は 49%と、高い水準だった。これに対して、クラス 3（全般的に不明）やクラス 4（Q57-59 が不明）は利用率や購入経験率が全体と比べて低かった。

また、クラス 2（全般的に誤答）は、大きな比率ではないが未公開株式や商品先物取引の購入経験率が全体と比べると大幅に高く、株式や投資信託、変額生命保険・年金の購入経験率が全体よりも有意に高かった。クラス 2（全般的に誤答）は、主観的なリテラシーはそれほど高くなく自信過剰の傾向は見られなかったが、実際の投資行動は全体よりもリスク性資産を購入する傾向が見られた。

【ここに図表 19 を挿入】

4 総括と考察

4. 1 分析結果の総括と示唆

本稿では、独自のアンケート金融や税制に関するリテラシーを計測し、老後準備や金融商品購入などとの関係を分析した。マクロ経済スライドによる公的年金の縮小に対応して、確定拠出年金などの個人の判断で加入する老後準備制度に対

する税制優遇が拡大している。しかし、税制優遇を活用しながら、公的年金の縮小に対応して個人の判断で老後準備制度に加入するには、金融や税制に関する基礎的な理解や理解力（リテラシー）が必要となる。そこで、日本では例が少ない税制リテラシーの計測を含む独自のアンケートを実施し、潜在クラス分析によって金融リテラシーや税制リテラシーの保有状況で調査対象者を分類し、老後準備や金融商品購入などとの関係を分析した。

分析の結果、次のことが明らかになった。まず、税制リテラシーを計測する設問では、所得控除の効果を計算する設問を、慎重を期すために同じ主旨を2つの異なる枠組み（フレーミング）で質問した。その結果、両問の正答率はそれぞれ35%前後で同水準だが、両問ともに正答している割合は全体の18%に過ぎなかった。また、両問ともに不明と回答した割合は、全体の25%であった。さらに、個人型確定拠出年金（iDeCo）の税制優遇に関する知識の有無に関する設問も加えた税制に関する3問全体の回答状況は、3問すべてに正答したのは全体の8%で、正答数がゼロだったのは全体の41%を占めた。3問すべてに誤答したのが全体の4%、3問すべてに不明と回答したのは全体の22%であり、正答数だけでは単純に税制リテラシーを分類できないことが示唆された。

そこで、マーケティングで使われる潜在クラスモデルを用いて金融と税制のリテラシーの保有状況を5つのクラスに分類した。リテラシーを計測する設問に全般的に正答するクラス（当分析のクラス1）では、調査したすべての貯蓄制度や金融商品で全体と比べて利用率や購入経験率が高く、特に、証券会社の取引口座の利用率と、株式や投資信託の購入経験率は全体よりも大きく高い水準だった。このクラスは全体と比べて、男性や大卒・大学院卒、会社員・公務員、収入や金融資産額が高めの者が有意に多めで、リテラシーがあることをある程度は認識しているが、実際のリテラシーの高さに比べれば自信過小が多い傾向があった。また、リテラシーを計測する設問に全般的に不明と回答するクラス（当分析のクラス3）や分散投資・iDeCo税制・所得控除Bの設問に不明と回答するクラス（当分析のクラス4）は、全体と比べて貯蓄制度の利用率や金融商品の購入経験率が

低かった。これらのクラスは全体と比べて、女性や高校・専門・高専・短大卒、専業主婦(夫)が有意に多い傾向がみられたが、それほど大きな差ではなかった。また、一般的に誤答するクラス（当分析のクラス2）は、主観的なリテラシーはそれほど高くなく自信過剰の傾向は見られなかったが、実際の投資行動は、大きな比率ではないが未公開株式や商品先物取引の購入経験率が全体と比べると大幅に高く、株式や投資信託、変額生命保険・年金の購入経験率が全体よりも有意に高いなど、全体よりもリスク性資産を購入する傾向が見られた。なお、このクラスの客観的な属性には、全体と比べて有意な差は見られなかった。

これらの結果から得られる示唆は、次のとおりである。まず、金融や税制に関する客観的なリテラシーが高い人は、老後準備や金融商品に対して積極的な傾向があった。また、金融や税制に関する設問に分からないと回答する人は、老後準備や金融商品に対して消極的な傾向があった。後述するように、金融や税制に関する客観的なリテラシーと老後準備や金融商品購入との因果関係は当分析では明らかにできないが、金融と税制のリテラシーの高さと老後準備や金融商品の購入との相互の効果が想定されることを考えれば、好循環と悪循環によって2極化が進まないよう、リテラシーを高める方策や老後準備や金融商品の購入を促進する方策などの介入が必要となるだろう。ただし、一般的に誤答していたクラスでは、正しいリテラシーを有していないにもかかわらずリスク性資産を購入する傾向が見られたことから、単純に教育したり投資を勧めるのではなく、正しい知識の習得を確認しながら進める必要があると言えよう。

4. 2 本稿の留保すべき点と今後の研究課題

本稿の結果や示唆には留保すべき点があり、それらが今後の研究課題となる。

まず、税制優遇に関するリテラシーの計測方法である。本稿では、主旨は同じでフレーミングが異なる2つの設問で所得控除の効果を計算する能力を計測したが、両者の正答率はほぼ同じであったにもかかわらず、両問ともに正答した割合は少なかった。正答でない場合について、誤答か不明かで行動が異なることも明

らかになった。フレーミングによって判断が変わることは行動経済学の分野でも示されており、神谷(2017)が指摘するように心理学で確立された手法を参考にしながら、リテラシーの計測方法についてさらに検討を進める必要がある。

また、リテラシーと経済的な行動の因果関係について、検討を進める必要がある。因果関係の分別は難しいが、たとえば適切な操作変数を探索して操作変数法により影響を推計するなど、追加的な分析が必要となる。

さらに、人々のリテラシーを高める方法や、実践に活かせるように高められるかについても、今後の大きな研究課題となろう。前者については、学校教育で早期に知識や意識を高める方法だけでなく、家庭教育や社会教育⁵、実際にリテラシーの活用が必要になったときに実践的に学習する方法などと、どのように組み合わせるかも、検討すべきであろう。後者については、個人の経済合理性の限界を考慮して、老後に向けた私的な準備を半強制的に行わせる仕組みが海外で導入されており、日本においても検討が必要な課題であろう。

補論 1：他のクラス数での分類結果

本論ではB I Cによってクラス数を5としたが、クラスが分化する過程も興味深いため、他のクラス数での分類結果を参考として記載する(図表 20、図表 21)。

概観すると、2クラスで「全体的に不明」、3クラスで「Q57-59 が不明」、4クラスで「全般的に正答」「全般的に誤答」、5クラス(本論に掲載)で「金融正答・税不明」、6クラスで「債券は正答」、が新しいクラスとして細分化していた。

補論 2：回帰分析の結果

税制優遇に関するリテラシーが老後準備行動に影響するかを検証した。その結果、税制優遇の理解度(正答数)が、金融リテラシーや本人の学歴等を調整した上でも、老後準備行動の有無に有意に影響することが確認された(図表 22)。

⁵ 北野ほか(2015)は、大学生を対象に、学校教育と家庭教育(親との会話等)や社会教育(周囲の大人との会話等)の影響の分析を試みている。

参照文献

- Clark, Robert, Jennifer A. Maki, and Melinda Sandler Morrill (2014) Can Simple Informational Nudges Increase Employee Participation in a 401(k) Plan? *Southern Economics Journal*, 80(3), pp. 677-701.
- Lusardi, Annamaria, and Mitchell, Olivia S. (2011) Financial literacy and planning: implications for retirement wellbeing. In Lusardi, Annamaria and Mitchell, Olivia S. (eds), *Financial Literacy: Implications for Retirement Security and the Financial Marketplace*. Oxford: Oxford University Press, pp. 17-49.
- Sekita, Shizuka (2011) “Financial Literacy and Retirement Planning in Japan” *Journal of Pension Economics and Finance*, vol. 10, pp. 637-656.
- 神谷哲司 (2017) 「ファイナンシャル・リテラシー尺度開発の現状と課題」『心理学研究』 87(6),pp.651-668.
- 北野友士・小山内幸治・西尾圭一郎 (2015) 「大学生への金融リテラシー調査に基づく FP への示唆」, 日本 FP 協会ホームページ (https://www.jafp.or.jp/kojin/info/essay/essay06/files/essay06_1.pdf) .
- 中嶋邦夫 (2018) 「『勘違い』と『わからない』の違い：金融と生命保険に関するリテラシーの多様性を考慮した分析」『基礎研レポート』（ニッセイ基礎研究所）, 2018-03-28.
- 家森信善 (2014) 「地域の観点から見た金融行動と金融リテラシー(2)：大阪大学『くらしの好みと満足度についてのアンケート』に基づく考察」 RIEB Discussion Paper Series, No.2014-J11.

図表 1 個人型確定拠出年金の拡充経緯(企業年金がない厚生年金加入者の場合)

時期	内容	拠出限度額
2001年10月	制度開始	月 15,000 円
2004年10月	公的年金の改正(マクロ経済スライドの導入等)を受けて、拠出限度額を引き上げ	月 18,000 円
2010年1月	厚みのある株式市場の構築に向け市場の活性化を図るため、拠出限度額を引き上げ	月 23,000 円
2017年1月	拠出限度額が年単位化。公務員や専業主婦(夫)も対象に。	年 276,000 円 (月 23,000 円)

(資料) 企業年金連合会(2016)『企業年金に関する基礎資料(平成28年12月)』

図表 2 大阪大学 21 世紀 COE/グローバル COE が実施した「くらしの好みと満足度についてアンケート」の 2010 年調査における、税制知識と老後準備状況に関する設問

問 29 以下の記述で正しいと思うものに○を、間違っていると思うものに×をつけてください。

- () 資産を相続する場合は相続税を必ず支払わなければならない。
- () 2009 年の日本の所得税の最高税率は 50%より高い。
- () 所得税と住民税の支払額の合計の所得総額に対する割合が 30%だった人の所得が 10 万円増えると 3 万円税金が増える。
- () 給与所得が 100 万円の人には所得税を払わなくてもよい。
- () 同じ給与所得額であれば所得税の支払税額は同じである。

Q42 あなたは世帯主の退職後を見据えて(世帯主がすでに退職している場合は将来を見据えて)貯蓄計画を立てていますか。次の 4 つの中から 1 つ選択してください。

- 1 具体的な計画を立てている
- 2 大まかな計画を立てている
- 3 現在は立てていないが、今後立てる予定である
- 4 現在立てていないし、今後も立てる予定はない

(出展) http://www.iser.osaka-u.ac.jp/survey_data/doc/japan/questionnaire/japanese/2010QuestionnaireJAPAN.pdf

図表 3 アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	マイボイスコム社に登録している、全国の 40～64 歳の男女個人
割付方法	<p>○予備調査の回答を元に、本調査では次の割り付けを計画した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有配偶者：男女 5 歳ごとに 280 名ずつ（計 2800 名） ・未婚者：男女ごとに 280 名ずつ（計 560 名） <p>○調査目的を考慮し、回答者がある程度均質にするため、予備調査で次の回答を行ったサンプルに対して、本調査を案内した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有配偶の 40～59 歳：本人か配偶者の最も長かった働き方が会社員か公務員で、世帯年収が 300 万円以上 1500 万円未満 ・有配偶の 60～64 歳：本人か配偶者の最も長かった働き方が会社員か公務員で、世帯年収が 1500 万円未満 ・未婚者（40～59 歳）：本人の最も長かった働き方が会社員か公務員で、世帯年収が 300 万円以上 1500 万円未満 <p>※世帯年収は、臨時収入（相続や退職金、宝くじの当せん金など）は含めずに過去 5 年間で最も高かったもの。</p>
調査方法	インターネット（Web 画面）
調査時期	<p>予備調査：2018 年 3 月 1 日～6 日</p> <p>本調査：2018 年 3 月 13 日～19 日</p>
調査機関	マイボイスコム株式会社
回収数	3,685

図表 4 客観的な金融・税制リテラシーを計測する設問

Q54. 普通預金に100万円を預金しているとしてください。金利が年率1%の複利であるとして、5年後、あなたの口座残高はいくらになっているでしょうか。5年間の間、口座への預け入れや引き出しはなかったものとします。

- 1. 105万円より多い
- 2. 105万円ちょうど
- 3. 105万円より少ない
- 4. わからない

Q55. 現在の金利が1%だとします。将来、金利が3%に上昇した場合、10年満期の1%利付国債の価格はどのようになるでしょうか。

- 1. 国債価格は上昇する
- 2. 国債価格はかわらない
- 3. 国債価格は下落する
- 4. わからない

Q56. 米ドル建て外貨預金に1000ドル預金しているとしてください。3ヵ月後、円ドル為替レートが円安となった場合、この預金の円ベースでの価値はどのようになるでしょうか。

- 1. 価値が増える
- 2. 価値の増減はない
- 3. 価値が減る
- 4. わからない

Q57. 通常、ある1社の株式と日経平均株価に連動する株式投資信託（インデックスファンド）では、どちらの方が変動性（値上がり、値下がりするリスク）が小さい（安全）でしょうか。

- 1. ある1社の株価の方が、変動性は小さい（安全）
- 2. どちらの変動性も、ほぼ同じである
- 3. 日経平均株価に連動する株式投資信託の方が、変動性は小さい（安全）
- 4. わからない

Q58. 次のうち、個人型確定拠出年金（iDeCo）の税制として正しいものは、どれでしょうか

- 1. 掛金に税制優遇がある
- 2. 運用益（配当や値上がり益）に税制優遇がある
- 3. 掛金と運用益（配当や値上がり益）のどちらにも税制優遇がある
- 4. わからない

Q59. あなたの所得税の税率は、20%だとします。支払った積立額が全額非課税（全額所得控除）になる預金に10万円積み立てた場合、同じ金利の通常の預金で積み立てた場合と比べて、あなたの所得税はどのように変わりますか？

- 1. 10万円少なくなる
- 2. 8万円少なくなる
- 3. 2万円少なくなる
- 4. 変わらない
- 5. わからない

Q49. あなたの所得税の税率は、20%だとします。いま、掛金が全額非課税（全額所得控除）になる老後準備用の金融商品を購入するとします。掛金を10万円支払った場合、税のメリットを考慮した実質的な支払額はいくらになりますか？

- 1. 10万円
- 2. 8万円
- 3. 2万円
- 4. 0円
- 5. わからない

（注1） Q49はQ54よりも前の質問だが、Q54と内容が似ているため、Q54の次に掲載した。

図表 5 Clark et al. (2014) における税制リテラシーの設問

Tax Advantage: Assume you are in the 25 percent tax bracket (you pay \$0.25 in tax for each dollar earned) and you contribute \$100 pretax to the 401(k) plan. Your take home pay (what is in your pay check after all taxes and other payments are taken out) will:
Answers: (a) Decline by \$100 **(b) Decline by \$75** (c) Decline by \$50 (d) Remain the same (e) Do not know

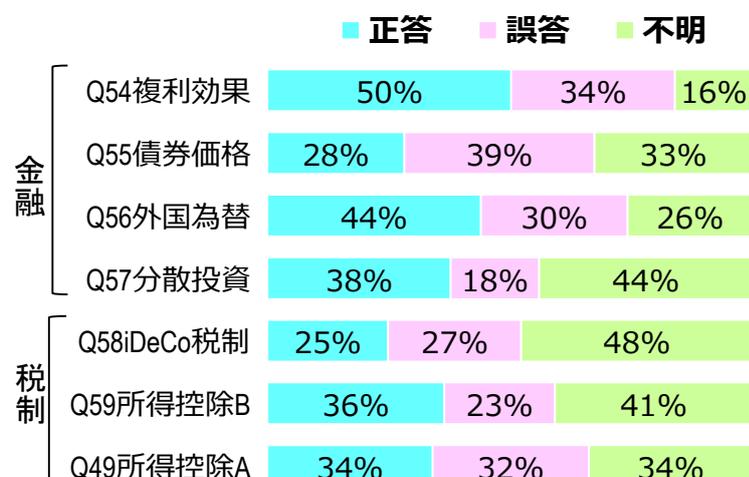
図表 6 主観的な金融・税制リテラシーを計測する設問

Q40. 以下のことについてどう思いますか。

	ほとんど	あまり	どちらかといえば	どちらかといえば	わりと	かなり
	そう思わない	そう思わない	そう思わない	そう思う	そう思う	そう思う

1) 自分は、お金を貯めるのが得意である	→	<input type="radio"/>					
2) 自分は、税金や節税のことに詳しい	→	<input type="radio"/>					

図表 7 客観的なリテラシーを計測する各設問への回答の分布



図表 8 各設問への回答の相関

	◆ 正答								◆ 誤答							◆ 不明							
	Q54	Q55	Q56	Q57	Q58	Q59	Q49		Q54	Q55	Q56	Q57	Q58	Q59	Q49	Q54	Q55	Q56	Q57	Q58	Q59	Q49	
Q54 複利効果	-																						
Q55 債券価格	0.22	-																					
Q56 外国為替	0.38	0.23	-																				
Q57 分散投資	0.34	0.33	0.37	-																			
Q58 iDeCo税制	0.20	0.24	0.23	0.34	-																		
Q59 所得控除B	0.28	0.25	0.30	0.41	0.29	-																	
Q49 所得控除A	0.18	0.15	0.17	0.22	0.14	0.26	-																

(注1) 「正答」の相関係数は、正答したサンプルを1、他のサンプルを0として計算した相関係数。「誤答」「不明」も同様。

(注2) 文字が灰色の箇所は、有意な相関関係がない場所（有意水準5%）。

図表 9 所得控除に関する2問への回答結果

		Q59所得控除B (税軽減額)			合計
		正答	誤答	不明	
Q49所得 控除A (実質負 担額)	正答	18%	8%	7%	34% (54%)
	誤答	14%	10%	8%	32% (32%)
	不明	4%	4%	25%	34% (75%)
	合計	36%	23%	41%	100%
		(50%)	(45%)	(62%)	54%

両問一致 ↑

		Q59所得控除B (税軽減額)					合計
		10万円	8万円	2万円	0万円	不明	
Q49所得 控除A (実質負 担額)	10万円	1%	1%	7%	4%	4%	16%
	8万円	1%	3%	18%	4%	7%	34%
	2万円	0%	1%	6%	2%	3%	13%
	0万円	0%	0%	1%	1%	1%	4%
	不明	1%	1%	4%	3%	25%	34%
合計		4%	5%	36%	13%	41%	100%

両問一致 **49%**

(注1) 上段のカッコ内の値は、両問で同じ回答結果（正答／誤答／不明）だった割合を、当該回答者を分母として計算した値。例えば、右上の54%は、Q49の正答者（全体の34%）に占める、両問への正答者（全体の18%）の割合（18%÷34%）である。図表10も同じ。

図表 10 所得控除のリテラシーと iDeCo 税制に関する知識との関係

		Q58 iDeCo税制			
		正答	誤答	不明	合計
Q49所得 控除A (実質負 担額)	正答	11%	12%	11%	34% (33%)
	誤答	10%	10%	11%	32% (33%)
	不明	3%	5%	25%	34% (75%)
	合計	25%	27%	48%	100%
		(45%)	(38%)	(53%)	47%
		両問一致↑			

		Q58 iDeCo税制			
		正答	誤答	不明	合計
Q59所得 控除B (税軽減 額)	正答	15%	14%	8%	36% (41%)
	誤答	7%	10%	6%	23% (43%)
	不明	3%	4%	34%	41% (83%)
	合計	25%	27%	48%	100%
		(60%)	(36%)	(71%)	59%
		両問一致↑			

(注1) 図表 9 の注と同様。

図表 11 税制リテラシーに関する設問への正答数等の分布



図表 12 潜在クラスモデルで5クラスに分類した結果

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	26%	23%	20%	19%	13%	(N=3685)
Q54複利効果						
正答	87%	41%	10%	44%	62%	50%
誤答	13%	58%	18%	55%	25%	34%
不明	0%	1%	72%	0%	13%	16%
Q55債券価格						
正答	59%	24%	2%	16%	31%	28%
誤答	36%	75%	1%	41%	37%	39%
不明	4%	1%	97%	43%	32%	33%
Q56外国為替						
正答	80%	40%	2%	33%	60%	44%
誤答	20%	59%	2%	39%	29%	30%
不明	0%	1%	96%	28%	10%	26%
Q57分散投資						
正答	87%	36%	0%	3%	50%	38%
誤答	6%	55%	1%	9%	16%	18%
不明	6%	9%	99%	88%	33%	44%
Q58iDeCo税制						
正答	53%	31%	0%	4%	26%	25%
誤答	32%	59%	1%	13%	23%	27%
不明	15%	10%	99%	83%	51%	48%
Q59所得控除B						
正答	79%	43%	0%	17%	21%	36%
誤答	18%	51%	5%	15%	20%	23%
不明	3%	5%	95%	67%	59%	41%
Q49所得控除A						
正答	59%	39%	8%	32%	18%	34%
誤答	38%	47%	11%	30%	27%	32%
不明	3%	14%	80%	37%	55%	34%
	↓	↓	↓	↓	↓	
クラスの特徴	全般的に正答	全般的に誤答	全般的に不明	Q57-59が不明	金融正答、税不明	

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 13 正答数ごとに見た各クラスへの帰属確率

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	26%	23%	20%	19%	13%	(N=3685)
クラスの特徴	全般的に正答	全般的に誤答	全般的に不明	Q57-59が不明	金融正答、税不明	
(客観的な)金融リテラシー [Q54~57]						
0問正答	0%	15%	60%	21%	3%	100%
1問正答	3%	37%	11%	36%	13%	100%
2問正答	23%	37%	1%	19%	21%	100%
3問正答	62%	14%	0%	4%	20%	100%
4問正答	89%	3%	0%	0%	8%	100%
(客観的な)税制リテラシー [Q58,59,49]						
0問正答	3%	14%	44%	25%	15%	100%
1問正答	22%	33%	5%	22%	17%	100%
2問正答	56%	30%	0%	8%	6%	100%
3問正答	81%	16%	0%	1%	2%	100%
(客観的な)金融・税制リテラシー [Q54~59,49]						
0問正答	0%	5%	76%	17%	2%	100%
1問正答	0%	25%	23%	41%	11%	100%
2問正答	2%	41%	2%	34%	21%	100%
3問正答	14%	45%	0%	17%	24%	100%
4問正答	45%	30%	0%	5%	20%	100%
5問正答	81%	11%	0%	1%	7%	100%
6問正答	96%	3%	0%	0%	1%	100%
7問正答	99%	1%	0%	0%	0%	100%

(注1) ある正答数の人があるクラスに属する確率を示したものの。図表12と異なり、表の各行を(横方向に)合計すると100%になる。

(注2) 文字が赤色の箇所は、全体の値(この表の場合は上段にある「クラスのサイズ」と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 14 各クラスの正答数の分布

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	26%	23%	20%	19%	13%	(N=3685)
クラスの特徴	一般的に正答	一般的に誤答	一般的に不明	Q57-59が不明	金融正答、税不明	
(客観的な)金融リテラシー [Q54~57]						
0問正答	0%	18%	87%	32%	7%	28%
1問正答	3%	36%	13%	43%	23%	22%
2問正答	19%	34%	1%	22%	36%	22%
3問正答	40%	10%	0%	3%	26%	17%
4問正答	39%	2%	0%	0%	7%	11%
(客観的な)税制リテラシー [Q58,59,49]						
0問正答	4%	25%	92%	55%	48%	41%
1問正答	26%	43%	8%	36%	41%	30%
2問正答	45%	27%	0%	9%	10%	21%
3問正答	25%	6%	0%	0%	1%	8%
(客観的な)金融・税制リテラシー [Q54~59,49]						
0問正答	0%	4%	80%	19%	4%	21%
1問正答	0%	17%	18%	34%	14%	16%
2問正答	1%	29%	2%	30%	28%	17%
3問正答	7%	27%	0%	13%	26%	14%
4問正答	23%	17%	0%	4%	21%	13%
5問正答	32%	5%	0%	0%	6%	10%
6問正答	24%	1%	0%	0%	1%	6%
7問正答	12%	0%	0%	0%	0%	3%

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値（この表の場合は上段にある「クラスのサイズ」と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 15 主観的なリテラシーを計測する設問(Q40)

Q40. 以下のことについてどう思いますか。

	ほとんど そう思わない	あまり そう思わない	どちらかといえば そう思わない	どちらかといえば そう思う	わりと そう思う	かなり そう思う
1) 自分は、お金を貯めるのが得意である	→ ○	○	○	○	○	○
2) 自分は、税金や節税のことに詳しい	→ ○	○	○	○	○	○

図表 16 クラスごとに見た、主観的なリテラシーの分布

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	26%	23%	20%	19%	13%	(N=3685)
クラスの特徴	全般的に正答	全般的に誤答	全般的に不明	Q57-59が不明	金融正答、税不明	
主観的な金融リテラシー-1(貯蓄が得意) [Q40_1]						
ほとんど そう思わない	10%	12%	14%	14%	12%	12%
あまり そう思わない	18%	21%	18%	22%	21%	20%
どちらかといえば そう思わない	27%	28%	37%	29%	29%	30%
どちらかといえば そう思う	31%	26%	25%	27%	27%	28%
わりと そう思う	11%	10%	4%	6%	8%	8%
かなり そう思う	3%	3%	2%	2%	2%	3%
主観的な税制リテラシー(税金や節税に詳しい) [Q40_2]						
ほとんど そう思わない	10%	14%	24%	25%	18%	17%
あまり そう思わない	19%	24%	23%	29%	28%	24%
どちらかといえば そう思わない	32%	35%	37%	33%	35%	34%
どちらかといえば そう思う	28%	20%	12%	11%	15%	18%
わりと そう思う	8%	6%	3%	2%	4%	5%
かなり そう思う	2%	1%	1%	0%	1%	1%
自信過剰/過小(広義) [Q40_1,2×Q54-59,49]						
自信過剰(金融)	1%	20%	31%	27%	11%	17%
自信過剰(税制)	14%	28%	27%	29%	30%	25%
自信過小(金融)	43%	7%	0%	2%	20%	16%
自信過小(税制)	36%	18%	0%	6%	7%	15%
自信過剰/過小(狭義) [Q40_1,2×Q54-59,49]						
自信過剰(金融)	0%	6%	6%	6%	3%	4%
自信過剰(税制)	3%	7%	4%	5%	6%	5%
自信過小(金融)	21%	4%	0%	1%	11%	8%
自信過小(税制)	15%	8%	0%	3%	3%	7%

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

(注2) ここでは、自信過剰や自信過小を、次のように定義した。

○広義

- ・自信過剰(金融)：客観的な金融リテラシーの正答数が1以下かつ主観的な金融リテラシー(貯蓄が得意)が「どちらかといえば そう思う」「わりと そう思う」「かなり そう思う」
- ・自信過剰(税制)：客観的な税制リテラシーの正答数が1以下かつ主観的な税制リテラシー(税金や節税に詳しい)が「どちらかといえば そう思う」「わりと そう思う」「かなり そう思う」
- ・自信過小(金融)：客観的な金融リテラシーの正答数が3以上かつ主観的な金融リテラシー(貯蓄が得意)が「どちらかといえば そう思わない」「わりと そう思わない」「かなり そう思わない」
- ・自信過小(税制)：客観的な税制リテラシーの正答数が2以上かつ主観的な税制リテラシー(税金や節税に詳しい)が「どちらかといえば そう思わない」「わりと そう思わない」「かなり そう思わない」

○狭義

- ・上記の定義から、「どちらかといえば そう思う(思わない)」を除外した。

図表 17 クラスごとに見た、客観的な属性の分布(1)

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	26%	23%	20%	19%	13%	(N=3685)
クラスの特徴	全般的に正答	全般的に誤答	全般的に不明	Q57-59が不明	金融正答、税不明	
本人の性別 [pq2]						
男性	64%	54%	45%	35%	49%	51%
女性	36%	46%	55%	65%	51%	49%
本人の年齢 [q61_1t]						
40-44	20%	22%	25%	21%	21%	22%
45-49	20%	20%	24%	22%	21%	21%
50-54	21%	22%	21%	20%	19%	21%
55-59	21%	19%	15%	19%	22%	19%
60-64	18%	17%	14%	17%	18%	17%
婚姻状態 [q60]						
現在、結婚している	82%	85%	84%	86%	83%	84%
一度も結婚していない	18%	15%	16%	14%	17%	16%
本人の最終学歴 [q63_1]						
小学校・中学校	0%	0%	1%	1%	1%	0%
高校	14%	23%	28%	28%	21%	22%
専門・高専・短大	15%	23%	29%	31%	25%	24%
大学(文系)	40%	33%	28%	26%	31%	32%
大学(理系)	21%	14%	8%	10%	15%	14%
大学(その他)	1%	1%	2%	1%	1%	1%
大学院	9%	5%	3%	3%	6%	5%
本人の雇用形態 [q67_1]						
会社員(正社員)	55%	53%	45%	36%	47%	48%
会社員(派遣・契約・嘱託)	8%	6%	5%	4%	5%	6%
会社役員	3%	2%	2%	2%	2%	2%
自営業	2%	2%	2%	1%	2%	2%
公務員	8%	6%	5%	5%	7%	6%
パート・バイト(扶養家族)	7%	10%	13%	19%	14%	12%
パート・バイト(非扶養家族)	1%	2%	2%	2%	2%	2%
専業主婦(夫)	15%	19%	26%	29%	21%	21%
学生	0%	0%	0%	0%	0%	0%
失業中(求職中)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
無職(引退など)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
その他	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 18 クラスごとに見た、客観的な属性の分布(2)

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	26%	23%	20%	19%	13%	(N=3685)
クラスの特徴	全般的に正答	全般的に誤答	全般的に不明	Q57-59が不明	金融正答、税不明	
本人の年収(万円) [q70_1]						
無収入	9%	14%	21%	22%	16%	16%
50未満	4%	4%	6%	9%	7%	6%
50以上 130未満	9%	11%	14%	18%	12%	12%
130以上 300未満	7%	9%	8%	8%	9%	8%
300以上 500未満	20%	21%	23%	20%	24%	21%
500以上 700未満	22%	19%	15%	12%	17%	18%
700以上 900未満	15%	14%	8%	8%	9%	11%
900以上 1100未満	9%	4%	3%	2%	4%	5%
1100以上 1300未満	4%	2%	1%	1%	2%	2%
1300以上 1500未満	1%	1%	1%	0%	1%	1%
1500以上 1700未満	0%	0%	0%	0%	0%	0%
世帯の金融資産(万円) [q71_1]						
ゼロ	5%	10%	30%	15%	12%	14%
50未満	5%	6%	6%	8%	6%	6%
50以上 100未満	4%	6%	6%	7%	6%	6%
100以上 200未満	5%	6%	7%	6%	6%	6%
200以上 400未満	7%	7%	10%	10%	9%	8%
400以上 600未満	9%	9%	8%	10%	8%	9%
600以上 800未満	6%	7%	5%	5%	6%	6%
800以上 1000未満	7%	6%	5%	7%	6%	6%
1000以上 1200未満	7%	7%	4%	7%	6%	6%
1200以上 1400未満	3%	4%	1%	2%	3%	3%
1400以上 1600未満	4%	3%	2%	4%	4%	3%
1600以上 1800未満	3%	2%	1%	2%	2%	2%
1800以上 2000未満	4%	4%	2%	3%	4%	4%
2000以上 2500未満	7%	5%	3%	4%	4%	5%
2500以上 3000未満	6%	5%	3%	3%	4%	4%
3000以上 3500未満	4%	3%	2%	2%	3%	3%
3500以上 4000未満	3%	2%	1%	1%	2%	2%
4000以上 4500未満	1%	1%	1%	1%	1%	1%
4500以上 5000未満	2%	1%	1%	0%	1%	1%
5000以上	9%	6%	3%	3%	5%	5%
住居の種類 [q73]						
持ち家(戸建て)	49%	52%	52%	55%	54%	52%
持ち家(集合住宅)	27%	24%	23%	23%	20%	24%
賃貸住宅(戸建て)	2%	2%	3%	2%	3%	2%
賃貸住宅(集合住宅)	17%	18%	19%	14%	18%	17%
親の持ち家に同居	3%	2%	2%	3%	3%	3%
社宅	2%	1%	1%	1%	1%	2%
その他	0%	0%	1%	1%	1%	0%

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 19 クラスごとに見た、経済的な準備状況の分布

	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	(全体)
クラスのサイズ	26%	23%	20%	19%	13%	(N=3685)
クラスの特徴	全般的に正答	全般的に誤答	全般的に不明	Q57-59が不明	金融正答、税不明	
貯蓄制度等の加入・利用 [Q76]						
個人型確定拠出年金(iDeCo)	11%	9%	3%	3%	6%	7%
NISA(ニーサ)	33%	20%	6%	8%	20%	18%
つみたてNISA(積立ニーサ)	5%	5%	1%	2%	3%	3%
証券会社の取引口座(上記以外)	50%	27%	7%	11%	27%	26%
銀行の証券取引口座(上記以外)	17%	14%	2%	6%	11%	11%
生命保険会社の個人年金保険	37%	31%	17%	29%	30%	29%
生命保険(死亡保障)	65%	55%	35%	53%	56%	54%
金融商品の購入経験 [Q77]						
株式	62%	45%	18%	20%	39%	39%
投資信託	49%	34%	12%	14%	29%	29%
仕組債・仕組預金	11%	8%	3%	3%	6%	7%
未公開株式	5%	5%	1%	1%	3%	3%
外国為替証拠金取引(FX)	13%	7%	3%	4%	7%	7%
金融先物取引・信用取引	6%	4%	1%	1%	2%	3%
商品先物取引	5%	5%	1%	1%	2%	3%
生命保険・個人年金保険	74%	63%	38%	61%	62%	60%
変額生命保険・年金保険	12%	13%	6%	8%	11%	10%
その他金融商品	13%	11%	4%	7%	8%	9%

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

(注2) ※の経済的リスクは、入院、老後、介護を受ける、死亡の4つ。このいずれかに預金で備えていると回答すれば「備えている」とした。有価証券も同様。家森(2017b)と同じ手法。

図表 20 5クラス以外で分類した結果

	1クラス	2クラス		3クラス			4クラス				6クラス					
	(全体)	クラス1	クラス2	クラス1	クラス2	クラス3	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	クラス6
クラスのサイズ	N=3685	65%	35%	50%	30%	20%	29%	27%	23%	20%	25%	23%	19%	17%	12%	4%
Q54複利効果																
正答	50%	65%	24%	67%	48%	11%	49%	88%	42%	11%	86%	43%	10%	42%	76%	13%
誤答	34%	34%	32%	32%	46%	19%	45%	12%	57%	19%	13%	57%	17%	58%	20%	53%
不明	16%	1%	43%	1%	6%	70%	6%	0%	1%	70%	0%	0%	73%	0%	4%	34%
Q55債券価格																
正答	28%	39%	8%	43%	21%	2%	21%	58%	25%	2%	61%	21%	2%	15%	27%	46%
誤答	39%	53%	15%	53%	42%	1%	40%	37%	74%	0%	35%	78%	1%	41%	42%	19%
不明	33%	8%	78%	3%	38%	97%	39%	5%	1%	98%	4%	1%	97%	44%	31%	35%
Q56外国為替																
正答	44%	60%	14%	63%	42%	1%	42%	81%	40%	1%	79%	42%	2%	26%	81%	4%
誤答	30%	38%	15%	37%	38%	2%	37%	19%	59%	2%	21%	58%	2%	41%	18%	62%
不明	26%	1%	70%	0%	21%	97%	21%	0%	1%	97%	0%	0%	96%	33%	1%	33%
Q57分散投資																
正答	38%	57%	3%	65%	18%	0%	18%	87%	37%	0%	88%	36%	0%	3%	46%	37%
誤答	18%	27%	3%	28%	13%	0%	12%	7%	55%	0%	6%	56%	0%	9%	13%	26%
不明	44%	17%	94%	7%	69%	100%	70%	6%	8%	100%	6%	9%	100%	88%	41%	37%
Q58iDeCo税制																
正答	25%	37%	2%	43%	11%	0%	11%	53%	31%	0%	54%	30%	0%	3%	23%	29%
誤答	27%	40%	5%	44%	18%	1%	16%	32%	60%	1%	33%	59%	1%	12%	17%	40%
不明	48%	23%	93%	12%	71%	99%	73%	16%	9%	99%	14%	11%	99%	84%	60%	30%
Q59所得控除B																
正答	36%	54%	4%	62%	19%	0%	18%	77%	43%	0%	80%	43%	0%	15%	26%	22%
誤答	23%	31%	7%	33%	18%	4%	17%	18%	51%	4%	19%	51%	4%	15%	11%	48%
不明	41%	14%	89%	5%	63%	96%	64%	5%	5%	96%	2%	6%	96%	70%	62%	30%
Q49所得控除A																
正答	34%	44%	15%	49%	27%	9%	27%	56%	38%	9%	59%	39%	8%	33%	24%	12%
誤答	32%	41%	17%	42%	30%	12%	29%	38%	47%	12%	38%	47%	11%	29%	29%	32%
不明	34%	15%	68%	9%	44%	79%	44%	6%	15%	79%	3%	13%	81%	39%	47%	55%

↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
クラスの特徴	不明以外	全般的に不明	不明以外	Q57-59が不明	全般的に不明	Q57-59が不明	全般的に正答	全般的に誤答	全般的に不明	全般的に正答	全般的に誤答	全般的に不明	Q57-59が不明	金融正答、税不明	債券は正答	

(注1) 文字が赤色の箇所は、全体の値と比べて統計的に有意な差があり、かつ全体の値の1.5倍を超えている箇所。文字が灰色の箇所は有意な差がない箇所。いずれも有意水準5%で判断。

図表 21 各クラス数での適合度指標

	1クラス	2クラス	3クラス	4クラス	5クラス	6クラス	7クラス	8クラス	9クラス	10クラス
L ²	12637.5	3906.1	2695.4	2047.7	1909.8	1775.8	1678.4	1637.6	1587.4	1546.3
df	2172	2157	2142	2127	2112	2097	2082	2067	2052	2037
p値	2.6e-1445	0.0000	0.0000	0.8900	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
BIC	-5199	-13807	-14895	-15419	-15434	-15445	-15419	-15337	-15264	-15182
AIC	8293	-408	-1589	-2206	-2314	-2418	-2486	-2496	-2517	-2528

(注1) 尤度比カイ2乗検定量(L²)を基準とすると9クラス以上でモデルが有意(p値が5%以上)となるが、本稿では解釈の容易さを優先してBICを基準としてクラス数を選択した。より適合度の高いモデルの構築は今後の課題としたい。

図表 22 回帰分析の結果

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	iDeCo b/se	iDeCo b/se	NISA b/se	NISA b/se	つみたてNISA b/se	つみたてNISA b/se	個人年金保険 b/se	個人年金保険 b/se	左記いずれか b/se	左記いずれか b/se
税制リテラシー	0.0214 *** (.0051)	0.0215 *** (.0051)	0.0272 *** (.0077)	0.0271 *** (.0077)	0.0052 (.0036)	0.0052 (.0036)	0.0285 *** (.0091)	0.0287 *** (.0091)	0.0486 *** (.0095)	0.0487 *** (.0095)
金融リテラシー	0.0086 ** (.0034)	0.0086 ** (.0034)	0.0676 *** (.0057)	0.0675 *** (.0057)	0.0053 ** (.0027)	0.0053 ** (.0027)	0.0298 *** (.0066)	0.0299 *** (.0066)	0.0708 *** (.0070)	0.0709 *** (.0070)
大卒以上_d	0.0192 ** (.0082)	0.0203 ** (.0083)	0.0280 ** (.0134)	0.0266 ** (.0134)	0.0057 (.0065)	0.0051 (.0065)	0.0022 (.0175)	0.0049 (.0175)	0.0299 (.0186)	0.0314 * (.0187)
年齢	-0.0009 (.0006)	0.0177 ** (.0088)	0.0021 ** (.0009)	-0.0227 (.0144)	0.0000 (.0005)	-0.0091 (.0069)	0.0036 *** (.0011)	0.0491 *** (.0171)	0.0029 ** (.0011)	0.0290 (.0185)
年齢の2乗		-0.0002 ** (.0001)		0.0002 * (.0001)		0.0001 (.0001)		-0.0004 *** (.0002)		-0.0003 (.0002)
女性_d	-0.0311 *** (.0080)	-0.0311 *** (.0080)	0.0030 (.0125)	0.0030 (.0124)	-0.0063 (.0061)	-0.0063 (.0061)	0.0243 (.0150)	0.0243 (.0150)	0.0218 (.0158)	0.0217 (.0158)
結婚中_d	-0.0248 * (.0128)	-0.0216 * (.0129)	-0.0583 *** (.0184)	-0.0627 *** (.0186)	-0.0102 (.0095)	-0.0118 (.0094)	-0.1020 *** (.0218)	-0.0940 *** (.0221)	-0.1133 *** (.0225)	-0.1087 *** (.0228)
世帯年収	0.0006 *** (.0002)	0.0005 *** (.0002)	0.0009 *** (.0002)	0.0010 *** (.0002)	0.0003 ** (.0001)	0.0003 ** (.0001)	0.0020 *** (.0003)	0.0018 *** (.0003)	0.0020 *** (.0003)	0.0019 *** (.0003)
定数項	0.0597 * (.0307)	-0.4099 * (.2255)	-0.0930 * (.0511)	0.5319 (.3660)	0.0066 (.0247)	0.2363 (.1743)	-0.0371 (.0597)	-1.1839 *** (.4333)	0.0250 (.0638)	-0.6348 (.4686)
N	3667	3667	3667	3667	3667	3667	3667	3667	3667	3667
F	13.49	12.24	47.86	42.14	3.52	3.19	21.56	19.96	59.09	52.41
p	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0009	0.0013	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
r2	0.0314	0.0324	0.0922	0.0929	0.0077	0.0081	0.0392	0.0409	0.0926	0.0931
r2_a	0.0296	0.0303	0.0904	0.0909	0.0058	0.0059	0.0373	0.0388	0.0909	0.0912

第7章

男性現役世代の据置年金への選好： 選択型実験法を利用した検証^{*}

ニッセイ基礎研究所 北村 智紀^{**}・中嶋 邦夫^{***}

要旨

本稿は、家計の終身年金や据置年金への選好を分析する。公的年金の給付水準の低下が予測されるなか、家計の自助努力の促進は重要な政策課題である、公的年金を補う金融商品として、終身年金や据置年金が考えられる。そこで本稿では、長寿年金や据置年金への選好について、選択型実験法を利用して分析する。分析の結果、65歳受給開始の終身年金、65歳受給開始の10年満期の有期年金、同20年満期有期年金の家計の主観的評価額はフェアバリューよりも高く、選好される傾向があった。75歳支払い開始の据置終身年金の主観的評価額は、フェアバリューと比較して有意な差がなかった。一方、85歳支払い開始の据置終身年金の主観的評価額は、相当程度、割安に評価されており、選好されていない商品であった。そのため、受給開始が高齢となる据置終身年金を市場に導入することは難しいことが予想され、導入には何らかの政策的なインセンティブが必要であることが示唆される。

キーワード：終身年金、据置年金、家計の選好、選択型実験法

^{*} 本研究は平成29年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」(H29-政策-一般-002)の一環として実施した。

^{**} 現在の所属は東北学院大学経営学部。

^{***} 本稿は筆者個人の見解に基づいており、筆者が関係する如何なる団体の意見も代表しない。

1 はじめに

本稿は、選択型実験法を利用して、家計の終身年金、特に据置年金への選好を検証する。終身年金とは、保険料を払うことにより、加入者が生存している限り年金を受け取ることができる金融商品である。家計が退職後の生活費を自分で積立・運用すると、当初予測していたよりも長生きした場合には金融資産が枯渇する恐れがあるが、終身年金に加入することでこのような長寿リスクをヘッジすることが可能である。伝統的な理論では退職後の資産運用は終身年金で行うべきとされている(Yaari, 1965)。一方、このようなメリットがあるにも関わらず、家計の退職後の資産運用では終身年金が占める割合は低く、このような傾向は世界各国で見られ、「アニュイティー・パズル」と言われている(Modigliani, 1986; Benartzi et al., 2011)。退職後の資産運用に関するリスクでのうち、重要なリスクの概念に「長寿リスク」がある。これは自分が想定していたより長生きした場合に、保有している金融資産が枯渇してしまうリスクである。公的年金の給付水準が引き下がるなか、医療や介護のための支出は増える可能性がある。長寿リスクは、これまでの取り崩しによって金融資産が枯渇した後、キャッシュ・フロー不足で、生活水準を落とさざるを得なくなるリスクである。この終身年金の中で、長寿リスクへの備えに向いている可能性がある商品として据置年金(以降、本稿では「長寿年金」とする)がある。長寿年金は加入後、一定の年齢になるまでは(例えば 75 歳や 85 歳)年金は受け取れず、一定の年齢を過ぎたら、年金を死亡するまで受け取れる年金商品である。通常 of 終身年金と長寿年金とを比較してみると、以下の関係になっている：

$$\text{終身年金} = \text{有期年金} + \text{長寿年金}$$

Cocco and Gomes (2012)では、将来の生存確率が不確実な状況を想定したライフサイクル・モデルを利用して、高齢化により確定給付年金の年金額が減少する環境では、家計は長寿リスクをヘッジできる

金融商品を保有することに利点があるとしている。また、Yogo(2011)は、家計に遺産動機があり、公的年金や確定給付企業年金があったとしても、65歳時点の退職時点で一部の金融資産を終身年金にする方が、メリットがあるとしている。海外においても、老後の準備を促す政策の中で、終身年金や長寿年金が取り入れられている例がある。例えば、ドイツでは、2001年にリースター年金が導入された。これは、少子高齢化に伴う公的年金の給付水準引き下げを補完するため、国庫補助と税制優遇がある個人年金制度である。支給方法には終身年金か分割払いがあるが、後者を選択した場合には、長寿年金に加入する必要がある。このように終身年金や長寿年金の家計への選好を分析することは、高齢期家計の消費のスムージング化を進める可能性があり重要である。

これに対して、終身年金が選好されない理由については多くの研究蓄積がある。例えば、健康状態が良くないなど、自分の将来の余命を短く考えると、終身年金の価値を割高に考える可能性がある(Brown, 2001; Horneff et al., 2008 など)。時間選好率が高い場合、将来のキャッシュ・フローの価値を低く見積もるため終身年金を選好しない可能性がある(Brown, 2008)。特に、長寿年金は支給開始年齢が退職時ではなく、退職から一定の時間を経過してから受給を開始するので、時間選好率が高い場合は、より選好しない可能性がある。リスク許容度も終身年金への選好に影響しているはずである。終身年金は生涯にわたって安定的なキャッシュ・フローを提供するため、安全資産と見なすことができる。リスク許容度が高く、リスクは高いが高いリターンを追求することができる家計は終身年金よりも株式などへ投資を選好する可能性がある(Blake et al. 2003; Horneff et al. 2008; Milevsky and Young 2007)。あるいは、終身年金を投資商品と考えた場合にはその選好が低下する(Brown et al. 2008)。短期的なリスクとリターンを評価し、リターンに比べてリスクが高いと考える場合、リスク許容度が低い投資家は終身年金を回避する可能性がある。本稿ではこれらの要因を考

慮しながら、終身年金や長寿年金への選好を検証する。

2 選択型実験の概要

一般に金融商品には、ある特徴を得るためには、別の特徴をあきらめる必要があるというトレード・オフがある。例えば、高いリターンを達成するためには、元本の安全性をあきらめ、高いリスクをとる必要がある。あるいは、長寿リスクをヘッジする据置年金のような金融商品であれば、平均より早く死亡した場合の総受け取り額は減少する。このようなトレード・オフを考慮して、どのような特徴を持つ金融商品を選好するか検証することは、単純なアンケート調査では難しい。単純なアンケート調査の場合、複数の特徴に対する選好を尋ねた場合、回答者はそれらの特徴にトレード・オフがあっても考慮せず、どの特徴も望ましいと回答する可能性がある。例えば、保険料が安い年金商品、死亡するまで年金が受給できる商品について、どう思うか尋ねた場合、どちらもどのような商品が望ましい（関心がある）と回答し、死亡するまで年金が得られるためには、保険料が高くなるトレード・オフは考慮されない可能性がある。そこで、本稿では「選好表明法」のなかの一種である「選択型実験法」を利用し、保険料の支払いと年金の受給にトレード・オフがあることを前提に、回答者が終身年金や長寿年金を選好するのか検証する¹。金融商品に選択型実験法を利用した例としては、Bateman et al. (2010)は、退職準備のための投資意思決定に関して、家計のリスク回避性の程度が投資意思決定に影響があるか、選択型実験法を利用して検証した。Bateman et al. (2011)は、2008年の金融危機が退職準備をする個人の投資意思決定やリスク回避性のどのように影響したか、選択型実験法を利用して検証した。北村・中嶋(2012)では、厚生年金改革に関する加入者や受給者の選好に

¹ 選択型実験法は、被験者への報酬が実験成果で変わる経済実験ではなく、サーベイ調査の一種である。回答者には一定の固定報酬を支払う。

ついて選択型実験法を利用して検証した。

本稿に利用したサーベイ調査は、2017年3月にマイボイスコム株式会社(<http://www.myvoice.co.jp>)の登録会員のうち、35歳から64歳の男性会社員を対象に実施した。まず、予備調査で年齢、職業、収入等を訪ね、35歳～65歳未満の既婚男性で、職業が会社員・役員(正規)、会社員(非正規)、あるいは公務員で、家計年収が200万円以上の者をスクリーニングして本調査を行った。総回答者数は1,693人である。既婚の男性の回答を絞った理由は、本稿の分析対象が年金に対する選好であり、既婚と単身では、老後の生活費水準が異なるため、準備すべき貯蓄額も異なる可能性があるため、設問の設定を複数準備する必要がある。しかし、既婚者の人数の方が多く、分析の中心は既婚者を対象とした方が全体的な傾向について重要な示唆を得ることができると考えたからである。女性を対象としなかったのは、女性は男性よりも働き方が複数あり、同様に用意すべき設定が多くなるためである。

選択型実験での設問では、事前説明として、①老後の収入の中心は公的年金であるが、それだけでは足りないこと、②自分で用意する方法としては、預金、個人年金への加入、その組み合わせが考えられること、③預金は流動性が高いが、残高について自分で管理する必要があること、④個人年金は、契約期間において一定の金額を受け取れるが、流動性が低いこと、について説明し、「65歳時点で1,200万円を使って、老後の生活費を準備する」方法として、2つの年金商品(年金に加入しないを含む)を示して、どちらに加入したいか選択してもらった。年金商品は、保険料(個人年金に支払う保険料)、受給開始年齢(年金開始年齢)、受給期間(年金受給期間)、年金額(年金額)の組み合わせで表現した。括弧内は設問に示された用語である。1,200万円のうち、個人年金に支払う保険料に使われなかった部分は、預金に預けられる金額とした。年金額を前提に保険料は、第21回生命表(男)を利用して算出した。終身年金の受給開始年齢は65歳、75歳、85歳

の何れかとした。このうち、受給開始年齢が 75 歳と 85 歳の終身年金が長寿年金に相当する。この他、受給開始年齢が 65 歳の保険期間 10 年と 20 年の有期年金を設定した。さらに、年金に加入せず、現金で 1,200 万円を保有するという選択肢も加えた。個人年金に加入しない選択肢では、個人年金に支払う保険料を 0 万円、年金額を 0 万円として、預金を 1,200 万円とした。図 1 は回答者に提示した選択機会（2 つの選択肢を示し、どちらかを選んでもらう機会）の例である。この例では、選択肢 A は年金に加入しない(銀行預金のまま)であり、選択肢 B は、65 歳加入、85 歳受給開始の長寿年金で、保険料は 140 万円(一時払い)、年金額は年額 48 万円となっている。回答者は、どちらの選択肢が良いか(どちらも自分に合わない場合でも、どちらのほうが相対的に良いか)選択する。回答者は、異なる年金商品の組み合わせの選択機会について 12 回を繰り返した。これらの選択の他に、85 歳時点の主観的な生存確率、金融・経済に関するクイズ(金融リテラシー)、リスク許容度、時間選好率、収入、金融資産保有額、家族構成等の回答者の属性を尋ねた。

[ここに図 1 を挿入]

表 1 は、回答者に提示した年金商品(銀行預金のみを含む)の内容である。年金商品は、65 歳受給開始、保険期間が終身の年金(終身年金)、75 歳受給開始の長寿年金(長寿年金 75 歳)、65 歳受給開始の 10 年有期年金(有期年期 75 歳)、85 歳受給開始の長寿年金(長寿年金 85 歳)、65 歳受給開始の 20 年有期年金(有期年金 65 歳)の 5 つである(括弧内は以下の分析で利用する変数名である)。各年金商品では、選好の程度を調べるため、保険料について低・中・高の 3 つの段階を設定する。保険料低は生命表から算出される保険料、中はその 1.1 倍(以下では「フェアバリュー」とする)、高は 1.2 倍したものである。その他の現金のみ(保険料 0 円、年金額 0 円)が含まれる。

[ここに表 1 を挿入]

現金のみを含めた 16 種類の商品のなかから、2 種類の商品を抜き出し、回答者に提示した。保険料が異なることを含めて同じ商品を 2 つ提示する可能性を排除すると、105 通りの組み合わせが考えられる。さらに、両側とも長寿年金、あるいは両側とも有期年金を提示する選択機会と、長寿年金と有期年金を提示する選択機会をさらに排除して、69 通りの選択機会を設定した。回答者については、グループ 1～6 に無作為に分け、各グループは異なる 12 問の選択機会を回答するように設定した。このようにすると、合計で $72(=12 \times 6)$ の選択機会を提示できるので、上記の 69 の選択機会を重複することなく、無作為に各被験者グループに割り当てた。さらに 3 つの選択機会を提示できるが、75 歳受給開始長寿年金と 75 歳までの有期年金の組み合わせる選択機会を追加した。

表 2 は回答者の特徴を表す記述統計である。主観生存確率は 85 歳まで生存している確率を尋ねたものである。平均値は 34% である。回答者の平均年齢である 50 歳を基準とした第 21 回生命表(男)による客観的な 85 歳生存確率は 42.5% であり、主観値は客観値を下回っており、回答者は長生きできないと考える傾向がある。金融リテラシーは、①複利効果、②金利と国債価格、③為替レートと外国投資の価値、④分散投資、⑤ドルコスト平均法の意味、の 5 つのクイズに対する正解率であり、全回答者の平均正解率は 41%(標準偏差 32%) である。リスク許容度は「確率 1% で当たり、当たった場合には 100 万円もらえ、確率 99% でははずれ、はずれた場合には何ももらえない宝くじ」の回答者が買う価格を尋ねたものである。リスク許容的なほど、価格を高くすることが予想される。回答者の平均価格は、期待値 1 万円の 15% である(標準偏差 25%)。平均年収は 5.9 百万円、保有金融資産の平均値は 11.5 百万円であり、インターネットを利用したサーベイであるため、政府が実施する他の調査と比べて高い傾向がある。

[ここに表 2 を挿入]

3 分析結果

表3は、表1にある各年金商品に対する単純な平均選択率である。回答者には2つの年金商品が提示され、そのうちの1つを選択するが、選択された商品を1、選択されなかった場合は0であるダミー変数（選択ダミー）の平均値（選択率）と、その標準偏差を示したものである。回答者1,693人に提示した延べの年金商品数（現金のみを含む）は40,632(=1693人*12問*2)であり、現金のみは4,235回提示され、このうち48.3%が、（提示された相手方が何であるかわからないが）48.3%が選択された。終身年金は保険料が1,000万円、960万円、880万円の場合の選択率は、それぞれ、54.0%、54.9%、63.3%であり、保険料が低くなりほど、選択率が高まる傾向がある。有期年金75歳及び有期年金85歳の選択率は概ね50%であるが、長寿年金75歳の選択率は41.6%~48.8%、長寿年金85歳の選択率は34.0%~38.4%と、現金や他の年金商品と比較して、選択率が低下し、選択されない傾向がある。

[ここに表3を挿入]

表4のパネルAは、条件付きロジットモデルの推計結果である。被説明変数は「選択ダミー」で、ある選択機会提示した2つの金融商品のうち、選択された商品を1、選択されない商品が0であるダミー変数である。説明変数は、保険料、終身年金、有期年金75歳、有期年金85歳、長寿年金75歳、長寿年金85歳を表す商品ダミー変数である。サーベイでは回答者自身の85歳時点の主観生存確率、金融リテラシー、リスク許容度を訪ねる質問をしている。主観生存確率、金融リテラシー、リスク許容度のそれぞれにつき、低・高の二分位にわけたダミー変数を、それぞれ、主観確率高(高い回答者を1、低い回答者を0とするダミー変数。以下同様)、金融リテラシー高、リスク許容度高とし、各商品ダミー変数との交差項を説明変数に加えた。これら交差

項により、主観生存確率、金融リテラシー、リスク許容度が高い回答者が、有期年金 75 歳、有期年金 85 歳、長寿年金 75 歳、長寿年金 85 歳を選択する傾向があるかを検証する。

列(1)は商品ダミー変数のみ、列(2)は商品ダミー変数及び主観生存確率高との交差項、列(3)は商品ダミー変数及び金融リテラシー高との交差項、列(4)は商品ダミー変数及びリスク許容度高との交差項、列(5)は商品ダミー変数及び全ての交差項を含めた推計結果である。Log-likelihood が最も大きくなっている列(5)を見ると、保険料の係数は負で有意あり、保険料が高まるとその商品が選択されない傾向がある。有期年金 75 歳*主観生存確率高、及び有期年金 85 歳*主観生存確率高の係数は負で有意であり、主観生存確率が高いと有期年金を選択しない傾向がある。一方で、長寿年金 75 歳*主観生存確率高の係数は正で有意であり、主観生存確率が高いと長寿年金 75 歳を選択する傾向がある。長寿年金 85 歳*金融リテラシー高の係数は負で有意であり、金融リテラシーが高いと長寿年金 85 歳を選択しない傾向がある。一般に、金融リテラシーが高い人ほど、複雑な金融商品でも投資する可能性があり、逆に投資に相応しくない金融商品は、実際に投資しない傾向がある。この交差項の係数が負であることは、金融リテラシーが高い人にとって長寿年金 85 歳は投資に望ましくない金融商品と見なされた可能性がある。

[ここに表 4 を挿入]

表 4 のパネル B は、ミックス・ロジットモデルの推計結果である。被説明変数は「選択ダミー」であり、全ての説明変数の係数が正規分布に従い、個人毎に変動することを仮定しており、各係数の平均値と標準偏差の推計結果を示している。列(6)から(10)の説明変数は、パネル A の条件付きロジットモデルの推計結果である列(1)から(5)の説明変数の組み合わせ方に対応している。Log-likelihood が最も大きくなっている列(10)を見ると、保険料の係数は、平均値が負で有意、ま

た標準偏差も有意であり、保険料が高まるとその商品が選択されない傾向があり、その傾向は個人毎に異なることがわかる。ミックス・ロジットモデルにおいても、有期年金 75 歳*主観生存確率高、及び有期年金 85 歳*主観生存確率高の係数の平均値は負で有意、一方で、長寿年金 75 歳*主観生存確率高の係数の平均値は正で有意、長寿年金 85 歳*金融リテラシー高の係数の平均値は負で有意である。ただし、何れの係数の標準偏差も有意でなく、個人毎の変動性は低い。また、長寿年金 75 歳*リスク許容度高の係数の平均値が正で有意であり、長寿年金はリスクがある資産と認識されている可能性がある。

表 5 は、支払意思額(WTP)の推計結果である。支払意思額は、条件付きロジットモデル、あるいはミックス・ロジットモデルの推計結果より算出するが、表の各列は、算出に利用した表 3 のパネル A、あるいは B の推計結果に対応している（例えば、表 5 の列(1)は、表 4 パネル A の列(1)の結果を利用して推計している）。ミックス・ロジットモデルで、全ての説明変数を利用した列(10)の結果を見ると、終身年金、有期年金 75 歳、有期年金 85 歳、長寿年金 75 歳の支払意思額(WTP)は、それぞれ、1,090.4 万円、562.0 万円、894.4 万円、459.0 万円である(有意水準 1%)。長寿年金 85 歳の支払意思額は有意ではない。回答者は長寿年金 85 歳に価値を感じていないと解釈できる。

[ここに表 5 を挿入]

表 6 は、支払意思額のフェアバリュー(FV)からの乖離(=WTP-FV)の推計結果である。ここでフェアバリューは、生命表から算出される保険料を 1.1 倍したものである。列(10)を見ると、終身年金、有期年金 75 歳、有期年金 85 歳の乖離額は、それぞれ、130.4 万円、82 万円、74.4 万円(有意水準 1%)であり、回答者の支払意思額はフェアバリューを上回っている(割高に評価している)。長寿年金 75 歳の乖離は有意ではなく、回答者の支払意思額はフェアバリューと違いはない。一方、長寿年金 85 歳の乖離は-125.4 万円であり、回答者の支払意思

額はフェアバリューを有意に下回っている。

[ここに表 6 を挿入]

4 結論

本稿では、終身年金と長寿年金(据置年金)への選好について、独自のアンケート調査を利用して分析した。老後の生活費を準備する金融商品として、65歳受給開始の終身年金、65歳受給開始の10年満期の有期年金、同20年満期有期年金の支払意思額はフェアバリューよりも高く、選好される傾向があった。一方、75歳支払い開始の長寿年金の支払意思額は、フェアバリューと比較して有意な差がなかったが、85歳支払い開始の長寿年金の支払意思額は、かなり割安に評価されており、選好されていない商品であった。

Broadbent et al. (2006)は、家計が確定給付年金に加入している場合では、退職後には終身年金が選択され、定期的なインカムを得られる機会があったが、近年の確定拠出年金へのシフトにより、家計に長寿リスクや長期的なインフレリスクが高まり、何等かの対策を講じる必要があるとしている。また、Benartzi et al. (2011)では、米国における確定拠出年金における蓄積ステージでは、ライフサイクル・ファンドやターゲットイヤー・ファンドなどの、加入者の年齢(退職までの期間)を意識した商品が普及し、資産配分の問題に一定の改善があると指摘している。しかし、受給ステージにおいては、確定給付年金と比較して、確定拠出年金では終身年金の選択率が大きく減少している。この理由としては、一時金を利用して終身年金を購入する際に生じるメンタルアカウンティング効果や損失回避効果などの行動経済学的な側面に加え、確定拠出年金の受給手段として終身年金が準備されていないことも大きな要因だとしている。このような行動経済学的な要因による終身年金が選択されない傾向を抑制しながら、終身年金のデフォルト化などの制度変更を提案している。

日本においても、個人型及び企業型の確定拠出年金では、受給者を対象とした商品は多くない。終身年金のような定期的なキャッシュ・フローがある金融商品は、受給者の消費の安定化に役立つ可能性がある。しかし、本稿の分析では特に、受給開始年齢が高い長寿年金を家計は選好していないことがわかった。そのため、このような商品を充実させたとしても、加入者・受給者が自ら長寿リスクをヘッジできる商品を選択する可能性は低いものと考えられる。そのため、長寿リスクをヘッジする金融商品保有に関する政策的なインセンティブの導入を検討する必要がある。

参考文献

- 北村智紀・中嶋邦夫(2012)「厚生年金加入者・受給者を対象とした年金改革案におけるトレードオフの推計」『経済分析』187, pp.1-21.
- Bateman, H., Louviere, J., Thorp, S., Islam, T., & Satchell, S. (2010). Investment decisions for retirement savings. *Journal of Consumer Affairs*, 44(3), 463-482.
- Bateman, H., Islam, T., Louviere, J., Satchell, S., & Thorp, S. (2011). Retirement investor risk tolerance in tranquil and crisis periods: experimental survey evidence. *Journal of Behavioral Finance*, 12(4), 201-218.
- Benartzi, S., A. Previtro, and R. H. Thaler (2011) "Annuity Puzzles," *Journal of Economic Perspectives* 25(4), pp.143-164.
- Blake, David, Andrew JG Cairns, and Kevin Dowd (2003) "Pensionmetrics 2: Stochastic pension plan design during the distribution phase," *Insurance: Mathematics and Economics* 33(1), pp. 29-47.
- Broadbent, J., M. Palumbo, and E. Woodman (2006) "The Shift from

- Defined Benefit to Defined Contribution Pension Plans - Implications for Asset Allocation and Risk Management," Reserve Bank of Australia, Board of Governors of the Federal Reserve System and Bank of Canada, pp.1-54.
- Brown, Jeffrey R. (2001) "Private pensions, mortality risk, and the decision to annuitize." *Journal of Public Economics* 82(1), pp.29-62.
- Brown, Jeffrey R. (2009) "Financial education and annuities," *OECD Journal: General Papers* 2008(3), pp.173-215.
- Brown, J. R., J. R. Kling, S. Mullainathan, and M.V. Wrobel (2008) "Why don't People Insure Late Life Consumption? A Framing Explanation of the Under-annuitization Puzzle," *American Economic Review* 98(2), pp.304-309.
- Cocco, J. F., and F. J. Gomes (2012) "Longevity Risk, Retirement Savings, and Financial Innovation," *Journal of Financial Economics* 103(3), pp. 507-529.
- Horneff, Wolfram J., Raimond H. Maurer, Olivia S. Mitchell, Ivica Dus (2008) "Following the rules: Integrating asset allocation and annuitization in retirement portfolios." *Insurance: Mathematics and Economics* 42.1: 396-408.
- Milevsky, Moshe A., and Virginia R. Young (2007) "Annuitization and asset allocation," *Journal of Economic Dynamics and Control* 31(9), pp.3138-3177.
- Modigliani, Franco (1986) "Life Cycle, Individual Thrift, and the Wealth of Nations," *American Economic Review*, 76(3), pp. 297–313.
- Yaari, Menahem E. "Uncertain lifetime, life insurance, and the theory of the consumer." *The Review of Economic Studies* 32.2 (1965): 137-150.

Yogo, M. (2016) "Portfolio Choice in Retirement: Health Risk and the Demand for Annuities, Housing, and Risky Assets," *Journal of Monetary Economics* 80, pp.17-34.

図 1 : 選択式実験法の選択肢の例

質問 あなたは65歳の時に、1200万円を使って、老後の生活費を次のどちらの方法で準備しますか。

	選択肢A	選択肢B
個人年金に支払う保険料	0 万円	140 万円
年金開始年齢	-	85歳
年金受給期間	- (-)	終身 (死亡まで)
年金額(年額)	0 万円	48 万円
(月額)	(0 万円)	(4 万円)
預金に預け入れる金額	1,200 万円	1,060 万円
どちらかを選択 ⇒	<input type="radio"/> 選択肢A	<input type="radio"/> 選択肢B

表 1 : 選択式実験法で提示した年金商品

商品 番号	分析上の 商品区別	変数名	個人年金に 払う保険料 (万円) (Premium)	年金 開始年齢	年金 受給 期間	年金額 (年万円)	預金に 預け入れる 金額(万円)
1	現金		0	—	—	0	1,200
2	終身年金	LA	1,000	65	終身	48	200
3	終身年金	LA	960	65	終身	48	240
4	終身年金	LA	880	65	終身	48	320
5	長寿年金75歳	DA75	500	75	終身	48	700
6	長寿年金75歳	DA75	480	75	終身	48	720
7	長寿年金75歳	DA75	440	75	終身	48	760
8	有期年金75歳	FA75	500	65	10年	48	700
9	有期年金75歳	FA75	480	65	10年	48	720
10	有期年金75歳	FA75	440	65	10年	48	760
11	長寿年金85歳	DA85	150	85	終身	48	1,050
12	長寿年金85歳	DA85	140	85	終身	48	1,060
13	長寿年金85歳	DA85	130	85	終身	48	1,070
14	有期年金85歳	FA85	850	65	20年	48	350
15	有期年金85歳	FA85	820	65	20年	48	380
16	有期年金85歳	FA85	750	65	20年	48	450

表 2 : 記述統計

変数名		N	Avg.	Std. Dev.	Min	Max
主観的生存確率		1,693	0.34	(0.26)	1	99
低グループ		918	0.14	(0.11)	1	30
高グループ		775	0.58	(0.18)	35	99
金融リテラシー		1,693	0.41	(0.32)	0	1
低グループ		1,065	0.19	(0.16)	0	0.4
高グループ		628	0.76	(0.16)	0.6	1
リスク許容度		1,667	0.15	(0.25)	0.0001	1
低グループ		881	0.02	(0.01)	0.0001	0.05
高グループ		786	0.30	(0.29)	0.08	1
収入	百万円	1,693	5.85	(3.20)	0	23
金融資産	百万円	1,693	11.45	(15.26)	0	55
大学卒	(d)	1,693	0.67	(0.47)	0	1
既婚	(d)	1,693	0.69	(0.46)	0	1
持家	(d)	1,693	0.68	(0.47)	0	1
正規	(d)	1,693	0.88	(0.32)	0	1
非正規	(d)	1,693	0.11	(0.32)	0	1
その他	(d)	1,693	0.01	(0.08)	0	1
年齢	歳	1,693	49.58	(8.51)	35	64

表 3 : 各商品の単純選択率

商品 番号	分析上の 商品区別	変数名	個人年金に 払う保険料 (万円) (Premium)	選択ダミー		延べ 提示回数
				平均 (選択率)	標準偏差	
1	現金		0	48.3%	(50.0%)	4,235
2	終身年金	LA	1,000	54.0%	(49.9%)	3,668
3	終身年金	LA	960	54.9%	(49.8%)	3,670
4	終身年金	LA	880	63.3%	(48.2%)	3,669
5	長寿年金75歳	DA75	500	45.9%	(49.8%)	2,260
6	長寿年金75歳	DA75	480	41.6%	(49.3%)	2,248
7	長寿年金75歳	DA75	440	48.8%	(50.0%)	2,258
8	有期年金75歳	FA75	500	49.8%	(50.0%)	2,260
9	有期年金75歳	FA75	480	52.5%	(49.9%)	2,260
10	有期年金75歳	FA75	440	51.8%	(50.0%)	2,259
11	長寿年金85歳	DA85	150	34.0%	(47.4%)	1,971
12	長寿年金85歳	DA85	140	38.4%	(48.7%)	1,970
13	長寿年金85歳	DA85	130	38.2%	(48.6%)	1,976
14	有期年金85歳	FA85	850	51.8%	(50.0%)	1,976
15	有期年金85歳	FA85	820	52.9%	(49.9%)	1,981
16	有期年金85歳	FA85	750	57.9%	(49.4%)	1,971
合計				50.0%	(50.0%)	40,632

表 4 : 回帰モデルの推計結果
パネル A : 条件付きロジットモデル(clogit)の推計結果

推計方法	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	clogit	clogit	clogit	clogit	clogit
	Coeff. (S.E.)				
保険料	-0.003 *** (0.000)				
終身年金	3.015 *** (0.249)	3.018 *** (0.250)	2.996 *** (0.250)	3.016 *** (0.249)	2.998 *** (0.250)
有期年金75歳	1.457 *** (0.131)	1.680 *** (0.139)	1.421 *** (0.137)	1.434 *** (0.139)	1.608 *** (0.150)
有期年金85歳	2.499 *** (0.215)	2.594 *** (0.220)	2.428 *** (0.219)	2.480 *** (0.219)	2.503 *** (0.226)
長寿年金75歳	1.199 *** (0.137)	1.101 *** (0.144)	1.237 *** (0.142)	1.172 *** (0.143)	1.113 *** (0.154)
長寿年金85歳	-0.083 (0.067)	0.020 (0.083)	0.045 (0.079)	-0.126 (0.086)	0.083 (0.105)
有期年金75歳*主観生存確率高		-0.482 *** (0.093)			-0.494 *** (0.093)
有期年金85歳*主観生存確率高		-0.201 ** (0.083)			-0.217 *** (0.084)
長寿年金75歳*主観生存確率高		0.217 ** (0.093)			0.229 ** (0.093)
長寿年金85歳*主観生存確率高		-0.226 ** (0.109)			-0.198 * (0.109)
有期年金75歳*金融リテラシー高			0.073 (0.094)		0.122 (0.094)
有期年金85歳*金融リテラシー高			0.150 * (0.083)		0.170 ** (0.083)
長寿年金75歳*金融リテラシー高			-0.125 (0.095)		-0.148 (0.095)
長寿年金85歳*金融リテラシー高			-0.353 *** (0.114)		-0.336 *** (0.114)
有期年金75歳*リスク許容度高				0.041 (0.083)	0.040 (0.083)
有期年金85歳*リスク許容度高				0.059 (0.093)	0.059 (0.093)
長寿年金75歳*リスク許容度高				0.093 (0.108)	0.100 (0.108)
長寿年金85歳*リスク許容度高				0.051 (0.093)	0.050 (0.092)
N	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632
カイ二乗	345.3 ***	398.1 ***	353.9 ***	345.8 ***	411.1 ***
Log-likelihood	-24,649	-24,588	-24,623	-24,648	-24,557

注 : ***は有意水準 1%、**は同 5%、*は同 10%を表す。

パネルB：ミックス・ロジットモデル(mixlogit)の推計結果

推計方法	(6)		(7)		(8)		(9)		(10)	
	mix logit		mix logit		mix logit		mix logit		mix logit	
	Mean	Std.	Mean	Std.	Mean	Std.	Mean	Std.	Mean	Std.
	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)	Coeff./ (S.E.)
保険料	-0.005 *** (0.000)	0.003 *** (0.000)	-0.005 *** (0.000)	0.003 *** (0.000)	-0.005 *** (0.000)	0.003 *** (0.000)	-0.005 *** (0.000)	0.003 *** (0.000)	-0.005 *** (0.000)	0.003 *** (0.000)
終身年金	5.474 *** (0.441)	1.854 *** (0.084)	5.483 *** (0.440)	1.860 *** (0.087)	5.476 *** (0.442)	1.864 *** (0.084)	5.473 *** (0.442)	1.857 *** (0.082)	5.486 *** (0.442)	1.838 *** (0.084)
有期年金75歳	2.833 *** (0.232)	1.376 *** (0.083)	2.954 *** (0.240)	1.326 *** (0.097)	2.813 *** (0.237)	1.342 *** (0.083)	2.727 *** (0.241)	1.378 *** (0.084)	2.828 *** (0.252)	1.289 *** (0.106)
有期年金85歳	4.466 *** (0.380)	0.710 *** (0.140)	4.594 *** (0.384)	0.662 *** (0.155)	4.421 *** (0.384)	0.681 *** (0.155)	4.416 *** (0.383)	0.650 (0.454)	4.500 *** (0.391)	0.720 *** (0.144)
長寿年金75歳	2.566 *** (0.231)	1.594 *** (0.082)	2.357 *** (0.239)	1.526 *** (0.175)	2.612 *** (0.236)	1.522 *** (0.108)	2.443 *** (0.239)	1.578 *** (0.111)	2.309 *** (0.249)	1.302 *** (0.179)
長寿年金85歳	0.027 (0.110)	2.068 *** (0.117)	0.058 (0.127)	1.883 *** (0.129)	0.278 ** (0.122)	1.935 *** (0.121)	-0.165 (0.136)	2.055 *** (0.118)	0.073 (0.155)	1.853 *** (0.152)
有期年金75歳*主観生存確率高			-0.260 ** (0.130)	0.427 (0.315)					-0.273 ** (0.132)	0.558 (0.430)
有期年金85歳*主観生存確率高			-0.269 ** (0.117)	-0.066 (0.183)					-0.289 ** (0.119)	-0.015 (0.352)
長寿年金75歳*主観生存確率高			0.481 *** (0.129)	0.571 (0.789)					0.503 *** (0.134)	0.809 (0.664)
長寿年金85歳*主観生存確率高			-0.076 (0.166)	1.416 *** (0.270)					-0.014 (0.166)	-1.350 *** (0.373)
有期年金75歳*金融リテラシー高					0.040 (0.132)	0.448 * (0.250)			0.103 (0.135)	0.381 ** (0.167)
有期年金85歳*金融リテラシー高					0.104 (0.119)	0.248 (0.283)			0.160 (0.120)	0.160 (0.129)
長寿年金75歳*金融リテラシー高					-0.135 (0.139)	-0.697 (0.449)			-0.177 (0.136)	0.469 * (0.272)
長寿年金85歳*金融リテラシー高					-0.709 *** (0.168)	-1.089 *** (0.223)			-0.654 *** (0.165)	0.067 (0.507)
有期年金75歳*リスク許容度高							0.102 (0.123)	0.505 (1.489)	0.089 (0.119)	-0.068 (0.321)
有期年金85歳*リスク許容度高							0.268 ** (0.131)	0.316 (0.788)	0.244 * (0.130)	-0.811 *** (0.314)
長寿年金75歳*リスク許容度高							0.405 ** (0.161)	0.475 ** (0.227)	0.421 *** (0.158)	0.199 (0.172)
長寿年金85歳*リスク許容度高							0.225 * (0.130)	0.214 (0.289)	0.203 (0.130)	0.203 (0.322)
N	40,632		40,632		40,632		40,632		40,632	
カイ二乗	297.1 ***		338.2 ***		330.1 ***		304.3 ***		367.3 ***	
Log-likelihood	-11.691		-11.669		-11.676		-11.683		-11.644	

注：標準偏差の推定値が負であるのは、ソフトウェアの出力上の特徴であり、正と解釈する。***は有意水準1%、**は同5%、*は同10%を表す。

表 5 : 支払意思額 (WTP) の推計結果

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
推計方法	Clogit	Clogit	Clogit	Clogit	Clogit	Mixlogit	Mixlogit	Mixlogit	Mixlogit	Mixlogit
終身年金	1,069.4 *** (23.7)	1,069.4 *** (23.7)	1,070.3 *** (23.9)	1,069.4 *** (23.7)	1,070.3 *** (23.9)	1,086.5 *** (26.7)	1,085.1 *** (26.7)	1,087.8 *** (27.2)	1,086.7 *** (26.7)	1,090.4 *** (26.7)
有期年金75歳	516.9 *** (19.1)	595.3 *** (26.8)	507.7 *** (23.9)	508.4 *** (24.8)	574.0 *** (32.9)	562.3 *** (19.5)	584.6 *** (23.7)	553.5 *** (21.2)	541.5 *** (22.3)	562.0 *** (27.3)
有期年金85歳	886.3 *** (21.2)	918.9 *** (26.6)	867.3 *** (24.7)	879.4 *** (25.1)	893.5 *** (31.5)	886.5 *** (21.2)	909.0 *** (24.7)	892.3 *** (23.1)	876.9 *** (23.6)	894.4 *** (28.1)
長寿年金75歳	425.4 *** (20.3)	390.0 *** (26.0)	441.8 *** (24.1)	415.8 *** (25.4)	397.5 *** (32.3)	509.3 *** (17.6)	466.3 *** (20.2)	488.8 *** (19.9)	485.1 *** (20.8)	459.0 *** (25.0)
長寿年金85歳	-29.5 (25.3)	7.1 (29.2)	16.2 (27.5)	-44.8 (32.4)	29.6 (36.6)	5.3 (21.5)	11.4 (24.6)	-16.9 (26.1)	-32.8 (28.5)	14.6 (30.3)
N	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632

注：単位は万円。数値は支払意思額、括弧内は標準誤差を表す。標準誤差の推定はデルタ法による。***は有意水準 1%、**は同 5%、*は同 10%を表す。

表 6 : 支払意思額のフェアバリューからの乖離 (WTP-FV) の推計結果

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
推計方法	Clogit	Clogit	Clogit	Clogit	Clogit	Mixlogit	Mixlogit	Mixlogit	Mixlogit	Mixlogit
終身年金 - FV (960)	109.4 *** (23.7)	109.4 *** (23.7)	110.3 *** (23.9)	109.4 *** (23.7)	110.3 *** (23.9)	126.5 *** (26.7)	125.1 *** (26.7)	127.8 *** (27.2)	126.7 *** (26.7)	130.4 *** (26.7)
有期年金75歳 - FV (480)	36.9 * (19.1)	115.3 *** (26.8)	27.7 (23.9)	28.4 (24.8)	94.0 *** (32.9)	82.3 *** (19.5)	104.6 *** (23.7)	73.5 *** (21.2)	61.5 *** (22.3)	82.0 *** (27.3)
有期年金85歳 - FV (820)	66.3 *** (21.2)	98.9 *** (26.6)	47.3 * (24.7)	59.4 ** (25.1)	73.5 ** (31.5)	66.5 *** (21.2)	89.0 *** (24.7)	72.3 *** (23.1)	56.9 ** (23.6)	74.4 *** (28.1)
長寿年金75歳 - FV (480)	-54.6 *** (20.3)	-90.0 *** (26.0)	-38.2 (24.1)	-64.2 ** (25.4)	-82.5 ** (32.3)	29.3 * (17.6)	-13.7 (20.2)	8.8 (19.9)	5.1 (20.8)	-21.0 (25.0)
長寿年金85歳 - FV (140)	-169.5 *** (25.3)	-132.9 *** (29.2)	-123.8 *** (27.5)	-184.8 *** (32.4)	-110.4 *** (36.6)	-134.7 *** (21.5)	-128.6 *** (24.6)	-156.9 *** (26.1)	-172.8 *** (28.5)	-125.4 *** (30.3)
N	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632	40,632

注：単位は万円。数値は支払意思額とフェアバリュー (FV、括弧内の単位は万円) との乖離の推定値、表中の括弧内は標準誤差を表す。標準誤差の推定はデルタ法による。***は有意水準 1%、**は同 5%、*は同 10%を表す。

第8章

私的年金への税制優遇は公的年金の繰り下げ受給を促進するか？：サーベイ調査を利用した検証*

ニッセイ基礎研究所 北村智紀**・中嶋邦夫***

要旨

本稿は、60代後半の年金受給開始時期の家計を対象とした私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げを促進できるか、また、ライフプランに必要な情報を提供することにより、公的年金の繰り下げを促進するか、独自のサーベイ調査を利用して実証的に検証した。優遇措置として、①私的年金の保険料に対する税制優遇、②私的年金の年金額に対する税制優遇、③退職金への課税を想定した私的年金への相対的な優遇を検討した。また、ライフプランに必要な情報として80歳時点で予測される金融資産額を提供した。その結果、②私的年金額への税制優遇が、公的年金の繰り下げを選択しない人を有意に減らす傾向があること確認された。さらに情報提供により、公的年金の繰り下げを選択しない人をさらに減らす傾向があること確認された。本稿の結果は私的年金への相対的な優遇により、公的年金の実質的な支給開始年齢の引き上げが可能であることを示唆するものである。

キーワード：公的年金繰り下げ受給、私的年金税制優遇、情報提供

* 本研究は、平成29年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」（H29-政策-一般-002）の一環として実施した。

** 2018年4月より東北学院大学経営学部。

*** 本稿は筆者個人の見解に基づいており、筆者が関係する如何なる団体の意見も代表しない。

1 はじめに

本稿は、サーベイ調査上の実験を利用して、60歳後半における私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げ受給を促進することが可能か検証する。公的年金は終身年金であり、老後の収入では中心的な役割を果たしている。特に、平均余命以上に長生きした場合には、家計の金融資産は枯渇する可能性があり、公的年金の役割は特に重要である。しかし、少子高齢化が進み、公的年金の財政状態は悪化し、給付水準が低下する可能性がある。そこで、公的年金の健全性を保つために、家計の自助努力が可能な分野については、それを促進する政策がとられている。例えば、金融資産の積立期における iDeCo(個人型確定拠出年金)や NISA(少額投資非課税制度)などがある。しかし、年金受給期における自助努力を促進する制度については充実していない。そこで本稿は、公的年金と私的年金のそれぞれの役割に適した方法を考慮し、60歳代後半の生活費を賄うための私的年金に税制優遇を導入することで、年金受給期の自助努力を促進する可能性があるか検証した。老後の生活の中でリスクが相対的に大きいのは、平均余命以上に長生きした場合の生活費確保のリスクである。一般に、自助努力を行う金融資産蓄積では、平均余命（あるいはそれより少し高齢）を前提に蓄積を検討する。しかし、それ以上に長生きした場合には、金融資産は枯渇し、公的年金だけで生計を立てることになり、生活水準の低下が予測される。ここで、公的年金は繰り下げにより年金受給額が増額する。公的年金はできる限り受給を延期（繰り下げ）し、受給額を増やせば、自分が想定した以上に長生きした際に、金融資産が枯渇しても、生活水準の低下を抑制できる可能性である。一方で、60歳代後半（65歳の定年後数年間）は、公的年金を受給する代わりに、私的年金の購入（や労働の延長）による自助努力が可能である。しかし、一般に公的年金の繰り上げ受給（早く受け取る）ことへの選好が強く、繰り下げ受給を促進するには一定のインセンティブの導入が不可欠で

ある。

本稿では、私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げを促進することが可能か検証する。本稿で検討した私的年金への優遇措置は、①私的年金の保険料に対する税制優遇、②私的年金の年金額に対する税制優遇、③退職金への課税を想定した私的年金への相対的な優遇の3つのタイプである。また、老後、特に平均余命以降の家計のライフプラン設計には、情報が不足している可能性がある。そのため、ライフプラン設計に必要な追加的情報を提供することにより、公的年金の繰り下げと私的年金への加入が有利であることがわかり、繰り下げを促進するか検証した。本稿ではライフプランに必要な情報として 80 歳時点で予測される金融資産額を提示した。

分析の結果、私的年金額への税制優遇が、公的年金の繰り下げを選択しない人を有意に減らす傾向があること確認された。一方、繰り下げを選択した人にデータを限定すると、公的年金の保険料への税制優遇に効果があった。また、ライフプランに有用な情報提供により、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向があること確認された。本稿の結果は、60 歳後半の自助努力促進の可能性及び、公的年金の実質的な支給開始年齢引き上げの可能性を示唆するものである。

本稿の構成は以下のとおりである。第 2 節は実験の設計、第 3 節は分析結果、第 4 節は結論である。

2 実験の設計

実験では、回答者に対して、まず事前説明として、65 歳以降の標準的な生活費は年 324 万円であることを説明し、プラン A として、公的年金を 65 歳から受給開始するか、プラン B として、公的年金の受給を 68 歳に繰り下げ、65～67 歳までは私的年金に加入する。保険料は 64 歳時点で支払い、その後 3 年間、私的年金を受け取るのか、どちらが良いか選択する。公的年金を繰り下げのため税制優遇として、

以下の3のタイプを設定した。

タイプ A：私的年金の保険料支払いに対する優遇、

タイプ B：私的年金の年金額に対する優遇、

タイプ C：金融資産保有に対する課税。

回答者の選好を調べるに、タイプ A では、

プラン A： $X+Y$

プラン B： $M+L+Y-(P+I)$

ここで、

Xは65歳受給開始の公的年金額、

Yは65歳時点の資産残高、

Mは68歳時点の公的年金額、

Lは65歳～67歳までの私的年金額、

Pは私的年金の保険料、

Iは優遇額（初期値は0）

として、第n問で回答者がプランAを選択した場合、第n+1問ではIを一定額増額して（プランBを有利にして）、プランAとプランBを提示する。回答者がプランBを選択した場合は設問を終了する。プランAを再び選択した場合は、上記を繰り返す。一方、第n問で回答者がプランBを選択した場合、第n+1問ではIを一定額減額して、プランAとプランBを提示する。回答者がプランAを選択した場合は設問を終了する。プランBを再び選択した場合は、上記を繰り返す。この設問で、保険料に対する優遇額がどの程度であれば、回答者はプランB、つまり、公的年金の繰り下げ受給を選択するか推計する。

次に、タイプBでは、

プランA： $X+Y$

プランB： $M+(L+I)+Y-P$

として、年金額に対する優遇額がどの程度であれば、回答者はプラン B を選択するか推計する。

最後に、タイプ C では、

プラン A : $(X-I)+Y$

プラン B : $M+L+Y-P$

として、65 歳時点での金融資産保有額をどの減額すれば、回答者はプラン B を選択するか推計する。減額は退職金への課税と考えることができる。私的年金を選択すれば課税されないため、この課税により私的年金が相対的に有利になっている。

さらに、各タイプ A、B、C では、65 歳時点での資産残高に加え、80 歳時点で予想される資産残高を表示するグループ(情報あり G)と、表示しないグループ(情報なし G)を設定した。この情報により、回答者は 80 歳以降のライフプラン設計が容易になり、どちらのプランが有利であるか、自分に適しているか、選択しやすくなるはずである。あるいは、回答者が合理的に意思決定できるなら、これらの予測も適切に行われるはずで、両グループで回答に差がないはずである。

図表 1 は回答者に提示した数値である。パネル A は、タイプ A(私的年金の保険料に税制優遇)の数値である。図中に「表示」とあるのは、回答者に表示した数値である。また、「情報あり G で表示」とあるのは、情報あり G では表示され、情報なし G では表示されない数値である。2014 年の全国消費実態調査を参考に、65 歳受給開始の公的年金は年 240 万円、65 時点の資産残高は 1,600 万円とした。プラン B で公的年金を繰り下げして 68 歳受給開始とした場合は、年 8.4% 増加するとして、年 300 万円とした。私的年金の利回りの初期値は 0.5% とした。実験は選択番号 0 より開始する。ここで、プラン A とプラン B の現在価値は一致するように設計した。早期年金受給へのバイアスがあれば、回答者はプラン A を選択するはずである。回答者がプラン A を選択した場合は、選択番号 1 (上の方向)へ移り、私的年金の保険

料を減額して、プラン A とプラン B を再提示する。回答者がプラン B へ選択が移るまで設問を続ける。一方、回答者がプラン B を選択した場合は、選択番号 - 1 (下の方向) へ移り、私的年金の保険料を増額して、プラン A とプラン B を再提示する。回答者がプラン A へ選択が移るまで設問を続ける。私的年金の保険料の優遇額は、私的年金の利回りが最右列に表示されているように設定する。プラン A の数値は各選択番号で変化はない。最後までプラン A を選択し続けた場合は、回答者の選択番号を 10 とする。一方、最後までプラン B を選択し続けた場合は、回答者の選択番号を - 10 とする。

[ここに図表 1 を挿入]

パネル B は、タイプ B(私的年金額に税制優遇)の数値である。パネル A と同様に、プラン A の数値は各選択番号で変化はないが、プラン B では、選択番号が大きくなるにつれ(選択番号 0 より上に進む場合)、65 歳～67 歳までの私的年金額が増額される。一方、選択番号が小さくなるにつれ(選択番号 0 より下に進む場合)、私的年金額が減額される。増減額は、最右列に表示されているように、各選択番号で私的年金の利回りがパネル A と一致するように設定する。

パネル C は、タイプ C(退職金に課税)の数値である。パネル A や B と異なり、プラン B の数値は各選択番号で変化はない。これに対して、プラン A では、選択番号が大きくなるにつれ、65 歳時点での資産残高は減額される。一方、選択番号が小さくなるにつれ、65 歳時点での資産残高は増額される。増減額は、最右列に表示されているように、各選択番号で私的年金の利回りがパネル A と一致するように設定する。

図表 2 は、回答者に示された選択機会の例である。ここで情報あり G では、80 歳時点で予想される資産額が表示され、情報なし G では表示されない。選択機会内の数値は、図表 1 で示されたように、設問によって変化する。

[ここに図表 2 を挿入]

本稿に利用したサーベイ調査は、2018年3月にマイボイスコム株式会社(<http://www.myvoice.co.jp>)の登録会員のうち、40歳から64歳の男女を対象に実施した。まず、予備調査で年齢、職業、収入等を訪ね、45歳～65歳未満の既婚あるいは未婚(離別・死別を除外した)の男女で、自分か配偶者の少なくともどちらかが会社員である家計を対象とした。また家計年収で300万円から1,500万円までの家計を対象とした。その後本調査を実施した。本調査の総回答者数は3,585人である。職業の構成や年収を一定範囲内としたのは、回答者に公的年金額を提示するが、この提示額より実際の予測額から離れすぎないようにするためである。回答者は、設問1～設問19まで(前半)、あるタイプについて回答する。次に、設問21～設問38まで(後半)、別のタイプについて回答する。なお、後半の最初の設問(設問20)は、設問1の回答を利用する。各タイプについて、前半と後半に回答した場合には、回答者の経験等により、結果に違いがある可能性があるため、以下のようにより、各タイプが前半と後半に割り当てられるグループ(ライン)を設定した。

ライン1:前半タイプA、後半タイプB(情報あり、回収数458)、
ライン2:前半タイプB、後半タイプA(情報あり、回収数461)、
ライン3:前半タイプA、後半タイプC(情報あり、回収数459)、
ライン4:前半タイプC、後半タイプA(情報あり、回収数459)、
ライン5:前半タイプA、後半タイプB(情報なし、回収数466)、
ライン6:前半タイプB、後半タイプA(情報なし、回収数463)、
ライン7:前半タイプA、後半タイプC(情報なし、回収数457)、
ライン8:前半タイプC、後半タイプA(情報なし、回収数462)。

3 分析結果

図表 3 は、回答者の選択番号が変化した番号、つまり、選択番号 0 でプラン A を選択した場合は、その後の設問でプラン B に選択を移した番号であり、一方、選択番号 0 でプラン B を選択した場合は、その後の設問でプラン A に選択を移した番号である。なお、プラン A を選択し続けた人は選択番号 10、プラン B を選択し続けた人は選択番号 -10 とした。各優遇タイプ別に表示している。各タイプでプラン A を選択し続けた人(選択番号 10)が多くなっているが、その割合は各タイプで異なっている。また、プラン A からプラン B へ途中で変化した人の割合も、各タイプで異なっている。

[ここに図表 3 を挿入]

図表 4 は、情報あり G・なし G 別のヒストグラムである。各タイプ別に表示してある。パネル A はタイプ A (私的年金保険料への税制優遇) のヒストグラムである。情報あり・なし共に、プラン A を選択し続けた人が多くなっているが、その割合は情報の有無で異なっている。また、プラン A からプラン B へ途中で変化した人の分布も、情報の有無で異なっている。パネル B 及びパネル C は、それぞれ、タイプ B、タイプ C における、情報の有無によるヒストグラムである。何れもパネル A と同様な傾向である。

[ここに図表 4 を挿入]

図表 5 のパネル A は、設問 1 でプラン B を選択した回答者の割合である。なお、情報の有無についてはデータをプールしている。2 つのタイプを比較できるように、上・中・下段にわけて表示している。各タイプでは設問 1 は共通であるため、各タイプに割り当てた回答者の特徴に違いがないか検証できる。上段は、タイプ A とタイプ B の比較である。タイプ A では 22.6% の人が、最初からプラン B を選択している。タイプ B では 22.2% であり、有意な差はない。中段は、タイプ A とタイプ C の比較であり、両方で有意な差はない。下段は、タイプ B とタイプ C の比較であり、両方で有意な差はない。設問 1 でタイプ

A を選択した人が本稿の興味の対象であるが、回答者は各タイプで初期の選択に有意な差がないことがわかる。

[ここに図表 5 を挿入]

パネル B は、プラン B が一度も選択されなかった割合、つまり、最後までプラン A を選択し続けた(公的年金の繰り下げを選択しなかった)人の割合である。なお、情報の有無についてはデータをプールしている。上段は、タイプ A とタイプ B の比較である。タイプ A では 51.0%の人が、最後までプラン A を選択し続けたが、タイプ B では 33.3%であり 17.7%有意に減少している。中段は、タイプ A とタイプ C の比較である。タイプ C の方が、3.2%有意に減少している。下段は、タイプ B とタイプ C の比較である。タイプ B の方が、最後までプラン A を選択し続けた人の割合は有意に低い。

パネル C は、設問 1 でプラン A(65 歳受給開始)を選択したデータに限定し、その後、プラン B へ選択が移った割合である。税制優遇がなければ、プラン B へ選択が移らないはずなので、この割合は税制優遇の効果と解釈できる。なお、情報の有無はデータをプールしてある。上段ではタイプ A と B の比較である。タイプ A では設問 1 でプラン A を選択した回答者のうち、34.1%がその後プラン B へ選択が移っている。一方、タイプ B では 57.2%が移っており、タイプ B の方が有意に増えている。中段は、タイプ A と C の比較だが、タイプ C の方が有意に増えている。下段はタイプ B と C の比較だが、タイプ B の方が有意に増えている。

パネル D は、設問 1 でプラン A が選択されたデータで、プラン B に選択が移動したデータに限定し、プラン A からプラン B へ選択が移った選択番号の平均値である。なお、情報の有無はデータをプールしてある。この表は、各タイプにより、プラン A を選択した人がプラン B に移る、移りやすさを比較しようとするものである。上段ではタイプ A と B の比較である。タイプ A では 3.43 番でプラン B (繰り下

げ受給)を選択したが、タイプ B では 4.43 番であり、タイプ B の方が 0.91 番だけ有意に移る番号が遅くなっている。中段は、タイプ A と C の比較だが、タイプ C の方が有意に遅くなっている。下段はタイプ B と C の比較だが、タイプ B の方が有意に遅くなっている。

小括すると、タイプ B、つまり、私的年金額への税制優遇が繰り下げを選択しない人を減らす傾向（繰り上げを選択する人を増やす傾向）があること確認された。一方、繰り下げを選択した人にデータを限定すると、公的年金の保険料への税制優遇が、繰り下げを促進する傾向が確認された。

次に、図表 6 のパネル A は、設問 1 でプラン B を選択した回答者の割合に情報の有無で違いがあるか検証した結果である。各タイプで、上・中・下段にわけて表示している。上段はタイプ A で、情報の有無による差である。情報なしでは 26.5%の人がプラン B を選択したが、情報ありでは 18.6%であり、情報提示により 7.8%有意に減少している。中段は、タイプ B における情報有無の差である。情報ありの方が、有意に 8.6%減少している。下段は、タイプ C における情報有無の比較である。情報ありの方が有意に 7.1%低い。情報なしの方がプラン B を選択する傾向がある。この理由は、情報ありでは 80 歳時点の資産残高が表示されるが、プラン A の資産残高は 419 万円、プラン B では 397 万円であり、プラン A の資産残高が大きいためだと考えられる。しかし、80 歳以降の消費を考えると、公的年金額年 240 万円であるプラン A の方が、同 300 万円であるプラン B より、金融資産が早く枯渇する恐れがある。それにも関わらず、プラン A を選択する傾向があるのは、回答者は公的年金額、消費、金融資産額の間を良く理解できず、単に金融資産の予測額を見てプランを選択した可能性が示唆できる。

[ここに図表 6 を挿入]

パネル B は、プラン B が一度も選択されなかった割合が情報の

有無で違いがあるか検証した結果である。上段はタイプ A で、情報の有無による差である。情報なしでは 58.5%の人が、最後までプラン A を選択し続けたが、情報ありでは 43.4%であり、15.1%有意に減少している。中段は、タイプ B における情報有無の差である。情報ありの方が、有意に 5.5%減少している。下段は、タイプ C における情報有無の比較である。情報ありの方が有意に 22.7%低い。ここでは、情報によってプラン B を選択する傾向が高まっている。

パネル C は、設問 1 でプラン A を選択したデータに限定し、その後、プラン B へ選択が移った割合である。上段はタイプ A における情報の有無による比較である。情報なしでは 20.4%であるが、情報ありでは 46.6%であり、26.2%有意にプラン B へ移る割合が上昇している。中段は、タイプ B における情報の有無による違いであるが、情報ありが 11.8%有意に上昇している。下段はタイプ C における情報の有無による比較である。情報がある方が 35.2%有意に上昇している。

パネル D は、設問 1 でプラン A が選択されたデータで、プラン B に選択が移動したデータに限定し、プラン A からプラン B へ選択が移った選択番号の平均値である。上段はタイプ A における情報の有無による比較である。情報なしでは 3.87 番でプラン B を選択したが、情報ありでは 3.26 番であり、情報ありの方が 0.62 番だけ有意に移る番号が遅くなっている。中段は、タイプ B における情報の有無による違いである。情報ありの方が 1.01 番だけ有意に移る番号が遅くなっている。下段はタイプ C における情報の有無による比較であるが、有意な差はない。

小括すると、回答者はライフプランに関連する情報で行動に変化があることが確認された。情報により、繰り上げ受給を選択しない人を減らす傾向があること確認された。ただし、情報の内容や分析方法により、情報を示す有利性が確認されない場合もあった。

4 結論

本稿は、60代後半の年金受給期を対象とした私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げを促進できるか、また、ライフプランに必要な情報を提供することにより、公的年金の繰り下げをさらに促進するか検証した。優遇措置として、私的年金の保険料に対する税制優遇、私的年金の年金額に対する税制優遇、退職金への課税を想定した私的年金への相対的な優遇の3つのタイプを検討した。また、ライフプランに必要な情報として80歳時点で予測される金融資産額を提供するか、しないかの有無で回答者の行動を比較した。その結果、私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向があること確認された。一方、繰り下げを選択した人にデータを限定すると、公的年金の保険料への税制優遇の効果があった。ライフプランに有用な情報提供により、私的年金への優遇が容易に把握できるようになり、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向があること確認された。しかし、情報に内容や分析の方法により、情報を示す有利性が確認されない場合もあった。

本稿の結果は、私的年金への相対的な優遇により、公的年金の繰り下げ受給を促進できる可能性があることを示しており、公的年金の実質的な支給開始年齢の引き上げが可能であることを示唆している。また、ライフプラン設計に有用な情報を提供することにより、公的年金の繰り下げ受給をさらに促進できる可能性がある、ねんきんネット等を通じたライフプラン設計を充実していく方向性が示唆できる。

図表 1 : 実験の設計

パネル A : 私的年金保険料に対する税制優遇 (タイプ A)

選択 番号	プランA(65歳支給開始)			プランB(68歳に繰り下げ)							
	65歳開始 公的年金額	65歳時点 資産残高	80歳時点 資産残高	68歳開始 公的年金額	65~67歳 私的年金額	私的年金 保険料	税制優遇額	実質 保険料	65歳時点 資産残高	80歳時点 資産残高	私的年金 利回り
	表示	表示	情報ありG で表示	表示	表示				表示	情報ありG で表示	
10	最後までプランAを選択										
9	240	1,600	419	300	180	535	241	294	1,306	656	37.8%
8	240	1,600	419	300	180	535	214	321	1,279	628	31.4%
7	240	1,600	419	300	180	535	187	348	1,252	599	25.7%
6	240	1,600	419	300	180	535	160	374	1,226	570	20.8%
5	240	1,600	419	300	180	535	134	401	1,199	541	16.5%
4	240	1,600	419	300	180	535	107	428	1,172	512	12.6%
3	240	1,600	419	300	180	535	80	454	1,146	483	9.1%
2	240	1,600	419	300	180	535	53	481	1,119	455	6.0%
1	240	1,600	419	300	180	535	27	508	1,092	426	3.1%
0	240	1,600	419	300	180	535	0	535	1,065	397	0.5%
-1	240	1,600	419	300	180	535	-27	561	1,039	368	-1.9%
-2	240	1,600	419	300	180	535	-53	588	1,012	339	-4.1%
-3	240	1,600	419	300	180	535	-80	615	985	311	-6.2%
-4	240	1,600	419	300	180	535	-107	642	958	282	-8.1%
-5	240	1,600	419	300	180	535	-134	668	932	253	-9.9%
-6	240	1,600	419	300	180	535	-160	695	905	224	-11.6%
-7	240	1,600	419	300	180	535	-187	722	878	195	-13.2%
-8	240	1,600	419	300	180	535	-214	749	851	167	-14.7%
-9	240	1,600	419	300	180	535	-241	775	825	138	-16.1%
-10	最後までプランBを選択										

パネルB：私的年金額に対する税制優遇（タイプB）

選択 番号	プランA(65歳支給開始)			プランB(68歳に繰り下げ)						
	65歳開始 公的年金額	65歳時点 資産残高	80歳時点 資産残高	68歳開始 公的年金額	65～67歳 私的年金額	私的年金 保険料	実質 保険料	65歳時点 資産残高	80歳時点 資産残高	私的年金 利回り
	表示	表示	情報ありG で表示	表示	表示			表示	情報ありG で表示	
10	最後までプランAを選択									
9	240	1,600	419	300	327	535	535	1,065	868	37.8%
8	240	1,600	419	300	300	535	535	1,065	781	31.4%
7	240	1,600	419	300	277	535	535	1,065	707	25.7%
6	240	1,600	419	300	257	535	535	1,065	644	20.8%
5	240	1,600	419	300	240	535	535	1,065	589	16.5%
4	240	1,600	419	300	225	535	535	1,065	541	12.6%
3	240	1,600	419	300	212	535	535	1,065	499	9.1%
2	240	1,600	419	300	200	535	535	1,065	461	6.0%
1	240	1,600	419	300	189	535	535	1,065	427	3.1%
0	240	1,600	419	300	180	535	535	1,065	397	0.5%
-1	240	1,600	419	300	171	535	535	1,065	370	-1.9%
-2	240	1,600	419	300	164	535	535	1,065	345	-4.1%
-3	240	1,600	419	300	157	535	535	1,065	322	-6.2%
-4	240	1,600	419	300	150	535	535	1,065	301	-8.1%
-5	240	1,600	419	300	144	535	535	1,065	282	-9.9%
-6	240	1,600	419	300	138	535	535	1,065	264	-11.6%
-7	240	1,600	419	300	133	535	535	1,065	248	-13.2%
-8	240	1,600	419	300	129	535	535	1,065	232	-14.7%
-9	240	1,600	419	300	124	535	535	1,065	218	-16.1%
-10	最後までプランBを選択									

パネルC：退職金に対する課税（タイプC）

選択 番号	プランA(65歳支給開始)			プランB(68歳に繰り下げ)						
	65歳開始 公的年金額	65歳時点 資産残高	80歳時点 資産残高	68歳開始 公的年金額	65～67歳 私的年金額	私的年金 保険料	実質 保険料	65歳時点 資産残高	80歳時点 資産残高	私的年金 利回り
	表示	表示	情報ありG で表示	表示	表示			表示	情報ありG で表示	
10	最後までプランAを選択									
9	240	1,359	160	300	180	535	294	1,065	397	37.8%
8	240	1,386	189	300	180	535	321	1,065	397	31.4%
7	240	1,413	218	300	180	535	348	1,065	397	25.7%
6	240	1,440	246	300	180	535	374	1,065	397	20.8%
5	240	1,466	275	300	180	535	401	1,065	397	16.5%
4	240	1,493	304	300	180	535	428	1,065	397	12.6%
3	240	1,520	333	300	180	535	454	1,065	397	9.1%
2	240	1,547	362	300	180	535	481	1,065	397	6.0%
1	240	1,573	390	300	180	535	508	1,065	397	3.1%
0	240	1,600	419	300	180	535	535	1,065	397	0.5%
-1	240	1,627	448	300	180	535	561	1,065	397	-1.9%
-2	240	1,653	477	300	180	535	588	1,065	397	-4.1%
-3	240	1,680	506	300	180	535	615	1,065	397	-6.2%
-4	240	1,707	534	300	180	535	642	1,065	397	-8.1%
-5	240	1,734	563	300	180	535	668	1,065	397	-9.9%
-6	240	1,760	592	300	180	535	695	1,065	397	-11.6%
-7	240	1,787	621	300	180	535	722	1,065	397	-13.2%
-8	240	1,814	650	300	180	535	749	1,065	397	-14.7%
-9	240	1,841	679	300	180	535	775	1,065	397	-16.1%
-10	最後までプランBを選択									

図表 2 : 回答者への表示例 (情報あり G の場合)

◆Q1～Q19は以下の文章を読んで答えてください。

65歳以降の標準的な生活費は毎年324万円です。65歳以降の生活プランとして、次ページ以降のプランAとプランBのどちら質問ごとに数値が変わりますので、注意して判断してください。

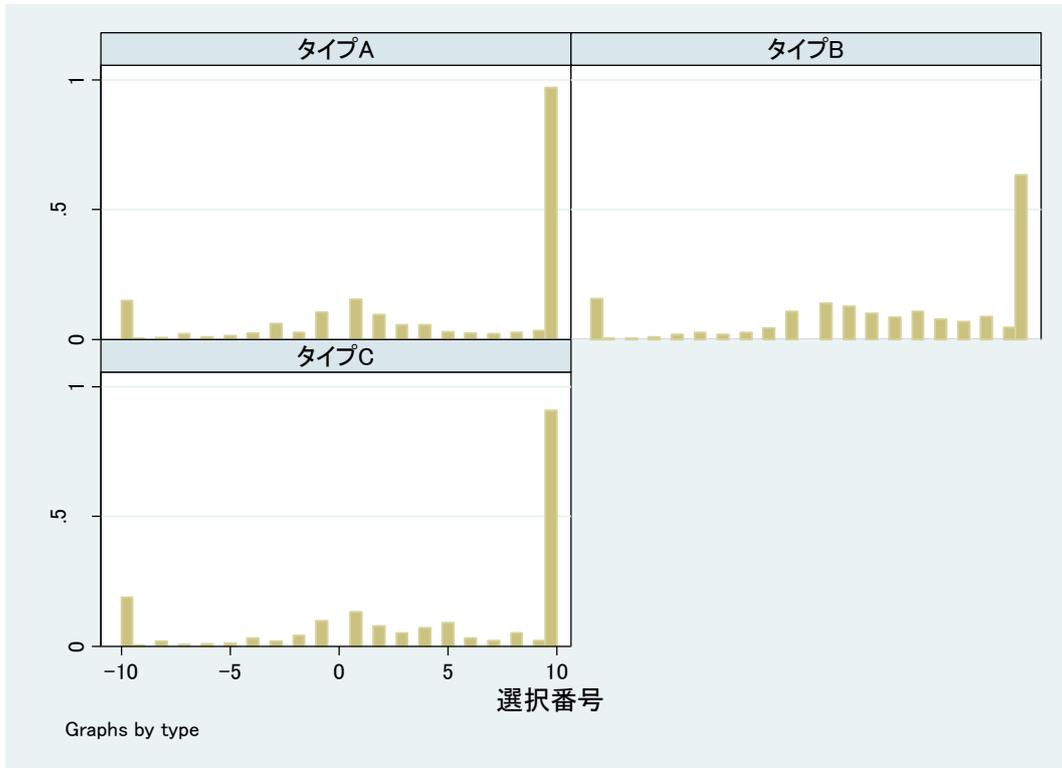
改ページ

Q1. 65歳以降の標準的な生活費は毎年324万円です。あなたはどちらのプランを選択しますか？

	プランA (公的年金を65歳から受給)	プランB (公的年金を68歳から受給)
65歳時点 資産残高	1,600 万円	1,065 万円
65歳～67歳 公的年金 私的年金 (65歳で加入して3年間受け取る)	年 240 万円	年 180 万円
68歳～死亡 公的年金	年 240 万円	年 300 万円
80歳時点 資産残高 (65歳以降は働かない場合)	419 万円	397 万円
あなたの選択	○	○

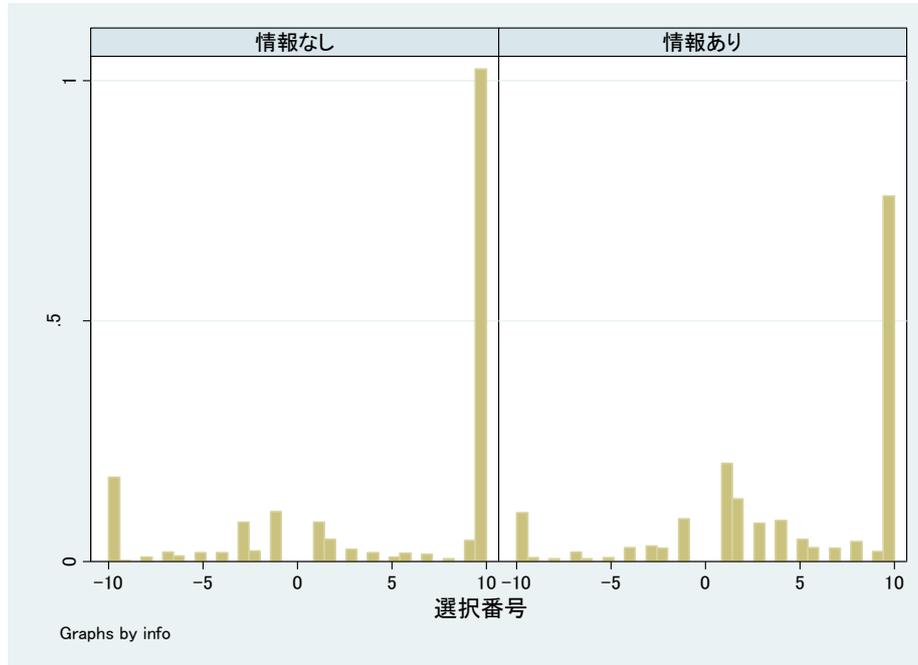
注：情報なし G では、80歳時点の資産残高が表示されない。

図表3：タイプ毎の選択番号のヒストグラム

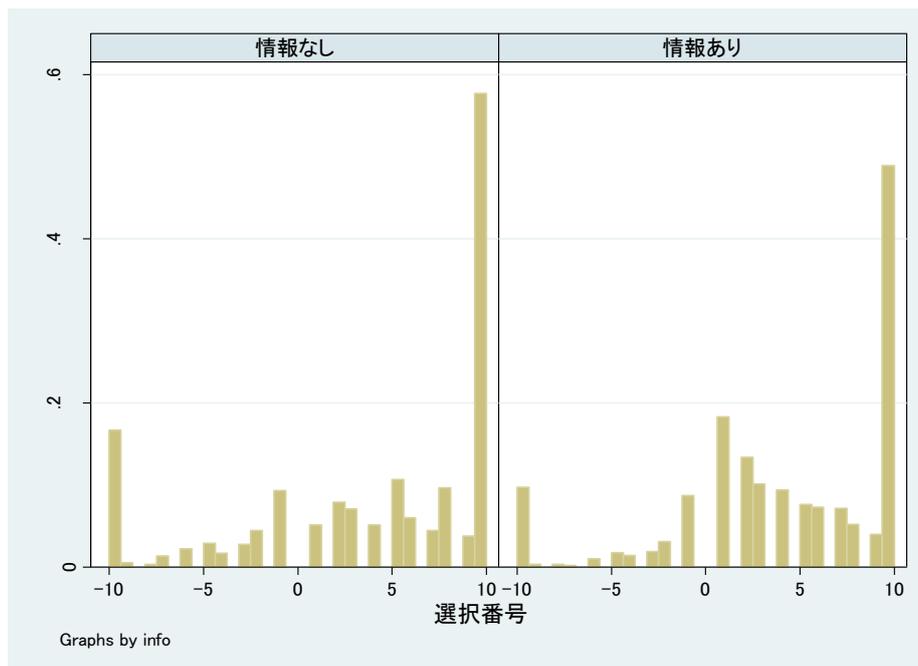


図表 4 : 情報あり・なしの違いによるヒストグラム

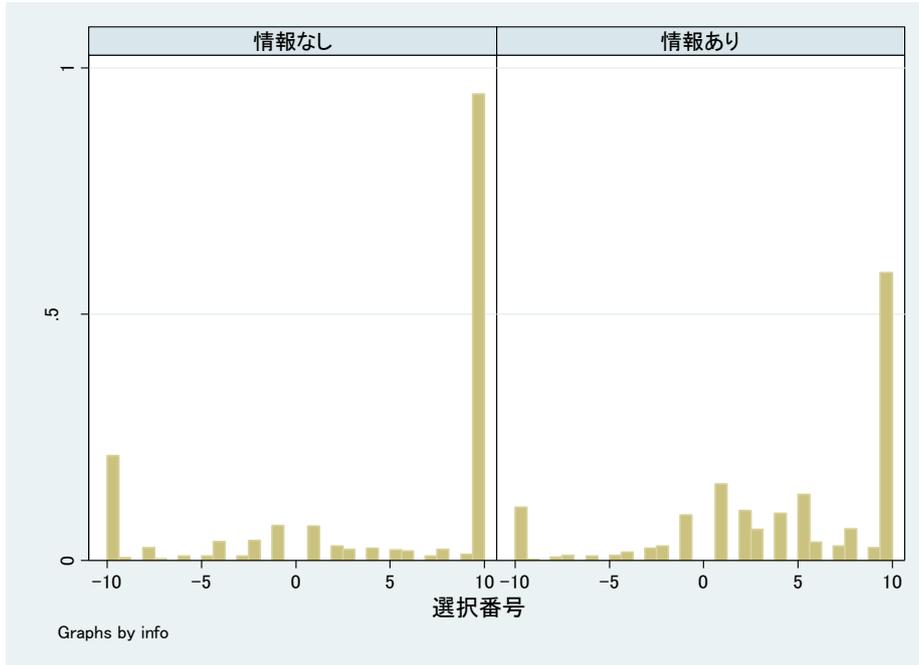
パネル A : タイプ A



パネル B : タイプ B



パネル C : タイプ C



図表 5 : タイプ別の選択結果

パネルA 設問1でプランBを選択した割合				パネルB プランBが選択されなかった割合				パネルC 設問1でプランAを選択し、その後、プランBに移った割合				パネルD 設問1でプランAを選択し、その後、プランBに移った設問番号			
	N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差
タイプA	3,685	0.226	(0.007)	タイプA	3,685	0.510	(0.008)	タイプA	2,854	0.341	(0.009)	タイプA	974	3.432	(0.082)
タイプB	1,848	0.222	(0.010)	タイプB	1,848	0.333	(0.011)	タイプB	1,438	0.572	(0.013)	タイプB	822	4.341	(0.088)
差	5,533	-0.004	(0.012)	差	5,533	-0.177	(0.014) ***	差	4,292	0.230	(0.016) ***	差	1,796	0.908	(0.120) ***
	N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差
タイプA	3,685	0.226	(0.007)	タイプA	3,685	0.510	(0.008)	タイプA	2,854	0.341	(0.009)	タイプA	974	3.432	(0.082)
タイプC	1,837	0.229	(0.010)	タイプC	1,837	0.478	(0.012)	タイプC	1,416	0.379	(0.013)	タイプC	537	3.894	(0.107)
差	5,522	0.004	(0.012)	差	5,522	-0.032	(0.014) **	差	4,270	0.038	(0.016) **	差	1,511	0.462	(0.135) ***
	N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差		N	平均	標準誤差
タイプB	1,848	0.222	(0.010)	タイプB	1,848	0.333	(0.011)	タイプB	1,438	0.572	(0.013)	タイプB	822	4.341	(0.088)
タイプC	1,837	0.229	(0.010)	タイプC	1,837	0.478	(0.012)	タイプC	1,416	0.379	(0.013)	タイプC	537	3.894	(0.107)
差	3,685	0.007	(0.014)	差	3,685	0.145	(0.016) ***	差	2,854	-0.192	(0.018) ***	差	1,359	-0.447	(0.138) ***

注：***はウエルチ法による平均値の差の検定で1%有意水準、**は同5%、*は同10%を表す。情報の有無に関してはデータをプールしている。パネルCは、設問1でプランAを選択した回答者に限定している。パネルDは設問1でプランAを選択した回答者で、プランBに移動した回答者に限定している。

図表 6 : 情報有無別の選択結果

パネルA				パネルB				パネルC				パネルD			
設問1でプランBを選択した割合				プランBが選択されなかった割合				設問1でプランAを選択し、その後、プランBに移った割合				設問1でプランAを選択し、その後、プランBに移った設問番号			
タイプA	N	平均	標準誤差	タイプA	N	平均	標準誤差	タイプA	N	平均	標準誤差	タイプA	N	平均	標準誤差
情報なし	1,848	0.265	(0.010)	情報なし	1,848	0.585	(0.011)	情報なし	1,359	0.204	(0.011)	情報なし	277	3.874	(0.180)
情報あり	1,837	0.186	(0.009)	情報あり	1,837	0.434	(0.012)	情報あり	1,495	0.466	(0.013)	情報あり	697	3.257	(0.089)
差	3,685	-0.078	(0.014) ***	差	3,685	-0.151	(0.016) ***	差	2,854	0.262	(0.017) ***	差	974	-0.617	(0.200) ***
タイプB				タイプB				タイプB				タイプB			
情報なし	929	0.265	(0.014)	情報なし	929	0.361	(0.016)	情報なし	683	0.510	(0.019)	情報なし	348	4.922	(0.131)
情報あり	919	0.178	(0.013)	情報あり	919	0.306	(0.015)	情報あり	755	0.628	(0.018)	情報あり	474	3.914	(0.115)
差	1,848	-0.086	(0.019) ***	差	1,848	-0.055	(0.022) **	差	1,438	0.118	(0.026) ***	差	822	-1.009	(0.174) ***
タイプC				タイプC				タイプC				タイプC			
情報なし	919	0.264	(0.015)	情報なし	919	0.592	(0.016)	情報なし	676	0.195	(0.015)	情報なし	132	3.765	(0.230)
情報あり	918	0.194	(0.013)	情報あり	918	0.365	(0.016)	情報あり	740	0.547	(0.018)	情報あり	405	3.936	(0.120)
差	1,837	-0.071	(0.020) ***	差	1,837	-0.227	(0.023) ***	差	1,416	0.352	(0.024) ***	差	537	0.171	(0.260)

注：***はウエルチ法による平均値の差の検定で1%有意水準、**は同5%、*は同10%を表す。パネルCは、設問1でプランAを選択した回答者に限定している。パネルDは設問1でプランAを選択した回答者で、プランBに移動した回答者に限定している。

第9章 高齢者の所得保障制度*

神奈川県立保健福祉大学 西村 淳

要旨

本稿では、高齢者の経済実態を踏まえ、年金のみならず高齢者の所得保障の課題を抽出し、「高齢者特有の課題」に着目しながら、生活保護、公的年金、私的年金、雇用と所得保障、税制といった高齢者に係る所得保障制度を総合的に検討する。各制度を通してみると、従前は高齢者を保護の対象と考え、生活保護基準を基礎とした年金額を非課税で保障するという制度体系であったが、多様で能動的な高齢者像を想定し、若年時の就労に基づく年金を基本としつつ、就労継続や社会参加を支援する所得保障制度が求められる。高齢者には老後に向けての長い準備期間があることが特徴であり、長い人生による蓄積を評価するとともに、格差があることに着目した低・中高所得者への対応が必要である。雇用支援の観点からは、高年齢者雇用継続給付と在職老齢年金を存続するとともに、年金税制は総合課税を徹底すべきである。

キーワード：所得保障、高齢者の社会参加、65歳以降の雇用

* 本研究は、平成29年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」（H29-政策-一般-002）の一環として実施した。

1 高齢者の経済実態と課題

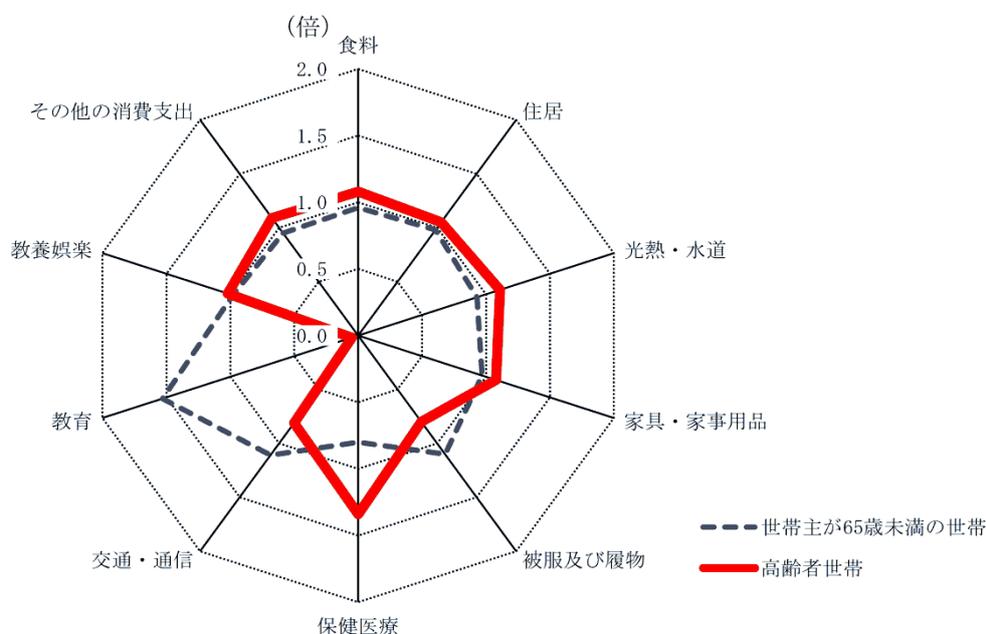
本稿では、高齢者の経済実態を踏まえ、年金のみならず高齢者の所得保障の課題を抽出し、高齢者に係る所得保障制度を総合的に検討する。その際、高齢者の所得保障における「高齢者特有の課題」は何かに着目する。

1.1 消費支出

総務省「家計調査」(2015年)によると、高齢者世帯の消費支出は25.4万円であり、平均に比べて約88%(若年比では82%)と総額では低くなっている。一方で費目別にみると、「保健医療」は1.34倍、「光熱・水道」が1.11倍、「交際費」が1.42倍などと高くなっているものがあり、高齢者世帯の支出構造は若年世帯とは大きく異なっていることがわかる。

<図1>

図14 消費支出の構成比(二人以上の世帯平均に対する倍率)
(平成27年:二人以上の世帯)



出典：総務省「家計調査」

<表 1 >

表 5 消費支出の 10 大費目別内訳及び構成比（平成 27 年：二人以上の世帯）

	1世帯当たり1か月間の支出金額(円)			消費支出の内訳構成比				
	平均	うち 世帯主が65歳未満 の世帯	うち 高齢者世帯	平均 構成比 (%) ①	うち 世帯主が65歳未満の 世帯		うち 高齢者世帯	
					構成比(%) ②	平均に対する 倍率(倍) ②/①	構成比(%) ③	平均に対する 倍率(倍) ③/①
消費支出	287,373	310,584	253,786	100.0	100.0	-	100.0	-
食料	71,844	74,221	68,405	25.0	23.9	0.96	27.0	1.08
住居	17,931	18,842	16,613	6.2	6.1	0.98	6.5	1.05
光熱・水道	23,197	23,363	22,957	8.1	7.5	0.93	9.0	1.11
家具・家事用品	10,458	10,807	9,953	3.6	3.5	0.97	3.9	1.08
被服及び履物	11,363	13,647	8,058	4.0	4.4	1.10	3.2	0.80
保健医療	12,663	11,009	15,057	4.4	3.5	0.80	5.9	1.34
交通・通信	40,238	48,115	28,839	14.0	15.5	1.11	11.4	0.81
教育	10,995	18,161	625	3.8	5.8	1.53	0.2	0.05
教養娯楽	28,314	30,240	25,527	9.9	9.7	0.98	10.1	1.02
その他の消費支出	60,371	62,181	57,752	21.0	20.0	0.95	22.8	1.09
うち交際費	22,027	18,190	27,579	7.7	5.9	0.77	10.9	1.42

出典：総務省「家計調査」

1. 2 所得・資産の状況

厚生労働省「国民生活基礎調査」（2015年）によると、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の平均所得（2014年の一年間の所得）は297.3万円で、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いたその他の世帯（644.7万円）の5割弱となっている。公的年金・恩給を受給している高齢者世帯については、68.0%の世帯において公的年金・恩給の総所得に占める割合が80%以上となっている。収入における雇用収入の割合は、年齢や世帯によって大きく異なっている（60歳代前半で平均18%であるが、65歳以降は大きく低下する）。

高齢者世帯において格差が大きいことはよく知られている。厚生労働省「所得再分配調査」（2014年）で高齢者の所得再分配後の所得格差をみると、世帯員の年齢階級別の等価再分配所得のジニ係数は65～69歳で0.30、70～74歳で0.33、75歳以上では0.34であり、若年世代に比べ大きくなっている。また、相対的貧困率は、65～69歳で男19%・女15.5%、70～74歳で男26.6%・女17.3%、75～79歳で男25.8%・女19.8%、80歳以上で男28.1%・女22.9%となっており、年齢が上がるごとに大きくなっている。

また、高齢者の資産については、総務省「家計調査」によると、世帯主が 60 歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世界帯の 1.5 倍となっており(約 2400 万円)、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有している(ただしこれも格差が大きいものと見るべきである)。貯蓄を取り崩して生活しているわけである。

1. 3 問題意識

このような状況を踏まえ、高齢者の経済問題に関する課題について考えると、高齢者世帯の消費支出全体を見ると若年世帯よりも低くなっているが、特定費目の支出が多いことに所得保障制度でどう対応するべきか、高齢者を平均像で論じるだけではなく、格差が大きいことにどう対応するか、といった問題があげられる。とりわけ高齢者の社会参加を促進し、プロダクティブ・エイジングを実現するために、65歳以降の雇用をどのように促進するための制度を構築するかが重要である。

以下では、以上のような観点から、所得保障の各制度について検討する。

2 生活保護制度

2. 1 高齢者に関する生活保護制度の経緯

最も基礎的な所得保障制度であり、高齢者の最低生活水準を定めているとされているものは生活保護制度であるので、まず生活保護から検討する。

生活扶助の第1類費は年齢別栄養所要量を参考に年齢別に定められており、高齢者は若年者に比べて低くなっている。1990年には、それまでの60歳以上のグループが分割されて、70歳以上が創設され一段階減額された。

以前には70歳以上の人に対しての老齢加算が存在したが、現在は廃止されている。老齢加算は、高齢者特有の需要を認めることが憲法上の最低生活保障の理念から見て必要かどうかをめぐり、裁判で争われたため、法学上の大きな論点と

して論じられてきた¹。老齡加算が創設されたのは 1960 年であり、「老齡者は咀嚼力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収がよく良質な食品を必要とするとともに、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を必要とし、また、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参などの社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となる」として、高齢者の特別需要対応のためという説明で²、老齡福祉年金額を加算したものであった。老齡加算は、新しく創設された老齡福祉年金を収入として算入しないためのものである³とともに、この時代は生活扶助基準の引き上げそのものが抑制されていて、加算による対応がなされていた時代であった⁴ことを考慮に入れる必要がある。その後、1976 年には、加算額を老齡福祉年金額から切り離し、1 級地 65 歳以上の者の第 1 類の生活扶助費の男女平均の 50%とした。これは、老齡福祉年金額の大幅引き上げに際し、同額を加算するのでは理屈が通らなくなり、生活扶助基準の第 1 類費に組み入れることも困難であったための政策的な判断であった⁵。その後、1980 年と 1983 年の生活保護基準の検証においては、現行の基準額が特殊需要にほぼ見合うものとされていた⁶。

その後、2003 年の生活保護制度の在り方に関する専門委員会中間とりまとめにおいて、70 歳以上の人の消費水準と 60～69 歳の人の消費水準と比べた上で、「老齡加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められない」として、加算廃止の方向で検討すべきであるとの報告を受け、老齡加算は翌年から 3 年間で段階的に廃止された。その後、その復活を求め全国で訴訟が提起されているが、最高裁判決（2012 年、2014 年）⁷は厚生労働大臣の裁量を容認し、老齡加算の廃止を認

¹ 木下秀雄(2012)「生存権訴訟（老齡加算廃止違憲訴訟）の現状と課題」法律時報84(2)、豊島明子(2015)「老齡加算訴訟」公法研究77など。

² 1980年12月中央社会福祉審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめ

³ 東京地裁では実際には特有のニーズは以前から認めてこなかったのだとしている（東京地方裁判所判決平成20年6月26日賃金と社会保障1475）。

⁴ 副田義也(1995)『生活保護制度の社会史』東京大学出版会、p64

⁵ 岩永理恵(2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか』ミネルヴァ書房、p189

⁶ 1980年11月中央社会福祉審議会生活保護専門分科会「審議状況の中間的取りまとめ」、1983年中央社会福祉審議会意見具申

⁷ 生活保護老齡加算廃止訴訟（東京）・最高裁判所第3小法廷判決平成24年2月28日判例時報2145号3頁、生活保護老齡加算廃止訴訟（京都）・最高裁判所第1小法廷判決平成26年10月6日賃金と社会保障1622号40頁。

めている。2014年の判決では、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合に違法となるとした上で、審議会での検討経緯などを丁寧にたどったあと、「70歳以上の高齢者に老齢加算に見合う特別な需要が認められず、……厚生労働大臣の……判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情はうかがわれない。」「本件改定に基づく生活扶助額の減額が被保護者世帯の期待的利益の喪失を通じてその生活に看過し難い影響を及ぼしたものとまで評価することはできない」としている⁸。70歳以上の人の消費水準と60～69歳の人の消費水準と比べた上で、70歳以上の消費水準が高いとの説明ができない以上、老齢加算の廃止自体は肯定されると考えられる。

2. 2 生活保護基準の検証と検討

生活保護基準は一般に、1948年までは標準生計費方式、その後マーケットバスケット方式、1961年からはエンゲル方式、1965年からは格差縮小方式、1984年からは水準均衡方式で決められるようになり、現在に至るとされている。とりわけ1960年代半ばの格差縮小方式への移行は、食料費を中心として最低生活に必要な経費を積み上げた絶対的水準に基づき保護基準を決めていたものを、一般消費者との相対比較で保護基準を決めていく方式へ大きく移行したものであった⁹。高度成長時代には経済成長の果実を被保護者にも分配する観点から、経済見通しの中の個人消費支出の伸び率に格差是正分をプラスして保護基準を引き上げ、一般世帯の6割の水準を目安とする¹⁰格差縮小方式としていた。低成長に移行した後は、保護基準の水準がほぼ妥当とされたことを踏まえ、その水準を維持するため、一般国民の消費水準との調整をはかるとした水準均衡方式とした¹¹。2003年

⁸ 最高裁判決には、新田秀樹(2012)「社会保障法判例」季刊社会保障研究48(3)、菊池馨実(2016)「老齢加算廃止と生活保護法・憲法25条」社会保障判例百選(第5版)など、多くの判例評釈がある。

⁹ 岩永・前掲注5・p159は、このときの移行は、政策的決定であることを明言したものであると解釈をしている。

¹⁰ 岩永・前掲注5・p199,p201,p212

¹¹ 1982年12月23日 中央社会福祉審議会「生活扶助基準及び加算のあり方について(意見具申)では、「生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整ははかれるよう適切な措置

の検証において、生活扶助基準と低所得世帯の消費支出額との比較において検証し、「今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある」とされ¹²、その後、2007年と2013年に検証が行われた。具体的に一般世帯として何との均衡を図るのかについては、毎回異なっている¹³。

2017年には社会保障審議会生活保護基準部会が生活保護基準の検証を水準均衡方式でおこなっている¹⁴。今回は、一般低所得世帯としてふさわしい所得階層として平均年収第1十分位を設定し、年齢・世帯人員・級地別に消費支出額と生活保護基準を比較している¹⁵。高齢者については65～74歳と75歳以上に区分している。当初は、稼働年齢期にある世帯と高齢期の世帯では家計構造や消費の特性が異なると考えられることから、夫婦子1人世帯のほかに高齢者世帯の2つの世帯類型をモデル世帯として設定し、高齢者世帯については貯蓄を取り崩して消費していることを想定して貯蓄額を考慮したが、うまくいかず、高齢夫婦世帯における検証も夫婦子1人世帯を基軸として展開を行った上で展開後の高齢夫婦世帯の基準額との乖離がないか確認することになった。結果としては、高齢者においては生活保護基準が消費実態よりも若干高いと評価される類型が多いという評価になった(高齢単身世帯で-8.3%～-0.3%、高齢夫婦世帯で-0.8%～+7.3%など)。これを踏まえて2018年10月から行われる生活保護基準の見直しでは、激変緩和のため3段階にわたって最大5%の減額に抑えることとした。

をとることが必要である。」とした。

¹² 生活保護制度のあり方に関する専門委員会とりまとめ(2004年12月)

¹³ 布川日佐史(2009)『生活保護の論点』山吹書店、p4

¹⁴ 2017年12月14日報告書

¹⁵ 消費支出の変動を変曲点の理論を用いて、消費構造の変化を固定的経費の支出割合を用いて消費支出額の理論値を出したもの。

<表 2 >

全年齢平均の生活扶助相当支出額を1とした場合の指数

年齢	0-5	6-11	12-17	18-64	65-74	75-
消費の実態	0.97	0.99	1.04	1.03	0.98	0.89
生活扶助基準 (現行)	0.78	0.94	1.07	1.06	1.00	0.92

検証結果を機械的に反映する場合の生活扶助基準額への影響(上段)と生活保護基準の見直し(2018年10月～、下段)

世帯類型	1級地の1	2級地の1	3級地の2
高齢単身世帯 (65歳)	-8.3%	-4.9%	-0.3%
	-1.7%	-1.6%	-0.1%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	-0.8%	2.7%	7.3%
	-0.3%	0.9%	2.4%

※世帯人員別の指数を実データで算出 ()内は回帰分析で算出

今回の生活保護基準の検証を見ると、高齢者の規範的な最低保障水準を設定するために、生活保護基準を水準均衡方式で決めていくことの限界が見えてくる。第一に、高齢者は格差が大きいため、一般低所得世帯との比較で生活保護基準を設定すると、中位の所得の世帯に比べた場合の水準が低くなりすぎてしまう。今回の検証では、第3五分位に比べて5割となっており(一般消費者世帯では6割)、これまで目標とされてきた6割の水準を下回ってしまう。第二に、高齢者は資産を取り崩して生活しているため支出は収入よりも大きくなっているが、支出だけに着目して一般世帯と比較することで生活保護基準を決めてよいのかという問題がある(基準が過大になる)。第三に、近時のように消費水準が低下し、格差が拡大する状況下では、一般低所得者世帯の生活水準が低くなっており、これと生活保護基準を均衡させただけでは、絶対貧困水準を割り込んでしまうおそれがある。一部費目について絶対水準を考慮した積み上げを入れることも考えるべきではないかと考えられる。第四に、消費支出の総額だけを見て比較しているが、障害者や母子世帯などと同様に高齢者特有の掛かり増し費用を考える必要はないだろうか。今回の検証では母子加算について、一般世帯と固定的経費割合を同一とした

場合余分にかかっている支出を掛かり増し費用と見た。高齢者については、実際に余計に掛かっている支出を見て、社会参加の促進の必要性にも着目すると、社会参加的な費目（変動費のうち交際費や保健医療費）を掛かり増し費用と見ることもできるのではないかと考えられる。ただし、他の世帯類型よりも低い費目もあるので、掛かり増し費用だけを加算するよりも、世帯類型ごとの本体水準に反映させることが望ましいのではないかとと思われる。

2. 3 補足性の原理と高齢者

生活保護の補足性の原理により、資産や稼働能力の活用が保護の要件になっている。高齢者は稼働世代に比べ、収入が減少し資産を取り崩して支出にあてる家計構造になっているため、資産の活用が問題になるケースが多い。保護基準については、資産を取り崩した収入による分も含めた一般消費者世帯の消費支出額と均衡するように設定されており、高齢者の場合保護受給の要件として資産をすべて処分させるのではなく、資産の取り崩し分は収入認定せず一部取り崩しを認めることは検討の余地があると思われる。

稼働能力の活用については、65歳以上の高齢者については稼働能力の活用を求めないのが現場の運用となっている。高齢者の就労実態・就労環境の実態から、高齢者にも若年層とまったく同様の稼働能力の活用を求めることは困難であると考えられる。しかし、65～69歳の高齢者の労働力人口比率は44.0%（2016年、総務省「労働力調査」）と高くなっており、就労する高齢者像を規範的に想定すると、70歳までは稼働能力の活用を保護の要件とするとともに就労支援を進める必要があると考えられる。一方で、70歳以上の労働力人口比率は13.8%であり、70歳を境に環境上・身体上の理由から就労はかなり困難になる。70歳以上の高齢者は生活保護から切り離し、稼働能力の活用を必要としない別途の最低保障制度の対象とすべきである。生活保護において稼働能力の活用要件の徹底と就労支援の一層の推進を図るためにも、70歳以上の高齢者は生活保護から切り離すべきであると考え（後述）。

3 年金制度

3.1 年金の水準の経緯

1959年に制定（1961年に施行）された国民年金法では、国民年金25年加入の給付額は、4級地の老人の生活扶助基準額を考慮して月2千円と決められた。国民年金の水準は生活保護とリンクしていたのである¹⁶。1965年の厚生年金保険法改正と1966年国民年金法改正では、厚生年金・国民年金とも大幅に給付を引き上げ、「1万円年金」と称した。国民年金と厚生年金の定額部分を同額で月5千円とし、それと報酬比例部分の額を同額とする考え方で夫婦で同額となったわけである。このとき定額部分の水準は生活保護の水準と直接関連しないと説明するようになった。その後、経済成長に合わせて伸びる賃金の伸びに準拠して年金額が改定されていった。1973年の福祉元年には、厚生年金の水準を平均賃金比6割とし¹⁷、厚生年金・国民年金夫婦とも「5万円年金」とした。その後も厚生年金定額部分と国民年金の均衡という考え方のため、厚生年金の平均賃金比6割という考え方がリードして国民年金も給付額を上げられていった。

1985年の大改正で創設された基礎年金の水準は、単身高齢者の「基礎的消費支出」¹⁸を賄う分として5万円とした。単価を下げた改正前の25年加入の水準を改正後の40年加入の水準に引き下げるとともに、生活保護との乖離を容認したものの、あらためて消費水準とリンクした説明が取られることになった。厚生年金は所得代替率6割の基準と説明しつつ、平均加入年数32年のモデルから成熟時40年加入モデルに変更し、給付乗率を引き下げた。しかし、その後の1989年改正と1994年改正では、政策改定時において厚生年金は所得代替率6割を目標に賃金の伸びで改定され、基礎年金は基礎的消費支出の伸びで改定されたが、物価以上で

¹⁶ すでに1954年の厚生年金保険法全面改正時に、定額部分の水準は2級地男子高齢者の生活扶助基準を考慮して決められていた（それと同額の報酬比例部分を上乘せした）。

¹⁷ このときの「6割基準」は、ILO条約や健康保険の傷病手当金、失業保険金、労災の休業補償給付が6割だったことなどを踏まえて決めたものである（厚生団編(1988)『厚生年金保険制度回顧録』社会保険法規研究会）。

¹⁸ 食費・住居費・光熱水道費・家具家事用品費・被服履物費をあわせた平均額。

賃金の伸びに近い結果となっており、年金水準は消費支出の伸びをカバーしていたと言える¹⁹。

2000年代に入って、2000年の既裁定物価スライドと2004年の保険料固定方式・マクロ経済スライドの導入で、年金制度は負担の範囲内で給付をする制度となり、それまでの高齢者の最低消費支出をカバーするという考え方から決定的に乖離することになった。給付水準は固定された負担と均衡するかどうかで決まり、年金給付水準と消費水準（および生活保護基準）との関係は検証されない仕組みになったためである。そして、給付と負担が均衡するまで長期的に年金水準は低下する。厚生年金については、所得代替率5割が政策的目標とされ、2014年財政検証では長期的に維持される見込みであるが、基礎年金については、今後の水準の低下が基礎的消費支出を賄えなくなる可能性も否定できない見込みとなっている²⁰。

3. 2 公的年金水準の検討

国民年金（基礎年金）の水準は、生活保護基準とリンクして決められ、その後平均的な消費水準をカバーするように設定されてきたが、2000年代の改正以来、負担の限界の範囲内で給付水準が決まるようになり、消費水準との関係は検証されない仕組みになった。現在の高齢者はいちがいに弱者とは言えないので生活保護水準を直接参照する必要はなくなっており、また、年金制度の持続可能性を考えると、稼働世代の負担能力の範囲内で水準が決まるいわば「拠出建て」の仕組みは適切な仕組みであると考えられる。

一方で、基礎年金の水準はマクロ経済スライドと既裁定物価スライドの仕組みで今後低下していくことと、雇用の不安定化の中で保険料を払えない人が増えていることを考えると、社会保険方式の年金制度のみで最低生活水準を維持するこ

¹⁹ 年金制度の経緯については、西村淳(2015)「年金における公私の役割分担」年金と経済34(3)、同(2016)「国民年金再考—非正規雇用・低所得者の増加と年金制度体系」社会保障研究1(2)を参照。

²⁰ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金における財政の現況及び見通し—平成26年財政検証結果」2014年6月

とは困難であり、税方式で年金を補完する最低保障制度の創設が必要になると考えられる。このような制度はすでに欧州各国では存在しており²¹、わが国においても低年金者に対する福祉的給付である年金生活者支援給付金の創設が決まっていることからすると²²、さほど突飛な考え方ではない。最低保障制度の仕組みとしては、上記で述べたように70歳までは就労を原則とすべきことを考えると70歳以上からの支給とすること、過去の就労を評価する観点から年金給付額を基本として年金では不足する分を足し増しする仕組みにし、資産制限や就労要件は設けないこと、(世帯単位的生活保護と異なり)個人単位の給付とすることなどがポイントとなってこよう。

厚生年金は、高齢者の過去の雇用労働を評価し従前所得の一定割合を老後に保障する仕組みであり、年金だけでなく私的年金・貯蓄取り崩し・就労収入での補填を前提として、モデル的な現役世帯の収入の5割程度を高齢者夫婦世帯の年金水準として保障する²³現在の仕組みは適当であると考えられる。一方、今後の雇用不安低下による高齢期の格差拡大を考えると、給付乗率屈折²⁴、在職老齢年金、年金課税強化等により再分配を強化し、低所得者の所得保障と就労促進を図る必要がある。また、女性の就労実態と就労を前提とした規範的人間像を基本とすれば、モデル世帯を現在の片働きモデル(専業主婦モデル)から共働きモデルに変更していくことが求められるだろう(モデル世帯を変更することにより、年金の水準は低下することになる)。

3. 3 私的年金の検討

現在の制度においては、公的年金によって基本的な生活を保障し、それを上回る部分について私的年金で上乘せ的に補完するという考え方が通説的な説明になっている。今後、公的年金の水準が低下するとともに、増加する低所得者に対し

²¹ イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンなど。各国の動きの紹介は西村淳(2018)「諸外国における社会保障制度の概要」社会福祉双書編集委員会編『社会保障論』全国社会福祉協議会参照。

²² ただし、この給付金については、消費税の10%への引き上げの延期に伴い、施行が見送られている。

²³ 消費実態は若年世帯の8割となっている(前述1.2参照)。

²⁴ 年金額が高額になるほど給付乗率を低くする。アメリカの年金制度などですすでに行われている。

て再分配を強化する必要が強まる中で、中高所得者に対しては、公的年金の水準の低下分を私的年金で補い、公私年金の組合せで老後保障を行うというように制度設計の基本的考え方を切り替えていく必要があると思われる。そのために、私的年金の振興を図ることが急務になっていると言える。

私的年金の給付水準については、厚生年金基金について、1965年改正による創設時に厚生年金の上乗せ補完として明確に位置付け、制度設計上、公的年金の上乗せ部分に当たるプラスアルファ部分は代行部分の3割以上になるよう規制されたほか、代行部分の2.7倍までの積立金の特別法人税は非課税とされていた。この2.7倍というのは、当初は国家公務員の退職年金の水準までという理由であったが、その後1985年改正時に厚生年金法132条3項に基づく「努力目標水準」として明記された。このときの説明は「平均的な被用者の退職直前所得の6割」ということであった。その後の変遷で3.23倍となっているが、2013年の改正で、厚生年金基金制度は原則的に廃止されている²⁵。

現在の企業年金は確定給付企業年金と確定拠出年金を中心としている。このうち、確定給付企業年金の掛金は損金参入、給付には公的年金等控除が適用される税制上の優遇措置がとられているが、制度設計上望ましい水準は設定されていない。一方、確定拠出年金の拠出上限額は望ましい水準に基づいて決められているが、確定拠出年金は企業が拠出を行うだけで、加入者の責任で運用するものであり、給付水準が全く保障されていないものであり、老後を「保障」するものではない制度である。

こうした中で、近時企業年金のカバー率（加入者数）が低下していることは、極めて大きな問題である。これは、適格退職年金の廃止の後、移行した規約型確定給付年金の存続策として有効な策を講じられなかったことや、拙速な厚生年金基金制度の廃止策を理由とする部分があるが、より根底にあるのは、正規・長期雇用の減少にともなって、企業の退職金そのものが減少しているという事実であると思われる。企業年金を守り、振興を図るためには、雇用の変容を踏まえて、

²⁵ 企業年金制度の経緯については、前掲西村注19を参照。

退職金（企業年金）の位置づけを長期雇用の報奨としてのものから改めて、企業による従業員の老後責任を果たすものへと政策的・制度的に位置づけていくことが必要であろう。そのためには、企業年金の制度の多様化、企業側のリスクの軽減（従業員とのリスク分担）、税制上の支援措置などのこれまでとられてきた方法のほかに、公的補助や自動加入制度などの制度的な工夫が必要になってこよう。

また、企業のリスク回避の要請や、雇用形態の多様化・流動化に対応した企業年金の設計として、従来の確定給付型企业年金よりも、個人に運用が委ねられる企業型確定拠出年金やまったくの個人の年金である個人型確定拠出年金の拡充が注目されてきた。これらの制度では運用や拠出が個人の選択に委ねられるが、制度だけ用意して単に個人の選択にゆだねるだけでなく、企業による個人の選択を支援する義務を一層強化していく必要がある。

なお、公的年金の補完として、退職一時金ではなく年金で受給することを促進するために、退職金税制や企業年金の制度設計を改めることも求められているが、退職金・企業年金の縮小につながらないように、時間をかけて進めていくことが必要であろう。

各種の退職金・企業年金・個人年金について、税制優遇の上限枠内であれば制度にかかわらず、また年金か一時金にかかわらず同一の税制上の取扱いをすべきだとする個人退職勘定（IRA）の主張がある²⁶。しかし、現在は確定給付年金／確定拠出年金、企業年金／個人年金、一時金／年金というそれぞれの違いに応じて、望ましいほうをきめ細かく優遇しており、基本的にはそのような考え方を維持すべきであろう。2010年代に入ってから改革は、確定給付か確定拠出かという企業年金の枠内での選択を超えて、個人年金に舵を切ったようなものにも見える。とりわけ、個人型確定拠出年金の促進策は、近年急激に進められている。これは個人で老後に備える個人年金の一種である。拠出後の変動リスクを個人が負う点でかなり個人の役割が大きいものの、拠出・教育・商品提供等の責任が企業にある企業年金の一種である企業型確定拠出年金とは、まったく異なるものであ

²⁶ 「企業年金の法政策的論点（座談会）」ジュリスト第1503号(2017)中の森戸英幸発言(p28)など。

る。国家による公的年金の役割に限界があるから個人で備える個人年金で補完する、というのは、公的年金民営化論のような極端な議論であり、集団でのリスク対応（相互扶助）・企業責任としての企業年金が、公的年金の次に優先されるものとして考えられ続けるべきであろう。

確定給付年金制度は老後所得保障としてすぐれており、その存続をあきらめるのではなく、丁寧な制度設計によって確定給付年金を維持していく必要がある。そのために必要なこととして、リスクを企業だけに負わせるのではなく分担する仕組みを設けることがあり、これまでも確定拠出年金との併用やキャッシュバランスの採用などがおこなわれてきた。2016年の改正でも新たにリスク分担型制度という選択肢が導入されているが、確定給付を現役の期間だけにしたり公的年金支給までの有期年金にすることなどを含め、一層いろいろなリスク分担の方法を考えていく必要が出てくるだろう²⁷。近時、厚生年金基金における過去の不祥事を引いて総合型基金のガバナンスの難しさを強調する向きがあるが、だから総合型はだめだというのではなく、ガバナンスは受給権保護を手続において達成するものと考え、きめ細かな規制と運営を行っていく必要がある²⁸。

4 雇用と所得保障

4.1 年金支給開始年齢

高齢者の多くが働いていることや、給付を削減して負担を軽減する必要のために、年金の支給開始年齢の引き上げは今後の課題となっている。現在の支給開始年齢は原則65歳であるが²⁹、これまで雇用との接続措置を講じながら引き上げが行われてきた。一定年齢で年金を受給すると同時に退職もするという前提で、老齢年金＝退職年金であるという制度設計がなされてきたのである。年金支給開始

²⁷ 公的年金におけるマクロ経済スライドも、現役世代と受給世代でリスクを分担する方式の1つと考えられる。

²⁸ 企業年金制度のあり方に関しては、西村淳(2017)「企業年金制度の課題と将来」週刊社会保障2936、同(2018)「雇用の変容と安全・安心な年金制度」企業年金2018年1・2月号参照。

²⁹ 厚生年金についてはなお2025年度までかけて65歳までの引き上げ途上であり（女性は5年遅れのスケジュール）、2018年現在男性は62歳、女性は60歳である。

年齢の引き上げについては、1994年改正で厚生年金の定額部分（1階部分）を2001年から2013年までかけて3年に1歳ずつ引き上げることとされ、2000年改正では報酬比例部分（2階部分）を2013年から2025年までかけて3年に1歳ずつ引き上げることとされた（女性は5年遅れ）。これとあわせて、年金支給開始年齢までの雇用確保を図るべく高年齢者雇用安定法も改正され、2000年の改正では定額部分の支給開始年齢までの雇用確保を努力義務とした。2004年改正では65歳未満の定年の定めをしている企業に対し、2006年以降定額部分の支給開始年齢までの雇用確保措置（①定年年齢の引上げ、②再雇用及び勤務延長制度による継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれか）を講じることを義務付けた。2012年改正では（2013年施行）報酬比例部分の支給開始年齢引き上げのため、①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、③義務違反の企業に対する公表の規定、④指針の策定がおこなわれた³⁰。

今後も年金支給開始年齢の引き上げにあたっては、雇用との接続を図ることが前提となろう。「逃げ水」のように年金支給開始年齢だけを65歳よりも上に引き上げるとは適当でないと考えられる。また、雇用延長して退職した後の年金受給額の増額と長く働くインセンティブ付与のため、現在国民年金で60歳、厚生年金で70歳となっている年金加入年齢の上限を引き上げることや、支給開始年齢を繰り下げた場合の増額を70歳以上についても認めたり、増額率を引き上げることにも検討する必要がある。

4. 2 在職老齢年金

これまで、一定年齢で年金を受給すると同時に退職もするという前提で、老齢年金＝退職年金であるという制度設計がなされてきた。一方で、年金を受給しながら働く場合には、年金受給額は減額された額となる在職老齢年金制度が存在し

³⁰ 森戸英幸(2014)「高年齢者雇用安定法－2004年改正の意味するもの」日本労働研究雑誌56(1)、柳沢武(2016)「高齢者雇用をめぐる法制度の現状と課題」DIO313参照。

ている。

戦後 1954 年に厚生年金制度が再構築された際には、厚生年金は一定の年齢になると受給できる老齢年金ではなく、退職を要件とする退職年金であった。1965 年改正で退職要件がなくなった際に、在職中一部支給の制度として在職老齢年金制度が創設され、65 歳以上について基本年金額の 2 割が支給停止された。1969 年には 65 歳未満に在職老齢年金制度が創設された。1986 年法では厚生年金の加入年齢が終身から 65 歳未満に改正され、在職老齢年金は 65 歳未満対象のものになった。2002 年には一律 2 割支給停止に加えて標準報酬額により減額される方式になり、2004 年には加入年齢が 70 歳未満になり、65 歳以上にも在職老齢年金が適用になった（ただし、65 歳未満よりも減額率は低い）。その後高齢者雇用の促進が政策課題になる中、在職老齢年金による年金の減額が高齢者就労を抑制しているとの批判があり、2005 年からは一律 2 割停止の仕組みが廃止された。2007 年からは 70 歳以上にも在職老齢年金が適用されている。

現在年金支給開始年齢は引き上げ中で、2025 年には男性 65 歳になるため、今後 65 歳未満の在職老齢年金が問題になることはなくなっていく³¹。65 歳以上についてであるが、在職老齢年金による年金の減額が高齢者就労を抑制しているとの批判があるが、低賃金労働者に年金を加算するとともに、高所得者の年金を減額する再分配効果があるため、在職老齢年金には意義がある。65 歳以上も雇用されている状態を原則的な高齢者像と考えれば、働いている人には加入してもらうとともに、老齢年金であるというよりも退職年金に戻して、退職を受給の要件とした上で、在職老齢年金は雇用促進のための退職年金の在職中一部支給と考えて存続することが適当でないかと考えられる。

4. 3 高年齢雇用継続給付

60 歳代前半の雇用促進のための雇用保険制度からの給付である。1995 年に、

³¹ 山田篤裕(2015)「高齢者雇用と年金の接続」西村淳編著『雇用の変容と公的年金－法学と経済学のコラボレーション研究』東洋経済新報社参照。

賃金と給付の合計が60歳時に比べ15%以上減額になった場合に賃金の最大25%を補填するものとして創設された。2003年改正では、支給要件を厳しくし、25%以上減額になった場合に最大15%補填するものとされた。年金との支給調整が行われている。

60歳代前半の賃金補填を行うことで、雇用確保に大きな役割を果たしており、60歳代前半の所得保障を年金（財源は公費＋労使折半）で行っていたことと比べると、賃金プラス雇用保険（財源は労使折半）にいわば切り替えている意味をもち、企業の60歳代前半における役割を強化したことになる。雇用保険会計全体の中では、かなりの額を占めている³²。高年齢者雇用安定法の改正により、65歳までの雇用確保措置が企業に義務付けられていることから、奨励的給付としての役割は薄れ、2007年雇用保険部会報告では段階的に廃止するものとされた（このとき、国庫負担は廃止）。その後も「引き続き検討」とされて、廃止の具体的な動きにはなっていない。

賃金補填をすることで60歳前半の雇用確保に大きな役割を果たしており、早急な廃止は適当でないだろう。むしろ雇用義務付けのない65歳以上の雇用奨励のために、65歳以上にも拡大することを検討すべきである。この場合、65歳以上も雇用されている状態を原則的な高齢者像と考えれば、賃金低下を一部失業と捉えて、雇用保険から給付を行うことは正当化できるのではないかと考えられる。

5 高齢者に関わる税制

5.1 これまでの経緯

高齢者を弱者と見た税制は、1951年に老年者が「所得獲得上及び社会的立場等において弱者の地位にあることによる配慮」として老年者控除が創設されたものがはじめである³³。老年者控除は、1988年の公的年金等控除創設時に倍額の50万円になったが、2005年に廃止された。

³² 平成28年度雇用保険事業年報によると、一般求職者給付の給付額が6209億円であるのに対して、高年齢者雇用継続給付が1719億円、育児休業給付が4501億円となっている。

³³ 1952年からは税額控除であり、1967年から所得控除となった。

年金税制については、1957年から公的年金等の給付は給与所得とみなし、給与所得と合算して給与所得控除を適用していた。1973年に年金水準が拡充され「5万円年金」が創設された際に、年金をこの金額までは所得としないためとして60万円の老年者年金特別控除が創設された。これは1975年に78万円に増額された。その後1998年に年金収入は給与の後払いとしての性格を有しなくなったとして給与所得から雑所得になった際に、高齢者への配慮と他所得との負担調整のためとして、定額プラス定率の公的年金等控除となった（最低保証額120万円）。2018年税制改正では小規模な改正が行われることとなった（2020年から）³⁴。

公的年金等控除は、年金所得のほとんどが課税されないことになるため、高齢者優遇になっているとともに、就労している高齢者については給与所得控除との二重控除になっているとして批判が強い³⁵。

5. 2 検討

現在の公的年金等控除は、年金を非課税とするためにつくられたがのち廃止された老年者控除の系譜を引いて、高齢者を弱者として優遇するとともに、就労している場合は二重控除になっている。就労している高齢者像を想定するとともに、再分配効果を考えれば、過去の就労収入から支払った保険料の見返りとして年金を考え、給与所得に戻して高齢期の就労収入とともに総合課税し、高齢者を一方的に弱者とみた公的年金等控除は縮小されるべきである³⁶。

6 おわりに

本稿では高齢者特有の課題に対応した所得保障制度のあり方を総合的に検討

³⁴ 内容は、公的年金等控除額を一律10万円引き下げるほか、公的年金等の収入金額が1,000万円超などの高額所得者について、控除額を引き下げるものである。

³⁵ 佐藤主光(2016)「年金課税のあり方」税研32(2)、田近栄治(2016)「年金税制改革—公的年金等控除を廃止し、年金財源強化を」税研31(5)など参照。

³⁶ 老年者の保護を行うのであれば年金収入を特別視する公的年金等控除ではなく、老年者控除で対応すべきだという見解が存在するが（高山憲之(1992)「公的年金の給付課税—理論と現実」高山憲之編『ストック・エコノミー』東洋経済新報社など）、すでに高齢者を一方的に弱者と見るのが適当でない以上、老年者のみ控除を設けて保護をする説明はつかないと考えられる。

した。各制度を通してみると、従前は高齢者を保護の対象と考え、生活保護基準を基礎とした年金額を非課税で保障するという制度体系であったが、多くの高齢者が健康で経済的にも必ずしも弱者とは言えなくなっていることを踏まえると、多様で能動的な高齢者像を想定し、若年時の就労に基づく年金を基本としつつ、就労継続や社会参加を支援する所得保障制度が求められる。高齢者には老後に向けての長い準備期間があることが特徴であり、長い人生による蓄積を評価するとともに、格差があることに着目した低・中高所得者への対応が必要である。

このように考えると、まずは高齢者の労働能力の活用を支援しつつ、その減退に対応できるような制度が求められる。年金支給開始年齢の引き上げは高齢者雇用継続支援確保が条件となる。雇用支援の観点から、高年齢者雇用継続給付と在職老齢年金を、退職前一部給付と考えて存続することが求められる。また、年金税制は雇用支援の観点から総合課税を徹底すべきである。ただし、高齢者にいつまでも若年層と同様の稼働能力を認めることは困難であり、若年者向けの就労促進的な生活保護とは別に高齢者向け最低保障制度が必要であると考えられる。

高齢者の所得保障は若年時の就労に基づく年金が基本である。長い準備期間があるので、準備を支援する必要がある。厚生年金の共働き世帯モデルへの変更や、私的年金の振興が必要になる。一方、格差が大きいため、老後準備ができない人には再分配と最低保障が必要であり、生活保護における高齢者特有の社会参加ニーズに着目した最低水準の確保などが求められる。

参考文献

文中に掲載のもの

第10章

目標とする老後の生活水準を設定するための家計アプローチ*

一般社団法人 年金総合研究所 佐野 邦明**

要旨

個人が引退後に向けた資産形成を検討する際、さらに政府がその奨励策を検討する際には「目標とする老後の生活水準の設定」が重要な要素となる。OECD や ILO 等の国際機関は引退後の生活水準の指標として「所得代替率」を用いており、日本でも公的年金の給付水準等を検討する際にも利用されている。しかし、私的年金制度の必要性を具体的に検討する際には、様々な生活水準を想定した家計支出に基づく分析が必須となる。そこで、オーストラリアで活用されている家計アプローチの開発・発展過程を俯瞰し、日本で検討する際の課題等について考察した。オーストラリアでは、老後の所得保障水準に「最低限の社会生活が可能な生活水準」「標準的な社会活動が可能な生活水準」「余暇などを満喫することが可能な生活水準」といった指標を設定し、公的年金・企業年金・個人貯蓄それぞれの達成すべき範囲を明確化して、広く国民で共有する仕組みが構築されている。日本でも、「基礎年金で賄うべき部分」「厚生年金で賄うべき部分」「公的年金以外で賄うべき部分」といったモデル家計支出・充分性指標を、統計資料の分析と専門家等の議論を経て最終決定し、国民的合意を得る必要があると思われる。

キーワード：老後の生活水準、家計アプローチ

* 本研究は、平成29年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」（H29-政策-一般-002）の一環として実施した。

** 本稿は個人の意見に基づいており所属する団体・組織のものではない。

1 問題意識

個人が引退後に向けた資産形成を検討する際、さらに政府がその奨励策を検討する際には「目標とする老後の生活水準の設定」が重要な要素となる。OECD や ILO 等の国際機関は引退後の生活水準の指標として「所得代替率」を用いており、日本でも公的年金の給付水準等を検討する際にも利用されている。

しかし、私的年金制度の必要性を具体的に検討する際には、様々な生活水準を想定した家計支出に基づく分析が必須となる。

そこで本稿では、オーストラリアで活用されている家計アプローチの開発・発展過程を俯瞰し、日本の老後所得の充分性検討の際の課題等について考察する。

2 オーストラリアの年金制度

オーストラリアの年金制度は、一般財源による税方式の公的年金である「老齢年金 (Age Pension)」と一定以上の収入のある被用者に強制適用される「スーパーアニュエーション (Superannuation)」¹から構成される。

老齢年金の給付水準・スーパーアニュエーションの目標積立水準は家計アプローチによる支出額と対応づけられている。

2. 1 老齢年金 (Age Pension)

老齢年金は、年金支給開始年齢到達者でオーストラリア在住10年以上の者に支給される。年金額は「基礎額・付加額²・燃料補助³」から構成され、2018年3月現在の年金額 (2週間あたり) は表 1-1 のとおりである。

【ここに表 1-1 を挿入】

年金額は消費者物価指数と年金受給者生活コスト指数 (Pensioner and Beneficiary Living Cost Index) に応じて年 2 回 (3月・9月) に改定される。

¹ スーパーアニュエーションは、オーストラリアでは、「被用者の2階部分の年金」を指す一般的用語である。本稿では、1992年に導入された被用者に強制適用の「拠出建制度」であるスーパーアニュエーションを前提として記述する。

² 医薬品・日用品・通信費等への補助

³ 光熱費等への補助

老齢年金の位置づけは「就労能力を喪失した高齢者に対する生活扶助」であり、障害による労働能力の喪失・就労できない寡婦・孤児等に対する生活扶助と同様の位置づけである。

一般財源による税方式で運営される高齢者に対する生活扶助の位置づけのため、ミーンズテストが適用され、居住用の住居を除く資産額を基準とした「資産テスト (Asset Test)」、および、老齢年金以外の収入額を基準とした「収入テスト (Income Test)」が適用される⁴。収入テストでは、2週間当たりの収入が、単身者168豪ドル (13,776円)・夫婦300豪ドル (24,600円) の限度額を超過した額の50%相当額が控除される⁵。

資産テストでは不動産等の資産は限度額を超過した額の3/1,000が、スーパーアニュエーションを含む金融資産は資産額に応じて1.75%~3.25%を乗じた額の1/26が減額⁶される。

【ここに表1-2を挿入】

年金支給開始年齢は2017年7月現在65.5歳で2年ごとに0.5歳ずつ引き上げられ、2023年7月以降は67歳となる。

【ここに表1-3を挿入】

2.2 スーパーアニュエーション (Superannuation)

オーストラリアでは1992年に被用者に対して強制適用される拠出建制度 (DC) のスーパーアニュエーションを導入した。

適用対象者は18歳以上かつ月収450豪ドル (36,900円) 以上の被用者、または、18歳未満で月収450豪ドル (36,900円) 以上かつ週労働時間が30時間以上の被用者。

事業主は賃金の9.5%以上⁷を従業員の指定する運用機関の口座に拠出しなければ

⁴ 「資産テスト」・「収入テスト」を適用し、老齢年金額が低額となる方を適用

⁵ 2018年3月現在の額

⁶ 年金は2週間単位で支給されるため金融資産からの1年分のみなし収益 (1.75%~3.25%) の1/26が減額される

⁷ スーパーアニュエーションの掛金は2021年6月末までは9.5%。で2021年7月からは10%に引上げ予定。以後、毎年0.5%ずつ引き上げ、2025年7月からは12%となる予定。

ばならない。従業員が口座を指定しない場合は事業主が設定する低コストのデフォルトファンドである「マイ・スーパー」(ターゲットイヤー型またはバランス型)に拠出する。なお、日本の確定拠出年金制度とは異なり、通常は、従業員が自ら運用商品を組み合わせて運用することはなく、既存の運用商品の中から一つを選択する。

スーパーアニュエーションからの給付引出は原則として60歳以上⁸であり、一時金・定期的取崩・終身年金(スーパーアニュエーションの残高で終身年金保険を購入)のいずれかの形態である。

定期的取崩の場合、年間取崩額は年齢階層に応じ、スーパーアニュエーション残高の一定率以上としなければならない。

【ここに表1-4を挿入】

スーパーアニュエーションの税制上の取り扱いは、拠出段階・運用段階では課税、給付段階では非課税で「TTE」となっている。ただし、拠出段階・運用段階の税率は通常の所得税率よりも低い軽減税率が適用される⁹。

【ここに表1-5を挿入】

なお、年間収入が37,000豪ドル(3,034,000円)以下の低所得者に対しては、スーパーアニュエーション掛金の15%相当額(500豪ドル・41,000円が上限)を政府が追加拠出するという優遇策が存在する。

2. 3 年金の給付水準と家計支出の対応関係

公的年金額は「消費者物価上昇率・年金受給者生活コスト」で改定されるが、その水準は「節約と注意深い資金管理を必要とするが、社会的通念に従い経済的・社会的活動を可能で、職場・地域社会・家庭生活で一般に期待される活動を実行することが可能な生活水準」¹⁰に対応する。Social Policy Center [1998]では「ロー

⁸ 終身にわたる就業不能等、特別な場合は60歳未満での引出が可能

⁹ 課税後の所得からスーパーアニュエーションへ拠出することも可能であり、その部分の拠出上限は年間10万豪ドル(820万円)

¹⁰ Social Policy Research Center [1998]

コスト水準(Low Cost Standard)」と定義されている。

一方、老齢年金にスーパーアニュエーションを上乗せした生活水準は「標準的水準 (Modest but Adequate Standard)」と定義され「オーストラリアにおいて現代的な生活を営むことが十分に可能で、いくつかの基本的な生活の選択肢についても対応可能な生活水準」¹¹に対応している。

さらに、個人貯蓄を上乗せした「余裕ある水準 (Comfortably Affluent but Sustainable Standard)」は「自助努力による積立を前提とし、様々なレジャー活動や社会活動への参加が可能な生活水準」¹²と定義され、Social Policy Center [2004]で導入された。

本稿執筆時点¹³で公開されている、オーストラリア・スーパーアニュエーション基金連盟 (The Association of Superannuation Funds of Australia : ASFA) のホームページに公開されているそれぞれの生活水準に対応する金額・イメージは「表1-6」のとおりである。

【ここに表1-6を挿入】

3 家計アプローチの開発・発展過程

3.1 家計アプローチと所得代替率アプローチ

OECD等の国際機関の統計資料では公的年金や私的年金の給付水準は「所得代替率」で表示するのが一般的であり、日本でも公的年金制度の給付水準を「所得代替率」を用いて表現している。所得代替率は、引退前の収入と引退後の収入を対比した指標であり、日本の厚生年金制度の財政検証では「支給開始時点の公的年金額(年額)と厚生年金制度被保険者の年収(標準報酬月額と標準賞与額の合計額)の平均値の比率」と定義される¹⁴。

¹¹ Social Policy Research Center [1998]

¹² Social Policy Research Center [2004]

¹³ 2018年5月初旬

¹⁴ 「所得代替率」は様々な場面で使用されるが、その意味は国・機関によっても「引退直前の収入と引退後の年金額の比率」を指す等異なることもあるため、どのような意味で使用されているのかに留意する必要がある

所得代替率は年金受給者の収入と現役世代の収入の比率で、過去から公的年金水準の指標として一般的に使用されていることからなじみのある指標といえる。しかし、実際の高齢者の家計支出とは直接リンクしていないため、所得代替率のみでは具体的な生活費をイメージすることが困難である。

一方、「家計アプローチ」は「想定する生活水準を維持するための家計支出に着目した指標」で、「特定の家族構成におけるある地域・ある時点における生活水準（Living Standard）」を基準に家計支出を決定するアプローチである。当該生活水準維持のために必要な食糧・燃料・衣服等の物品や利用するサービスの数量・頻度と単価を積上げてモデル家計支出（Budget Standards）を決定する。

具体的には、①ある特定の家族構成（家族数・年齢・性別等）と生活水準を想定、②その家族構成・生活水準において消費する物品・サービスの購入数量・利用頻度を決定、③それぞれの物品・サービスの市場価格（単価）を乗じて家計支出を算定する。

消費する物品・サービスは想定する家族構成・生活水準によって購入数量や頻度が異なり、また、品質によって単価が異なり、さらに使用期間（耐久年数）も異なるといった点を考慮する。「生活水準維持に必要な物・サービス」を特定することができれば、単価を参照することにより必要な家計支出が算定可能であるため、時点の経過による「生活水準に必要な物・サービス」の変化や価格の変更を柔軟に行うことが可能で、かつ、「修正過程の透明性」を確保でき「生活実態に基づいた判りやすい指標の作成が可能になる」という特徴がある。

ただし、実際の家計調査データを収集しただけでは、特定の生活水準において利用されている物品・サービスが「必要（needs）」なものであるのか、「単なる嗜好（wants）」に基づくものであるのかの判別が困難である。したがって、家計アプローチにおいては、家計調査結果は客観的データとして尊重するものの、それ以外の決定要素として専門家による「規範的判断（normative judgment）」を併用し、物品・サービスが「必要（needs）」なものであるのか「単なる嗜好（wants）」に基づくものなのかを判別することが必要となる。

3. 2 1998年版家計アプローチ

オーストラリアでは英米の先行研究を参考に、社会保障省（The Commonwealth Department of Social Security : DSS）が社会保障制度¹⁵の充分性を評価するため、ニューサウスウェールズ大学社会政策リサーチセンター（New South Wales University the Social Policy Research Center）に依頼し、家計アプローチに基づく指標の開発に1995年10月に着手し、報告書¹⁶が1998年に公表された。

1998年版家計アプローチでは、「想定する生活水準」として「オーストラリアにおいて、現代的な社会生活を営むうえで、いくつかの基本的な選択肢について対応可能である家計支出の水準」を「標準的水準（Modest but Adequate Standards (MBA)）」と定義して家計アプローチの基礎としている。

実際の家計支出データから導出される家計アプローチでは「家族構成」・「居住地域」・「持家状況」等によって費目の構成割合と支出額は変わる。そのため、「居住地域はシドニー近郊とし、12 類型・26 パターンの家族構成・持家状況¹⁷」等を基準にして購入する物品や利用するサービスの内容・価格を決定している。

決定に際しては、詳細な費目分類に基づく家計支出データを参照しつつも、社会通念・慣習を踏まえた専門家の知見を反映した「社会的規範 (Community Norms)」や「経験則 (Rules of Thumb)」、等に基づいて統計データを補正し、最終的な「標準的水準」のモデル家計支出を作成している。

【ここに図2-1を挿入】

「標準的水準」のモデル家計支出を決定した後に、「標準的水準」の物品・サービスの品質・価格を修正し「ローコスト水準」の家計支出を決定するが、その際にも「社会的規範」・「経験則」に基づく判断によって決定する。なお、標準的水準とローコスト水準の判別に際しては経験則の一形態としての「所有比率基準

¹⁵ 公的年金に限らず、社会扶助等も含む社会保障制度全般が対象

¹⁶ Social Policy Research Center [1998]

¹⁷ 年金受給者の世帯は「夫婦とも70歳の持家二人世帯」と「70歳の女性単身世帯」がモデルとなっており、持家を前提としている

(Ownership Rules)¹⁸」が適用されている。

「ローコスト水準」は必要最低限のイメージではあるが、「生存可能な最低限度の生活を維持するための家計支出」ということではなく、「儉約と注意深い資金管理を必要とするが、社会通念に従って経済的・社会的活動をすることが可能であり、職場・地域社会・家庭生活において一般的に期待される活動が可能な生活水準を維持するための家計支出」として定義される。

モデル家計支出を決定する際には、「標準的水準」や「ローコスト水準」といった概念が実際にどのような生活水準を意味するのかについて、詳細に決定することが必要となる。そのため、既存の（または、新たに形成された）社会的通念を基礎とし、かつ、「標準的水準」や「ローコスト水準」を決定するための現実的に適用可能な判断基準を策定する必要がある。それらの水準は地域社会で広く認知されている基準に則り、それぞれの地域における社会的通念ができるだけ反映されなければならない。

「経験則」を利用することにより、モデル家計支出に何を含めて何を含まないかという詳細な作業を行う上での判断に費やす労力を軽減できる。ただし、家計の個別支出領域において他の支出領域との関連性を考慮せずに「経験則」を適用すると、家計支出全体の適正水準と個別の支出領域の結果を単純に累積した結果に不整合が生ずる等、「経験則」や「保有比率基準」が全ての支出領域において常に有効であるとは限らない点に留意しなければならない。

なお、モデル家計支出は住居費・衣料品・食料品等費目別に設定されているが、「標準的水準」や「ローコスト水準」は家計支出総額の水準を示しているものであり、個別の支出領域ごとにモデル家計支出額と実際の支出額に差が生ずることは許容している。例えば、食費を削ってその分衣料品を増額して家計支出総額が全体として標準的水準（またはローコスト水準）となることには特段の問題はないとしている。

¹⁸ 所有比率基準：「標準的水準」と「ローコスト水準」を区分する指標で、全家庭の50%以上が保有・利用する物品・サービスは「標準的水準」、75%以上が保有・利用する物品・サービスは「ローコスト水準」にそれぞれ該当するという定量基準

1998年版の家計支出の指標は以下のとおりである¹⁹。

【ここに表2-1を挿入】

3.3 2004年版家計アプローチ

家計アプローチでは、想定する生活水準維持のために必要な食糧・燃料・衣服等の物品や利用するサービスの数量・頻度と単価を積上げてモデル生活家計支出を作成する。そのため、モデル家計支出を構成する個々の物品やサービス価格の変動を反映させなければならず、また、時代の変化に伴い変化する購入物品の種類や品質、利用するサービスの内容の変化も反映させる必要がある。ただし、購入物品の種類や品質、利用するサービスの内容は短期間では大きく変化しないため、物品やサービス価格の変動とは異なり、一定の期間経過後にモデル家計支出に反映させるのが効率的である。

この点を踏まえ、オーストラリアの家計アプローチでは5年間は原則として個別の物品・サービスの価格変動のみを考慮し、5年ごとに物品の種類やサービス内容について再検討し、必要に応じて見直すこととしている。

2004年に最初の本格的な見直しが行われ、スーパーアニュエーションに個人の貯蓄を上乗せして達成する生活水準として「余裕ある水準」が設定された²⁰。1998年に設定された公的年金のみに依存する「ローコスト水準」やスーパーアニュエーションを上乗せした「標準的水準」のみでは引退後生活の目標としては低すぎるとして、個人の自助努力を促すために「余裕ある水準」を示したと考えられる。

2004年版モデル家計支出は、ニューサウスウェールズ大学社会政策研究センターとスーパーアニュエーション基金連盟が共同で、1998年版モデル家計支出を基礎として発展させたものである。

【ここに図2-2を挿入】

¹⁹ 本モデル家計支出は年金受給者以外の世帯も含めたもの。年金受給者は持家が前提となっていることに留意。また、1998年当時の家計支出区分・想定生活水準によるものであり、現在とは異なっている

²⁰ 2004年版のモデル家計支出は「The Westpac/ASFA Retirement Standards」として示されている

1998年版では、老齢年金の支給水準に対応する「ローコスト水準」とスーパーアニュエーションを上乗せした「標準的水準」のモデル家計支出が示されていたが、2004年版では「標準的水準」と「余裕ある水準」の二通りを示している²¹。作成手順は、1998年版のモデル家計支出を構成する物品・サービス価格の変動を考慮して価格水準を調整した後、時間経過に伴う購入物品や利用するサービス内容の変化を、家計支出調査データをもとに見直している。さらに、実際の家計へのヒアリング調査等の結果を踏まえて修正し、最終的な2004年版モデル家計支出を決定している。

「標準的水準」は1995年と同様、オーストラリアにおける標準的な生活水準を想定しており、基礎的なレジャーや社会活動への参加が可能な生活水準である。

「余裕ある水準」は2004年版で新たに設定された生活水準の目標であり、自助努力による引退後に備えた積立を前提とし、様々なレジャー活動や広範な社会活動が多額の資産取崩を前提とせずに実現可能な生活水準と想定されている。具体的には、「標準的水準」を基礎として、購入する物品や利用するサービスを追加し、併せて、同じ品目であっても「標準的水準」よりも高品質の物品・サービスを購入・利用するものとしてモデル家計支出を導出している。

2004年版家計アプローチにおけるモデル家計支出は「表2-2」のとおり。

【ここに表2-2を挿入】

3. 4 2009年版家計アプローチ

2009年版のモデル家計支出は、2004年版モデル家計支出作成と同様の手順²²で、スーパーアニュエーション基金連盟が作成した。モデル家計支出は「標準的水準」と「余裕ある水準」の2パターンである点は2004年版と同一である。

オーストラリア政府統計局は2009年9月に「生活コスト指数（Analytical Living

²¹ 2004版の「The Westpac/ASFA Retirement Standards」では最終的に「ローコスト水準」のモデル家計支出は示されず、「標準的水準」と「余裕ある水準」のみが示されている（年金受給者のローコスト水準は老齢年金に対応する家計支出）

²² 【図2-2】参照。ただし、オーストラリア政府統計局（Australia Bureau of Statistics）が消費者物価指数のカテゴリーを変更したため、モデル家計支出作成の際に技術的調整を行っている

Cost Index)」を2003年のデータから遡って公表した。当該指数の中に「積立を行っている引退家計²³による消費支出指数」があり、「標準的水準」はスーパーアニュエーションによる積立、「余裕ある水準」はスーパーアニュエーションによる積立に加えて自助努力による積立（個人貯蓄）を行っていることから、2009年版のモデル家計支出検討の際に当該指数が参考資料とされている。

モデル家計支出を作成する際には、2004年版のモデル家計支出に物品・サービス価格の変動を反映した仮の家計支出を最初に算定し、次に、生活環境の変化を反映して購入する物品・利用するサービス内容の見直しを行っている。2009年版の検討作業では、インターネットや携帯電話の普及等を反映し、パソコン・ソフトウェア・携帯電話の購入費用やインターネット接続サービスに利用料金等の品目が追加されている²⁴。また、年齢に応じた私的医療保険への補助金を活用した保険購入費用増加の影響も反映されている²⁵。

その後、実際の家計へのインタビューによる調査結果を反映して最終的な2009年版モデル家計支出が決定された。最終的に決定したモデル家計支出は物品・サービス価格の変動を反映させたものよりも家計支出総額は抑制されたものとなっている。ただし、個別費目でみると「衣料品・履物」や「レクリエーション」²⁶は消費者物価変動を下回る金額として設定され、「食費」・「光熱費」²⁷は消費者物価上昇を上回る金額に設定されている。この原因は生活習慣の変化に伴うものであり、例えば「食費は健康志向によって増加した」と説明されている。

【ここに表2-3を挿入】

3. 5 2014年版家計アプローチ

オーストラリアでは、65歳到達者の平均余命が、1983年時点では男子14年・女

²³ 主たる収入がスーパーアニュエーションや不動産等からの収入であり、労働力率に算入されない55歳以上の者から構成される家計

²⁴ 家電等の購入費用の増加やコミュニケーション（消費者物価分類の変更に伴って家計支出に追加された費目）への支出が増加

²⁵ 医療費支出の増加要因

²⁶ 消費者物価分類の変更に伴って新設された項目

²⁷ 消費者物価分類の変更にもなって「住居費（Housing）」に含まれる

子18年であったものが、2002年では男子18年・女子21年、2012年では男子19年・女子22年と長寿化が進行している。この結果、85歳以上の高齢者人口は2010年の40万人から2050年には180万人へと増加することが見込まれている。

現在の65歳到達者が90歳まで生存する割合も男子で26%、女子で40%と見込まれ、かつ、健康状態の向上に伴い95歳で生存する割合も男子9%、女子17%と見込まれるようになった。

このため、モデル家計支出も長寿化に対応できるものが必要とされ、従来の70歳を想定したモデル家計支出は「65歳～85歳」の年齢層を想定したモデルとし、あらたに「85歳～90歳代前半」の年齢層を想定した家計支出モデルを「90歳モデル家計支出」として設けた。従来の「70歳モデル」は健康状態が良好な者を想定していたが、「90歳モデル」では加齢に伴う健康状態の変化を反映している。

具体的には、「70歳モデル」と比較して「90歳モデル」は、「標準的水準」では若干のモデル支出額の減少に留まるが、「余裕ある水準」では約10%の減少となっている。住宅費・食費・家電等住宅関連費用・コミュニケーション費用などの基本的な支出は70歳モデルと概ね同水準であるが、加齢に伴う医療費・介護費用は増加する半面、自家用車による外出・レジャーへの参加機会が減少する。その結果、交通費・レジャーへのモデル支出の割合が高い「余裕ある水準」ではモデル家計支出総額は約10%減少する。

【ここに表 2-4を挿入】

【ここに表 2-5を挿入】

3. 6 2018年版家計アプローチ

2014年版家計アプローチでは、90歳モデルを新たに設けた以外は、「消費者物価」と「積立を行っている引退家計の消費支出指数」の変動に基づいてモデル家計支出を設定しており、家計の消費する物品や利用するサービス内容の変化は織り込まれていない。2018年版では消費者物価等の変動を反映して物品・サービスの価格を見直すとともに、オーストラリアにおける社会的環境の変化等を反映し

て物品・サービスの構成内容を見直してモデル家計支出を作成している。なお、本稿執筆時点のスーパーアニュエーション基金連盟のホームページに掲載されているモデル家計支出は「70歳モデル（65歳～84歳の年齢層を想定）」のみであり、「90歳モデル（85歳以上の年齢層を想定）」は掲載されていない。

2018年版で物品・サービスの内容が見直されている部分は「コミュニケーション」・「医療保険」・「住居費」・「レクリエーション」の部分である。

特に「コミュニケーション」はIT技術の急速な発達と高齢者の利用拡大を受けて大幅な見直しが行われており、パソコン以外のデバイス（スマートフォン・タブレット端末）の利用、インターネット経由の情報取得・動画視聴・ソーシャルネットワークサービス等の利用浸透が反映されている。

その他、「医療費」では私的医療保険に関する補助金制度の変更、「レクリエーション」ではオーストラリアに近い地域の海外旅行の拡大といった状況が反映されている。

また、2009年版では公的年金の身に依存する「低コスト水準」と大きな差が生じていなかった「標準的水準」のモデル家計支出は、物品・サービスの見直しの結果、消費者物価等の上昇を大きく上回る引上げが行われている。見直し後の「余裕ある水準」・「標準的水準」のモデル家計支出は以下のとおりである。

【ここに表2-6を挿入】

4 日本の老後所得保障の充分性に関する示唆

4.1 日本における老後所得保障の充分性指標の現状

日本における家計収支を基礎とする例には生活保護制度がある。同制度では「健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を促すことを目的」として、家族構成に応じた「日常生活に必要な食費・被服費・光熱費等（生活扶助）」・「アパートなどの家賃（住宅扶助）」・「医療や介護サービスのための費用（医療扶助・介護扶助）」等が支給される。支給額は当該家計の収入が最低生活を送るため

の必要額に不足する額として定められる。²⁸

一方、公的年金の給付水準は所得代替率で示されている。財政検証で用いられる所得代替率は、支給開始時の夫婦世帯のモデル年金額と被保険者の手取り賃金（標準報酬から厚生年金保険料を控除）の比率として算出され、平成26年度の所得代替率は62.7%²⁹である。

昭和61年の制度導入時における基礎年金の給付水準は、「基礎年金額は老後生活の基礎的部分を保障する」³⁰とされ、老後の生活費を意識した「家計アプローチ」の要素が反映されていたと考えられる。

現在、公的年金制度では保険料の範囲内で給付を行う「マクロ経済スライド」が導入されており、基礎年金にも適用される結果、制度導入時の「基礎年金額は老後生活の基礎的部分を賄う」という老後の生活費と基礎年金額の関係は薄れたと考えられる。公的年金制度は老後の所得保障を支える中心となる制度であり、高齢者の家計支出と一体の関係性を保つことは重要である。

また、「マクロ経済スライドによって公的年金の水準低下が避けられないため、企業年金や個人の自助努力の可能性が高まる」と言われているが、公的年金の給付水準が所得代替率のみで示されており、老後の家計支出との関係性が曖昧であれば、企業年金・自助努力で補う範囲も漠然としたものとなり、企業・個人が引退後に向けた資産形成を検討する際の目標設定が困難とならざるを得ない。

「所得代替率」による給付水準の表現は、現役世代と年金受給者世代の収入面の比較という意味では「分かりやすい指標」と言えるが、具体的な家計支出との対比における生活水準の関係を把握するためには不十分であろう。

この点は、「ローコスト水準＝公的年金水準」、「標準的水準＝公的年金＋スーパーアニュエーション」、「余裕ある水準＝公的年金＋スーパーアニュエーション＋個人貯蓄」と、生活水準との対比でそれぞれの制度を関係づけているオーストラ

²⁸ 生活保護制度では居住地域（級地）によって最低生活費（給付額）が異なる等、居住地が年金額算定の基礎とはならない年金制度とは異なる点があることに留意

²⁹ 厚生労働省 [2014]

³⁰ 吉原・畑 [2016]

リアの方法が明確であるといえよう。

日本で公表されている家計調査データとしては総務省家計調査がある。直近の2017年版の概要によれば、高齢無職世帯の家計収支は、収入209,198円に対して消費支出235,477円、非消費支出28,240円、支出合計263,717円、差し引き54,519円の不足という状況が把握できる。

【ここに図3-1を挿入】

ただし、本統計は高齢無職世帯の平均値であり、詳細な所得階層別の収支状況ではないため、このデータのみではオーストラリアの家計アプローチのような「公的年金の給付でカバーすべき範囲³¹」・「公的年金以外でカバーすべき範囲」の検討には一般に公表されているデータのみでは不十分であるといわざるを得ない。

4. 2 日本における家計アプローチ導入へ向けて

家計アプローチは家計支出額に基づいて生活水準を表示するため、直接的でわかりやすいという特徴がある。基礎データとして家計調査を利用するため、ある程度客観的な統計に基づく議論を行うことが可能であるという特徴もある。

公的年金や企業年金等によって確保される引退後の生活水準は国民にとって重要な情報である。オーストラリアの例のように、基礎年金・厚生年金を前提とした場合の「現在および将来の期待できる生活水準」、「公的年金に企業年金・個人の自助努力を上乗せすることによって達成される生活水準」と家計支出との関係を明らかにするための充分性指標を作成し、広く国民に認識させるべきである。

そのためには、老後の家計支出に関する詳細な統計データによる分析と、オーストラリアの例のように、「社会的規範」や「経験則」による目標生活水準の設定が必要となる。

日本における家計支出等に関する統計データでは、総務省の家計調査が代表的なものであるが、目標生活水準・老後収入の充分性指標作成に必要な「家族構成・

³¹ 公的年金の内訳としての「基礎年金でカバーすべき範囲」と「厚生年金でカバーすべき範囲」の議論を行うことも一般に公表されている資料のみでは不十分

年齢階層・所得区分ごと」等のデータは政府のホームページ等で一般に公表されてはいない。老後の生活水準の目標を設定するうえでは重要な基礎となるものであるため、データの詳細が一般に周知されることが望ましい。

先行事例では、目標生活水準の設定には、統計データ以外に、社会的規範・経験則等を踏まえた「専門的な研究に基づく判断」が必要となるが、この部分は主観的に基づくバイアスが介在する可能性がある。公正な結果を得るためには、有識者による合議を経て決定するといった組織的対応が必要となろう。

オーストラリアの例では、「ローコスト水準」・「標準的水準」・「余裕ある水準」といった生活水準の決定に際して、政府の統計局による詳細な家計調査に基づき、モデル家計支出を仮決定した後に、実際の家計へのヒアリング・専門家で構成される委員会等の議論を経た後に最終的なモデル家計支出が決定される。

日本では、オーストラリアの「ローコスト水準」・「標準的水準」に対して、「基礎年金で賄うべき部分」・「厚生年金で賄うべき部分」・「公的年金以外で賄うべき部分³²」といった生活水準に対応するモデル家計支出・充分性指標を、詳細な統計資料の分析に基づく仮のモデル家計支出を設定した後に、専門家で構成される委員会等の議論を経て最終決定し、国民的合意を得る必要があると思われる。

日本は高齢化先進国であり、公的年金のみで豊かな老後生活を送ることは期待できる状況ではない。引退後に「それなり」の生活をおくるためには、企業・個人も含めた努力を行うことが必要であり、厳しい現実を踏まえた「モデル家計支出」に基礎を置いた具体的な目標設定が喫緊の課題であると考えられる。

³² この内訳として「企業・職域で賄う部分」・「個人の自助努力で賄う部分」といった区分も考えられる

参考文献

- ◇ Social Policy Research Center [1998] : Development of Indicative Budget Standards for Australian (March 1998) Budget Standards Unit Social Policy Center University of South Wales
- ◇ Social Policy Research Center [2004] : Updating and Extending Indicative Budget Standards for Older Australians Final Report (January 2004) Social Policy Center University of South Wales
- ◇ Retirement Budget Standards [2009] : Updating and Extending Indicative Budget Standards for Older Australians in 2009 (April 2010) Association of Superannuation Funds of Australia (ASFA)
- ◇ ASFA Retirement Standards [2014] : Spending Patterns of Older Retirees New ASFA Retirement Standards September Quarter 2014 (ASFA)
- ◇ ASFA Retirement Standards [2018] : 2018 ASFA Retirement Standards Budget Review April 2018 (ASFA)
- ◇ 厚生労働省 [2014] : 平成 26 年財政検証レポート 厚生労働省年金局数理課
- ◇ 吉原・畑 [2016] : 日本公的年金制度史 吉原健二・畑 満 著 中央法規

【表 1 - 1】 老齡年金額

	単身者	夫婦（合計）
基礎額	826.20 (67,748円)	1,245.60 (102,139円)
付加額	67.30 (5,519円)	101.40 (8,315円)
燃料補助	14.10 (1,156円)	21.20 (1,738円)
合計	907.60 (74,423円)	1,368.20 (112,192円)
年額換算 (26倍)	23,597.60 (1,935,003円)	35,568.00 (2,916,576円)

(注 1) 金額は2018年3月現在の2週間当たりの額（1豪ドル82円で換算。以下同様に換算）

(出所) オーストラリア政府（Department of Human Services）ホームページ

【表 1-2】 資産テストの限度額

不動産等の資産

	自宅保有	自宅非保有
単身者	253,750豪ドル (20,807,500円)	456,750豪ドル (37,453,500円)
夫婦	380,500豪ドル (31,201,000円)	583,500豪ドル (47,847,000円)

金融資産

	金額	率
単身者	50,200豪ドル以下 (4,116,400円以下)	1.75%
	50,200豪ドル超 (4,116,400円超)	3.25%
夫婦	83,400豪ドル以下 (6,838,800円以下)	1.75%
	83,400豪ドル超 (6,838,800円超)	3.25%

(出所) スーパーアニュエーション基金連盟ホームページ (ASFA Super GURU)

【表1-3】 老齡年金支給開始年齢

出生年月日	老齡年金支給開始年齢
1952年7月1日～1953年12月31日	65.5歳
1954年1月1日～1955年6月30日	66歳
1955年7月1日～1956年12月31日	66.5歳
1957年1月1日以降	67歳

(出所) スーパーアニュエーション基金連盟ホームページ (ASFA Super GURU)

【表1-4】 定期的取崩の下限

年 齢	残高比取崩率
65歳未満	4%
65歳～74歳	5%
75歳～79歳	6%
80歳～84歳	7%
85歳～89歳	9%
90歳～94歳	11%
95歳以上	14%

(出所) スーパーアニュエーション基金連盟ホームページ (ASFA Super GURU)

【表1-5】 スーパーアニュエーションの拠出段階の税率

収 入	税 率
250,000豪ドル以下 (20,500,000円以下)	15%
250,000豪ドルを超 (20,500,000円超)	30%

(注) スーパーアニュエーションへの年間拠出限度額は25,000豪ドル (2,050,000円)
運用収益に対する税率は原則として15%

【参考】 所得税率表 (2017会計年度)

課 税 収 入	税 率
18,200豪ドル以下 (1,492,400円以下)	0%
18,200豪ドル超37,000豪ドル以下 (1,492,400円超3,034,000円以下)	19.0%
37,000豪ドル超87,000豪ドル以下 (3,034,000円超7,134,000円以下)	32.5%
87,000豪ドル超180,000豪ドル以下 (7,134,000円超14,760,000円以下)	37.0%
180,000豪ドル超 (14,760,000円超)	45.0%

(出所) スーパーアニュエーション基金連盟ホームページ (ASFA Super GURU)

【表1-6】各生活水準のイメージ

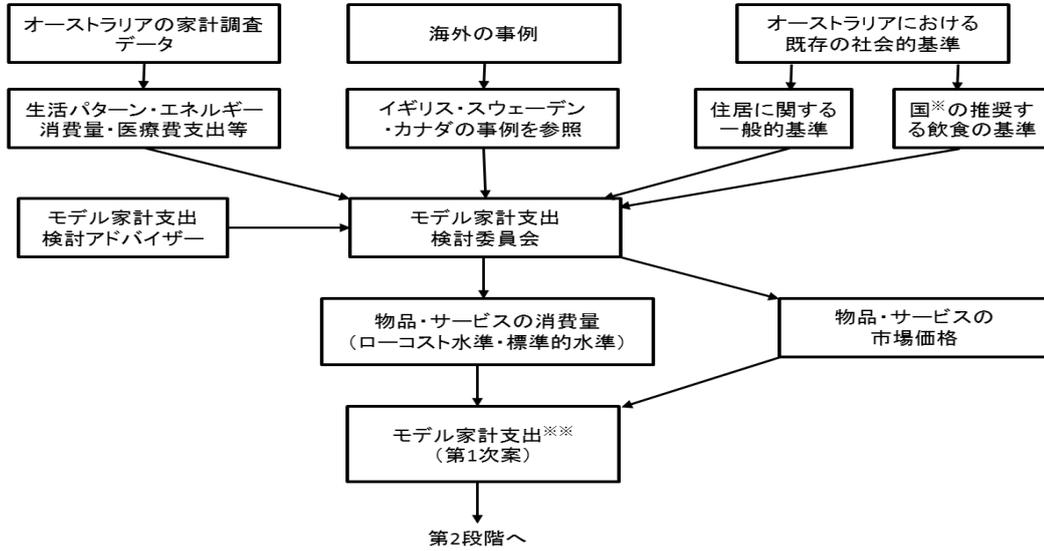
	余裕ある水準	標準的水準	低コスト水準
単身モデル	42,764豪ドル (3,506,648円)	27,368豪ドル (2,244,176円)	21,222豪ドル (1,740,204円)
夫婦モデル	60,254豪ドル (4,940,828円)	39,353豪ドル (3,226,946円)	31,995豪ドル (2,623,590円)
リフォーム	キッチン・バスルームは20年で大規模リフォーム	大規模リフォーム予算はないが、キッチン・バスルーム以外の補修は可能	雨漏り等の小規模の補修予算もなし
日用品・理容・美容等	高品質で多量の日用品等の購入と高級理容室・美容室を利用	一定範囲内での日用品等の購入と理容室・美容室の利用	限定的に理容室・美容室を利用
電化製品等の利用	エアコンを随時利用	注意深いコスト管理が必要	冬季でも暖房は節約
外食	レストランでの良質な食事	テイクアウトの利用と稀に安価なレストランで食事	安価なテイクアウトを利用
コミュニケーション等	高速大容量インターネット等の通信手段を利用	一般的な速度・容量のインターネット等の通信手段を利用	必要最小限でインターネット等の通信手段を利用
衣料品	高品質な衣料品購入	手ごろな衣料品購入	必要最低限の衣料品購入
旅行	年1回の国内旅行と不定期の海外旅行	年1回の国内旅行、または、年数回の短期旅行	居住地域内での短期または日帰り旅行
医療保険	最良の私的医療保険を利用	基礎的な私的医療保険を利用	私的医療保険は利用できず
自家用車	適正な価格・品質の自家用車	安価な自家用車	保有せず
レジャー	定期的に様々なレジャー活動に参加	年1回のレジャー活動、または、数回の映画鑑賞	無料または低料金のレジャー活動、稀に映画鑑賞

(注) 金額は2018年3月現在の70歳モデル家計支出金額

「低コスト水準」記載の金額は2017年9月四半期の老齢年金の基礎額を年額に換算した額
(出所) スーパーアニュエーション基金連盟ホームページ (ASFA Super GURU) による

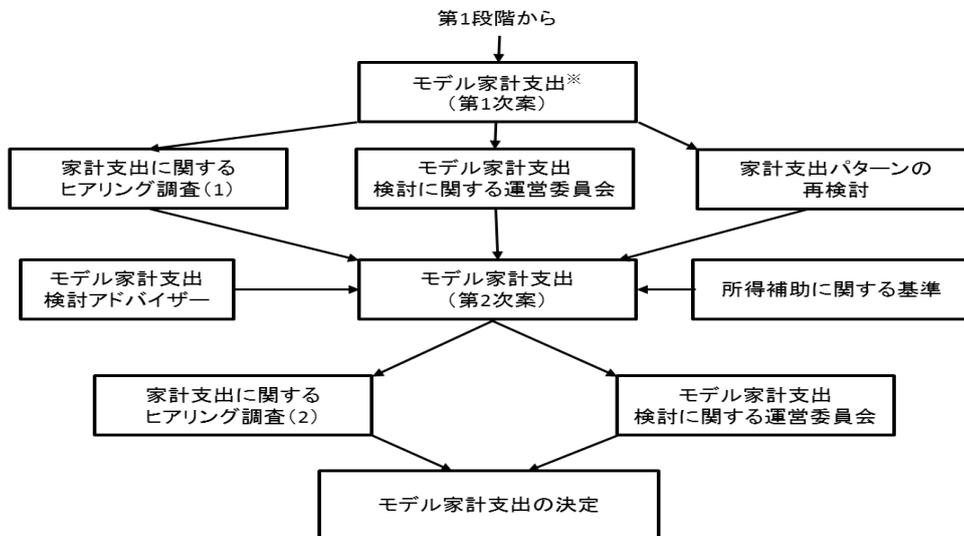
【図2-1】モデル家計支出の作成手順

(第1段階)



※ 「国」と表示してあるのはオーストラリア政府の「National Health and Medical Research Center」
 ※※ 家計支出額は1週間当たりの額

(第2段階)



※ 家計支出額は1週間当たりの額

(出所) Social Policy Research Center [1998] : Figure 2.1 から作成

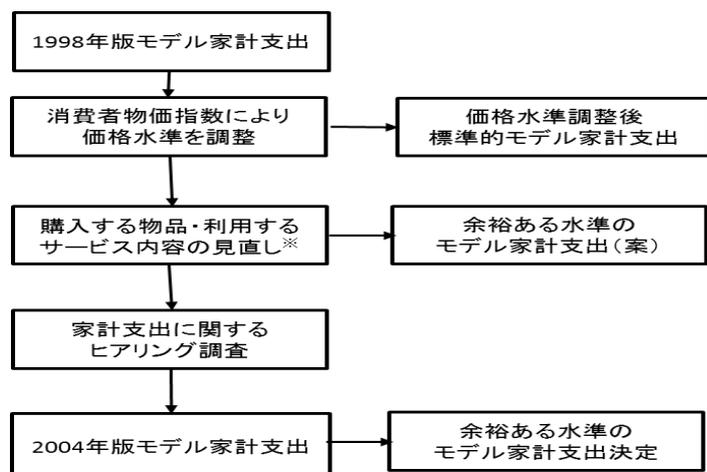
【表2-1】 1998年版の支出費目分類と生活水準

費目	構成内容	標準的水準	ローコスト水準
住宅費 Housing	賃貸：家賃 持家：住宅ローン 住宅保険 修繕費用 水道等の行政 サービス費用	賃貸の場合は平均的家賃の私営住宅 公営賃貸は想定していない	私営賃貸の場合は25パーセントの家賃水準を想定 公営賃貸の場合は年金給付と補助金で入居可能な物件を想定
光熱費 Energy Use	電気・ガス料金	家族構成・モデル家計において保有する家電等に対応する費用	
食費 Foods	食料・調味料・飲料(酒類含む)の購入費用等	主要ブランドの製品を一般の小売店で購入することを想定	スーパーマーケットで安価なブランドの製品を購入
衣料品 Clothing and Footwear	衣料品(フォーマル・カジュアル・夏物・冬物別に区分)・履物等	家族構成・雇用の有無等によって品質・数量は変動するが一般の小売店で標準的な物品を購入	家族構成・雇用の有無等によって購入する物品は変動するが、最も安い価格の物品を購入
家具・家電・住宅 関連サービス Household Goods and Services	家電・家具・食器等 クリーニング・学校の 課外活動費用等	所有比率基準(50%ルール)を適用し、平均的な価格の物品・サービスを購入・利用	所有比率基準(75%ルール)を適用し、想定よりも長期間にわたり物品を利用 価格は最安値の物品・サービスのもの
医療費 Health	医療保険、医療費、薬剤費等	私的医療保険を購入	私的医療保険の購入不可 医療費補助等の利用を想定
交通費 Transport	自家用車・交通機関の利用に伴う費用	自家用車の利用は可能(ローコストは主要なショッピングセンターの遠地に居住) 移動距離は雇用状態によって異なる ローコストの場合は最安値のガソリンを購入	
レジャー Leisure	旅行・映画鑑賞・テレビ視聴	所有比率基準(50%ルール)・雇用状態によって異なる 年1回の休暇旅行、平均的な価格帯のレジャー用品の購入を想定	所有比率基準(75%ルール)・雇用状態によって異なる 3年に1回の休暇旅行、子供用玩具は平均的な価格の20%引きで、レジャー用品は最安値の物品を必要最小限で購入
パーソナルケア Personal Care	理容・美容・装飾品等	主要ブランドの物品・サービスを購入・利用	安価なブランドの物品・サービスを購入・利用

(注) 家賃はシドニー近郊(Hurstville)の物件を想定している

(出所) Social Policy Research Center [1998] : Table 12.1に Chapter 3~11に記載されている各費目の構成内容を補足して作成

【図2-2】 2004年版モデル家計支出作成手順



※ オーストラリア家計支出調査データ(Australian Household Expenditure Survey)による

(出所) Social Policy Research Center [2004] Figure 1から作成

【表2-2】「標準的水準」と「余裕ある水準」のモデル家計支出（2004年版）

費目	高齢単身者（女性）		高齢夫婦	
	標準的水準	余裕ある水準	標準的水準	余裕ある水準
住居費 Housing	56.1豪ドル (4,600円)	74.6豪ドル (6,117円)	58.1豪ドル (4,764円)	76.5豪ドル (6,273円)
光熱費 Energy	10.3豪ドル (845円)	11.3豪ドル (927円)	12.3豪ドル (1,009円)	13.3豪ドル (1,091円)
食費 Food	58.6豪ドル (4,805円)	110.9豪ドル (9,094円)	117.4豪ドル (9,627円)	156.0豪ドル (12,792円)
衣料品・履物 Clothing and Footwear	15.1豪ドル (1,238円)	31.9豪ドル (2,616円)	26.1豪ドル (2,140円)	59.2豪ドル (4,854円)
家具・家電・ 住宅関連サー ビス Household Goods and Services	47.8豪ドル (3,920円)	85.2豪ドル (6,986円)	50.7豪ドル (4,157円)	78.3豪ドル (6,421円)
医療費 Health	9.9豪ドル (812円)	41.8豪ドル (3,428円)	18.7豪ドル (1,533円)	82.2豪ドル (6,740円)
交通費 Transport	62.5豪ドル (5,125円)	95.4豪ドル (7,823円)	63.2豪ドル (5,182円)	96.1豪ドル (7,880円)
レジャー Leisure	43.3豪ドル (3,551円)	138.6豪ドル (11,365円)	71.7豪ドル (5,879円)	198.9豪ドル (16,310円)
パーソナルケア Personal Care	21.8豪ドル (1,288円)	21.8豪ドル (1,788円)	34.7豪ドル (2,845円)	34.8豪ドル (2,854円)
1週間合計額	325.6豪ドル (26,699円)	611.5豪ドル (50,143円)	452.9豪ドル (37,138円)	795.2豪ドル (65,206円)

(出所) Retirement Budget Standards [2004] Table12から作成

【表2-3】「標準的水準」と「余裕ある水準」のモデル家計支出（2009年版）

費目	高齢単身者（女性）		高齢夫婦	
	標準的水準	余裕ある水準	標準的水準	余裕ある水準
食費 Food	70.0豪ドル (5,740円)	100.0豪ドル (8,200円)	145.0豪ドル (11,890円)	180.0豪ドル (14,760円)
衣料品・履物 Clothing and Footwear	18.5豪ドル (1,517円)	40.0豪ドル (3,280円)	29.5豪ドル (2,419円)	60.0豪ドル (4,920円)
住居費 Housing	79.9豪ドル (6,552円)	88.7豪ドル (7,273円)	86.6豪ドル (7,101円)	108.2豪ドル (8,872円)
家具・家電・ 住宅関連サー ビス Household Goods and Services	26.1豪ドル (2,140円)	78.6豪ドル (6,445円)	38.1豪ドル (3,124円)	84.4豪ドル (6,921円)
医療費 Health	31.9豪ドル (2,616円)	63.2豪ドル (5,182円)	61.5豪ドル (5,043円)	111.5豪ドル (9,143円)
交通費 Transport	87.9豪ドル (7,208円)	131.0豪ドル (10,741円)	90.4豪ドル (7,413円)	133.5豪ドル (10,947円)
レクリエーシ ョン Recreation	78.3豪ドル (6,421円)	222.3豪ドル (18,229円)	104.6豪ドル (8,577円)	304.6豪ドル (24,977円)
コミュニケー ション Communication	9.2豪ドル (754円)	25.3豪ドル (2,075円)	16.2豪ドル (1,328円)	32.2豪ドル (2,640円)
1週間合計額	401.8豪ドル (32,948円)	749.1豪ドル (61,426円)	571.9豪ドル (46,896円)	1,014.4豪ドル (83,181円)

（出所） Retirement Budget Standards [2009] Table7から作成

【表 2 - 4】 70歳モデル・90歳モデルのモデル家計支出の比較

	70歳モデル家計支出		90歳モデル家計支出	
	標準的水準 夫婦	余裕ある水準 夫婦	標準的水準 夫婦	余裕ある水準 夫婦
住居費 Housing	65.56 (5,376)	91.77 (7,525)	65.56 (5,376)	91.77 (7,525)
光熱費 Energy	54.55 (4,473)	56.53 (4,635)	54.55 (4,473)	56.53 (4,635)
食費 Food	159.61 (13,088)	198.13 (16,247)	159.61 (13,088)	198.13 (16,247)
衣料品 Clothing	28.68 (2,352)	57.37 (4,704)	28.69 (2,353)	57.37 (4,704)
家具・家電・住 宅関連サービス Household Goods and Services	36.03 (2,954)	87.57 (7,181)	66.14 (5,423)	167.87 (13,765)
医療費 Health	78.43 (6,431)	142.30 (11,669)	136.27 (11,174)	191.78 (15,726)
交通費 Transport	98.78 (8,100)	145.86 (11,961)	49.95 (4,096)	54.95 (4,506)
レジャー Leisure	109.93 (9,014)	306.41 (25,126)	70.13 (5,751)	167.96 (13,773)
コミュニケーション Communication	16.33 (1,339)	32.64 (2,676)	16.24 (1,332)	32.44 (2,660)
1週間合計額	647.91 (53,129)	1,118.58 (91,724)	647.14 (53,065)	1,018.79 (83,541)
90歳÷70歳	—	—	99.9%	91.1%

	70歳モデル家計支出		90歳モデル家計支出	
	標準的水準 単身	余裕ある水準 単身	標準的水準 単身	余裕ある水準 単身
住居費 Housing	68.30 (5,601)	79.16 (6,491)	68.30 (5,601)	79.16 (6,491)
光熱費 Energy	41.07 (3,368)	41.68 (3,418)	41.07 (3,368)	41.68 (3,418)
食費 Food	77.05 (6,318)	110.07 (9,026)	77.05 (6,138)	110.07 (9,026)
衣料品 Clothing	17.67 (1,449)	38.25 (3,137)	17.67 (1,449)	38.25 (3,137)
家具・家電・住 宅関連サービス Household Goods and Services	26.57 (2,179)	74.75 (6,130)	46.65 (3,825)	145.03 (11,892)
医療費 Health	40.64 (3,332)	80.63 (6,612)	87.78 (7,198)	120.21 (9,857)
交通費 Transport	96.05 (7,876)	143.14 (11,737)	39.96 (3,277)	44.96 (3,687)
レジャー Leisure	73.78 (6,050)	223.60 (18,335)	47.01 (3,855)	121.50 (9,963)
コミュニケーション Communication	9.33 (765)	25.64 (2,102)	9.27 (760)	25.49 (2,090)
1週間合計額	450.48 (36,939)	816.92 (66,987)	434.77 (35,651)	726.36 (59,562)
90歳÷70歳	—	—	96.5%	88.9%

(注) 金額単位は豪ドル

下段 () 内の数値は円換算額

(出所) ASFA Retirement Standards [2014] Table 1および Table 9から作成

【表 2 - 5】 70歳モデル・90歳モデルのモデル家計支出変動要因

住居費 Housing	加齢によって住宅の維持費用は不変 ⇒ 70歳と同水準
光熱費 Energy	住居費と同様、加齢によって光熱費は変動せず ⇒ 70歳と同水準
食費 Foods	加齢に伴い簡素な食事になる傾向もあるが健康維持に必要な食事は不変 ⇒ 70歳と同水準
衣料品 Clothing	加齢に伴い、衣料品の損耗が若干低下する傾向はあるが、逆に必要となるものも存在 ⇒ 70歳と同水準
家具・家電・住宅 関連サービス Household Goods and Services	生活に必要な家具・家電・日用品等は年齢にかかわらず同一 一方で、家事代行サービスや介護費用が増加 ⇒ 70歳に比較して増加
医療費 Health	高齢者の健康状態は改善されてきているものの、疾病等による医療費は加齢により増加 ⇒ 70歳に比較して増加
交通費 Transport	加齢に伴い自家用車の利用は減少 ⇒ 70歳よりも減少
レジャー Leisure	加齢により、海外旅行等の活動的なアクティビティが減少 ⇒ 70歳よりも減少
コミュニケーション Communication	インターネット・SNS等が普及するも従来型の通信手段に依存 ⇒ 結果として70歳と同水準

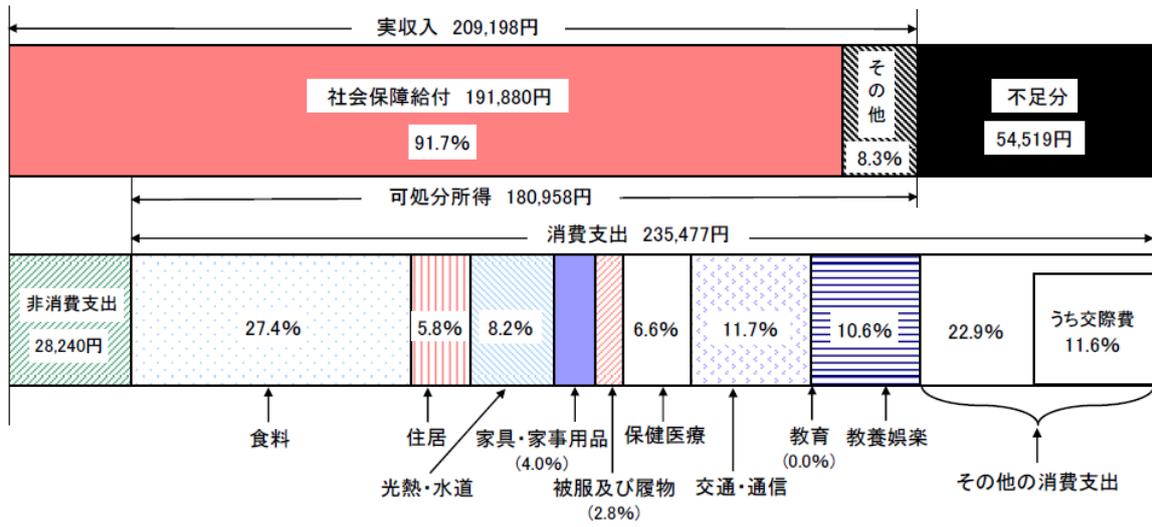
(出所) ASFA Retirement Standards [2014] から筆者が作成

【表2-6】「標準的水準」と「余裕ある水準」のモデル家計支出（2018年版）

費目	高齢単身者（女性）		高齢夫婦	
	標準的水準	余裕ある水準	標準的水準	余裕ある水準
食費 Food	89.0豪ドル (7,298円)	115.1豪ドル (9,438円)	165.0豪ドル (13,530円)	200.0豪ドル (16,400円)
衣料品・履物 Clothing and Footwear	20.1豪ドル (1,648円)	26.9豪ドル (2,206円)	38.2豪ドル (3,132円)	50.0豪ドル (4,100円)
住居費 Housing	97.4豪ドル (7,987円)	114.0豪ドル (9,348円)	109.5豪ドル (8,979円)	119.2豪ドル (9,774円)
光熱費 Energy	37.8豪ドル (3,100円)	47.9豪ドル (3,928円)	50.8豪ドル (4,166円)	59.4豪ドル (4,871円)
家具・家電・ 住宅関連サー ビス Household Goods and Services	33.7豪ドル (2,763円)	73.1豪ドル (5,994円)	39.4豪ドル (3,231円)	89.86豪ドル (7,369円)
医療費 Health	47.35豪ドル (3,883円)	97.2豪ドル (7,970円)	91.2豪ドル (7,478円)	181.7豪ドル (14,899円)
交通費 Transport	87.0豪ドル (7,134円)	142.0豪ドル (11,644円)	93.0豪ドル (7,626円)	154.1豪ドル (12,636円)
レクリエーシ ョン Recreation	92.2豪ドル (7,560円)	178.5豪ドル (14,637円)	144.7豪ドル (11,865円)	268.1豪ドル (21,984円)
コミュニケー ション Communication	19.8豪ドル (1,624円)	24.7豪ドル (2,025円)	22.3豪ドル (1,829円)	32.15豪ドル (2,636円)
1週間合計額	524.3豪ドル (42,993円)	819.2豪ドル (67,174円)	753.9豪ドル (61,820円)	1,154.5豪ドル (94,669円)

(出所) Retirement Budget Standards [2018] Table5から作成

【図 3 - 1】 高齢無職世帯の家計収支



- (注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合 (%) は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合 (%) は、消費支出に占める割合である。

(出所) 2017年総務省家計調査報告

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年 (年月日)	ページ
なし							

雑誌

執筆者氏名	論文タイトル	雑誌名	巻号	ページ	出版年 (年月日)
中嶋 邦夫	「勘違い」と「わからない」のの違いー金融と生命保険に関するリテラシーの多様性を考慮した分析ー	基礎研レポート	2018-03-28	1-14	2018年 (2018-03-28)